

☆今月号に2004年の会費納入用の郵便振替用紙を入れています。会費の納入をよろしくお願いたします。

# 婚差会つうしん No.91

## 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区  
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail: konsakai@big.or.jp

**非婚の親と婚外子**  
差別なき明日に向かって

結婚していないと、子どもを産んではいけないの？  
生まれた子どもは、なぜ、かわいそうなの？

当事者の体験談、法律相談Q&Aなど役立つ情報が満載

青木書店 定価◎本体1,900円+税

### みなさん、お待たせしました！

### 婚差会の本が、遂に出版されました！！

### 「非婚の親と婚外子——差別なき明日に向かって」

(青木書店、定価 1995 円)

### ぜひ、読んでくださいね！！！！

\*同封のチラシで青木書店に直接ご注文いただくと割引になります。

やっと、ようやく私たち婚差会の新しい本が完成しました。

企画から7年、とても長い道のりでした。執筆者の方には、不快な指摘と思われることもあったでしょうが、執筆者相互の徹底的な検討を経て、内容的にも読み応えがあり、いま悩んでいる人にもすぐに役立つ本ができ上がったと自負しています。

執筆者によって書き始めた時期に差があり、早くから書いてくださった方々には、「本当に出せるのかしら？」という不安もたくさん感じさせたのではと申し訳なく思っています。また、時間をおいての度重なる書き直しにも快く応じていただきました。

関係者のみなさんの寛容と忍耐に感謝するとともに、この本を世に出せたことで、編集担当者としては、本当に肩の荷が下りてホッとしております。

第1部の全7章は、婚外子・非婚シングルマザーの体験を、当事者たちが迫力ある筆致で書き上げました。非婚シングルマザーの立場からは、民法772条の嫡出推定に抵抗した人(第1章)、児童扶養手当制度の変遷と問題点を受給者である非婚の母の目線で追った話(第2章)、婚外子と父との面接交渉権を求めた人(第3章)、自らの生き方と誇りを懸けたシングルマザー・セクハラ裁判に勝訴した原告(第4章)。そして、イギリスから日本に渡ってきた非婚シングルマザーの体験談(第5章)には、それぞれの国の事情が垣間見えます。

第1部の最後の2章は、婚外子本人が、差別撤廃の必要性を2方向から訴えます。婚外子の思いは、これまであまり語られてこなかっただけに、ぜひとも注目していただきたいところです。自らの実体験から、婚外子差別の存在が親と子の関係性を歪めていく残酷さを暴き(第6章)、婚外子差別の本質と、日本社会に残る性の二重基準の関係を示唆します(第7章)。

第2部は婚差会ホームページに寄せられた質問を一般的なものに整理し、役に立つQ&Aにまとめました。

第3部の全4章では、差別撤廃の方向性を探っています。第1章では、差別撤廃を阻む戸籍制度と戦後家族のあり方、第2章では、増え続ける国際婚外子の国籍確認訴訟の過程で見えてきた政府の姿勢を検証し、第3章では、すでに差別をなくしたスウェーデンの制度を概観し、日本における20年来の運動の意義と新たな方向を提示(第4章)、付録に婚差会のあゆみを記しました。ぜひ読んでください。差別なき社会への一步を共に踏み出しましょう。

(婚外子差別と闘う会 編集担当 大田季子・善積京子)

### ●これからの活動スケジュール●

\*今回は都合により、6月19日(土)・20日(日)に予定していた合宿は中止します。

7月24日(土) 事務局会議

<8月はお休みです>

9月4日(土) つうしん92号発行

10月2日(土) 事務局会議

11月13日(土) つうしん93号発行

12月4日(土) 事務局会議、あと忘年会

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室TEL072・

いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel06・ 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時頃までやっています。

★今月号の目次★

- ・戸籍院判決特集...2~9ページ
- ・ボツェの子こもたち...10,11ページ
- ・時作エム...支援する会解散...10ページ
- ・民法改正の現状...12~13ページ
- ・「正論」への反論...14~15ページ
- ・婚差会会計報告ほか...15ページ

# 婚外子の戸籍区別

## 東京地裁 差し止め認めず

# 「プライバシー侵害」初判断

婚姻届を出した夫婦の子(嫡出子)は、戸籍の続柄に「長男」「二女」などと書かれ、婚外子(非嫡出子)は「男」か「女」と区別して記載されるのは、不当な差別を生むとして、記載の違法性が争われた訴訟の判決が2日、東京地裁であった。柴田寛之裁判長は「区別記載は戸籍制度の目的の必要限度を超え、プライ

バシー権の侵害だ」との初判断を示した。しかし、法相が続柄欄の記載を改廃しなかったことに注意義務違反はなかったとして、記載の差し止めや計400万円の慰謝料請求は退けた。訴えたのは、東京都武蔵野市の福喜多昇さん(56)、田中須美子さん(56)夫妻と娘(18)。夫妻は「慣れ親しんだ自分の

姓を大切にしたい」との思いから婚姻届を出さず、事実婚を選んだ。判決によると、夫妻は85年8月に娘を生み、当時住んでいた東京都中野区に届けた。区は、一見して婚外子と分かる「女」と記載したため、夫妻は区と同居を相手に99年に提訴した。区側は「非嫡出子は嫡出子の半分しか相続権が

認められず、記載を区別する必要がある」と主張した。柴田裁判長は差別を助長する実態がある点も踏まえて、「一見して明らか記載方法を用いる必要性は乏しい」と結論づけた。非嫡出子かどうかは、認知の記載や、父親欄の空白で判別できるとも述べた。

夫妻側は、区別記載が法の下の平等を保障した憲法に反することも主張したが判決は憲法判断には踏み込まなかった。行政上の必要性厳格さを求める

成城大学法学部の棟居快行教授の話 戸籍が非嫡出子であることを殊更に明示することで子への社会的偏見を助長し、親の事実婚に筋違いのペナルティーを科すことは、個人の尊厳を基盤にすえる憲法の家族観とも合致せず、行政上の必要性に厳格さを求める意味で、妥当な判決だ。

婚姻届を出していない「事実婚」の夫婦とその長女が、長女の戸籍の続柄欄に非嫡出子(婚外子)を意味する「女」と記載されているのは、プライバシー権の侵害などとして、国と東京都中野区に記載の変更と計四百万円の賠償を求めた訴訟の判決が2日、東京地裁であった。柴田寛之裁判長は、請求自体は退けたが、「続柄欄で嫡出子と非嫡出子を区別するのは、必要性の限度を超えプライバシー権を害している」と指摘した。原告側は控訴する方針。

長女は出生した一九八五年、本籍地の中野区で戸籍が作られ、「女」と記載された。判決は、非嫡出子を取り巻く社会状況について「就職、結婚などで差別助長」を理由に却下した。非嫡出子を巡っては、福喜多さんらが住民票の記載で嫡出子と差があるのは不当な差別だとして訴訟を起し、敗訴したが、九一年の東京地裁判決が住民票の記載に問題があることを指摘した後、九四年の自治省通知で、表記がすべ

なかつたのも、当時としては違法とまでは言えなかつたからで、今後ともこのままではいけない。相続の差別があるから戸籍上の区別も残っているわけで、本来は民法の相続規定を改めるべきだ

### 日経 3/3

## 戸籍続柄記載 非嫡出子に差

# プライバシー侵害認定

## 東京地裁 賠償責任は認めず

婚姻届を出さない事実婚の夫婦と娘が「戸籍の続柄欄に嫡出子と非嫡出子を区別して記載するのは憲法違反」として、娘の出生を届け出た東京都中野区と国を相手に損害賠償などを求めた訴訟の判決が2日、東京地裁であった。柴田寛之裁判長は「区別記載は必要性が

乏しくプライバシーの侵害」と認め、賠償責任は否定し夫婦側の請求を退けた。訴えていたのは東京都武蔵野市の公務員、福喜多昇さん(56)、同、田中須美子さん(56)夫婦と高校三年生の娘(18)。戸籍法施行規則は法律上婚姻した夫婦の子(嫡

出子)は続柄欄に「長男」「長女」「二男」などと記載、非嫡出子は「男」「女」だけ記載するよう定められている。柴田裁判長は「民法は嫡出子と非嫡出子の権利に差異を設け、戸籍で明確に判別できるように記載することが要請されている」とした上で、「就学

や就職、結婚などでの不利益な扱いを助長している」と指摘。「身分事項欄に「認知」と記載があるか、父親欄の空白により非嫡出子と判別でき、区別記載は必要性の程度を超えプライバシーを侵害している」と認めた。ただ「明らかに不当とは言えず、違法とする判例もない」として、国と中野区の過失を否定した。法務省の話 勝訴した野区の過失を否定した。法務省の話 勝訴した野区の過失を否定した。

「画期的な判決」石井美智子・東京都立大教授(家族法)の話「戸籍法の規定について、プライバシー侵害を認めた画期的な判決だ。損害賠償を認め

た「子」に統一された経緯がある。また、非嫡出子の相続格差が法の下の平等を定めた憲法に違反するかどうかを争われた訴訟では、二〇〇三年に三件の最高裁判決があり、いずれも裁判官五人のうち二人が違憲と判断す

るなど、現行制度への疑問が強まっている。

なかつたのも、当時としては違法とまでは言えなかつたからで、今後ともこのままではいけない。相続の差別があるから戸籍上の区別も残っているわけで、本来は民法の相続規定を改めるべきだ



夏までに法務省民事局  
民事第一課あてに、どんなふうに  
戸籍続柄を変えてほしいのか。  
私たちの声を届けたい。  
同好のB5の交流会から  
呼びかけに注目ください。

## 損害賠償請求は棄却

訴えていたのは、東京都型一による、非嫡出子の武蔵野市の福喜多昇さん(56)、妻の田中須美子さん(56)と、娘(18)。「女」「三男」などと記載する戸籍法施行規則の「いかなる記載もよい」という規定を指

判でできるの、さらに明確に判別できる記載をする合理性は乏しく、プライバシー権を侵害している」と指摘した。

非嫡出子を巡っては、福喜多さんらが住民票の記載で嫡出子と差があるのは不当な差別だとして訴訟を起し、敗訴したが、九一年の東京地裁判決が住民票の記載に問題があることを指摘した後、九四年の自治省通知で、表記がすべ

朝日 3/3

## 非嫡出子戸籍区別

# プライバシー侵害認定

## 東京地裁「就職、結婚で差別助長」

婚姻届を出していない「事実婚」の夫婦とその長女が、長女の戸籍の続柄欄に非嫡出子(婚外子)を意味する「女」と記載されているのは、プライバシー権の侵害などとして、国と東京都中野区に記載の変更と計四百万円の賠償を求めた訴訟の判決が2日、東京地裁であった。柴田寛之裁判長は、請求自体は退けたが、「続柄欄で嫡出子と非嫡出子を区別するのは、必要性の限度を超えプライバシー権を害している」と指摘した。原告側は控訴する方針。

長女は出生した一九八五年、本籍地の中野区で戸籍が作られ、「女」と記載された。判決は、非嫡出子を取り巻く社会状況について「就職、結婚などで差別助長」を理由に却下した。非嫡出子を巡っては、福喜多さんらが住民票の記載で嫡出子と差があるのは不当な差別だとして訴訟を起し、敗訴したが、九一年の東京地裁判決が住民票の記載に問題があることを指摘した後、九四年の自治省通知で、表記がすべ

読売 3/3







# 非嫡出子

## 結婚観や社会状況も多様化 戸籍の続き柄で嫡出子と差別、再考を

戸籍の続き柄欄に嫡出子と非嫡出子(婚外子)を区別して記載することは、違法ではないが、「必要性の程度を超えたプライバシーの侵害」にあたる、東京地裁が認めた。  
解説部 永峰 好美

判決は、「個人の価値観の多様化や家族形態の変化に伴い、事実婚が増加し、国民の意識も変遷している」と、社会状況の変容を述べ、一方、「続き柄欄の記載で属性が判明し、差別が助長される」ともあると指摘。「プライバシー保護の観点から、非嫡出子であることが強調されないようにすべきだ」との見解を示した。

戦後、「家」制度の廃止とともに改められた戸籍制度だが、抜本的な改変はなされず、嫡出子・非嫡出子の区分は残った。「法律婚主義を採用する現行の民法が、両者の権利に差異を設けているから」というのが、被告の国側の説明だ。婚外子の権利を強化したら、婚外の性行動を助長し、ひいては、伝統的な家族観の根幹を揺るがしかねない懸念を抱く人も、依然として少なくない。

「差異が最も明確なのは、非嫡出子の相続分は嫡出子の二分の一」との規定。だが、相続を巡る格差について、憲法に反するかどうか

うかがわれた訴訟の最高裁判決では、最近、合憲との結論は崩れないものの、五人中二人の裁判官が「違憲」とする反対意見を述べ、三月の判決の反対意見には、「社会状況の変化は著しく、婚姻という外形をとったかどうかで差異を設けることが合理性を見いだすのは困難」との指摘があった。今回の判決も、こうした司法判断の流れに沿ったものといえるだろう。

世界に目を転じると、欧米各国では、一九六〇年代後半から、非嫡出子を差別してきた法律を改正、撤廃する動きが相次いだ。英独やスウェーデンでは、すでに嫡出・非嫡出の概念がなく、両者は平等に扱われている。仏でも、二〇〇〇年の欧州人権裁判所の勧告を受け、相続の格差がなくなった。

法の後押しもあって、スウェーデンやデンマークでは出生の約半分が婚外出生で、英仏も30%を超えている。これらの国では、婚外子出生率の上昇が、全体の出生率が

を押し上げているともいわれる。それに比べると、日本の動きは遅々として進まない。日本が批准した国際人権規約や子どもの権利条約は、出生による差別を禁止しており、国連の人権関連の委員会から、非嫡出子の差別是正を再三勧告されている改善されたのは、九四年に、それまで嫡出子は「長男」など、非嫡出子は「子」とのみ記載してきた住民票の続き柄の記載を、「子」に統一するよう、旧自治省が全国の自治体に通達したことだった。

未婚の母や、婚姻という形にこだわらない夫婦が増え、家族のあり方が多様化する中、嫡出子と非嫡出子を区別する合理性は急速に失われつつある。

日本人が家族に寄せる心情に配慮しつつ、いかなる家族の形を選んでも、社会的に不利益を受けないような法制度を望みたい。それには、今後の結婚のあり方や家族像をどう考えるのか、幅広い議論が欠かせない。

2004.3.4 読売社説



2004.3.7 朝日社説

## 婚外子差別はやめよう



### 戸籍の記載

他人は多たん気にとめないが、本人にとっては「女」と記される。だから、嫡出子かどうかがひと目で分かる。この仕組みが、進学や就職、結婚といった人生の節目で婚外子に対するいじめや差別を生む原因の一つになってきた。

婚姻届を出した夫婦の間に生まれた子どもは「長男」や「長女」と記載される。ところが、婚姻届を出さなかった場合、続き柄欄に「長男」や「長女」と記載される。ところが、婚姻届を出さ

### 寄稿 戸籍の続柄裁判の判決と 戸籍の続柄記載変更に対する個人的感想 婚外子差別と闘う会 Y・M

何よりも「婚外子と非婚の女性を差別しない社会を求めて」住民票の続柄差別記載の廃止、戸籍の続柄差別記載の廃止と闘い続けてこられた田中さん・福喜多さんそして彼らの子どもの淳さんに心から「ありがとう」と言いたい。

婚外子が差別によって失うものは、決して結婚や就職や遺産相続の額だけではありません。人間としての価値を踏みじられ、自尊感情を損なっていきます。自尊感情の回復には、不当な差別と対決する必要がありますが、親のプライバシーを明らかにしてしまうため、婚外子が自分から名乗りをあげて、差別の廃止を求めることも困難なのです。そんな中で彼らの闘いは婚外子を力づけてくれました。

また、婚外子差別反対運動の広まりで、婚外子ゆえに感じてきた「重苦しさ」から随分解放されました。私たちも今後、相続差別の撤廃、さらに嫡出・非嫡出の概念の廃止を求めて、一緒にがんばっていきたいと思います。

NPO人権セクター「ヒューマン・ライツ」vol.35  
2004年3月15日号  
Y-M 寄稿分

こうした。これに対して、東京地裁は「一見してはつきり非嫡出子とわかる方法を探るのは、プライバシーの侵害にあたる」という初めての判断を下した。

判決は婚外子への差別の実態を指摘したうえで、差別を助長する今の戸籍の仕組みには合理性がないと断じた。法務省はこの判決に沿って、続き柄欄を改めるための措置を急ぐべきである。

それにしても、どうしてこんな制度がいまだに残っているのか。そのことを考える必要がある。

大きな理由は「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分」という民法の規定にある。明治時代につくられ、戦後も残された。相続で嫡出子と非嫡出子に差をつけている以上、トラブルを防ぐために、戸籍で嫡出子かどうかがはつきりさせる必要がある。それが法務省の説明だ。

だが、両親の結びつきがどんな形であろうと、生まれた子どもに責任はない。本人がいくら努力しても非嫡出子であることを変えることはできない。明治以来の相続の差別が、非嫡出子への差別を温存してきた

日本も批准した子どもの権利条約は、出生によるいかなる差別もしてはならないと定めている。かつては相続分に差をつける国が一般的だった欧州では、60年代以降、平等に扱うように次々に改められた。これが、子ども一人ひとりを大事にする立場に立った今の世界の潮流である。

法務省もこの流れを取り込んだ民法改正法案を70年代後半にまとめたことがある。8年前にも国会提出を試みたが、挫折した。「正しい結婚」「正しい家庭」を守るには嫡出・非嫡出の区別が必要とする自民党からの激しい抵抗に遭ったためだ。

裁判所も似た状況だ。相続差別の違憲性を争う訴訟は繰り返して起訴されているが、違憲とする判断は最高裁ではいまだに少数派である。

政治家や裁判官のこうした意識は、一般の人々の映し鏡と言えなくもない。あるべき結婚や家庭像については様々な意見があるが、生まれる子どもの権利の平等もまた社会の大切な土台である。今のような差別は終わりにしていかなくてはならないか。

婚外子続柄記載

2004. 3/14 神戸社説

法務省はこのほど、婚姻届を出していない両親から生まれた子ども（非嫡出子）婚外子に関する戸籍の続柄記載について、嫡出子との区別をなくす方針を明らかにした。今夏までに、戸籍法の施行規則を改正するつもり。

今月初めに、東京地裁で「戸籍の区別記載はプライバシーの侵害」という判断が示されたことへの対応である。現行では、婚外子は「女」「男」と記されているが、今後は嫡出子と同様に「長女」「二女」という表記にする。

これまで、戸籍の記載区別によって、就職や結婚など、社会生活における差別が助長されてきた面は否定できない。対応が遅すぎる感はあるが、今回の法務省の方針は一歩前進ではある。

すでに住民票については、九五年三月から、養子・嫡出子・婚外子を問わず、「子」に統一して表記するよう通達が出されている。戸籍の区別記載についても、事実婚の夫婦らが複数の訴訟を起こしているほか、国連の人権規約委員会からも、再三にわたって改善勧告を受けてきた。

それでも、なかなか改善されなかったのは、記載方法やプライバシー保護の問題よりもずっと根が深い、婚外子差別の考え方や制度があるからだ。

民法では、法定相続の際、婚外子には嫡出子の半分の権利しかない。明治時代にくられた規定で、嫡出子と婚外子との間に差を設けること、「正当な婚姻」を尊重する姿勢を示すものだった。

しかし、子どもの立場からすれば、これは明らかに「法の下の平等」に反する。家庭が大事なものは言わずともないが、現行の家族形態を維持しようとするあまり、

差別撤廃にまで踏み込め

2004. 3. 4. 毎日社説

婚外子続柄記載



差別撤廃は時代の流れだ

夫婦別姓をめぐる議論からも明らかのように、民法改正については与党を中心に強い抵抗がある。しかし、戸籍の記載方法を改変するという小手先の対応では、差別は改善されない。人権尊重の立場から、民法改正の論議にも踏み込むべきである。

婚姻届を出さずに事実婚をしているカップルが、戸籍続柄欄の区別記載の取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は2日、原告の訴えは退けたが「戸籍の区別記載はプライバシーの侵害」との判断を示した。事実上の原告勝訴とも言える判決である。

原告らは99年11月、娘の戸籍続柄欄に非嫡出子と意味する「女」と記載されたため、「法の下の平等を規定した憲法違反」として提訴した。判決は「非嫡出子の事実婚に他人に知られたくない情報で法的保護の対象。戸籍の記載方法はプライバシーの侵害を必要最小限にすべきだ」と指摘し、法改正の必要性に踏み込んだ。

戸籍法は美父母との続柄記載を義務付けている。具体的には施行規則で「ひな型」を示し、嫡出子については「長男」「長女」とし、非嫡出子については「男」「女」と記載するよう定めている。原告側は「この区別記載が精神的な苦痛となっている」と主張し、婚外子差別の撤廃を求めた。東京地裁判決は「非嫡出子は就

「婚外子として生まれて」  
NPO 人権センター 中尾 美佐枝

私は婚外子として生まれましたが、日常は婚外子という出自を意識して生きているわけではありません。しかし、自分の出自を消極的にしか受け止められず、できるものなら隠したいと思っていた頃は、就職試験やパスポート申請時などで戸籍謄本を出す場合、何とも言えない重苦しい気持ちになり、また、隠すためにうそをつくなどの不要な苦心をし、出自を強く意識しました。

今では婚外子差別の存在を知り、さらに人権を自分自身の問題としてとらえて人権活動に携わっていることや婚外子差別撤廃を求める団体、さまざまな人権団体等が、私の人生に大きな影響を与え、出自を明かすことができるようになったのだと思います。しかし、婚外子差別がある以上、精神面は完全に解放されることはありません。

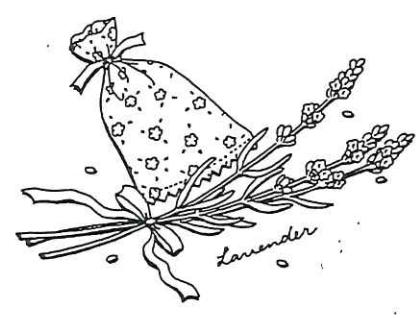
この度の判決が、「生まれ」によって人が差別されることのない社会につながっていくことを心から願います。

\*右記のひな形は、参考資料として私の戸籍抄本を元に作成し、掲載しています。

NPO人権センター  
「ヒューマンリターン」vol.35  
(2004年3月15日号から転載)  
中尾さんとのお出合いに感謝!!

|           |    |                 |     |       |     |
|-----------|----|-----------------|-----|-------|-----|
| 母 届 出 入 籍 |    | 昭和XXXXXで出生XXXXX |     | 本 籍 地 | 大阪府 |
| 生 出       | 母  | 父               | 姓 名 | 〇〇〇〇  |     |
| 年         | 〇〇 | 〇〇              | 〇〇  | 〇〇〇〇  |     |
| 月         | 〇〇 | 〇〇              | 〇〇  | 〇〇〇〇  |     |
| 日         | △△ | △△              | △△  | 〇〇〇〇  |     |
|           |    |                 | 性 別 | 女     |     |

\*身分事項欄に「母届出」と記載されていますが、母親に聞くと「父親が私の出生届を出した」にもかかわらず、(婚外子の場合)このように表記されています。逆に婚内子(嫡出子)の場合は、母親が届け出ても「父届出」と表記されるそうです。また、ひな形の中央下の続柄欄には単に性別のみの「女」と表記されていますが、婚内子の場合は、「長女」「二女」と子どもの間の序列をつけて表記されます。これらの表記は、出生届の記入に基づいて戸籍に登録されます。



●ラジオあさいちばん (NHK ラジオ第1) 2004年3月10日 (水) 放送「非嫡出・婚外子の差別を越えるために」

司会者：婚姻届を出していない東京都内の夫婦が、子供の戸籍の記載で差別を受けたと訴えた裁判で、今月2日東京地方裁判所は、「婚姻届を出した親の子かどうかを戸籍で強調するのはプライバシーの侵害に当たる」という判断を示しました。

これを受けて法務省は、表記の方法を改める方向で検討に入りました。子供の戸籍の記載で差別を受けたとはどういうことなのか、そしてこれからの家族のあり方をどんな視点から考えていけばいいのか、今朝は追手門学院大学、人間学部教授で、家族社会学がご専門の、善積京子さんに伺います。善積さん、おはようございます。

善積：おはようございます。

司会者：今回の東京地方裁判所が示した判断と、それを受けて法務省が示した戸籍の表記を見直す方針、これについて善積さんはどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

善積：そうですね、一つは、戸籍の父母との続柄欄で婚外子・婚内子を区別する必要性がないと否定をきっちりなさったということですよ。 「戸籍制度の目的の必要限度を超えるプライバシーの侵害である」と言って、その必要性を否定したという点が一つ、大きな意義だと思うんですね。二点目は、「非嫡出子は就職や結婚などの社会生活で、今なお不利益な扱いを受けている」、更に戸籍の記載によって差別が助長される、ということまで指摘されて、法改正の必要性まで言及されたということが意義だったんじゃないかなと思います。



司会者：その判断を受けてですね、法務省では戸籍の表記を見直す方針というものを打ち出しておりますが、それについては。

善積：はい、もう早急にやって頂きたいと思うんですね。ただ、その時にどのように見直すか。そもそも歴史的に言いますと、家制度のもとでは家督相続の順位、子供の順位がものすごく重要だったんで、婚外子の場合は家の外にいる子だからというので順位がなかったわけなんですよ。子供の順位をつけるような標記は一切なくして欲しいと思っています。

司会者：嫡出子と非嫡出子という分け方が行われてきたわけですが、その背景をどういうふうにお考えでしょうか。

善積：そうですね、事実婚が増えると人々の動きが把握できない、戸籍制度の土台が崩されるという、そういう危惧をもっているという事と、もう一つは家族単位主義ですね、性別役割分業に基づいた婚外家族で社会の安定が維持されるという考え方があるからだと思うんですけども。

司会者：区別して表記されることによる不利益ですね、それはどういう部分に出てきますか。

善積：やはりその背景に婚外子に対する差別、社会的な差別がある事が問題だと思うんですね。例えば「嫡出子」、「非嫡出子」という言葉が法律で使われているんですけども、その言葉そのものが、「嫡出」というのは「正当」という意味ですよ。だから「非嫡出子」というのは「正当でない子」という意味、だから、日本では法律婚家族のみが正当な家族と位置づけられている、実態としていんな差別がある。一つは民法900条4項但書の相続差別があるわけなんですよ。

司会者：遺産相続分が嫡出子の2分の1と定めた規定のことですね。

善積：そうですね。1993年に東京高裁で違憲判決が出てるんですけども、その原告の方が訴えられている発言に、「私は国から2分の1の価値しかない人間として宣告されているに等しい。婚外子は生まれてはいけなかった人間という思いを抱きながら一生を過ごさざるを得ない。これこそが最も残酷な差別ではないか」と言われているんですね。相続とはお金のこと、経済的なことだと思われるんですけども、それだけじゃなくて、もっと精神的な面でも人々に苦痛を与えていると思いますね。

妊娠すると「出来ちゃった婚」する、あわてて結婚するという人が多いわけで、それは嫡出制への規範の強さを反映してるわけです。結婚できない場合はどうするかというと、墮ろすということが強要されるわけですよ。こんな形で産まれたら不幸だというふうなかたちでね。

それと婚外子の差別と言えば、もちろん就職とか結婚など差別があったりして見逃すことは出来ないんですけども、生活実態として父親と一緒に暮らしてない、シングルマザーの場合、生活、社会的レベルでもすごく差別がきつい。「父親のない子」、「不倫の子」というかたちで白眼視されたりすることが多いですね。例えば「隠し子」という言葉がありますよね。男性の立場からの表現なんですね。結局、婚外子は隠れていなければならない、負の存在として表現しているわけですね。こうした社会的な差別のまなざしというのが当事者の自尊感情を傷つけたり、婚外子とその母を更に生き難くしていると思います。

国連から婚外子の差別的な扱いを是正するように、何度も勧告を政府は受けています。外国では、例えばスウェーデンとかイギリスなどでは、相続差別はもちろん廃止しているんですけども、それ以外に「非嫡出子」という言葉そのものを人々の差別意識を生むとして、法律から除くということをしているんですね。だから世界の流れは、やはり親の生き方によって子供が差別されるのはおかしいということで、その差別を無くしていく流れになっているわけです。

司会者：法務大臣もですね、生まれた子供たちに差別があってはならないというふうに述べておりますけれども、子供に罪はないわけで、子供が親を選ぶことは出来ないわけですから、やはりこれは、子供の立場に立って、子供の権利について、という観点から考えていかなければならない問題、ということになりますね。

善積：そうですね。まさにそうなんですよ。まだまだ日本は子供の権利よりも男性の権利が優遇されていると思うんです。それと女性としての自立を保障していくことも大事だと思います。例えば、夫が婚外で性関係を持って子供が生まれたという場合、妻の悔しさとか怒りはものすごく理解出来るんですけども、その怒りを罪のない子供に向けられるというのは、やはり、一つは離婚後の女性の経済的な不安定さがあると思います。だから、女性の経済的な自立の保障、あるいは父親としての養育責任を果たさせていく制度とか、そういうことも必要だと思います。

司会者：家族制度のあり方といいましようかね、生き方や考え方、立場によって様々な意見があろうかと思いますが、今回の一連の動きをとらえて、私達一人一人がですね、十分考えていく必要がありますね。

善積：そうだと思います。

司会者：今朝はどうもありがとうございました。



以下の文は、(社)子ども情報研究センター発行の「はらっぱ」2004年6月号に、婚差会のホームページ管理人・松田真希子さんが書いたものです。両者の了解を得て、婚差会つうしんにも掲載します。

\* \* \*

2000年5月、私は一人で男の子を産みました。そして出生届を出しにいき、父親の欄は空白で非嫡出のチェックを釈然としないままつけました。できあがった戸籍謄本には確かに子どもの続柄が「男」と書かれていました。私はもと「長男・二男」という記載が嫌だったので、すっきりしてシンプルな記載でいいなあと思ったのです。差別はあるけどシンプル—これは私が子どもと暮らして日々感じることです。

私は妊娠した時、まだ学生でした。研究もいきつまり、鬱々としていた時に妊娠してしまいました。相手は結婚も出産も拒否。私も結婚したくないし、妊娠しないしてほしいと願っていたので、結果が分かった時は、「もう、最低最悪!」と思い、高層マンションから飛び降りようかと思いました。でも、私が幸運だったのは、私の周りには多様な生き方を積極的に楽しもうとする友人が多かったことです。「研究者」で、新しい価値観を生み出し、人に影響を与えるようなライフスタイルを選択したらいんじゃないか。」という友人の一言は、かなりき

# 「戸籍続柄はプライバシー侵害」認めた一審判決に寄せて

2004年6月号に掲載

きました。不思議なことに妊娠が分かった直後は事実を受け止められませんでした。一週間、二週間とたつていくうちに、体も心もお母さんになる準備を始めていました。お金もないし、学生だし、何も確かなものはありません。学生ですが、「一人で産んで育てていこう」と決めたとき、なんだかわくわくしたものです。

今その子も4歳になります。私も大学の教員となり、かわいい息子と共に親子二人の生活を楽しんでいます。両親の家とは離れているので、親戚つきあいはほとんどありません。私が働いている間、息子は保育園に、出張や残業時はベビーシッターに預けますが、それ以外ではいつも一緒です。最近はずいぶん布団が置いてある小料理屋に二人で行き、先に寝てしまう子どもの寝顔を見ながら飲むのが楽しみになっています。確かに「血のつながり」

に基づく人間関係は希薄なのですが、それ以外の近所・仲間つきあいは積極的にできていると思います。そしてどこでもすぐに(十夫の許可なく)転動できるし、引越しもできるし、身軽でいいなあと思っています。もちろん父親がいなくて子どもへの不満はでてくると思います。ですが、息子もこの家庭に70点くらいはつけてくれるんじゃないかなと甘い期待を寄せています。私は満点といきたいですが、親の勝手な息子のいらぬ苦しみを与えたという負い目は(どうしても)感じてしまつので、90点くらいでしようか。

私が結婚しないで子どもを産んで一人で育てているという大抵の人はびびります。そして、世の中に婚外子差別というものがあることを知らない人がほとんどです。同僚の大学教員ですらそうです。もちろん、戸籍の標記が違うということ、相続に差別があることも知りません。ですから、3月2日の戸籍の記載差別に関する記事が出たときは、いろいろな意味で評価しましたが、何よりも「全国に婚外子差別の存在を周知させた」という意味で大きな出来事だったと思っています。

この裁判の判決、ご存知ない方もいると思うので少し説明します。1985年、ある事実婚のふたりに女の子が誕生しました。ふたりが東京都中野区に届け出たところ、区は一見して婚外子と分かる「女」と記載しました。ふたりは「婚姻届を出した夫婦の子(嫡出子)は戸籍の続柄に「長男」「二女」などと書かれ、婚外子(非嫡出子)は「男」「女」と区別して記載されるのは不当な差別を生む」として、区と同区を相手に99年に提訴しました。3月2日の判決は、この提訴に對するものです。

判決は国側の「非嫡出子は嫡出子の半分しか相続権が認められず、記載を区別する必要がある」との主張を退けました。「非嫡出子は今も就学、就職、結婚時に見過ごしがたい不利益な取り扱いを受けている」と指摘した上で、社会生活で戸籍謄本の提出を求められることも多く、差別を助長する実態

がある点も踏まえて、「一見して明らか記載方法を用いる必要性は乏しい」と結論づけました。そして、「区別記載は戸籍制度の目的の必要限度を超え、プライバシー権の侵害だ」との判断を初めて示したのです。さらに、非嫡出子かどうかは、認知の記載や、父親欄の空白で判別できる、とも述べました。

ただし、ふたりが「区別記載が法の下の平等を保障した憲法に反する」と主張した件については、憲法判断にまで踏み込んだ判決を出しませんでした。ちなみにこのふたりは戸籍と同じ記載だった住民票をめぐっても88

年に提訴しています。この裁判などをきっかけに、95年3月からは、記載を「子」に統一するよう旧自治省が通達を出したので、今私たちの住民票には記載差別はありません。そして、この訴訟では二審・東京高裁判決が「差別記載は法の下の平等を定めた憲法違反」との判断を示しています。



住民票が改正された時の根拠「差別記載は法の下の平等を定めた憲法違反」ということが、どうして戸籍の記載差別に通用しないのだろう、と疑問に思われる方も多いのではないのでしょうか。確かに記載差別はプライバシー権の侵害でもありますが、嫡出子と婚外子を不平等に扱っていること

が最大の問題だと思っています。日本が批准している「子どもの権利条約」への違反であることも明らかです。また世界的に見ても日本のようなイ工単位の戸籍を採っている国はまれです。しかもイ工(婚姻)の内生まれ、たか外で生まれたか子どもを差別する婚外子差別は世界的に見てもとても恥ずかしいことだと思っています。今回の判決は大きな前進ですが、相続差別と記載差別が撤廃され、婚外子の法の下の平等が保障されるまでは、本当の解決とはいえないでしょう。

最近「個籍」という言葉をよく耳にします。イ工単位でなく個人単位で国民登録することなのですが、これを「戸籍」に代えて用いることはできないかなと考えます。私は分籍しているので戸籍には私と子どもだけですが、父、母、姉はやはり私にとって家族です。紙の上でつながっていないなくても家族の絆は意外と残るものです。法的にはシングル単位、社会的には家族的共同体を大切に日本、というのが現実的な落としどころではないかと思っています。

今回の判決によって、婚外子差別に對する社会の関心は高まったと思います。この勢いに乗って婚外子差別が撤廃されるように働きかけをさせていただきます。みなさんどうか関心を持って、周囲に話題を投げかけ、問題意識を共有してもらってください。子どもに對する差別のない明日に向けてお互いががんばっていきましよう。

(松田真希子)

# 「時任玲子さんを支援する会」を解散します

前号つうしんでお伝えしたとおり、時任玲子さんのシングルマザー・セクハラ裁判が、最高裁で棄却となり勝訴が確定したので、婚差会有志が中心になってつくっていた「時任玲子さんを支援する会」を解散します。

全期間を通じての会計報告は別掲のとおりです。

支援する会は、裁判期間中に時任さんが法律扶助協会に支払った費用(月あたり1万円)をカンパしていましたが、最終的に法律扶助協会からは訴訟費用の残金197,000円の請求がありましたので、支援する会の残金はその補填分として彼女に送りました。

今後、時任さんは婚差会の強力メンバーとして活躍してくれることと期待しています。

(2004/3/18 会計 大田)

## 時任玲子さんを支援する会 会計報告

(2001年6月1日～2004年3月18日)

### ●収入の部●

カンパ収入 417,061  
集會会費 72,700

489,761

皆さん  
ありがとうございます  
ご愛護を

### ●支出の部●

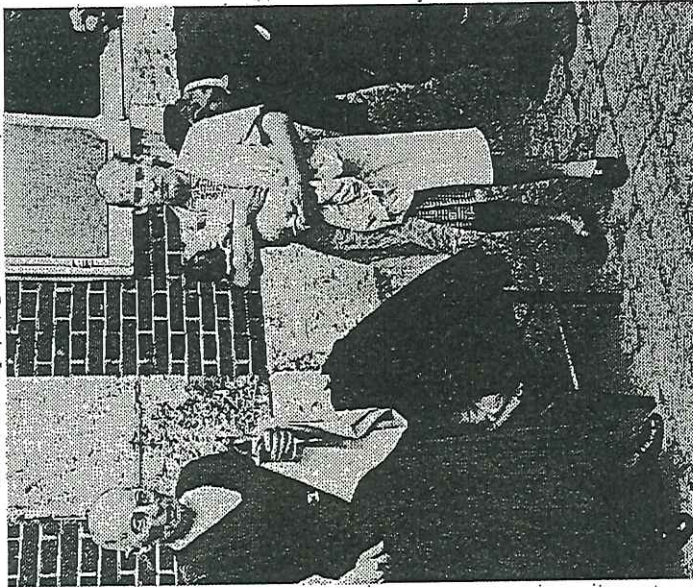
訴訟費用 307,954  
事務費 6,514  
講師謝礼 20,000  
交通費 2,000  
ビデオ資料作成費\* 21,964  
写真資料作成費\* 1,162  
集會会場費 130,167  
(\*裁判資料分) 489,761

大田季子 (大)



2004.2.15. 毎日 (日曜版)

写真を撮るキャバパを見据えるシモース・トウソン (中央)。左右は彼女の同僚だったロバート・キャパ (Robert Capa/Magnum Photos Tokyo)



種で安全な生活を享受していた。ドイツ協力者には、基本的に敵に内通して同盟を密告し死に追いやたらという事実がある。そうした憎しみの土壌に、意識上の嫉妬が加わり、民衆の怒りが増幅されたとしても不思議ではない。2人はさらにこうも付け加えた。「自分たちが

ドイツのナチス・ドイツが1940(昭和15)年6月から占領していたパリを、連合軍が取り戻したのは約4年後の44年8月のことだ。いわゆる「パリ解放」である。

パリ解放の約1週間前、ドイツ軍との2日間におよぶ激しい戦闘の末、連合軍第20軍団はシャルトルを奪回した。同行取材をしていたロバート・キャパはすぐ町の警察本部に足を運び、キャパの名前をさらに高めることになる写真をカメラに収めた。

髪を上手に刈られ、胸に赤ん坊をしっかりと抱いた若い女性(取材で「ミシェル・トウソン」と判明

## ロバート・キャパ

知られざるその素顔

18

えるカネトウにフランス国民がひびきをえたら、状況は一変する。

市民は解放された喜びにわき返る一方、ナチス協力者に対する復讐や仕返しを開始したのだ。〈深い憎しみは人間を予期せぬ行動に走らせる〉の言葉通り、家から真赤の広場に突き立てられ、正式な裁判を経ずに即断された男たちも少なくなかったという。

だが即断された女性にはほとんどなかった。いかに憎しみが深かったとはいえ、女性も同じように断罪とはいかなかったのかもしれない。では、なぜ「シモース・トウソン」は髪を切られたのであろうか？

ドイツ協力者に復讐や仕返しをする際に、やりやすくするための民衆が動いている点も否定できない。

女性にとって髪はシベリヤと聞いてもよい。それを無慈悲に刈るとは、人間としての尊厳を奪い取ることに等しい。復讐や仕返しを躊躇することなく、ためらわずに安心して実行できる。「髪を、を押し下ろす心理分析である。

同じ女性として「ミシェル」の言った言葉が今も思い起されてならない。

「彼女はドイツ兵を愛しただけで、祖国や同胞を裏切ったのではないかもしれない。人を愛する感情は自由であり、それを理由に髪

## 人間の憎しみ、恨みの記録

が群衆に取り囲まれ、嘲笑と罵声を浴びせられながら道を通り立っていったドイツ協力者」と題した一連の写真である。

この写真の持つ意味については前回記したので、今回は背景などを書き連ねることにする。シャルトル市立図書館の館長シモース・トウソン(右)と同ミシェル・ヌグー研究員



シャルトル市立図書館のレジス・デュトルメ 館長(右)と同ミシェル・ヌグー研究員

ユトルメ(右)と研究員「ミシェル・ヌグー」(左)が資料を手に語り始めた。

その日、ドイツ兵がシャルトルから逃げ出したこと知られても、市民の多くはまだまだ疑心暗鬼、不安におのまながら家に閉じこもっていた。しかし午後4時半、市の中心にさむ

まず第一にあられるのは、彼女たちのせいで家族や友人や知人をドイツ軍に殺されたことに対する憎悪である。しかし、シモース・トウソンと二人は、解放された人々の心に植っていたのは憎しみだけではなかったという。

髪を切られた女性の中には、ドイツ兵に夜の襲撃を身まわした女性も含まれていた。だが、シモース・トウソンはドイツ軍の通訳をしていたように、髪を切られた女性たちの多くは教育程度が比較的高かった人が少なかった。

自分たちよりも教育程度が高い。それだけでも嫉妬の原因になりかねない。それが人間社会の現実である。加えて、自分たちは占領下暮らしに苦しめられ、壁の透けに怯えながら死に生きてきた。ところが彼女たちは敵のおかげで希

をバカで刈ったのである。それは、人間の行爲としては許さざるものではないでしょうか。キャパが撮った一連の写真には、人間の憎しみと恨みがあまりにも凝縮されています。

「大衆の口は口」にされたと言えなくも、髪を切られた女性たちは、フランス半島の大部分以上にはほとんど推定される。ところが、感銘な記録が他にも残されていた。

シモース・トウソンがしっかりと胸に抱いている赤ん坊がある。 敬称略

没後50年「知られたるロバート・キャパの世界」展(毎日新聞社など主催) 4月から東京都写真美術館。その後、美術館「三宅一」KYOTO(TR京都駅ビル内)、福岡「シブア美術館(福岡市)などで開催

婚差会ホームページゲストブック (抜粋)

●ボッシュの子ども

2004/02/26(Thu) 10:14 No.53  
2月22日の毎日新聞日曜クラブのロバート・キャバ沈黙の子どもたちを読みました。(中略) この記事を読んで、私は正直私は闘うべき相手はだれなんだと... (略) ...誰か教えてくださいませんか?

Name: サザンクロス

●私も読みました。

2004/02/26(Thu) 12:54 No.54  
私もあの記事を読みました。胸が詰まると同時に、1990年代初めボスニア・ヘルツェゴビナの戦争で「敵」にレイプされた女性たちが産んだ子どもたちのことも思い出しました。彼ら・彼女らは、その親たちは、今どうしているだろうか。どんな思いでいるだろうか。

憎しみの種子は、世界中至る所にばらまかれるけれど、憎しみに憎しみに応酬するのは不毛なことです。私がしたいのは、憎しみの連鎖を断つこと。人には、その力がきつとあるはず。たとえば、そのためにどれだけ時間が必要でも。

婚外子が差別されることによって受けている思いを、親はそのまま味わうことではないけれど、子どもが差別されることを親自身も「つらい」と思う。

それぞれの立場から、「踏まれた足が痛いから、足を踏むのはやめて欲しい」と言わねばならない。

人の痛みに共感できる感性を持ち、思いを表現し、人の心に届けるワザを磨くこと。世界はそれでしか変わらない。

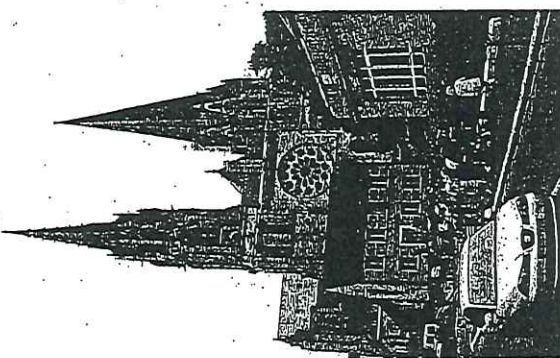
ボッシュの子どもたちの沈黙は、その存在に気づいた人にとっては「沈黙」自体が雄弁にその境遇を類推させるものではありますが、残念ながら気づかない人には何も届かない。

恐れながら、怯えながらであっても、<弱者>は「語る」すべを身に付けなければなりません。たとえば、「語る」ことでわが身も人も傷つけることがあっても。権力を持たない人間にとって、それこそが武器なのです。 Name: Kiko

2004. 2. 22. 毎日(月曜版)

「それにして...」。  
シャルトル市立図書館の研究員シエル・ヌー(29)は一瞬、声を詰まらせた。そして、感情を込めるように囁いた。「一番つらい思いをさせられたのは、いづれお母さんである。あの写真に写っている赤ちゃんとはいっしょにいないだろうか」  
ドイツ軍への協力などを理由に解放後、髪を切られた女性たちは、フランス全土で約

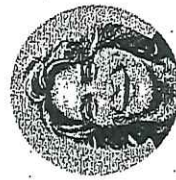
2万人にのぼると言われているが、フランスを母国とするドイツ人を父として生まれた子どもたちは、母の約20万人に達するも推測されているという。  
戦争の終り、フランスに送られた子どもたちを「フランスのボッシュの子供」と呼んでいた。「ボッシュ」とはドイツ人に対する蔑称で、英語で日本人を蔑称する「ジャップ」と同じである。  
報道写真家としてロバート・キャバの名前を確立するものにした1944(昭和19)年8月にフランスのシャルトルで撮影された「ドイツ協力者」と題した連年の写真を読み出し、ついに、髪を切り、赤い女性、群衆に取り囲まれ、嘲笑と罵声を浴びせられながら追い立てられて行くあの写真だ。  
今回の取材で判明したその若い女性「シモーヌ・トウラー」は、我が子を自分の胸にしっかりと抱きしめていた。その赤い坊「娘」は「ボッシュの子供」の一人だった。赤ちゃんとはいっしょに産まれないまま6歳を過ごす.....。



シモーヌ・トウラー親子が市民に追い立てられた現場はシャルトル大聖堂のすぐそばだった

19  
ロバート・キャバ  
知られるその素顔  
相木 一

「ボッシュの子供」は、父親からは認知されず、母親からは捨てられ、行政からは忘れ去られ、大衆は誹謗し続けられてきた。そして一團団の人たちは、悪い時期に、悪い場所生まれ、彼らに向

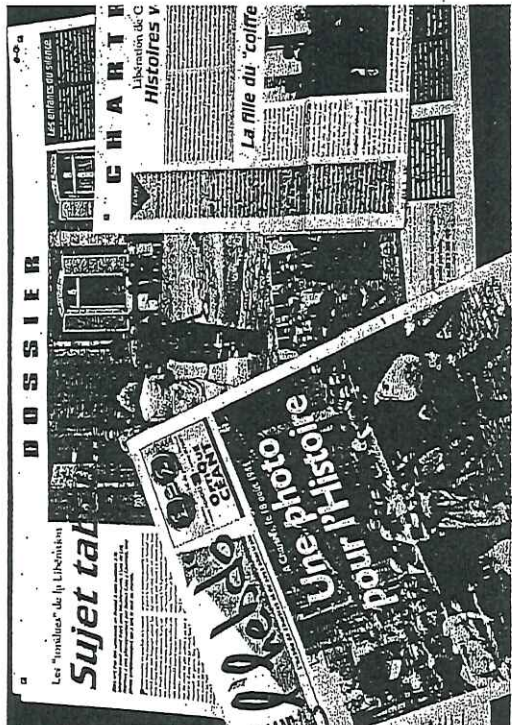


ナタリー・ケム編集長

親の罪を償わせ続けてきたのである。  
編集長のナタリー・ケム(38)はこの特集の中でこう書き記している。  
「ボッシュの子供である人が匿名を条件に取材に

沈黙の子供たち

図書館長のシス・デュトルヌ(38)が、地元の週刊誌「週刊シャルトル」がボッシュの子供たちの特集を組んでいたと教えてくれた。2003年8月21日の同誌には、沈黙の子供たちのタイトルで、お母さんに書かれてあった。  
「ボッシュの子供たちの多くは赤児に属する。彼



キャバが撮った「ドイツ協力者」に関する特集を昨年秋、2回組んだ「週刊シャルトル」誌

の聲が流れている。にもかかわらず、現在も両親の歴史の重荷を「十字架」のように背負って生きているボッシュの子供たち。シエルが冒頭、言葉を詰まらせた理由も、ここにあったのかもしれない。  
戦後の混乱が収まり始めた4年11月から4年1月までの間、シャルトルの特別裁判所ではドイツ協力者を裁く法廷が131回開かれ、180件を審理し、162件に有罪判決を下している。内訳は死刑7人、生涯強制労働3人、限定期間強制労働26人、禁固重労働14人、国外追放1人...などとなっている。  
興味深いのは権利剥奪を伴う「国外追放」だ。剥奪されるのは市民(公)権や選挙権などが、94年に出版された「シャルトル解放」(ロシェール・シウリ一著)には以下の様な記述があった。  
「ドイツ軍(ドイツ軍)との間に「罪のある関係」を持った女性、あるいは自発的にドイツ軍のために仕事

をした人々の数は、多くの場合、10年間の期限付き国外追放だった。  
シャルトル市立図書館の資料によると、「シモーヌ・トウラー」も10年間の国外追放の判決を受けた。しかし追放期間の終了後、シャルトルに定住している。書類には1966年「シモーヌ・トウラー」死亡とだけ記されていた。  
図書館に保存されているシャルトル解放などに關する数多くの写真には、フランス語のキャプションが付けられていたが、キャバが撮った「ドイツ協力者」の写真だけは、英語で、それも手書きで次のように付け加えられていた。  
「赤い坊は「トウラー・シャーマニ」だ」  
——敬称略

没後50年「知られた」ロバート・キャバの世界展(毎日新聞社など主催) 4月1日から東京郵真美術館。その後、美術館「三宅」KYOTO(JR京都駅ビル内)、福国分シアター美術館(福岡市)などで開催



### 認知裁判 理解されな

勝訴したが、姉や母から孤立

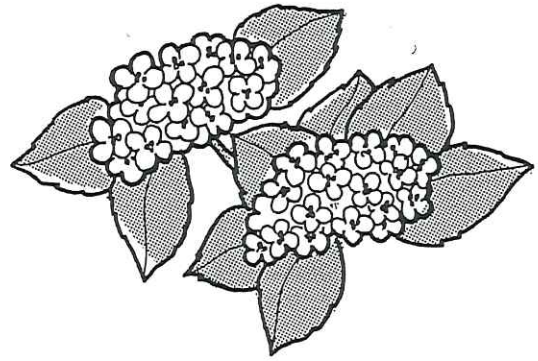
四十九歳の主婦です。私（こ）は非嫡出子として生まれ、八十五歳になる母は父の（こ）をほとんど語ることなく、女手一つで姉と私を育ててくれました。昨年秋、私と姉は認知裁判を起し、勝訴しましたが、父は何の反省の言葉もなく、みんないい結果となりました。私がこの裁判をしたと告げた時から、母も姉も親せきも「なぜ今さらそんな

## 人生案内

落合 恵子  
作家  
2004.5.7. 読

わたしも婚外子です。わたしの場合、認知を望んだのは母で、「今さら」と思ったのはわたしです。それでも折れたのは、母にとっでも認知が、彼女の人生を肯定するための最後の儀式であるように思えたからです。そしてわたしは認知「されました。それでわたくしの何が変わったか。いえ、何も変わらなかつた。認知されてみて、わたしがわかつたこと

## 婚外子の親子関係 いくつか青空となりやすよりに...



自民党は十一日の法務部会で、夫婦が別々の姓を名乗ることを認める夫婦別姓法案(民法改正案)の扱いについて、一年八か月ぶりに議論することを決めた。夫婦別姓を可能とすることに前向きな同党議員で作る「例外的に夫婦の別姓を實現させる会」(会長・笹川亮衆院予算委員長)が議員立法として国会提出を目指している。しかし、党内の慎重論が強いだけに、法案を提出できるかどうかは微妙だ。

### 自民 1年8か月ぶり

2004.3.10. 読

## 夫婦別姓 再び議論

だが、反対論が多数を占め、棚上げされてきた。昨年の衆院選で、反対派の中核だった高市早苗氏が落選したり、引退したりしたのを機に、推進派議員は再び国会提出に向けた手続きに入ったものだ。

### 反対派議員の引退・落選で 法案提出は微妙

党内では、表立って反対を唱える議員は減ったものの、「夫婦別姓は家族の一体感を損ない、家族の崩壊につながるかねない」(党幹部)として、法案提出に難色を示す声が大勢を占めている。民法を所管する野

だが、反対論が多数を占め、棚上げされてきた。昨年の衆院選で、反対派の中核だった高市早苗氏が落選したり、引退したりしたのを機に、推進派議員は再び国会提出に向けた手続きに入ったものだ。

### \* 家裁許可制の夫婦別姓 笹川氏ら立法目指す

原則は夫婦同姓だが、婚姻前に家庭裁判所が許可すれば、例外的に別姓を認める制度。自民党の笹川亮衆院予算委員長や野田聖子・元郵政相らが議員立法による民法改正案提出を目指している。

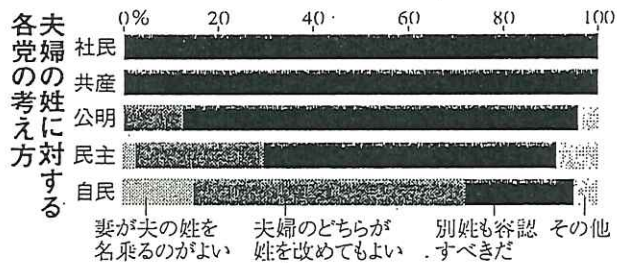
自民党内では、夫婦別姓に対する慎重論も根強く、二〇〇二年六月には法務省が政府案の提出を断念した経緯がある。

### 夫婦別姓

## 自民に慎重論強く

### 「同姓派」60代で6割

結婚した夫婦の姓のあり方に関する質問では、「同じ姓を名乗る必要はない」とする意見が47%で最も多かった。反面、「同じ姓を名乗るべきだが、どちらか姓を改めてもよい」39%と「同じ姓を名乗るべきで、妻が姓を改めるのがよい」8%を合わせた「同姓派」も48%を上り、「別姓容認派」で真つ二つに分かれた。



男性は同姓派が52%、容認派が43%だった。



私にとって、非嫡出子差別の撤廃は当然のことであつたので、この記事の「問題多い非嫡出子『差別』の撤廃」の見出しを仲間から見せられて、一瞬「問題多い非嫡出子の差別を撤廃せよ」という主張であると誤解して受け取ってしまった。記事を読んで、「非嫡出子差別の撤廃」が「問題多い」という正面からの主張に愕然とした。しかも、嫡出子・非嫡出子の区別の撤廃は、「一夫一婦制の解体であり、婚姻制度や家族制度の解体に他ならない」とし、「子どもの権利問題に矮小化するな」と述べられているのにも驚愕した。広辞苑によると「矮小」とは、「いかにも規模が小さいさま」と説明されている。つまり、八木氏にとって、「子どもの権利」は小さいものであり、婚姻制度や家族制度の維持の方が大きい問題ということらしい。「正論」として掲載された八木氏の記事に対して、いかにそれが「暴論」であるかを丁寧に指摘したいところであるが、その時間的な余裕もスペースもない。婚外子差別はなぜ不当なのか。このたび婚差会が編集した本の中に詳しく述べられているので、以下、反論したいことのポイントだけをあげておこう。

問題多い八木氏発言 子どもの権利は最優先すべき 善積京子

上であり、子どもの権利は最優先されなければならない。

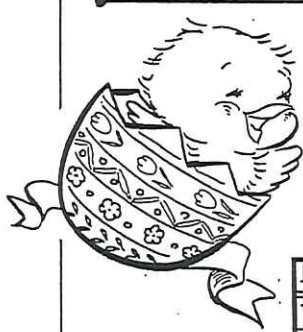
2 婚外子差別を放置することは、「男の性的奔放さ」を助長し、「男の種付け逃げ」を許すものである。八木氏は、「男と女の間には思ふがままの差がある。若い女性に走る。妻にとってはたまらない。こういう妻の地位や利益に配慮したものが現行の規定なのである」と述べられているが、婚外子差別を「男の性的奔放さ」や「妻の権利擁護」で正当化できるものではない。男の身勝手さのために、婚外子の人権が侵害されてはならない。夫への経済的依存を前提にした「妻の権利擁護」を「夫」の立場である男性が声高に言うのは、甘言を弄して女性全体を愚弄するものであり、彼には個人として経済的自立を含む「女性の権利保障」への視点はない。

3 八木氏は、嫡出子・非嫡出子の区別の撤廃を一夫一婦制・婚姻制度・家族制度の解体とダイレクトに結びつけ、あたかも婚外子差別の撤廃で社会秩序が乱れ、社会が混乱するかのような印象を人々に与えている。しかしながら、婚外子差別を撤廃し、同棲カップルなどの多様なライフスタイルが法的に許容されている社会においても、一夫一婦の婚姻制度や家族制度は維持されており、人々のびやかに暮らしている。

4 八木氏には法律婚の歴史的形成過程の視点が欠如している。前近代社会では、事実婚と法律婚、婚内子と婚外子の区別があいまいであつた。近代国家が形成されるとともに、人々は戸籍制度によって一元的に管理され、これまでの事実婚主義は破棄され、届出婚主義が採用された。そして戸籍制度の維持のために、法律婚家族のみが正当な家族とされていった経緯がある。今後、「法律婚とそれ以外の男女の結び付きとを区別しない」法体系に改正されても、社会が混乱したり、家族が崩壊するわけではない。

5 八木氏は、非嫡出子を3つのタイプに分類し、この裁判の原告の場合は「夫婦別姓にするために事実婚を選んだ男女の間に生まれ、父が認知した」ケースで、「非嫡出子であることは周知の事実」であり、戸籍をみれば非嫡出子であることがわかり、「続柄のみを問題視するのは理解できない」と述べられている。しかし原告は、日本の諸制度が親の婚姻の有無で子どもを嫡出・非嫡出に区別し差別すること全体を問題にしており、「続柄のみを問題視」しているわけではない。日本の婚外子差別体制の大きな氷山の一角として戸籍の続柄表記がある。今回の戸籍の続柄表記という公的レベルでの「プライバシーの侵害」を訴えた裁判は、日本社会における婚外子差別への告発の一環なのである。

6 もはや、婚姻を隠れみのにした男性的無責任性は許されない。婚姻を基軸として、家族や子を「うち」と「そと」に峻別し、正統と周縁との対立の中に人間を配置することも許されない。



今年も会費納入よろしく  
お願いいたします。

2003年度 婚外子差別と闘う会 会計報告

| 収入     |        | 支出       |        |
|--------|--------|----------|--------|
| 前年度繰越金 | 265949 | アルバイト料   | 1800   |
| 会費     | 134000 | 備用品費     | 20208  |
| カンパ    | 24520  | 郵送料      | 63055  |
| その他    | 10000  | 集会費      | 0      |
|        |        | 会議費      | 33158  |
|        |        | 広報費      | 9800   |
|        |        | 他団体との交流費 | 35300  |
|        |        | 次年度繰越金   | 271148 |
| 収入合計   | 434469 | 支出合計     | 434469 |

年会費は  
3000円です。

カンパを下された方ありがとうございました。今年度も会費納入よろしくお願ひします。またカンパもよろしくお願ひします。会費納入の困難な方は会計屋代(tel078- )までご連絡ください。

会計 屋代

＜編集後記＞

忙しいのが日常と女子日との中で、今日のつうしんは事前には準備はしていても、印刷を始めてから当日のスタートから10時間以上が経過してしましました。皆さん、いつもお返事ありがとうございます。私たちの努力や願ひが、いつか実りますように...! (大塚)

事務局会議録

- 2004年3月6日 (参加7名)
  - ・本の編集会議
  - ・日経新聞等の取材へのコメント内容の検討
- 2004年4月24日 (参加6名)
  - ・本の編集会議
  - ・NPO 人権センターの中尾さんが参加





# 婚差会つうしん No.92

2004年9月4日発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

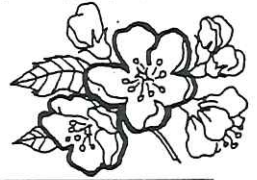
郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail: konsakai@big.or.jp

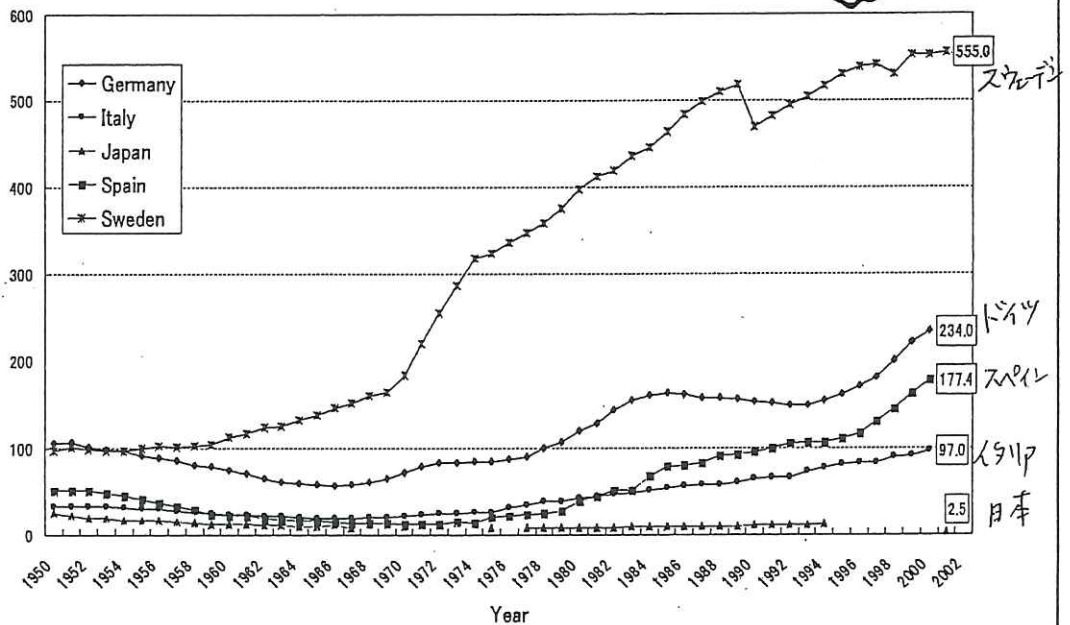
今日、お礼のライトエムが、ステキな友人を連れ帰ってくれました。  
—— 来年の夏に日本にフィールドワークを行う予定です。——

## 未婚シングルマザーの皆さん、話を聞かせて下さいませんか

はじめまして。コロブツェワ・エカテリナ (Korobtseva Ekaterina) と申します。イギリスのオックスフォード大学の博士課程で学んでいます。日本における未婚のシングルマザーについて研究をしています。私の研究課題は「日本で未婚のシングルマザーはなぜ少ないのか」というものです。西洋の先進国では (例えばイギリスなど)、未婚のシングルマザーの数が増えてきているのに対し、なぜ日本ではそうではないのかということについての研究を行いたいと思います。



新生児 1000 人あたりにおける非嫡出子の人数



上の表に見られるように、非嫡出子に対して寛容なスウェーデンだけでなく、伝統的な意識・慣習が比較的根強いイタリアやスペインと比べても、日本における非嫡出子の数は非常に少ないです。さらに、日本以外の先進国では、70年代から非嫡出子の数が増加しているのに対し、日本では50年代からほとんど変わりありません。

私の研究ではこうした日本特有の現象の原因を明確にしたいと思います。何故特に日本ではシングルマザーが依然として少ないのかということの原因を探ることは、日本における、母子家庭のニーズ、母子家庭に対する政策、また多様な家族形態の可能性と限界を探ることに貢献出来るのではないかと思います。これらの問題は現在の少子化時代において全ての先進国で非常に重要な問題だと思います。

日本政府は、全国母子家庭の調査を5年間毎に行っていますが、質問項目が非常に限られていることもあり、実情を把握するのに限界があります。そこで、日本の未婚のシングルマザーの実情を正確に把握するためには、当事者自身に話をきくことがとても重要だと思います。

今私はフィールドワークのために来日しています。2005年の夏まで、未婚のシングルマザーについて色々な調査を行いたいと思っています。この研究を成功させるためにも未婚のシングルマザーと直接お話する機会があれば非常に幸いです。皆さんはお忙しいと思いますが、もし出来ればご協力お願いいたします。皆さんと色々な話が出来ればとても幸いです。

研究結果を発表するにあたって個人のプライバシーは必ず守ることをお約束します。質問項目にある出身都市の名前についても明記せず、「大きい都市」、「小さい都市」(人口は。。万人)といった形でしか書きません。個人の名前についても(ご希望でしたら nick name でも結構です)匿名にしておきます。

もしだれかがご協力できれば是非連絡してください。[メール・お手紙は日本語でも OK です]

婚差会に入会してくださいませ。

Email: 携帯 Email: 〒169-0075 東京都新宿区

### 戸籍から

### 「個籍」の時代へ

2004. 6.11. アサヒフレイ

「非婚の親と婚外子」差別なき明日に向かって (青木書店。婚差会著。990円) が出版された。関西で活動する「婚外子差別と闘う会」(婚差会) 会員 1500人の女性たちが、企画から7年かけて書いた本だ。

日本の法律では結婚し、子どもが生まれて出生届を出す時、父母との続柄の欄に嫡出子か非嫡出子かを書かなければならず、嫡出子と非嫡出子では、結婚、就職、遺産相続などさまざまな面で大きな差が出る。半面、結婚しても旧姓の

### 「非婚の親と婚外子」出版



出版された「非婚の親と婚外子」

「非婚の親と婚外子」出版 非婚シングルマザーや婚外子自身の実体験から民法や戸籍制度の問題点を浮き彫りにした第一部「婚差会」に寄せられた質問を整理している。

私たちの意見込みに反して、「非婚の親と婚外子」の売れ行きがあまり芳しくないそうです。まだ買っていない方、ぜひぜひご購入ください!! よろしくね。

- ★今号の目次★
- ニハカウのスケジュール.....2めん
- 新聞記事、AIDと知れず権利.....2めん
- 新聞記事、夫婦別姓.....3めん
- 新聞記事、外国人参政権.....4めん
- 新聞記事、移民受け入れ.....5めん
- 新聞記事と本の扱われ方.....6めん
- 凍結精子認知訴訟.....6めん
- 事務局会議録.....7めん
- はじめての新入会員です.....8めん
- 新聞記事、少子化と女性.....9めん
- 婚外子の戸籍続柄(新聞記事と).....10めん

暑かった夏も終わり、もう9月。虫の音が窓に...

●これからの活動スケジュール●

- 10月2日(土) 事務局会議
- 11月13日(土) つしん93号発行
- 12月4日(土) 事務局会議、あと忘年会

\*つしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室Tel072。いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel06・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時頃までやっています。

生まれてきた子どもの権利は大切だよ。だけど私たち科学を駆使して子どもをつくることには、ちょっと賛成、否定的な意見がある...

# 宇宙の底で

★柳澤 桂子



2004.8.31.朝日

一九六三年に、私はアメリカから帰国して、慶応義塾大学医学部の助手になった。ある日、この大病院でAIDがおこなわれていると聞いて私はたいへん驚いた。AIDというのは、非配偶者間人工授精の略である。男性に生殖能力のないときに、配偶者以外の男性から精子を提供してもらって、これを妻に人工授精する方法である。

「この子はお父さん似だ」「ああいふことはお母さん似のほうに」といふような会話を日々繰り返すのが夫婦である。子供が次第に育つにつれて過剰の父親の気持ちを思うと、私はこの「子供を育てたいけれど」といふ方に腹が立った。

当時、慶応義塾大学のAIDには人気があったが、その理由の一つに精子の提供者が慶応大学の学生であること



絵・朝倉まり

## 生への謙虚を忘れないで

最近、アメリカのAIDで生まれた子供たちが「出自を知る権利」を訴えだした。子供にほんとうの父親を教えるためには、父親の匿名は許されなくなる。アメリカでは、これを逆手に取って、各前の公表された精子提供者として、その「商品価値」をつりあげた。なかには人気のある精子提供者もいて、すでに十人ほどの子供が生まれている人もいる。この子だかさんの人はマイクさんと呼ばれる提供者で、気

のよい人らしく、そのような状況を楽しんでいるという。アメリカのように、精子を商品としてあつかうことに、多くの日本人は違和感をもつと私は思う。両親にとって、子供とは何なのか。天からの授かりものという謙虚な気持ちを忘れないでほしいと願う。

AIDは技術的には手軽ではあるが、このような問題を考えると、生殖補助医療のなかでももっとも大きな問題をほらむものだと私は思ってきた。その気持ちを私は著書の一冊に強い調子で書いた。すると、日本のAIDの第一

に続けていられただけだ。このように非常時には、それは仕方なかったことかもしれない。しかし、戦後のとさへはたして過ぎ去った。時代が変化したので。

スイスでは二〇〇一年一月から「身元を明らかにする人しか精子提供者として認めない」という法律ができた。これによって、精子提供者は減った。しかし、足りない分をアメリカから輸入して、生殖補助医療が成り立っているという。カナダでもスイスに習いたいという声はあるが、やはり、アメリカから入ってくるのが問題にされている。

日本では二〇〇三年に厚生労働省の審議会が、子供が遺伝上の親を知る権利を認める報告書を出した。しかし、まだ法案にはなっていない。

一人者の慶応義塾大学の飯塚理八名普教授から、激しい反発を受けた。基礎科学の分野では若いも若きもな思っただけを書けるのが習慣になつてい

とにかくその場合は、私が謝罪してあげたが、最近刊行された「U」に収められた「坂井律子・春日真人、NHK出版」のなかで飯塚先生が淡々と述べられている言葉を読んで、感懐を覚えた。

AIDは、戦後、引き揚げ者や復讐者でいっぱいだった日本で、戦争の犠牲者の子供をいっけなくなつた夫婦に子供を授けてやるという思ひから、飯塚先生の上記である故安藤一教授が必死の気持ちでいじめられた。それを飯塚先生が受け継がれ、ずっとそれ一筋

世の中にはいろいろな障害や病気をもちた人がいて、それぞれ苦しみの中で生きていける。自分たちの苦しみなどの範囲で幸せをいかに努力もたいせいでいかにあきらめ。私自身、三十五年間病床で苦しい生活をしてきて、幸せは自分の手の中にあると気づいた。

(生命科学者)

60年生まれ。眞議を経て衆院当選4回。小淵内閣で郵政相、女性初の「国会母び出」係。自民内の「例外的に夫婦の別姓を表現させる会」で活動。夫の鶴保庸介参院議員とは事実婚。

衆院議員(自民党) 野田 聖子氏



私たちが夫婦別姓に取って別姓にしようという主張を組み始めてから、10年になる。いまだに誤解されているのだが、望む人は別姓を選ぶことができようとしてしまっている。これら誤解だ。確かに初期には政府に批判的な人

# 再び問う 夫婦別姓

2004. 8. 18. 朝日

高崎経済大助教授 八木 秀次氏



62年生まれ。早大大学院博士課程中退。専攻は法思想史。保守主義の立場から国家や憲法、家族、少子化などで発言。共著に「夫婦別姓大論破」著書に「二人権宣言」など。

民法を改正してまで夫婦別姓制を導入することには反対だ。それは家族という共同体の社会的な機能や価値を軽視し、自分だけ、あるいは自分の世代だけが満足できれば

「通称」として使えるように広く認めてあげれば、基本的には不都合を解消できる。現に通称使用を容認する職場は増えている。別姓派の女性論客の一人は「実際は通称では

を「通称」として使えるように広く認めてあげれば、基本的には不都合を解消できる。現に通称使用を容認する職場は増えている。別姓派の女性論客の一人は「実際は通称では

## 高い必要性 例外認めよ

だ折衷案だ。夫婦は同姓を原則とし、別姓はあくまでも例外だと位置づけられている。別姓がファミリーのようになるに、婚姻制度がゆるぎかねないという不安を持たれないようにする。安易に広げられないよう

に、「職業生活上の事情」「祖先の祭祀の主宰」などの理由がある場合守の立場から実現を求めたい。家庭裁判所で許可を得ることにしている。今、私たちが用意している「例外的夫婦別姓法案」は、反対派の危惧や懸念を払拭するための工夫を最大限に盛り込んで

に、一人づつが増えることと離婚が増えることと指摘もあるが、これは本心に理解に苦しむ。また、公的書類への併記などを認めて通称使用を広く認めれば、事は足りるという意見もある。だが、それでは正式な名別姓に何らかの道を開くことは、その一助になる。

## 家族軽視する個人主義

引き出すものだから、個人のアイデンティティを侵害するといったイデオロギー色の濃い主張とセットになっている。自民党の女性衆議議員のなかには、実家の姓を名乗りたいという理由で別姓を提唱する人もい

でもありの、いわば「家族の規制緩和」だ。だが別姓先行国の北欧、とりわけスウェーデンでは離婚や再婚が繰り返されるケースが珍しくない。子どもの成長過程には様々なオヤが次々と複雑にかかわる。それがゆがんだ人格形成をもた

「束縛はイヤ」「我慢はしたくない」となる結婚意欲は薄れる。そうした環境で育つ子どもは、家族形成に背を向けるようになるだろう。別姓制は、こうした流れを加速しかねない。私

## 推進派・反対派 議論は平行線

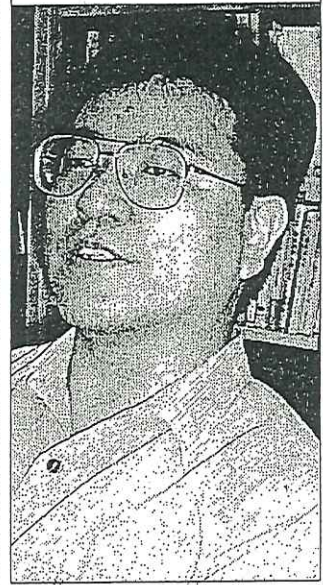
夫婦別姓をめぐる政界地図はわかりやすい。反対しているのは自民党だけだからだ。希望すれば別姓を選べるようになる「選択的夫婦別姓制度」は、政権交代が起きた場合、すんなりと実現しそうな状況にある。法案提出を目指す法務省と自民党内の推進派は、反対論を抑え込むためハードルの下げ方を探ってきた。これ以上は低くはないという形を例外的に認める「例外

■夫婦別姓の導入をめぐる動き■

|        |   |
|--------|---|
| 96年2月  | 法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を答申。法務省が法案作成          |
| 11月    | 総理府(当時)の世論調査で選択的夫婦別姓に賛成32.5%、反対39.8%    |
| 97年5月  | 自民党内で「旧姓続称制度」を導入する試案がまとまるものの、意見集約ならず    |
| 01年8月  | 内閣府の世論調査で法改正に賛成42.1%、反対29.9%            |
| 03年11月 | 総選挙で公明、民主、社民、共産はマニフェストや公約集で選択的夫婦別姓を盛り込む |
| 04年3月  | 法務省が戸籍における非嫡出子の続き柄表記を嫡出子と同様にすることを決定     |
|        | 自民党内で議論されていた例外的夫婦別姓法案の提出が見送りに           |
| 5月     | 野党3党が選択的別姓法案を衆参両院に提出                    |

こんど・あつし 60年生まれ。九州大大学院博士課程修了。専攻は憲法。外国人の人権問題に詳しい。著書に「外国人参政権と国籍」「外国人」の参政権」など。

九州産業大教授  
近藤 敦氏



永住外国人の地方参政権は認められるべきだと考える。「国民だけが民主主義の担い手だ」というのは古い考えだ。住民自治と言った場合の「住民」を、日本国籍の外国人参政権の拡大に

# 再び問う

## 外国人参政権

2004. 8. 19. 朝日

私は永住外国人への参政権付与には反対だ。本國に帰属意識があるわけではなく、外国人登録証を持っていても、自らが永続化してしまふ。「特別永住者」と言われ分を本物の外国人とは考えていない。こういう人々にはむしろ日本国籍を日した人々だ。今や3世朝鮮籍を持っていても、選択する機会が与えられ

東京都立大教授  
鄭 大均氏



てい・たいきん 48年、岩手県生まれ。立教大卒。専攻は日韓関係論、エスニック研究。韓国や米国で17年間暮らし。著書に「在日韓国人の終焉」「在日・強制連行の神話」など。

# 公正な社会作りに必要

は、民主主義の不足を補う意味がある。たかえは権利と義務の関係を考え、実際に税金を払っているのにその使い道を決める選挙に参加できない現状はおかしい。加えて、排除の論理を退け、疎外される人たちのない公正な社会を作る意味もある。

進め方にも、反対はしない。現在、日本を除く世界の先進民主主義国は、何らかの形で外国人の地方参政権を認めている。パタニは三つ。すべての定住外国人に地方参政権を認める(オランダ、

北欧5国など)、一定の出身国の外国人に限る(仏、独、伊など)、全国一律ではなく一部州や自治体で認める(国(スイス、米など))。これらの先例から学べるとこの一つは、外国人に地方参政権を認めても

ついでに「中央政治と地方政治を分けて考えること」は非現実的だ。この反論もあるが、認められた諸国を見れば「地方に限って」認めるというところが圧倒的に多い。

安全保障や外交面で、日本国民の利益が外国の利害によって損なわれるという懸念も聞くが、地方は安全保障や外交の担い手ではない。また外国人と言っても韓国・朝鮮、中国、ブラジル、インド、米国など、実際には出身が異なる。一国民の利益が「外国人の利益」という二分法

を容易にすればいい」という主張では、民主主義の不足の問題を十分に解決できない。もし重国籍が認められれば、出身国の国籍を捨てなくとも居住国で参政権を得られる。先進国にはこれを認める傾向があり、G8では日本とドイツ以外の国は認めている。

# 国籍取得の条件緩和を

逆を言えば、こういう人々が外国籍を持ったまま日本の参政権行使するというのは、国籍をアイデンティティーのステータスとして生きているといふ。民族的に生きるというところを重んじて考えるのはおかしい。

特別永住者に参政権を与えるというのは、在日被爆者や在日慰霊者など、戦後しばらくしてから創作されたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

永住外国人への参政権付与は共生社会の実現に寄与する、という意見も聞くが、説得力はない。多文化共生社会を実現する一番確かな方法は、日本人との枠組みを多様化するところだ。コリア系日本人の誕生は間違いなくそれに寄与す

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

る。しかし「朝鮮人強制連行」という言葉は、日本国の加害者性や在日被爆者性を強調するために作られたものであり、在日1世の多くは、よりよい生活をするために日本に渡り、日本に住み続け

# 自民など反対 議論は進まず

永住外国人の地方参政権問題は、95年の最高裁判決や99年の自公連立政権などで、議論に弾みがあった。しかし、01年に自民党などの反対により閣議決定が国会で継続審議となったことは、議論は低調だ。推進派は、外国人を排除しない社会づくりを訴える。在日韓国人・朝鮮・台湾人とその子孫である「特別永住者」の状況に配慮すべきだとの主張もある。一方、慎重・反対派は、当事者が国籍を日

| 外国人参政権をめぐる主な動き | 内容   |
|----------------|--|
| 45年12月         | 日本居住の朝鮮人・台湾人の参政権を停止  |
| 47年5月          | 「朝鮮人・台湾人を当分の間、外国人と見なす」とする外国人登録令施行  |
| 52年4月          | サンフランシスコ平和条約が発効。法務省通達で日本在住朝鮮人・台湾人の日本国籍消滅最高裁が、憲法は永住外国人に地方選挙権を与えることを禁じていない、との判断を示す |
| 95年2月          | 金大中・韓国大統領が日本の国会で演説。在日韓国人への地方参政権付与を要望   |
| 98年10月         | 自民・自由・公明3党が永住外国人への地方選挙権付与を盛り込んだ連立政権合意書に署名  |
| 99年10月         | 公明・保守両党が永住外国人の地方選挙権を認める法案提出  |
| 00年7月          | 衆院で同法案が継続審議に   |
| 01年6月          | 滋賀県米原町議会が、永住外国人にも投票を認める住民投票条例案を可決  |
| 02年1月          | 公明党が改めて地方選挙権の付与法案提出  |
| 04年2月          |  |

現代文化研究所研究員  
鈴木 江理子氏



すずき・えりこ 65年生まれ。フジタ未来経営研究所研究員を経て、04年4月から現職。日本の外国人政策や国際人口移動に関する論考を発表している。

# 再び問う 移民受け入れ

2004.8.25 朝日

日本は国の政策として「移民国」策を転換して「移民国」を「移民を受け入れた家」となることがいかに思っているか。

日本は国の政策として「移民国」策を転換して「移民国」を「移民を受け入れた家」となることがいかに思っているか。

「結果としての移民」も増加している。短期労働や留学など一時的滞在のついでで来日したが、その後、永住権を得たり、国籍を取得したりする人たちだ。最近では毎年数

経済力を維持していく。まっさらな。ために外国人を呼び入れ、移民を平等に扱う環境を考へる。「移民」ではないが、受け入れを始めてはいる。在日者でも反対だ。今の日韓・朝鮮人の差別が本状況からすれば、ひえ、いまだに残っている。日本でも働く日系ブラジル人など差別が起きている。

入れているのに、見た目が明らかに違う人たちが来たところなるのか。私は小学生の時に米国で暮らした。差別を受けた。身をもって体験したこと。お客さんではなく、

経済アナリスト  
森永 卓郎氏



ものな・たくろう 57年生まれ。UJF総合研究所経済・社会政策部長。独協大学特任教授。著書「年収300万円時代を生きて」。

万人規模にのぼっている。国際結婚も増えた。今も日本人の結婚の2割に1組は夫が妻のいずれかが外国人出身者だ。

町村など自治体は未整備な制度のもとで対応に苦慮しながら奮闘している。

しかし、定住している外国人出身者がすでに相当数いて、しかも増え続けている現実を直視するならば、「多様性を力とする」方向で仕組みづくりを急ぐべきだろう。

ある。いずれにしても、たじろいでしまいうような数字である。

すれば、移民の受け入れも視野に入れたうえで、日本の将来的な国家像をにらんだ広範な議論を深めるべきだろう。

## 「多様性」生かす社会に

ところが、政府は依然として外国人を「いずれ帰る人」として扱っている。だから、教育や社会保障、政治参加などの公的な制度は、外国人出身者の存在を前提としていない。

存在を前提としていない。行政コストもかかるとしての外国人出身者と日々向き合っている市

日本は人口が06年をピークに減少する。国連の試算だと、日本が現在の人口規模を今後50年間維持するには年平均約35万人ずつ移民を受け入れなければならない。

問題は、人口減少よりも、少子高齢化を背景にした逆ピラミッド型の人口構成だ。年金問題一つみても事態は深刻だ。

「選ばれた国」になるには、多様性を力にできるような社会システムの整備を進めるべきだ。

言葉を習得し始めるなどして社会の中に入り込んでからの方が、差別は深刻になるというのだ。

「こころ」を考慮せずに、経済規模を維持する。年金制度の破綻を防ぐという理由で移民を提

性をあるだろう。そうした時に入ってくる人たちは、今でも日本に簡単に就労できる高度な技術や知識を持った人たちではなく、底辺の労働環境で働くことをいとわない人たちだ。ほとん

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

昭和の初期は60万人くらいだった。

## 労働力目的、差別生む

唱うのは、いかに多様な労働力が必要か、少子化の弊害が大きいというのなり、子どもを増やすための方策を真剣、かつ大胆に探らねばならぬ。

今の政策は子育てを促している人を「偉い」と位置付けている。そればかりか、配偶者特別控除

るのには油断だ。所得が低く失業も多いが、出生率は群を抜いて高い。

移民論を歓迎するのは、こうした状況で恩恵を受ける側の人たちではないか。海外駐在などで経験した使用人のいる生活があらわれなかったり

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

小泉政権は、市場原理で買われた経済政策を通じて、日本をアメリカ型の弱肉強食社会に変えようとしている。この流れがこれからの政権でも続けば、移民を受け入れる政策決定がなされる可能性が

ある。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。

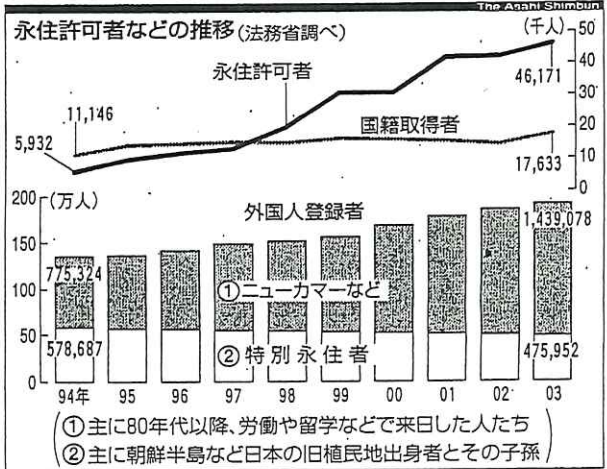
## 賛否分かれる「移民国家」論

一方、否定派は高い行政コストの地域住民との摩擦や民族差別的助長などへの懸念や、均質社会を維持することの利点を指摘。治安悪化に対する不安も根強い。

1月、当時の小淵首相の私的諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会が発表した報告書。21世紀に向けた日本の将来像を模索するなか、急速な移民受け入れには慎重姿勢を示しながらも「移民政策」の必要性を提言した。

その直後、国連が人口減少への「補充移民」論を提示した。これは「再び問う」はこれ

す。文化の多様性をいかに受け入れるか、約1億2千万の人口を適正とみるかどうかという観点もある。



凍結精子で産後死後夫

# 亡父の子と一転認知

## 高松高裁判決「生前同意で十分」

2004.7.17日経

西日本に住む四十代の「存していた精子で体外受精した女性」が夫の死後、凍結精子を授け、出産した男児



男児認知の判決後、記者会見する女性側代理人の村重慶一弁護士(16日、高松市の香川県弁護士会館)

(3)を夫の子として認知するよう求めた訴訟の控訴審判決で、高松高裁は十六日、請求を退けた一審松山地裁判決を取り消し、男児を認知した。松本信弘裁判長は、人工授精による妊娠の認知について「自然血縁的な親子関係が存在することに加え、父親の同意があれば必要十分で、妊娠時の父の生存を認知の要件とする理由はない」と初の判断基準を示した。

### 鎌田医師から高橋和尙への書簡

子どものでない夫婦が、それぞれの精子と卵子を受精させ、アメリカの貧しい女性の子宮を十月借りて、自分たちの子どもが出来るようになった。六百万円でできるそうです。生活に困る女性も助かり、子どものない夫婦にも自分たちの遺伝子をもった子どもが授かり、それを支える進んだ医学がある。確かに誰にも迷惑をかける、皆がハッピーになっています。

しかし、生まれてくる子どもがエイズに感染したり障害をもって生まれてきたりという現実が、もう始まっています。六百万円払った夫婦は、契約が違つた子どもを引き取らず、もちろんお腹を貸した女性も自分の子ではないと引取りません。いのちを授かった子どもは、どうやって生きていったらよいのでしょうか。十か月の間、自分の子宮の中で子どもを育てながら、同時に母胎の中でとん女子どもが生まれてきて、育てていきたい、一緒に生きていきたいという「ころ」も育てられるのではないのでしょうか。

子宮を借りて子どもをつくることのできるという事実は、和尚の言うテクニカルスケールの思考だと思えます。ここでも和尚の言うように、テクニカルスケールはずでに壁にぶつかっているように思えます。貸し腹で生まれたエイズの子どもが、すべての人から養育を拒否されている事実をみると、人間の身勝手さがいかに恐ろしいと感じます。

谷川俊太郎やサン・テグジュペリが語る「途中の喪失」は、今を生きる者たちの生きてきた警鐘を鳴らしているように思えます。今一度、本当のいのちの大切さを検証すべきだと思います。人類は科学万能の二十世紀に、不可能を可能にして寿命を伸ばしてきました。臓器移植の成功した患者の最大の死因が自殺であるという笑えない事実、はくは言葉が失ってしまいます。本当に人類は幸せを手に入れることができたのでしょうか。今一度、立ち止まって、「足るを知る」という先達の言葉を思い起こしたいと思えます。

鎌田 實 (東京文庫) 高橋 卓 (東京文庫) 「生む方のコソ 死に方の選択」

その上で、今回は夫が生前に同意していたと認定。認知により、父の直系親族との間で代襲相続

### ルールづくり議論急務

亡夫の凍結精子で生まれた男児を認知した高松高裁判決は、妊娠の経緯は是非には触れず、死後

おろ、現場の産婦人科医が患者の治療をどう進めていくかも見直しを迫られそう。

母と父が法律婚をしていようか、していないが、母と父に子を産むことに同意があろうか、無かろうか、父が生きていようか死んでいようか、そんなことは、生まれてきた子供にはどうしようもないことだ。

子供から見たら、いかにして非嫡女子になり、たり、親子関係を拒否されたりするのは、やはり不当だ。大人の都合を子供におしつけるのは、いいかげんに止めようよ。

# 凍結保存の精子で出産 「亡夫の子」認める

## 高松高裁判決 逆転

凍結保存していた亡夫の精子で体外受精し、男児を出産した西日本の四十歳代の女性と、その男児が亡夫の子と認める初の司法判断となった。生殖補助医療の進歩と多様化に追いついていない現行法に対し、整備を促す判決といえそうだ。松本信弘裁判長は「亡夫の生前の同意があり、認知を不当とする特段の事情はない」として原告側の請求を棄却した一審判決を取り消し、訴えを認める判決を言い渡した。民法が夫の死

死した夫の凍結保存精子で体外受精し、二〇〇一年五月に男児を出産。夫の死から三百日以上過ぎていたため、嫡出子としての出生届は、民法の規定で認められず、最高裁などへの抗告も退けられた。このため、非嫡出子(婚外の子)として戸籍を得たうえで、二〇〇二年六月、亡夫の「死後認知」を求めて提訴した。松山地裁は昨年十一月、「死者による受精は、認知を認める社会的理解は広げない」として請求を棄却した。

控訴審で原告側は「夫は死後に凍結精子を用いて女性に子どもを産むことに同意していた」と主張。被告の高松高裁は「医師は夫の死で精子が破棄されることを説明した。夫も承諾しており、同意は認められない」と棄却を求めた。

原告代理人の村重慶一弁護士の話「認知の要件を満たせば死後生殖でも認めるべきを示したうえで、生まれてきた子どもの福祉にもかかわる情理を兼ね備えた画期的な判決だ」

立派正人・高松高検次席検事の話「意外な判決。内容を検討し、関係機関と協議の上、上告するかどうか決めた」

人間の欲望を最大限に満たす。そのためにテクノロジーを使う。科学は欲望に奉仕する道具となっている。

生殖医療と臓器移植。不老不死への願いは共通したものがあるように感じる。

子どもだけが人生じゃない。子ども産むことだけが目的には、たらへんたよ。 (生殖医療どう思う?)

# 「親子」新判断 希望と懸念

## 凍結精子認知訴訟

2004.7.17. 読売 (社会面)

### 闘病患者ら切実

### 「倫理的に問題」の声も

凍結保存精子による体外受精で生まれた男児の認知を否定した一審判決を取り消し、「亡夫との父子関係を認めた十六日の高松高裁判決。かつてはなかった死後懐胎」という民法の想定外の出来事に司法の判断は揺れたが、闘病生活で不妊の恐れがある中、切実に出産を望む人々はこの判決が、新しい生殖補助医療の社会的認知を進めるきっかけになればと喜んだ。反面、父がいない中での誕生だけに「倫理的に認められない」とする人も。進む生殖補助医療技術をどう認めるか、親子関係をどう規定するのかが、未整備の法の現状を懸念する声もある。

の骨髄移植で卵巣機能を失った後だった。第三者の卵子提供を受けた、出産を望むが、実現は疑問。厚生労働省の厚生科学審議会が昨年まとめた報告では、卵子の第三者提供は認められ、法整備は進まず、日本産科婦人科学会の会告で禁止されたままだ。「死後生殖の是非はともかく、何が可能なかは」

### 医師「嚴重注意」決定

#### 夫の死亡知らず体外受精

きりさせ、安心して生殖補助医療を受けさせてほしいと早期の法整備を望む。一方で、今回の判決に危機感を強める専門家も。聖路加国際病院産婦人科部長で、日本不妊カウンセラー学会の佐藤孝道理事が必要と訴える。

産科 日本産科婦人科学会(藤 井信吾会長)は、亡夫の凍結精子による体外受精を実施していた西日本の産婦人科医師に対し、嚴重注意処分をすでに決定していることを十六日、明らかにした。近く本人に文書と口頭で伝

凍結精子の扱いを定めた学会の指針はないが、八三年度の学会「体外受精・胚移植に関する見解」では、体外受精の対象を「婚姻している夫婦」に限定、体外受精の対象を「婚姻関係を確認して」

おくとが望ましい」として、学会は今回のケースについて「夫が死亡した時点で婚姻関係は消滅しており、会告に違反する」と判断。調査した結果、担当医師が▽婚姻関係を戸籍で確認していなかった▽体外受精を行う時点で夫が死亡していたことを知らなかったなどともわかった。嚴重注意処分が相当とした。

学会の倫理委員会では凍結精子に関する指針の新設も議論したが、「すでに会告で禁止されていると考えられ、人工授精でも同じことになる。新たな会告は作らない」という。

## 天国の父親 喜んで

原告側

原告代理人の村重慶一弁護士は閉廷後、高松市内で記者会見し、「亡夫の真摯な思いが裁判官に伝わった」と終始にこやかな表情で述べ、逆転判決になったことについては「裁判官の前で女性が、亡夫が死後の出産に同意していたと、初めて法廷で証言したことが大きかった」と分析した。

審理中の今年四月、原告の女性と亡夫の母が証言台に立った。

「あなたたち夫婦の間の子ですね」。原告側弁護士の質問に、女性は裁判長を見つめ、「亡くなった夫ではないとか、妻ではないとか、自分には理解できない。夫の子です」と言い切った。

この日の判決は、別の弁護士が女性に電話で伝えており、村重弁護士は「母親と子どもは亡くなった父親の写真を合わせている」と思う。天国の父親も喜んでくれると話した。

病気のため、将来、生殖機能が損なわれた時に備え、精子を保存する男性だけでなく、卵子を凍結保存する女性も少なくない。「これは私の一部」。昨年、白血病と診断された富山県内の女性(26)は、そう

言って凍結保存した卵子の顕微鏡写真を見つめた。抗がん剤投与で卵巣機能が低下。治療開始後、凍結保存を知り、東京都内の病院で採取した。

再発の可能性があり、将来、凍結卵子で体外受精しても、出産できるかどうか……。でも、わが子を産める可能性があれば、前向きに生きられる。判決は希望をくれた」と喜ぶ。

血液疾患と闘う石川県内の女性(25)も卵子の凍結保存を知ったのは、昨年四月

## 「無秩序」防げ 法整備必要

識者

この日の高松高裁判決に、医療や法律の専門家から様々な意見が相次いだ。法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会長の野村豊弘・学習院大教授(契約法)は判決は少なからず、立法にも影響はしているだろう。ただ、死後受精による出産を承認したとも受け止められかねず、無秩序な生殖医療につながる可能性もある」と指摘した。

一方、厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会でヒアリングを受けた末谷文雄・大阪大学国際公

共政策研究科教授(家族法)は「画期的な判決だ。家族として生活している精着床学会の中村幸雄理事は「今回の判決が、医療法的に裏付けるために親子関係を認めたのだ」とし、予測される問題を強調した。

杏林大名教授で日本受胎学会の長は「今回の判決が、医療の進歩の妨げになってはならない」と法整備の必要性を分吟味し、個々の患者にとりよる生殖補助医療が認められるのか、具体的な条件を法で示さなければならぬ」と法整備の必要性を強調した。

今回の男児の認知が認められたことは当然だとは思いますが...

### (生殖医療どう思う?) (親王)

・二に今日いるメンバーは皆子どもがいるから、子どもが欲しいと持てない人が体にダメージを与える不妊治療を受けると子どもが欲しいという人の気持ちにはわからないけれど、(わかりようがないけれど)「子どもがいなければ...」という外からのプレッシャーは、当事者の人間関係をゆがめたりする場合もある。どのような生き方をしようか、子どもにとり、「生きたい」とは、自ら望んだことではない。子ども自身の意思の力を越えたところで、子ども自身の生命カ(いのちのカ)で、十月十日を母体で過ごし、この世界に(時にはおかしな形で)生きたいと願うんだよね。

### 事務局会議録

●2004年6月9日 (参加4名)

・「非婚の親と婚外子」販売促進案を話し合う

●2004年7月24日 (参加7名)

・再度「非婚の親と婚外子」販売促進案を検討

→何かイベントはできないだろうか?

皆さんもぜひ周りの人にPRして下さいませ!

# はじめまして 新入会員です。



9月4日(土)一歳になる子どもを保育園に預けた後、バイクで京都から茨木まで一時間十五分かけて婚産会つうしんの会報発行の「お手伝い」にきました。(保育園関係の人の目にこれが留まったらごめんなさい。本日は仕事ではありませんでした。)子どもは第一子で婚外子です。事実婚のつれあいと二人で育てています。仕事は産婦人科の医師をしています。今日は急遽原稿を書くように言われ、「はて、何を書こうか」というところですが、この場で話題になったピルの話でもすれば、ということなので書いてみましょう。

1999年9月に日本でも低用量ピルが認可されました。当初、そんなものを認可したら乱交が増える、性感染症が増える、などさまざまな言いがちでしたが、認可されてからどうなったでしょう。ピル使用率は微々たるもの。乱交はどうか知りませんが、性感染症罹患率は急増、妊娠中絶率も十代で増加。つまりピルをのんでせめて妊娠中絶は避けようとするのではなく、ピルをのまずに性感染症も妊娠中絶もひきうけよう、という方向に進んでいます。低用量ピルは特に健康に問題のない人には安全で有益な薬となり得るのに、いまだ高容量ピルあたりのイメージで「副作用がかわいい」というのが一般的です。十代、二十代の人を使うことを望んでもその親の世代にかたくなに反対されることも多いです。

(カペシへ続く)

## 「凍結精子認知」判決 (要旨)

2004. 7. 17. 読売

### 【本文】

1 原判決を取り消す。  
2 控訴人が別紙記載の者の子であることを認知する。  
3 訴訟費用は第1、2審とも国庫の負担とする。

争点に対する判断  
認知請求が認められるための要件は、自然懐胎による場合は、子と事実上の父との間に自然血縁的な親子関係が存することのみで足りる。しかしながら、人工受精(授精)での懐胎の場合、認知請求が認められるには、認めるべきと不当とする特段の事情が存しない限り、子と事実上の父との間に自然血縁的な親子関係が存し、事実上の父の当該懐胎について同意が存すること(要件)を充足することが必要かつ、十分であると解するのが相当である。

被控訴人は、父の死後に懐胎された子の認知請求を認めることも、民法上、父の死後三年を経過した場合、死後認知の訴え自体が許されないこととなる(民法707条)が、父の死後三年以上経過して出生した子は、認知請求自体が全く認められず、不平等が生じると主張する。しかしながら、同条の出訴期間は不娶ではなく、解釈により長期となる余地もある(最高裁判所第2小法廷昭和57年3月19日判決・民集36巻3号)。同規定で死後に懐胎された子の認知請求自体を認めることが、不平等を生じると断じられないと主張する。

また、被控訴人の指摘する法制審議会等の種々の議論は、このような場合に人工受精(授精)での出生を認めるか、また様々な形態の人工受精(授精)で出生した子の法的親子関係をどう整備するかとの議論。それを踏まえて、将来的に人工受精(授精)の運用や法的親子関係の整備に統一的な指針が示され、法整備がなされることを要する。しかし、同議論は現在存在する、民法707条の認知の訴えの要件事実の判断についての解釈指針を示すものとはならないといえるべきである。

控訴人は父の死後、父の生前の同意の下、生前に保存した精子を利用した体外受精で懐胎した母から出生した者であることが認められる。したがって、控訴人と父との間に自然血縁的な親子関係があり、父が自己の死後、保存精子(凍結精子)を用いて懐胎した子を出生させるのと同様に、父が自己の死後、保存精子を利用した懐胎に同意していたと認められる。また母は、父の死後、医師及び体外受精実施病院に、父の死の事実を告げていないが、これも医師や両病院が母に父の生死を尋ねなかったことによると考えられ、母が、故意に同事実を隠したと認めるに足る証拠はない。

母は、骨髄移植手術の手術と並行して行われたこともあり、精子を保存する際に依頼書の説明を受け、父が死亡したことを意識して聞いたことは考えられず(むしろ、心情としては、父の死は念頭になかったと思われ)、依頼書は、父母が三日ほど預かった上で署名押印して医師に提出し、手元に控えがあったとも認められないから、その内容を、母が明確に記憶していなかったとしても格別不自然な点はない。

現在、法制審議会等で、同意の形式等について議論されているが、現行法上、事実上の父の死後に懐胎した子の認知の訴えが認められる要件としての父の同意の有無の判断は関係がない。本件においては母による控訴人の懐胎につき、父の同意があったと認めるのが相当である。

以上のとおりである。控訴人の請求は理由がある。よって、結論を異にする原判決は失当であるからこれを取り消し、控訴人の請求を認容し、本文のとおり判決する。

高松高裁は十六日、亡夫の凍結保存精子を利用した体外受精で誕生した子の認知を認める判決を言い渡した。  
高松総局 曾我部 和也

夫の死後の懐胎、出産という法の想定外の状況を、どう判断するか。高松高裁は今回のような形で誕生した子の認知を認める要件として、①子と父の間に自然血縁的な親子関係が存在する②懐胎について父の同意がある③父の生死は要件ではない、という基準を明確に打ち出した。

認知は本来、血縁が客観的に証明されれば、それだけで認められる。だが、保存精子を使う場合、勝手に使われるなどして男性の関知しない子が誕生する可能性がある。このため、体外受精などの場合は精子利用に男性の同意が必要、という論理だ。

そのうえで現行法上、客観的な血縁関係があれば、懐胎時に父が生存していたことを要件とする理由はないとした。

認知請求を退けた松山地裁の一审判决は死後生殖の可否そのものに踏み込んだが、それは対照的だ。一审判决は、死後生殖について「自然の懐胎、出産とのかい離が著しい」とし、生殖補助医療の規制をめぐる国の審議会などの議論も踏まえ、生まれかけた子を、死亡した精子提供者の子と認めることについて、社会的な理解は広がっていないことを判断理由にした。同時に、早急な法整備の必要性を強く訴えた。

一方、高裁は現行法の解釈に重点を置き、生命倫理を巡る議論は民法の解釈を左右するものではない、として判断の根拠としなかった。

この点に関し専門家の見解は分かれ、棚村政行・早大法学部

自己の死後、保存精子を利用した懐胎に同意していたと認められる。また母は、父の死後、医師及び体外受精実施病院に、父の死の事実を告げていないが、これも医師や両病院が母に父の生死を尋ねなかったことによると考えられ、母が、故意に同事実を隠したと認めるに足る証拠はない。

母は、骨髄移植手術の手続きと並行して行われたこともあり、精子を保存する際に依頼書の説明を受け、父が死亡したことを意識して聞いたことは考えられず(むしろ、心情としては、父の死は念頭になかったと思われ)、依頼書は、父母が三日ほど預かった上で署名押印して医師に提出し、手元に控えがあったとも認められないから、その内容を、母が明確に記憶していなかったとしても格別不自然な点はない。

現在、法制審議会等で、同意の形式等について議論されているが、現行法上、事実上の父の死後に懐胎した子の認知の訴えが認められる要件としての父の同意の有無の判断は関係がない。本件においては母による控訴人の懐胎につき、父の同意があったと認めるのが相当である。

## 親子関係 「凍結精子で出生」認知に3基準 問われる法整備の必要性

2004. 7. 17. 読売(解説)

教授(家族法)は「親の行為の是非が問われるならまだしも、子どもに不利が生じるのはおかしい。法的な裏付けのない生殖補助医療で生まれた子の福祉を、現行法の枠組みで保障しよう」と判決だ」と評している。

一方、本山敦・立命館大学法学部助教授(同)は「裁判所が死後生殖を許したと受け止められる恐れがある。遺産相続や死後の親子の所有権など多くの問題が残されており、他の社会制度との整合性を考慮した総合的な判断をすべきではなかったか」と指摘する。

重要なのは、一審でも著しく進歩、多様化する生殖補助医療がどう許されるのかという根本的な問いを立法関係者に投げ返したといえる点だ。死後生殖やそれに伴う法的な親子関係の認知について、欧米諸国では法整備が進められている。

米国は、二〇〇一年に改正された統一親子法で、生前同意があれば父を父親と認めている。英国は相続権は認めていないが、昨年九月、親子関係だけを認める出生登録簿に父親名を記載する法律が成立した。

一方、フランスでは一九九四年に生殖補助医療は男女がともに生ずる、合意してなければならぬとする法律が成立。ドイツも九〇年に死後生殖を禁止している。

日本では生殖補助医療に関し、日本産科婦人科学会の強制力のない会合があった。厚生労働省は、来年の通常国会で生殖補助医療の規制を含む関連法案を提出したいとしているが、作業が順調に進んでいるとはいえない。

今回の判決は、死後生殖を法律で明確に認めるべきかどうか、という問いを社会に突きつけている。



(前) (シシから綴る)

親からするとピルをのむなんて、イコール「不特定多数との不純異性交遊」になるらしく、避妊目的でない月経困難症、月経不順の治療といっても拒否反応を示します。

中絶大目日本！中絶を避妊と誤っている人もいるくらい、妊娠中絶に対しては寛容な国だと思えます。半年ほどの間に2回の妊娠中絶をされた方に「ピルはどうですか」とすすめる、「ピルは副作用がこわいのでいやです」と言われたことがあります。妊娠中絶の合併症のこわさを克服できた彼女に、ピルの副作用のこわさが克服できないとは思えないのですが、だめなようです。(妊娠中絶の合併症とその率、ピルの副作用とその率をここで書く、すぐ紙面が尽きてしまうので書きませぬが)どんな薬でも作用があれば副作用があります。ただ、その頻度と副作用の内容をその薬を使わなかった場合のデメリットとメリットを引き比べて自分にとって何が一番良い方向かを選んでほしいと思います。

妊娠中絶の根底には婚外子を産んではいけない、という規範があり、「結婚することになったので今回は産みませぬ」という人がたくさんいます。それだけが理由ではないと思えますが婚外子差別がなくなれば妊娠中絶をする人が減るのだろうか、とふっと思ったり、いやいや結婚している人の妊娠中絶のほうが今はまだ結婚していない人の妊娠中絶より多いぞ、と思いついたり。複雑にいろんなことからみあって人生の「裏」の部分のみでいることを考えることができる今の職業を選んでよかったな、と思う今日この頃でした。

(楠本)

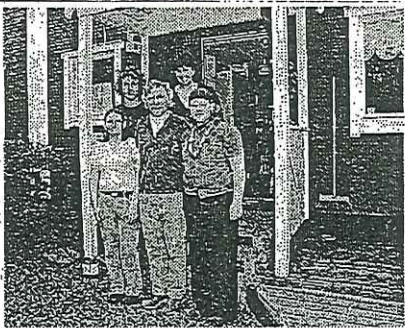
出生率の低下に歯止めがかからない日本。これに対し、スウェーデンでは二〇〇〇年から二度目の回復を見せている。その背景には手厚い家族政策に加えて、サムボ(事実婚)法など柔軟なカップルのありかたを認める環境がある。同国の家庭を調査した財団法人家計経済研究所の永井暁子次席研究員に報告してもらった。

### 少子化と女性

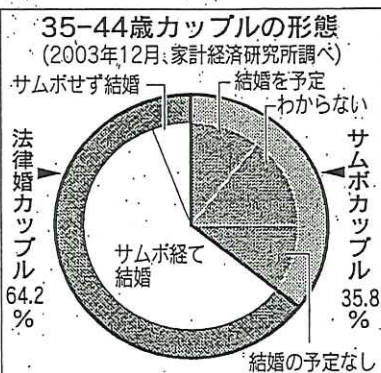
2004. 6. 17. 日記 1・29の現実

スウェーデンは、これまでに女性が生産した子ども数(合計特殊出生率)の回復を二度経験している。一度目は、一九八三年に一・六一まで低下した出生率が、九〇年から現在は一・九。初婚年齢はスウェーデンが二・二、三まで上昇した経験だ。そして、現在二度目の回復期にある。九九年に一・五〇まで低下したが二〇二年には一・六五に上昇した。

このようにスウェーデンの出生率上昇の背景には、充実した家族政策(育児休業制度、児童手当、就学前教育)とともに、カップル形成の柔軟さが一見すると、日本以上に晩婚化・非婚化が進んでいる印象を受ける。だ



サムボを経て結婚したイェルデスさん一家



## 出生率回復 事実婚も貢献

### スウェーデン

## 法で子の権利保障



永井 暁子

増え始めた。当時、所得税は夫婦合算方式だったため、法律婚によって税金が高くなることが、サムボが増えた一つの要因であるといわれている。しかし七一年に所得分離課税方式へ改正したものの、法律婚は増えず、サムボは若者年代から若い層を中心に増え始めた。これに合わせて、法制度の整備も進められた。七六年の「親子法」改正では、サムボカップルに生まれた子どもの権利が保障され、婚内子と婚外子という法律上の区分はなくなった。八七年には「サムボ法」が成立。婚

として定着した。スウェーデン統計局によると、九〇年にはカップル全体の二八・四%がサムボカップル。しかも若い年代ほどその割合は高く、二十代前半の男性では法律婚四・一%に対してサムボ一八・〇%、女性では同じく二・一%に比べてサムボが二二・一%に達している。つまり、晩婚化・非婚化の進む日本と異なり、スウェーデンではサムボを通して若者のカップル関係が形成されている。カップルの一方が亡くなった場合にも、死亡前に個人財産を共有財産とする法的手続きを取れば、サムボカップルが形成される。サムボ期間は「試行期間」。もちろん「一緒にいるので十分」とサムボを続ける人もいるが、それによって親子が不利益を受けることはない。

＜編集後記＞  
・今日は新メンバーが来てから、活発な議論が展開した。おかげで楽しい編集会議になりました。非婚シングルサークルは日本に少ないが、日本の将来はどうなるか、婚外子に関する法律問題、中絶や避妊についての考えなどのテーマに取組みました。新しいこと、復習にもなると、研究に頑張る気も湧きました。(キャロリン・ライト)  
・暑かったです(19:30 (矢野))  
・子供を産むか産まないかを自分で決めなければならぬと思ってしまう。健康上の理由で子供が産めず、自己決定できない状況におおくと、罪悪感にとらわれてしまうのだ。この状況、ちょっと息がつかない。(Y.M.)  
・この8月に病気で両親を相次いで亡くした。今はほろっと泣いて、トワイライトパティオに住居を大学に持ちこたせたい。2階の部屋に部屋に居る。お母さんに感謝をかけた。

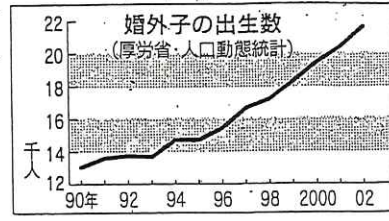
「嫡出でない子の「父母との続柄」欄の記載方法の改善に関する意見募集」の結果について (法務省HPから)

- 第1 意見募集期間 平成16年6月11日(金) から同年7月9日(金) まで
- 第2 意見件数 158件
- (電子メール、郵送又はファクシミリによる。)
- 第3 寄せられた主な意見
- 1 記載方法の改善について
  - 記載方法を改善することについては、賛成意見が大半であった。
  - 2 記載方法の改善に関する法務省案について
    - 以下(1)から(4)までの4点を法務省案として提示したところ、それぞれの案について、法務省案に賛成する意見のほか、以下のとおりの意見があった。
    - (1) 非嫡出子の父母との続柄欄の記載を、嫡出子の場合と同様に、「長男」「二男」又は「長女」「二女」等とする。
    - 《意見》「男・女」「子」又は「子(男)・子(女)」にすべきである。
    - (2) 「長」「二」「三」等の定め方は、嫡出子については「父母との続柄」を基準とし、非嫡出子については「母との続柄」を基準として決定する。
    - 《意見》嫡出子の場合と同様に、「父母との続柄」を基準とすべきである。
    - (3) 非嫡出子の父母との続柄欄の記載の更正は、本人(15歳未満の場合には、その法定代理人)、母又は父(親権者変更により父を親権者と定めた場合)からの申出により行う。
    - 《意見》対象となる戸籍(除籍等も含める)は、すべて国が一律に更正を行うべきである。
    - (4) (3)の申出に際しては、非嫡出子の続柄を確定できる資料等(戸籍謄本等)を添付する。
    - 《意見》確認資料等は不要とすべきである。
  - 第4 意見の取扱い
    - 提出された意見は、戸籍法施行規則改正の検討に当たり、参考とする。

前回のつうしんが 交流会から呼びかけを同封したが、婚外子の戸籍続柄表記の変更についての意見募集の結果が、上記のような内容で法務省のHPに出ました。今後どういう形に進められていくのか、注目したい。本人の申し出ではなく、国が一律に、だけはどうしても盛んにしてほしい。(大田)



田中さんが開いた集会には全国から支援者が集まった(東京都新宿区)



ファミリィ

「どんな状況に生まれようと、子どもの大切に変わりはしない。日本は婚外子への差別を見直すべきだ」。国際社会から何度も批判されてきた婚外子(非嫡出子)への差別。ようやくここにきて、法務省が戸籍の続柄の別記記載を改めること表明。流れが変わる芽が出始めた。

「このまま出産すれば、実婚を貫く、既婚者との婚外子になる。それでは、間の子を出産する」。子どもがかかわる。こんな思いや事情の加藤順子さん(仮名、31)と、法律婚の枠外で生まれは出産を控えた二年前、れた婚外子の数は増加周囲から繰り返しの言。厚生労働省の人口動

でも婚姻届を出す意志はなかった。妊娠中のトラブルも重なり、精神的に追い詰められた加藤さんは、仕方なく出産の際、出生届とともに婚姻届を提出。その後、離婚届を出し、再び事実婚に戻った。「子どもは周囲が望む通り、婚外子にならなかった。でも自分が妥協したこと、婚外子を差別する側に回ったのではと罪悪感にさいなまれて」。シングルで生きる。記載がその「子」だ。

2004.3.16 日経

## 婚外子格差解消へ期待

法務省、戸籍の続柄別記記載を是正

新井さんは、一人で子どもを生んだシングルマザー。子どもは婚外子と「長女」方式に改めることと感じたという。

根拠は、民法で非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一と格差をつけている。実婚カップルの田中須美

婚外子の別記記載をめぐる裁判の歩み

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1988年5月   | 田中さんらが「住民票」の別記記載について東京地裁に提訴        |
| 91年5月     | 東京地裁判決、田中さんら敗訴                     |
| 91年6月     | 田中さんら東京高裁に控訴                       |
| 94年12月    | 自治省通達で住民票の別記記載廃止決定、「子」に統一(95年3月実施) |
| 95年3月     | 東京高裁判決、田中さんら敗訴。別記記載は違憲と判断          |
| 95年4月     | 田中さんら最高裁へ上告                        |
| 99年1月     | 最高裁判決、上告棄却                         |
| 99年11月    | 田中さんら「戸籍」の別記記載について東京地裁に提訴          |
| 2004年3月2日 | 東京地裁判決、田中さんら敗訴。プライバシー侵害は認められる      |
| 3月8日      | 法務大臣、戸籍の別記記載をやめ、統一表記にすると表明         |

戸籍には、父母の名前、欄がある。嫡出子なら「長男」「長女」「二男」「二女」だが、婚外子なら「男」「女」となる。「女」となる。婚外子かどうかはこの欄をみれば一目で分かる。新井さんは

「娘は何の罪も犯していないのに、こんな扱いにならなければならない」と感じたという。

根拠は、民法で非嫡出子の相続分を嫡出子の二分の一と格差をつけている。実婚カップルの田中須美

区別記載の根拠は「非嫡出子の相続分は嫡出子の半分」とする民法九〇〇条の第四号だ。書き換えれば、戸籍の表記が必ず「長女」の表記に変わらなければならない。世界の潮流も、相続格差を撤廃する方向にある。だが日本政府の歩みは、一九九六年に民法改正案が頓挫して以来、停滞を来、司法の場では少し様相が変わっている。

最高裁大法廷は九五年、相続格差を定めた民法の規定は合憲とする初の憲法判断を示したが、この憲法判断を示す前の初め、差別解消への一番強い追い風になる。でも、大法廷の判断が数年でひっくりかえるとは考えにくい。

### 次の焦点は民法改正 根強いアレルギーも

(憲法学)は席上、「婚外子差別は違憲」と述べた。内野教授は「民法の相続格差の規定が、最高裁大法廷で憲法違反となれば、差別解消への一番強い追い風になる。でも、大法廷の判断が数年でひっくりかえるとは考えにくい。憲法判断を得つつも、立法府による改正の方が早道では」とみる。しかし、夫婦別姓法案の今国会提出が見送られるなど、政治の世界には「アレルギー」が根強い。二月、国会の小委員会に参考人として呼ばれた中央大学の内野正華教授「出生差別の法改正を求めたい」と指摘する。

上野さんによると、婚外子の出生は多様で、米国ではシングルマザーから生まれることが多いという。日本でも増えてきているのは婚前の妊娠。その後結婚するカップルも多いが、中絶するケースも多。婚外子出産への風当たりが弱まれば、中絶も減って少子化の進行を抑えることにもつながると話す。

「長女」方式に改めることとされた。長年、婚外子差別と闘ってきた事分の一と格差をつけている。実婚カップルの田中須美

「長女」方式に改めることとされた。長年、婚外子差別と闘ってきた事分の一と格差をつけている。実婚カップルの田中須美

### 表記になお異論

「婚外子」を「長女」「長男」として表記する。また、続柄欄で分かつ道子さんらも、身分事項や「まだ父親欄を読めば婚外子だ」と指摘する。このため原告は、戸籍簿本を交付することを求めた。戸籍簿本を交付することを求めた。戸籍簿本を交付することを求めた。

太三法務大臣はこの区別を「プライバシー権の侵害にあたる」との判断を示した。見直しはこれを受けてのことだ。

婚外子差別の撤廃に向けて運動してきたグループは、国が「長男」「長女」という統一方法を「古い家制を改める」として、表記を「男」「女」に統一することを求め、法務省に働きかけを求めた。

「婚外子」を「長女」「長男」として表記する。また、続柄欄で分かつ道子さんらも、身分事項や「まだ父親欄を読めば婚外子だ」と指摘する。このため原告は、戸籍簿本を交付することを求めた。戸籍簿本を交付することを求めた。

# 婚差会つうしん No.93

2004年11月13日発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

http://www22.big.or.jp/~konsakai/ E-mail: konsakai@big.or.jp

郵便振替口座:

法務省は二十日、法律上の結婚をしていない両親の子供(非嫡出子)について、両親が続き柄の表現に書き換えを申し出た場合、訂正跡を残さない形で修正する方針を固めた。非嫡出子の戸籍の続き柄欄に「嫡出子と同様」「長男」「長女」などと記載するよう戸籍法施行規則を改正するの意を、政府内部で一旦出生状況がわかる訂正では意味がないとの意見が出ていたため。同省は十月に

も施行規則を改正するにば、すでに「男」「女」と記載されている非嫡出子で、訂正を求めたことが、記載を訂正することができない。しかし、両親が「長男」「長女」の部分を朱線が引かれ、訂正理由も書き込まれるなどの問題点が指摘されていた。このため、法務省は戸籍法で定めている「戸籍簿の再製」の規定を準用し、申し出があれば、痕跡が残らない形で書き換え(訂正)することとした。

「戸籍簿の再製」の要件「子」に統一された。

## 非嫡出子 戸籍訂正跡“残さず”

### 2004.9.21 続き柄欄記載 プライバシーに配慮

## 半歩前進でも、前進は前進!

戸籍の婚外子の父母との続柄が、11月1日から「長男」とか「長女」へと変更された。多くの婚外子とその親たちの希望は「子」または「女」「男」へと統一されることだったが、残念だ。

ただ「長男」「長女」となったことに対する意見は、個人の立場や生活歴によって様々だ。婚外子差別が組み入れられた社会規範を疑いもせず容認してきた(高齢の)親に育てられた婚外子には、「良いことである」と積極的に評価する人が多い。彼らは、「差別なんか、されたくない」と口にして、身内から「親不孝者」とそしられ、沈黙せざるを得なかった経験を持っている。

そういう人たちにとっては、十分にうれしいことだ。

田中さん、福喜多さん、ありがとう!! (Y.M)

## 婚外子 続き柄区別来月撤廃

### 2004.10/29 朝日 「長男・長女型」は維持

婚姻届を出していない男女の婚外子(非嫡出子)の戸籍の続き柄記載が11月1日から、法律上の夫婦の子と同じく「長女」「二男」などの表記になることが決まった。3月の東京地裁判決が「一見して非嫡出子とわかる記載方法はプライバシー権の侵害」と指摘したのをきっかけに、法務省が戸籍法施行規則の改正を検討していた。

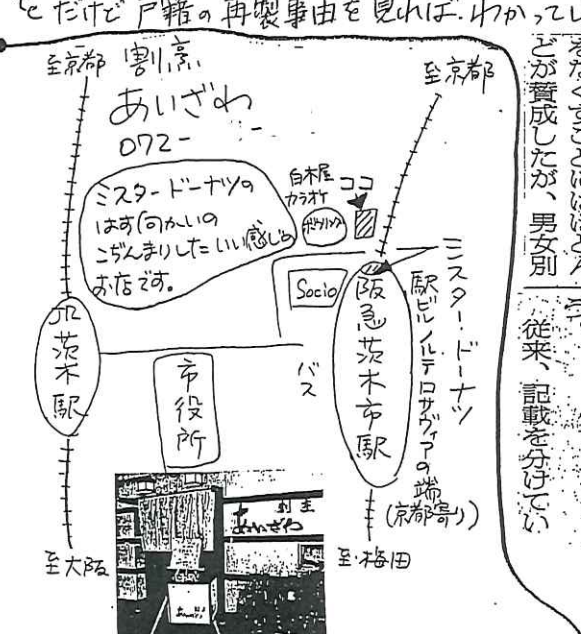
「長男」など嫡出子の続き柄表記の方を、「男」または「女」としている婚外子の表記に変えることも検討されたが、改正後の作業量が膨大になるため、「長男・長女型」を堅持することになった。

改正後は、婚外子本人か父母が申し出れば戸籍が更正される。

続き柄のあり方によって話が広がったのは、嫡出子は父母との続き柄、婚外子は母との続き柄で、生まれ順を決めるためだ。このため、同じ母親が嫡出子と婚外子を複数出産した場合などに、同じ戸籍に①長男が複数いる②次男より年下の長男がいる③などの事態が生じる。同じ父母間でも婚姻中に生まれた第一子の娘、事実婚に改めた後の第二子の娘の両方が戸籍上「長女」となる。

6、7月の法務省の意見募集では158件が寄せられ、表記方法の区別をなくすことにはほとんど賛成したが、男女別に生まれ順を表記することに合理性はない」という意見もあるが、嫡出子側の表記方法を改めるとそれに伴う作業量は膨大で、「いま改める必要性はない」と判断したという。従来、記載を分けていた。

戸籍事務を扱う自治体から聞き取りをした全国の50法務局のうち22局も法務省案に反対した。新制度では生まれ順の確定が難しいなどの懸念からだ。法務省内には「男女別に生まれ順を表記することに合理性はない」という意見もあるが、嫡出子側の表記方法を改めるとそれに伴う作業量は膨大で、「いま改める必要性はない」と判断したという。従来、記載を分けていた。



●これからの活動スケジュール●

12月4日(土) 17:00~ 忘年会

阪急茨木市駅前「割烹 あいざわ」で

※屋間の事務局会議は、都合により中止します。

忘年会に参加希望の方は、11月中旬に時任玲子さんに連絡を。予算5000円程度。

TEL&FAX072

たのは民法で「非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1」とされ、法的な地位に違いがあったためだ。しかし、この記載のために婚外子であることが明らかになれば、就職や結婚などで不利な取り扱いを受ける例があるなど問題が指摘されていた。

婚外子は既婚男性との間に生まれた場合や、婚姻届を出さない事実婚を選んだ夫婦の子の場合などがあり、母の戸籍に入っていることが多い。昨年1年間に生まれた子どものうち婚外子は約1.9%だった。

改正作業の過程では、「申し出による変更ではなく、国側の職権で一律に改めるべきだ」との意見も出たが、作業量が膨大になるため、申し出があった場合に限り対応することにした。

↑

2003年の婚外子の出生数は前年比プラス3人の21,634人(全出生数に対する百分率は前年と同じ1.9%) (厚生労働省 人口動態統計)

★今号の目次は最終面です

「非婚の親と婚外子」が毎日新聞と週刊金曜日で紹介された。

# 書評

きんようぶんか

池田佳代さん  
ありがとう!!

## 差別つくる 婚姻制度はNO!

評者= 池田佳代

いけだ かよ  
民法改正情報ネットワーク



### 『非婚の親と婚外子』

婚差会 = 編  
青木書店  
1900円(税別) ISBN4-250-20411-1

日本では、婚姻届を出さずに子を産んだ場合、妊娠中に父親の認知を役所に届けておかなければ、子どもが父親が誰であるかわかっているも認めてもらえず、父親欄に名前を書くことができない。いわゆる胎児認知を届けていなければ、非婚の父は出生を届けても、窓口で拒否されるのだ。「えっ?」「どうして?」と誰もが、驚き疑問に思うだろう。

これが法律に書かれているならまだしも、出生届の事務処理上の規則としてそう運用するよう義務付けられているというのだから、一般市民がこれを知る機会はないに等しい。これほど大事な決り事であるというのに、だ。政府はその根拠を、民法九〇〇条(法定相続権規定)で、婚外で生まれた子の相続権は婚内で生まれた子の二分の一と定めているから

らだとしている。そして、親ではなく子に差異を設けている正当性を、婚姻制度を保護するためと主張する。本書は、婚姻届を出していない男女から生まれた子どもに対する差別をなくしようと、法改正を求めて運動するグループの手によるもので、これまでの活動によって鮮明となった日本の家族観や身分制度の問題点を鋭く指摘したうえで、現代事情に合わせた考え方を展覧している。メンバーが実際に経験した行政担当者とのやり取りや、裁判に訴えたことで明らかにされた政府見解なども詳細に書かれている。

さらに重みを増している。自分に置き換えて読みすすめることで、その共感が増していく。第二部は法律に関する二八のQ&Aが例示されている。離婚未成立時(多くが別居中)に夫以外の男性との間に子が生まれた場合、戸籍はどうなるのか、養育費はどうやったら受け取れるのか、非婚シングルマザーが受けられる行政の養育支援策についてなど、具体的に役に立つ情報を網羅している。

第三部の理論編では、家制度が廃止された現代において戸籍制度がどんな意味をもつのかを考察し、次章で示す国際婚外子の身分問題で、前章の問いを象徴的に示している。さらに、婚外子差別を撤廃したスウェーデンの制度を解説し、最後に、家族単位の制度や政策をどう見直すべきかを展覧している。

人にはさまざまな事情や状況が生じるものである。婚姻せずに子を産む場合と婚姻して子を産む場合とを法が区別していることで、子は差別されていると傷つき、親は罪悪感にさいなまれる。この状況について、最近の最高裁判決では、解決しようのない責任を子どもに取らせる格好になっている婚外子差別の規定は改めるべきだと、複数の裁判官が補足意見を付け、さらに、差別を解消するために民法を早期改正すべきだと裁判長が見解を示している。

少子化を政府は深刻視し、二〇年来の検討の末、男女が働き続けながら子を産み育てられる社会にするのが少子化解消の鍵だと、男女雇用機会均等法をはじめ育児休業法などを立法してきた。が、合計特殊出生率が昨年は一・二九と年々低下を続けているのは、そのような社会には向かっていないことの証左といえる。

成人男女の未婚化も少子化の一因とされているが、本書にあるように、個々の深刻な事情に寛容でない婚姻制度では、結婚に魅力を感じられない男女が増え、結婚を急がないシングル志向がすすむことは自明の理なのである。多くの若者は閉塞的な家族観を拭き、自分なりの生き方を表現しようとしており、それを応援している親世代も少なくない。

大切なのは「人としての尊厳が守られること」だろう。政府や法がこれに急いで追いつかなければならぬことを、本書は改めて実感させる。

と呼ぶが、呼ばれた側から見れば明らか「差別」だ。本書は同会メンバーらが著した「非婚を生きたい」の続編。民法

結婚していない子どもを産んではいけないの? 生まれた子どもはなぜ「かわいいそう」なの? 婚外子。社会はそれを「区別

当事者の体験談やアポイント、法律に関するQ&Aも満載。婚姻制度に疑問を抱く人にも参考になる。(青木書店・1995円)



2004年10月27日 毎日  
非婚の親と婚外子  
婚外子差別と闘う会編

2004/10/15 日経

4度目の3対2僅差で合憲 あ〜あ!

最高裁が合憲判断 5人中2人反対意見

違憲の疑いが濃い」とする補足意見を述べた。同様の三件の訴訟で最高裁は昨年三月と六月、二つの小法廷でそれぞれ二人が反対意見を述べた上で合憲とする判決を言い渡している。今回の訴訟は死亡した男性の婚外子三人が相続財産を巡り非婚出子の男性を相手に不当利得の返還を求めていたが、第一小法廷は非婚出子側の原告を棄却。第二小法廷が確定した。

No.93-2



週刊金曜日 2004.10.22 (529号)

| 事務局会議録                   |        |
|--------------------------|--------|
| 2004年10月2日               | (参加3名) |
| ・情報交換                    |        |
| 2004年11月13日              | (参加4名) |
| ・つうしん93号発行作業             |        |
| ・12月4日の事務局会議はあいざわの忘年会席上で |        |

～戸籍のない子のパスポートへの道を切り拓くために～

2003年6月に提訴した「国籍確認等請求事件」も、京都地裁で第8回の口頭弁論まで来ました。「戸籍に記載が無い」子どもたちに対する、パスポート不支給をはじめとする不利益な扱いにNO！を突きつけるべく、さしあたって戸籍はなくても日本国籍は確認すべきと求めた民事訴訟です。

被告国側（法務省）は、第1回の口頭弁論「答弁書」でいきなり「日本国籍はある、この点で争いはないので原告の訴えの利益はない。しかし、戸籍が無いので確認することはできない。」そもそも「婚外子の戸籍上での不利益な記載を理由に《適法》な出生届を出さない原告の行動が自ら不利益を招いているだけ」と、開き直ってけんか腰。

ここは一番、ということで島津さんに忙しい中、意見書を書いてもらうことにしました。

戸籍のみにこだわる法務省のへ理屈とかたくなな態度を、正面からさすがしく批判してもらって、心強いです。

法務省が11月1日から改正したという戸籍上の婚外子続柄表記の変更に関しても、表面的にすぎずやる気も無いことをさっそくに言ってやったという事も、スカッとしますね。

裁判は、次回12月10日10時からの第9回の口頭弁論で結審する予定です。判決は来年になりますが、さてどうなるか。裁判所の人権感覚次第・ということところです。

いろいろ大変だけど  
いい判決が出るといいね!!  
(大田)

意見書

04・10・31 島津良子

この裁判に意見書を提出するにあたっては、既に原告側から提出された準備書面に詳しく論じられている点も多い。重複する点についてはなるべく準備書面に譲ることとして、以下の4点について筆者の考えを述べ、裁判所の判断材料に供したい。

1. 戸籍という特異な登録制度

世界の国々の登録をその原理によって分類すると、おおよそ三つの種類に分ける事ができる。事件別登録と個人別登録と家族別登録である。

まず第一の事件別登録とは、アメリカなどで行われているもので、出生・婚姻・死亡などの事件ごとに、届け出られた書類がファイルされる方式である。それぞれのファイルは別々に保存されるだけお互いのつながりはない。同一個人の出生と婚姻でも、違う地域で届けられれば、それぞれの書類を保管する役所も別々のままである。日本のようにすべての届け出が本籍地で戸籍原票に移記されて、個人の一生の身分変動がひとつの書類に一本化される事はない。したがって、いつどこで生まれ、いつどこで結婚したという個人の情報は、届け出た本人以外にはたどることが難しい。それでよしとされているのである。登録といえば事件別登録だけで、全国民の詳細な登録のない国は、アメリカ以外にも多数存在するのである。

第二に個人別登録というのは、スウェーデンやオランダなどで行われているもので、行政サービスのために、国民を個人単位に登録するものである。個人が単位であるから、同

国籍確認等請求事件に島津さんが意見書 ①

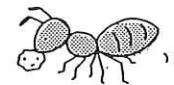
一個人の出生や婚姻はひとつの書類に記録されるが、個人の範囲を超える過去の家系や現在の親族関係などをたどる必要性は考えられていない。したがって、その登録は個人の死によって完結する。

そして、第三に家族を単位として国民を登録するのが戸籍である。国民把握の基礎単位が個人に移った近代社会以降も、家族単位でしか国民を登録できない「戸籍」を維持し続けている国は世界にたった三カ国しかない。台湾と韓国と日本である。日本以外の二国に戸籍を持ち込んだのは、両国を植民地支配していた日本である。

戸籍は戸籍筆頭者という家族の長をもち、家族成員間に序列をもつ、前近代的登録である。必然的に前近代的な部落差別や女性差別、婚外子差別などを内包している。戸籍は登録単位が家族であるため、家族全員が死亡、又は別戸籍に移動するまで、死者も含めてその家族成員全員を表示し続ける。又、戸籍は、個人の一生の住所移動や身分変動を追跡できる機能を持ち、行政上不必要な範囲の情報、即ち過去の家系や現在の親族関係までが検索できる。しかもそれらの情報が、信用経済の基礎、身分関係を公証するものとして原則公開されているという点においても、特異な制度である。非常にプライベートな情報のかたまりであるこれらの登録は、法に定められた場合以外原則非公開とする国の方が世界では一般的なのである。

日本では、まったく機能の違う事件別登録や個人別登録に対しても安易に戸籍という訳語が当てられることが多い。その結果、多くの人々が戸籍は世界中どこにもあるのだと考えているが、戸籍のようにほとんどの国民の網羅的な個人情報に国家が独占的に掌握し、それが公開されて怪しまれないような制度は、世界でもきわめて稀な制度なのである。

戸籍以外の登録制度において国籍取得などの際に根拠書類となるのは、一般に出生証明書である。国籍を公証するのは戸籍謄抄本のみであるという法務省の主張は、世界的に見て通用しない論理である。



2. 国籍の決定とその根拠書類

法務省は、原告ら戸籍に記載されていない子の国籍確認請求に対して、「原告らがいずれも日本人母の非嫡出子（非嫡出子かどうかはこの場合まったく無関係であり、この語は不相当である。）であると認められる以上、国籍法2条1号により、原告らは当然に日本国籍を有するものである。」と答え、その国籍保有を認めている。何によって日本国籍者と認められるのかといえば、国籍法2条1号によってである。戸籍によってではない。戸籍と国籍とは必ずしも一致しないものであることは国籍実務の常識であるし、実務解説書によればその場合の国籍の有無は戸籍の記載によってではなく、国籍法の規定によって判断すべきものであるとされている（たとえば『改訂国籍実務解説』p16 法務局民事局法務研究会編 日本加除出版株式会社 1994年5月）。

「原告らは当然に日本国籍を有するものである。」と法務省が判断したその根拠は何だろうか。いうまでもなく、その子が国籍法2条1号の要件、即ち子の出生時にその父又は母が日本国籍者であるという要件を満たしていることを立証する書類、その母が日本国籍者である事を示す母の戸籍（又は住民票）と、子がその日本国籍者である母から出生した事を示す出生証明書とであろう。原告からは既に母の戸籍と子の出生証明書とが提出されている。原告らの日本国籍保有を立証する根本的な根拠書類がありながら、そこから二次

2004年11月13日発行 雑誌会さん No.93

No.93-37



婚養会ワケルンNo.93 2004年11月13日発行

う者への懲罰的措置のために、戸籍以外の書類は絶対に認めないと固執しているようにさえ思われるのである。今ニニニ生きている人の存在より戸籍の書類の方が大きな存在に

なるよんて 考えらへな一い。ニリヤ 絶対ハントニ一 (時イ生)

#### 4. 国際条約と日本政府の怠慢

日本政府は、国際人権規約（自由権規約・社会権規約）や子どもの権利条約などの国際条約を批准しているが、婚外子差別に関していえば、実に8回にわたって国連からの勧告を受けていながら、これらの条約に抵触する国内法の改正を怠っている。これらの国際条約を批准した国は、この条約の遵守状況を5年に1回国連に報告する義務を負う。以下はその政府報告書の審議会での婚外子差別に関する議論のごく一部である。

1993年10月規約人権委員会では、政府報告書以外にはじめて日本国内の市民団体からカウンターレポートが提出された。委員は日本政府に答弁を求め、「婚外子に関する報告は驚いた。差別を正当化しているが、規約に明白に矛盾している。家族の保護を保障するのに、子どもを犠牲にしてはならない。」「相続分の差別は規約に合致していない、戸籍や住民票に差別があるが、これは規約に違反している。婚姻家族の保護のためという理由で子どもが犠牲になっているが、これは正当化の理由にはならない。」と、委員の驚きが表明された。

1998年5月、子どもの権利条約の政府報告書審議会でも、委員の全員が日本での婚外子差別は条約と整合性がないと指摘、特に1995年5月の婚外子と婚内子の相続分の差は合憲であるという最高裁の判決が、条約批准後に出た判決であることは問題だと指摘されている。子どもの権利委員会は、子どもを嫡出子と非嫡出子に分ける言い方そのものをやめるよう、日本政府に差別是正の立法措置を勧告した。

1998年10月の規約人権委員会でも、再び「民法900条4号但し書きの相続差別について、日本政府は条約違反の子の不平等を取り除くどんな手段を講じようとしているのか、政府報告書に述べられている『合理的差別』の基準は何か」という質問を受けているし、「家族の保護とは児童の保護を含まなければならない、法的に結婚した家族とそうでない家族をなぜ区別しなければならないのか」という意見が出され、日本政府は「前回の勧告に対して十分検討する期間があったのに進歩がない、裁判所も規約を実施する義務を負っていることが忘れられている。」「前回の勧告がほとんど採用されていない」との手厳しい指摘を受けている。

2001年8月国連社会権規約人権委員会は、日本政府に再度婚外子差別是正を勧告した。委員会は「近代社会では受け入れられない『非嫡出子』の概念を法律及び慣行から取り除くこと」、「婚外子に対するあらゆる形態の差別を解消し、その権利回復を図るために緊急に立法上及び行政上の措置をとること」を勧告、「合理的な差別は存在しない。差別の禁止は絶対的な原則である」と、国際世論のあり方を示した。

さらに2003年7月、女性差別撤廃委員会でも「民法の中に現在も依然として差別的な条項が残っていることに懸念」が表明され、「婚外子に対する戸籍と相続権に関する法律及び実務上の差別、そしてそれらが女性に対してもたらす重大な影響についても懸念する」という最終コメントが出され、2004年1月には子どもの権利委員会からまた「締約国が、とくに相続ならびに市民権および出生登録に関わるあらゆる婚外子差別ならびに『嫡出でない子』といった差別用語を法令から除くために法律を改正するよう」勧告を受けている

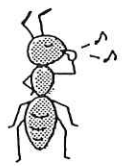
国籍確認等請求事件に島津さんが意見書 ③

1979年、日本政府が国際人権規約を批准した年、法制審議会は婚外子への相続差別を定めた民法900条4号但し書きの是正を盛り込んだ相続法に関する中間試案を発表している。にもかかわらず、以来25年間、人権に関する国際条約は次々批准していながら、日本政府はその条約に違反する国内法の改正について、世論調査の数字を隠れ蓑にして引き延ばしを図ってきた。この長期間の怠慢を棚にあげて、原告らが婚外子を差別する記載を拒否したことを指して「届け出義務を怠っている」というのはおこがましい。日本政府の長期間にわたる婚外子差別の温存、国際世論と国連勧告の無視こそが、原告らの出生届が未済となったことの根本原因である。

よくぞ 言、てくおまし！ ！パチパチ、

勧告にも言う。「裁判所も（国際人権規約や子どもの権利条約などの）規約を実施する義務を負っている」のである。本件裁判もこれらの状況を踏まえた上で判断すべきである。国際人権規約批准の翌年、ある自治体職員が出生届の嫡出・非嫡出のチェック欄を次のように評した。「社会通念上、実際には国民の意に反し、国民の人権と名誉を間接的に傷つけ蝕んでいるとしか思われぬ」（1980年10月『戸籍時報』吹田市役所寺尾博氏）。卓見であると思う。日本政府は、婚外子差別を温存、助長する法律の存在が、国際社会で日本の名誉を傷つけ続けていることを自覚すべきである。

同じ中央官庁でも、既に厚生労働省は、戸籍提出のないことを理由に児童扶養手当を支給しなかった原告への旧処分を取り消している。2002年7月、厚生労働省は本件の原告児童に対して、戸籍提出はないものの、請求人（児童の母）の提出した請求人本人の戸籍謄本及び住民票と児童の出生証明書により、「総合すれば、…請求人には手当の受給資格があると認定することができた」はずとして、旧処分を撤回しているのである（平成14年7月「児童扶養手当法に関する審査請求の採決について」）。省庁によって判断が違うのでは事務処理としても問題であろう。本件裁判の被告法務省も同様の観点から、原告の国籍証明を考えることは十分可能なはずである。法務省の再考を望みたい。



#### 付記

本意見書脱稿後、10月29日付新聞報道によって、法務省が出生届及び戸籍の続柄欄の差別記載を若干変更することを知った。出生届と戸籍の続柄欄の用語を嫡出子・非嫡出子ともに長男・二男、長女・二女という記載に統一するというのであるが、出生届の嫡出・非嫡出のチェックは現行のまま残され、差別記載そのものがなくなったわけではない。また、出生届の婚外子への差別記載は続柄欄のみではない。父欄を書かせない、未認知の父は父の資格では届出人になれないなどの問題も残されている。しかも法務省は、病院などにある用紙を交換することもしない、これ以上の周知活動もしない、過去の差別記載についても申請があれば受け付けるが、これまでの差別記載を書きかえる作業もしないという方針であるという。これでは一番目立つ差別記載を婚内子と同じにすることだけで、婚外子差別を温存し続けていることへの批判をかわそうとしているに過ぎないと言われても仕方がない。あくまで婚外子を婚内子と峻別しようとする態度は従来と同じなのである。用語を統一すること自体無意味だとは言わないが、家族間の序列を表す長女・二女の用語は不相当であるし、日本政府は、根本的に婚外子差別を法律や登録制度の中から一掃する法改正が求められているのだということを思い起こしてほしい。

No.93-<5>

### シンポ「養育費について考えてみませんか？」に参加して

善積京子

10月31日のしんぐるまざあず・ふぉーらむの主催の「養育費について考えてみませんか？」のシンポジウムに参加して、いろいろなことを勉強させてもらった。離婚を真剣に考えている人に、伝えたい貴重な情報がいっぱいあった。以下、宮地光子弁護士の報告を中心にして、その中で特に印象に残っている事柄について、まとめてみた。

#### 1. 当事者間の養育費の合意書では、養育費支払いの強制執行ができない

2004年4月の民事執行法の改正で、養育費等の一部に不履行（不払い）があれば、将来の分についても地裁への1回の申立てで差し押さえできるようになった。勤務先が判明し、安定した給料を得ているサラリーマンに対する養育費の取立状況は、かなり改善されたようだ。

しかしながら、当事者間だけで話し合っ、養育費についての合意書を作成した場合は、不払いが起こったとき、その合意書に基づいてすぐに強制執行することはできないという。強制執行には、「債務名義」（「請求権がある」という公けの書類）が必要であり、当事者間の私的な合意書だけでは「債務名義」にならない。当事者間で養育費の話し合いがつき、公証人役場に行って公正証書を作った場合に、それに「強制執行認諾約款」（不払いをしたときには、強制執行をされても異議がないという約束）がついていれば、強制執行できる。通常は、公証人役場で「強制執行認諾約款」をつけてくれるとのことである。

ちなみに、裁判所で話し合いが成立した場合は、家裁の調停調書や離婚訴訟での和解調書によって強制執行できる。不成立のときは、家裁での審判（急ぐ場合は、審判前の保全処分）や家裁の離婚訴訟の判決で強制執行できる。だが、相手の勤め先がわからない場合、会社役員でも同族会社のような場合、営業者の場合などは、今でも養育費の取立は困難な状況とのことである。

#### 2. 婚姻費用請求の段階で、こちらの権利を確保することが、

##### 離婚や養育費の決定にプラスに作用する

宮地弁護士によると、離婚や養育費の請求のケースでは、まず「婚姻費用請求」をすることが、その後の展開にとって重要だということだ。「養育費」は「親の子どもに対する扶養義務」、一方、「婚姻費用」は「離婚までの間、一方の配偶者から他方の配偶者と子どもに対する扶養義務」が根拠になっている。つまり、「婚姻費用」では、子どもだけでなく、妻への扶養も含まれている。

妻が突然の別居で経済的にどん底の状態に置かれている時に、離婚調停と同時に「婚姻費用請求」をして、まず相手に対する婚姻費用の支払いに成功すると、妻は経済的な面だけでなく、精神的にも安定できる。後悔しない養育費の取り決めには、「初戦」の婚姻費用の獲得が重要であるとのことだ。

#### 3. 養育費の請求と面接交渉権は別物

相手に養育費を請求すると、相手からの面接交渉の要求を拒否できないのではないかと考えている人がいるが、それは間違いとのこと。DVなどのケースで、子どもにとって、親と会わせることが悪影響を及ぼす場合には、相手の親からの面接交渉を認めない場合がある。裁判では、養育費の請求と面接交渉権は別々に考えられている。

離婚調停での調停員の言葉を、裁判所の判断のように受け取る人が多いが、それも間違いとのこと。調停員はできるだけスムーズに話をまとめようとして、家裁での審判を薦めないことも多い。調停員の言葉を「神の声」のように鵜呑みにしないことも必要だ。

#### 4. 法律扶助制度を利用すれば、気軽に弁護士に依頼できる

離婚の成立を最優先して養育費の取り決めをしなかったり、低額の養育費で妥協したりして、後悔している人が少なくない。近年は、裁判所でも強制執行について非常に親切に対応してくれるようになってきたとのことであるが、経済的に困難な人でも、法律扶助制度を利用すれば、容易に弁護士に依頼することができる。

養育費が支払われない場合に、その強制執行のためだけでも法律扶助制度を利用することができる。法律扶助は、無収入か収入が少なく、弁護士に支払う費用がない人のための制度。通常、パート収入ぐらいの人は利用できる。強制執行の時に扶助される金額は、弁護士の費用（20,000円）と着手金（52,500～63,000円）。扶助されると、法律扶助協会が立て替えて弁護士に支払い、扶助された人は月々10,000円～5,000円ぐらいを返済していくシステムになっている。

× × × × ×

今回のシンポに参加して、情報の大切さ、自分の立場を理解してくれる弁護士との出会いの大切さを痛感した。

### <編集後記>

・今回のつうしん発行作業は皆んがいろいろと前日に準備を盛りこんだことのおかげで大変サクサクと仕上がりました。島津さんの意見書は、ご本人いわく「数日おつて書上げた」ものだがどうですか。非常にわかりやすく論点を整理された力作です。善積さんの左の報告も役に立つ内容で、離婚を考えている人にとりよほど強いのはないでしょうか？ 忘年会で会いましょう！（大田）

・「非婚の親と婚外子」と書評としてとりあげて下さった新聞や雑誌の編集者、また評者の方へ、ありがとうございます。（Y.M）

・婚外子差別をなくし戸籍制度を改革する会（こゝろのこゝろ）婚外子・非婚のせいでアンケート調査の依頼がまわります。お知らせは是非こゝろに連絡して下さい。問い合わせ先（善積）  
Tel/Fax: 092-  
E-Mail:



### <93号の目次>

- ・戸籍の婚外子の続柄かわる...1面
  - ・「非婚の親と婚外子」紹介記事
  - ・最高裁4度めの3対2合憲
  - ・事務局会議録
  - ・戸籍のない子ハサポートへの道
  - ・「国籍確認等請求事件」裁判に島津さんがカギの意見書
  - ・シンポ「養育費について考えてみませんか？」に参加して
  - ・編集後記
- 2面  
3  
5  
6面



# 婚差会つうしん No.94

2005年2月12日発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE


連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

http://www22.big.or.jp/~konsakai/

郵便振替口座:

E-mail: konsakai@big.or.jp

## ●これからの活動スケジュール●

- 2月12日(土) つうしん94号発行作業
- 3月19日(土) 事務局会議
- 4月13日(水) 
  - 「戸籍のない子」の国籍確認訴訟判決
  - \*午後1時10分~京都地裁で。傍聴希望者は、事前に栄井さん090・4769・4566まで連絡してください。多くの方の傍聴を願っています。
- 4月16日(土) 事務局会議
- 5月21日(土) つうしん95号発行作業
- 6月18日(土) 事務局会議
- 7月16日(土) 17日(日) 合宿
  - \*今年は多少費用がかかっても、海に遊びに行きたいなと思っています。担当は進藤さん
- 8月下旬(?)
  - \*埼玉県の国立女性教育会館「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」に参加し、いろいろな女性たちとの交流を深めたいと考えています。申し込みは、例年6月ごろということですので、今後、情報を集めつつ内容を決めていきたいと思えます。
- 9月17日(土) つうしん96号発行作業
- 10月18日(土) 事務局会議
- 11月19日(土) つうしん97号発行作業
- 12月10日(土) 事務局会議、あと忘年会

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室TEL072・

。いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所 (TEL Q 6・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分) で。いつも午後3時頃までやっています。

婚外子の戸籍の続柄訂正に関して、VOICE151号に寄せられた伊藤美恵子さんの原稿のうち、「婚外子差別に苦しんできた人の中には喜ぶ人もいる(もちろんいるでしょう)から、問題はあっても半歩前進なのだ、という声もある。私には信じられない。半歩前進どころか、よりあからさまな差別性を感じ取ったのだが。」という意見を読んで、私がなぜ「半歩前進」と評価したのかを、ここで改めて説明させていただきたいと思えます。それは、伊藤さんが「婚差会つうしん」93号と12月5日付の「ふえみん」(今号6面参照)に掲載された私の意見に対して批判されていると思うからです。

## 「半歩前進」の真意にご理解を!

婚外子の戸籍の続柄が「長男・長女」という表記になってしまったことを残念に思う点では、私も伊藤さんと同じ意見ですが、私は、伊藤さんの「半歩前進であると評価する人がいることが信じられない」という意見に「一言申し上げなくては」と思いました。残念ですが、私は伊藤さんの「婚外子差別に苦しんできた人の中には喜ぶ人もいる(もちろんいるでしょう)」という書き方に、婚外子の痛みに対する共感を感じ取れませんでした。伊藤さんは法務省のやり方に対して「差別されている人の痛みを思いはせることなく」と批判されておられますが、婚外子のこれまで受けてきた苦しみ、痛みに対してもぜひ「思いをはせる」ことをしていただきたいと願っています。

私も伊藤さんの言われるとおり、戸籍制度そのものの抜本的解決しか本当の解決は無いと思えます。しかし、多くの婚外子は、おそらくあなたの思っておられるよりもはるかに過酷な現実を生きてきたのです。

「きれいな戸籍」に価値を見出す人はまだ大勢います。「戸籍を汚す」という言葉によって、婚外子も婚外子を産んだ母も、婚外子の父や自分の親族から疎まれ、忌避されてきました。さらに婚外子は、産みの母にすら自分の存在を肯定してもらえない場合もあります(私自身が棄子であると言え、お分かりでしょうか?)。そのような場合、婚外子は経済的にも、社会的にも、精神的にも、時には肉体的にも一生涯にわたってその人生を生きにくくするような深い傷を受けてきました。血縁関係にある者から受ける差別は、継続的で過酷です。婚外子にとって、親兄弟からの差別は、他人からの差別よりもいっそう苦しいのです。戸籍の続柄に差異がなくなれば、就学・就職・結婚など、親族の登場する機会が多い人生の節目の場面で、婚外子が受けてきた差別も、幾分かはましになるのではと希望を抱きます。今回の政府決定を残念と思いつつも、その差別が少しでもましになるという予感に「うれしい」と感じるほど、過酷な差別が存在していることを伊藤さんに理解していただきたいのです。

婚外子差別と闘う会は女性の生き方の自己決定権を求める一方で、このような婚外子の苦しみに気付き、婚外子たちの声に耳を傾けようと努力してきました。「婚差会つうしん」93号において、今回の戸籍の続柄表記の変更を不十分だと認めつつも「半歩前進」という私の意見を載せたのは、その表れのひとつです。また「ふえみん」の記事も、婚外子本人の意見を尊重して掲載されたものと理解しています。今回のケースのように一見両者の利害が対立するように見える場合にも、必ず両者の人権がともに守られる道が見つかるかと信じています。婚外子の気持ちを理解していただければうれしく思います。

Y.M



- ・「非婚の親と婚外子」
- ・「なくとも婚外子 女性への差別」
- ・注基カードのミニ情報 ... 2P.
- ・事務局会議録 ... 3P.
- ・(93号「養育費シモ」記事の訂正)
- ・書評 ... 2~3P.
- ・新聞記事から
- ・養子あつせん事情 ... 4P.
- ・全国母子家庭調査 ... 5P.
- ・毎日新聞「少子化の脅威」 ... 5P.
- ・婚外子の戸籍続柄訂正についてと続報 ~ふえみん記事から~ ... 6P.
- ・編集後記 ... 6P.

新しい家族」第45号/2004年10月30日発行(養子と里親を考える会)より

◇読書あんない◇

『なくそう戸籍と婚外子差別・交流会編』  
『なくそう婚外子・女性への差別』  
—「家」「嫁」「性別役割」をこえて—

● 婚差会編  
明石書店、二〇〇四年二月刊、A5判三〇三頁、一八〇〇円

『非婚の親と婚外子—差別なき明日に向かって—』

青木書店、二〇〇四年五月刊、A5判三五三頁、一九〇〇円

愛媛大学教育学部教授 田中弘子

◎ 婚姻の制度をめぐる問題について

現在、いわゆるマイノリティに属する人々の暮らしはさまざまである。婚姻の制度を中心に考えるならば、次のようになる。事実婚、その他のマイノリティのカップル、非婚シングルマザー、離別・死別シングルマザー、あらゆるマイノリティのシングル、離別・死別シングル、シングルの女性など。

この中で、事実婚は、パートナー、相手がいることが、婚姻の制度に対して、非常なる強さをもって、たたかい挑むことができる。とりわけ、事実婚が、ある場合は危うさを秘めながらも、途轍もない威力をもっている。何故かというところ、一つは、人間と人間の関係が、まさに法律・制度を超えていると考えられるからである。異性の法律婚が絶対的に強い社会であるし、その内実にはさまざまなリスクを抱えてしまっているから、なおさらの事である。もう一つは、相手がいるのかいないのか、セクシュアルな関係をもっているのかいないのか、もっていることを公的にすることで、人間(関係)の中に力関係をもちたらず。(制度や手続きに對抗する意識が婚姻の土壌にあったために、差別記載の改称要求を、婚姻内のそれら(「長男」「長女」など)に合わせたことがあった。)

すなわち、「差別をこりのぞいていく」という点で、連携、団結する事はできるけれども(相互の間で、擲論や非難、対立は厳につつまねばならない)(「非婚の親と婚外子」243頁)、「婚姻の拡大」なのか、「婚姻制度をつき崩して

いく」ための一歩一歩なのか(どこまで、どのような形まで?)、が問われる大きな問題である。婚姻の制度をさまざまな方向から揺るがすにしても、フランスの人々が勝ちとった、婚姻ではないPACS(市民連帯契約)のような形が必要になるかも知れない。

それに対し非婚シングルマザーは、婚姻や婚姻の制度に対して真つ正面から挑むには、多くの困難が立ちちはだかる。はつきりした意思や理由で、パートナー、相手を「選んでいない」ということがあったとしてもだ。今の社会保障や相続は、愛や性や生殖が一体となつていようとする近代の結婚・家族観を前提としている。非婚シングルマザーは、初めからそれを拒絶している人と人々に思われる。実際は、その動機や経過は百人百様で、しかも生活などの変化がはげしい。その経過の中で、人々から見られる像とは逆に、破壊や欠落の観念を往々にして拭いきれない。だが、それをフランスに転化したときは、何にも代え難く美しく強く思われる。

このように考えてくると、非婚シングルマザーの強さと痛みは、多様な婚外の性に密接な接点をもっている。そこにはさまざまな理由で、生活保障や相続差別だけでなく、公的な保障から、人間として当たり前の家族や親子関係などの享受までも、阻まれることが多いのである。

大局的には、さまざまなマイノリティの人々の暮らしと努力やたたかいが、少しずつ、互いの生活をよくするばかりでなく、普遍的な意味をもつてくる。

◎ 非婚親と婚外子を苦しめるものは何か

この二冊の本は、期せずしてともに今年発行されたものである。執筆者はそれぞれ十二人。一つは、戸籍裁判をたたかっている原告を含む交流会の「婚外子・女性への差別」を扱ったものである。もう一つは、十二年前に本誌に紹介した『非婚を生きたい』(善積編著)を書いた婚差会の第二弾で、「非婚シングルマザー」と婚外子が抱える諸問題を、追求したものである。

一つめの書『なくそう婚外子・女性への差別—「家」「嫁」「性別役割」をこえて—』は、同会主催の記念集会における講演や通信の掲載をまとめたもの、および裁判記録で、全体の内容には次のような事項がある。

第一章 婚外子・女性への差別をなくすために(戸籍裁判と女性の権利、フランスの家族) 第二章 戸籍裁判差別的撤廃(訴状、陳述、報道、尋問、婚外子に関する規定等) 第三章 住民票続柄裁判・最高裁判決(3つの判決、逆風、原告尋問、終結) 第四章 世界にむけて—国連人権機関に訴える(差別撤廃の勧告、宣言、国際条約) 第五章 実践 平等への挑戦—夫婦別姓、「家」「嫁」意識・家事育児 第六章 差別を拒否し、プライバシーは自分の手で守ろう! (戸籍の取り方、出生届の出し方)

二つめの書『非婚の親と婚外子—差別なき明日に向かって—』は、一九九七年当時「差別規定」が改正される兆しをきつかけとして企画されたが、民法改正ならず、婚外子差別の現状、婚外子とその親に対する差別の不当性を訴える構成にしたものである。内容を示す事項は次のようである。

第一部 日本の婚外子や非婚シングルマザーへの差別と問題点(嫡出推定、児童扶養手当制度の差別的扱い、父親の面会権、非婚シングルマザー差別とセクハラ裁判、移住非婚シングルマザーの体験、親を知る権利、婚外子相続差別違憲判決) 第二部 法律相談編(嫡出推定、認知、シングルマザーの結婚、養育費請求、児童扶養手当制度) 第三部 婚外子の未来を拓く—理論編(婚外子差別と戸籍制度、国際婚外子の地位、

スウェーデンにおけるライフスタイルの中立性の原則、今後の改革、運動のあり方)

日本では、広く定着していた多妻・妾制度を、明治の民法上で漸くなくしたが、長い「庶子、私生子」制度の時代を通じて、人々の中にそれらに対する強い差別的な観念を植えた。この観念は現在に至るまで容易にはなくなり、古文書をみる限り

は、離婚、再婚、子ども「提携」(つまりステップファミリー)、「実子として育てる養子(つまり特別養子)などが頻繁に見られる。敗戦以後は「庶子」をなくし、近代的な民法改正がなされたといわれ、「家」の観念と制度をなくさねばならないはずなのに、「家を継ぐのに正統かどうか」という意味の「嫡出」呼称や、画一統制をせまる家族の戸籍をしっかりと維持し続けている。



住民票続柄裁判は、「負けて勝つた裁判として歴史に残るかもしれない」(「なくそう婚外子・女性への差別」139-140頁)という長いたたかいであった。裁判が法に従ってさばき、国会や行政が脈絡もなく、画期的に法改正を決定するという道筋の奇妙さは、これまでによくも体験していることではあるが、日本の社会において一つの典型的な手法なのだろうか。

過去にもあった事だが、二〇〇三年には国連諸人権委員会は、婚外子の国籍、戸籍と相続に関わる権利について、法改正を勧告している。グループを中心とするためまない努力の積み上げを目的にする思いである。

『なくそう婚外子・女性への差別』の終わりの2章(295-308頁)は、一般の人々に「家意識」や「ジェンダー役割」などに対抗する実践を示し、「戸籍の取り方」「出生届の出し方」などの提示は興味深く、運動の成熟というものを感ずる。

★今朝のTV番組で、東京の荒川遊園に住基カードで入場できるよりのな、という話題を紹介していた。ICチップを用いて料金が精算できるシステムを組み込んだとか何とか...他の情報リンク先は...  
4/12 朝日  
■住基カード  
普及率は0.28%  
総務省は1日の住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)調査委員会で、昨年8月の住基ネット本格稼働に伴って配られるようになった住基基本台帳カードの発行枚数は今年8月末現在で36万1420枚と報告した。住基台帳人口(3月末現在で1億2682万人)に対する普及率は0.28%にとどまっている。

2004年10月25日 ふえみん

フォーラム Forum

ふえみん婦人民主クラブ会員の報告、思い、提言など

淀川支部 (大阪府) 山内 寿子

「戸籍」

私は女系で親子三代にわたり、いわゆる「私生児(婚外子)」である。母は17歳から芸者として働き、24歳で、そのときの「だんなさん」の子である私を、なぜか認知してもらえずに産んだ。その後、母は結婚し、別の姓になったため、私は祖父の姓のまま残った。当時、祖父と祖母はずでに離婚していたため、私の姓は育ててもらった祖母とも違っていた。このため、戸籍に関するいろいろとややこしいことはあったが、今でも覚えている腹立たしいことは、25年ほど前、パスポートを作るために、

戸籍抄本を取りに区役所に行ったときのことだ。戸籍筆頭者を書かなければならず、私は死んだ祖父の名を書いた。受付の人に「祖父が筆頭者のはずはない。父親の名を書いてください」と言われ、「父はいません」と言う。「死んでいても父親は父親ですから、筆頭者はお父さんのはずです」としつこく言われ、押し問答の末「初めからいない」と言うと、ようやく父親の欄に名前のない戸籍抄本をだしてくれた。何と筆頭者は今は姓の変わっている母親だった。つまり、戸籍の上でしか実在しない名前であった。「戸籍っていったい何だろう」とつくづく思った。

◇読書あんない◇

まれた子の法定相続分は、婚姻届を出した子どもの二分の一である。の意味は何だろうか。日本政府は、「法律婚制度を維持するための手段として」「予防という見地から」(一九九三年、衆議院外務委員会)「非婚の親と婚外子」(二〇〇〇頁)という考えを示した。この事は「婚外子差別」を根拠として、利用して、いかに人々を「法律婚」をもって統制しようとしているかを明らかにしている。戸籍が簡略化されようというライバシーをまもる工夫をしようと、戸籍の形式と存在をまもる姿勢は簡単には変えないだろう。相続差別自体は、世界的、歴史的に広く長く行われてきたものである。しかし二〇世紀には、ヨーロッパを中心に積極的な法改正、差別撤廃の努力が見られた。もともと、「婚姻登録」の手續きの意味合いや形態は、歴然と異なっている。

正確に言えば、統制や差別によって人々を心の奥底から縛り上げる「戸籍」の存在は、日本の他には(アジアのいくつかを除いて)ないと言っているのではない。婚外子の出生率の比較において、婚外子と親の生き難さという事実が大きく存在している。移住外国人母の婚外子が、日本人父の出生時認知がない場合、日本国籍がとり難い状況がある(『非婚の親と婚外子』183-209頁)。まさに二重三重に、親の身分差別関係を子どもの差別状況としてもたらしている。

◎ 婚外子・非婚シングルマザーの未来

婚外子とその親の生き難さの原因は何か。婚姻登録、戸籍、住民票に記載される内容は、個人々の重要事項が問題であって、人間関係、

家族関係を一望する必要はまったくない。生活のあらゆる保障と、養育・教育などの身近な手助けなど、少しづつは理解されてきた。しかしいざ、非婚で婚外子を産んだ母に対しては、世間の強烈な烙印と、家族、親族、職場などから追い打ちがある。これらのために、産まない、ということを選択する。「彼女たちは本当は産

なくそう 婚外子・女性への差別 男社会のアキレス腱を撃つ 戸籍・住民票・裁判の動向

非婚の親と婚外子 差別なき明日に向かって

みたいのです」という医師の証言を待つまでもなく。にもかかわらず、事実婚、非婚、シングルなどで生きることが増えてきている。これらすべてを力にして、日々の実践において努力していきたい。

←この原告の彼女は、一体何を考えていたんひしめぬ

関係継続の期待を私は持っていない。何故なら私は私の人生いつでも自分に素直に生きたいし、彼にもそうあってもらいたい。

人生突然何が起るかわからない。どちらかが急にいなくなることだってある。だからお互い一人でも生きていけるように意識しながら生活している。

もし彼から別の女性と暮らしたいって言われたら、「わかった。今までありがとう。幸せにね」って笑って握手をして別れるようになりたいし、彼にもそう言ってもらえるような関係でいたい。

それにいくら彼が望んだって、自分が生もうと思わないと嫌だな。生まれてきた子の親として責任を一方に押し付けるものではないし、男と女の関係は切れても、親としての関係は永久に不滅です。(きよこ)



裁判が提訴される。その裁判に注目・支援する

京都地裁「戸籍のない子の国籍確認訴訟」の支援

「家制度」などを盛り込むりパティー大阪の常設展示への手伝い。(担当・島津さん)

②2005年度のスケジュールを決める。

●2005年2月12日 (参加4名)

つうしん94号編集・発行作業。

結婚せず「パートナー」

子供はもうけたが、互いに束縛しないよう法律上の結婚はせず、住まいも生計も別にして好き好きに行き来する。こんな関係にあった男女の片方が一方的に別れを告げた場合、もう一方は慰謝料を請求できるかが争われた訴訟の上告審判決が18日あった。最高裁第一小法廷(横尾和子裁判長)は「婚姻やこれに準じるもの(内縁)と同じように法的に保護する必要は認められない」と指摘。一方の意思で関係が解消されたとしても当事者に法的義務は発生しないとの初判断を示した。

一方的別れに慰謝料認めず

原告は大学教員の女性(47)で、被告は会社員の男性(49)で、被告は原告と同居していた。一審判決によると、2人は85年以來、合意の上で「パートナーシップ」の関係を続けた。原告は、01年に関係解消を求めた。被告は、原告が慰謝料を請求したため、女性に慰謝料を請求した。一審は慰謝料を認めなかった。男性の希望どおり、婚外子と関係継続の期待を裏切られた。そのため一時的に婚姻届を出したが、すぐに解消。養育費、男性側が申告していた。

最高裁「保護必要なし」女性敗訴

〈事務局会議録〉

●2004年12月4日 (参加6名)

「あいざわ」で忘年会。養子と里親を考える会が発行する「新しい家族」に「非婚の親と婚外子」の書評が掲載。

●2005年1月15日 (参加5名)

①2005年度の方針について話し合う。

・「非婚の親と婚外子」の本の普及を軸に運動を広げていく

・民法772条について今春、新しい

〈訂正〉婚差会つうしん93号の6ページに掲載の「シンポ『養育費について考えてみませんか?』に参加して」の記事の中で、強制執行の時に扶助される金額について「弁護士費用(20,000円)」は、「実費(20,000円)」です。

# 養子海外へ高額あつせん

2004  
9.20  
読

## 事業者、550万円強要も

日本で生まれた子どもを外国の家庭に養子として紹介する海外養子縁組あつせん、高額な寄付を強要するなど金銭を巡るトラブルが相次いでおり、厚生労働省は「人身売買につながる恐れがある」として、近くあつせん事業者の実態調査に乗り出す。あつせん事業に明確な法規制はなく、監視体制が不十分だと、国際的な批判も受けていることから、同省は事業を指導する都道府県に対しても適正なあつせんを促すよう文書で通知する方針だ。〈関連記事34面〉

### 「人身売買の恐れ」調査へ

厚生労働省の内部資料によると、度の四年間で計百六人の養子縁組あつせんは、二〇〇〇―二〇〇三年、子が海外にあつせんされて、全国で計八事業者が届け出

ており、うち四事業者が外国に住む養親へのあつせんに携わっている。養子となる子どもは、ほとんどの場合、出生後間もない赤ちゃん

と指摘している。同日34面の関連記事

「子どもが育たない」というだけなら、児童相談所に行けば解決する。親が婚外子を海外養子に出すのは、やはり「戸籍を汚したくない」からではないだろうか？ (Y.M)

### 子ども 無届け12事業者 70人海外へ罰則なし、野放し状態

国内外の養親に子どもを紹介する養子縁組あつせん、厚生労働省が把握して届けていない事業者が12事業者、70人海外へ罰則なし、野放し状態。厚生労働省が把握して届けていない事業者が12事業者、70人海外へ罰則なし、野放し状態。厚生労働省が把握して届けていない事業者が12事業者、70人海外へ罰則なし、野放し状態。

昨年、地元の児童相談所から「届け出た方がいい」と助言され、県庁の担当課を訪れた。ところが、職員が届け出義務を知らなかったため、あきらめたという。厚生労働省は、届け出義務について都道府県に改めて周知徹底を図るとともに、適正なあつせんを促すよう文書でも通知する方針だ。

「養子縁組は、あつせん事業者に都道府県・政令市へ届け出を義務づけているが、罰則がなく、無届けでも活動できるのが実情。児童福祉法も、交通費や通

「要求額は高い。支払えない」と伝えた途端、それまで協力的だった代表の女性の態度が一変した。「残念だが、もう子どもは用意できない。養子が欲しい人はあなたたちだけじゃない。結局、日本人の養子を探している。打診されたら、高額な寄付を求めた。ダブルアックスが届いた。双子のうち一人分、4万5000円。未届には振込先として銀行の口座番号が添えられていた。

「要求額は高い。支払えない」と伝えた途端、それまで協力的だった代表の女性の態度が一変した。「残念だが、もう子どもは用意できない。養子が欲しい人はあなたたちだけじゃない。結局、日本人の養子を探している。打診されたら、高額な寄付を求めた。ダブルアックスが届いた。双子のうち一人分、4万5000円。未届には振込先として銀行の口座番号が添えられていた。



2004  
9/21  
読

### 「まるで商品扱い」

「要求額は高い。支払えない」と伝えた途端、それまで協力的だった代表の女性の態度が一変した。「残念だが、もう子どもは用意できない。養子が欲しい人はあなたたちだけじゃない。結局、日本人の養子を探している。打診されたら、高額な寄付を求めた。ダブルアックスが届いた。双子のうち一人分、4万5000円。未届には振込先として銀行の口座番号が添えられていた。

「要求額は高い。支払えない」と伝えた途端、それまで協力的だった代表の女性の態度が一変した。「残念だが、もう子どもは用意できない。養子が欲しい人はあなたたちだけじゃない。結局、日本人の養子を探している。打診されたら、高額な寄付を求めた。ダブルアックスが届いた。双子のうち一人分、4万5000円。未届には振込先として銀行の口座番号が添えられていた。

2005年1月20日 朝日

# 母子家庭最多 122万世帯

## 35年で「離婚で」97万世帯

全国の母子家庭は、推定122万5400世帯で5年前より3割近く増え、過去最多になったことが19日、厚生労働省の調査でわかった。離婚の増加が要因。母親の半数はパートや臨時職員として働いていて、不安定な雇用も不況で平均年収は17万円減っている。

調査は52年から毎年5年ごとに実施。今回は03年11月に、国勢調査をもとに無作為抽出した母子家庭1854世帯と父子家庭268世帯に仕事や収入を聞いて推計した。

子どもが20歳未満の母子家庭は98年の前回調査より28.3%増え、戦争による死別が多かった61年の調査以来、100万世帯を超えた。

「理由別で見ると、「離婚」が97万8500世帯（前回より49.7%増）、「前回の母」が7万5000世帯（同1.7%増）、「死別」は14万7200世帯（同17.7%減）。

母親の仕事では、前回は50.7%だった「常用」が39.2%に減る一方、「臨時・パート」が49%（前回38.3%）で初めて常用を上回った。福祉手当や養育費などを含めた02年の平均収入は21万2000円と前年より8540円減った。「困っている」とは43.7%の母親が「家計」を挙げた。父子家庭は17万3800世帯で、前年より6.4%増えた。

未婚母子家庭は70,500世帯 1.7%増  
母子家庭の平均年入212万円・17万円減  
養育費受給者も金額も前回よりダウン

# 28%増 122万世帯

2005.1.20 毎日

常勤が減り、臨時・パートが最多の49%  
2002年8月からの  
いちばんの悩みは「家計」  
見扶手改悪の影響が

厚生労働省は19日、母子世帯などを対象とした03年度の調査結果を公表した。3792世帯のサンプルから推計した全国の母子世帯数は、調査を始めた1965年以降最高の122万5400世帯で、5年前の前回は97万8500世帯で28.3%増えた。離婚が原因となったのは全体の79.9%に達する。

## 母子家庭

97万8500世帯で、前回は49.7%増加した。母子世帯は、全世帯の3割（30.3%）の平均年間収入は4万4660円と80540円（02年）の2.7%。前回は17万円減の21万2000円。うち就労分は16万2000円。雇用形態は、常用雇は10.2%だった。

【吉田啓志】

## 5年前 離婚が原因 8割

## 未来が見えますか

人口減少の日本 少子化の風景

「子育てっていいもの。それを声大にしてきたのに言いたい。東京都内に住む大学職員（39）は結婚せず、3年前に娘を出産し、今は一人暮らし。

娘の父親である彼とは、01年2月に一緒に住み始めた。仕事で、大黒柱として頼りなかつたが、結婚経験があったので子育ては頼れた。出産を迷った時も、彼は失業中だったこともあって面倒は自分が見ると子育てに専念。オムツ替えや、お風呂の入れ方を教えてもらった。みんなに教わった。1年3カ月後に彼は家を出て行ったが、3人の子供の暮らしを経験して、「家族はいいものだ」と思うようになった。今もそれは変わらない。ただ社会に染み付いた差別も感じる。彼は妊娠中

2005.1.14 毎日

## 親の選択で子に不利益

子どもを認知したが、出生届は「父」ではなく「同居者」に届けた。娘も娘でなく「女」。結婚という形式が大事なのではない。親が結婚してないから子どもを差別するのはおかしい。

「少子化が大変」というなら、子ども自身を大切にしたい。子どもを認知したが、出生届は「父」ではなく「同居者」に届けた。娘も娘でなく「女」。結婚という形式が大事なのではない。親が結婚してないから子どもを差別するのはおかしい。

産んでみるってどんな形でも自分と子どもが幸せであればいいと思うようになった。知人から子育てに協力しない夫の愚問を聞かされた。い。一人だけの子育ては、嫁という条件で縛るのであれば、女性が子どもを産む機会を狭めるという指摘がある。

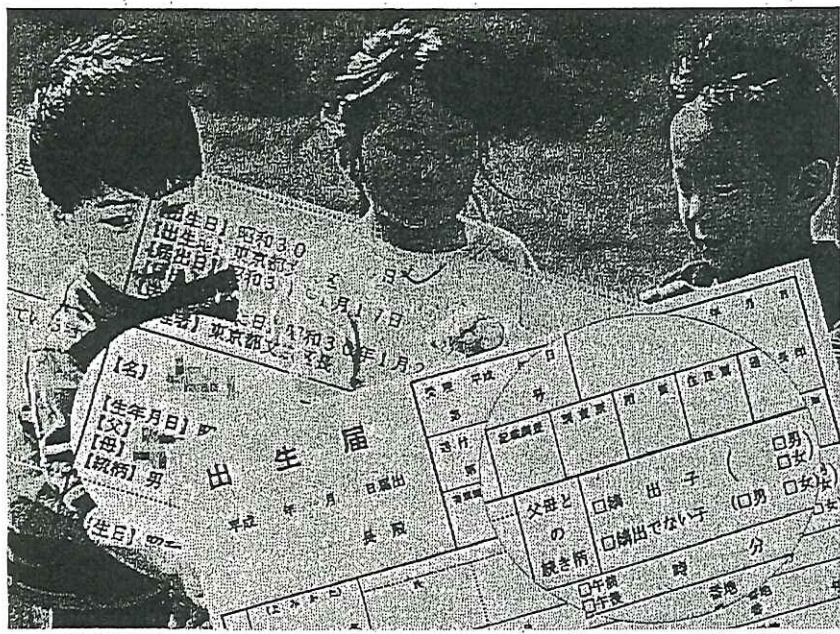
「保育園に入れたい」として仕事を失ったという。収入に比べて保育料は、両親と同居しているため父の収入で計算され、最も高い区分になった。2人月額6万3000円。一方で、両親の助けがないと子育てはできない。解決策として美奈は、アパートに移った。シングルマザーは、子育てのため仕事を収入を得なければならぬ。でも、そんな美奈が十分理解されていない。

01年6月から03年4月まで、船橋市議を務めた。市が母子家庭の就労支援でパソコン研修を計画したが、平日昼間の開催なのに保育の用意がない。議会が指摘し改善されたが、「行政側には勝手に離婚したの

## 理解薄いシングルマザー

2005.1.14 毎日

この連載に対するご意見、感想をお寄せください。ファクスは03-3212-2493。Eメールアドレスはt.mirai@mbx.mainichi.co.jpです。



# 婚外子の戸籍の続柄記載

## 女、男⇒長女、長男

### 申し出制など問題のこる改正

2004.12.5.3.2みん (1面関連記事)

坂本洋子

父母が結婚によらないで生まれた婚外子の戸籍の続柄記載が11月1日から改正になった。しかし今回の戸籍法施行規則の改正には問題点も多い。日本では婚外子は相続や戸籍で差別を受け続けている。民法改正情報ネットワークの坂本洋子さんに今回の改正について報告してもらおう。

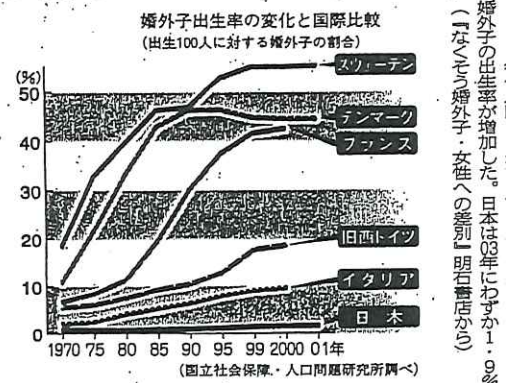
戸籍における父母との続柄については、婚内子と婚外子では記載方法が違ふ。婚内子は「長女(男)」「二女(男)」と記載しているのに対し、婚外子は「女(男)」とし、戸籍を見れば一目で婚外子であることがわかる。こうして婚外子は差別を受け続けてきた。事実婚夫婦の田中須美子さんと福喜多野さん

今回の改正の主な内容は、①婚外子の続柄記載を婚内子と同様の「長女(男)」「二女(男)」と記載する。②続柄決定については、婚内子は「父母」との続柄、婚外子は「母」との続柄を基準とする。③すでに戸籍に記載されている婚外子の続柄の更正の手続きは申し出のみ(本籍地へ)とする。

#### ◆「女、男」表記にすべきなの?

しかし、この改正については当事者、戸籍事務担当者などから、さまざまな問題が指摘された。法務省が6~7月に募集したパブリックコメントでも、158件の意見が寄せられ、表記の区別をなくす改正には賛成が多数だったが、「長女(男)」「二女(男)」表記に関しては反対が8割だった。子どもの記載を「長女(男)」「二女(男)」とするの(1)については、法務省は「婚外子の割合が2%以下であり婚外子を婚内子に合わせる方が事務量が少ないから」としている。しかし子どもは

#### 主要国における婚外子出生率の変化



1970年代以降、欧米諸国で婚外子差別が撤廃され、婚外子の出生率が増加した。日本は93年にわずか1.9% (なくとも婚外子・女性への差別、明石書店から)

(国立社会保障・人口問題研究所調べ)

だという意見が多い。原告の田中さんは「母親も申し出が可能になったが、市町村で『結婚しないつもりか』などと言われ傷つけられた例も聞いた。11月1日以降の出生届については「長女(男)」「二女(男)」になるが、今いる100万から200万人の婚外子の差別記載は申し出がない限りそのままのままだ。ここには公平性はな」と話す。父欄の問題もある。都内在住の非婚の母は「認知されていないと戸籍の父欄は空欄なので続柄が変わっても差別が残る」という。今回の改正について婚外子差別を懸念する会、屋代道子さんは「多くの婚外子とその親たちの希望は『子』または『女、男』だったのに、残念だ。それでも改正を喜ぶ婚外子もいる。半歩前進ではないか」と話している。

### 婚外子の続柄表記 法務省「改正」 2005.1.15. 3.2みん

## 除籍された戸籍は変更せず プライバシー侵害と訴え

父母が婚姻によらないで生まれた婚外子の戸籍の続柄表記が2004年11月1日から「改正」になったことに関し、さらに問題が指摘されている。除籍された戸籍については変更されないという。前回の1人の戸籍、前の婚姻時の戸籍、その前の母との戸籍の続柄表記を差支えるよう申し出た。しかし各自自治体からは、あとの3つの戸籍(除籍)については続柄表記は変更しないという回答が11月中にあったという。婚姻すると新戸籍が作られ、それまでの戸籍にはXが付されて残る「コ」コンピューター化した場合を除籍と表示。土橋さんは自身が除籍された戸籍についても、母や前夫が戸籍簿本を申し込めば、除籍された土橋さんについては続柄表記が「女」と記載されたままの戸籍簿本を返すことができ、プライバシーの侵害を受け続ける。さらに死後80年も保存される。

土橋さんは、東京家庭裁判所に除籍簿について続柄表記を改めるよう裁判を申し立てた。土橋さんは「戸籍続柄の差別表記が続く限り、一般社会における婚外子に対する差別意識が拡大再生産され、婚外子に対する社会的差別が温存されてしまう。法務省はパブリックコメントの結果として除籍等を含めるといふ意見のあることを公表しながら、除籍等については差別記載を維持する決定をした。これは法務省が、続柄差別記載は婚外子に対する社会的差別を助長するとして地裁判決を真摯に受け止めることなく、今後も婚外子に対する差別を助長し続けるという意思を表明した宣言である。憤りを覚える」と話す。(赤石千衣子)

編集後記  
ただ今午後九時、通信発行の作業中作業しながらオニババ論を熱く議論させていただきます。楽しい日頃のストレス発散してまいります。人もぜひ一度来てみてください。S「親子」はたからお互い相手のことはよくわかっていこうと思っても、それは思い違い。それをお互いに理解するよう努力することが相互理解の第一歩人間関係は何でも努力。血縁なき親子関係歴5年の感想です。Y  
先日、あるお友に「出張作業」をしてもらった。タイトルは「おせ、できちゃった婚が多い?」で、いかに日本社会では嫡出制の規範が強く作用し、人々1行動を拘束しているかを話して来ました。生徒たちは、その感をもって熱心に聴きとめて、うめいかった。Y 善積  
「解毒サイト」まで書き寄った「オニババ化する女たち」を読みました。1958年生まれ、山口県出身の著者への親近感もちょっと感じ手に取った(私と同じだったから)のですが、全面的に支持することはできません。その193~194ページの非婚シングルマザーを応援する自治体がある、これもいいという意見には賛成。(大田)

# 婚差会つうしん No.95

2005.5.21発行

婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/

E-mail:

## 「女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」に

### 申請する 婚差会のワークショップの

・タイトル・

内容を決めました!

### 「婚姻届の代償

### ～えっ!? 子どもの父は前夫?」

企画意図: 女性の自由な生き方を拘束する婚姻制度の問題点を民法772条から見ていく。明治時代に父系優先の視点で作られた日本の民法は、今も、離婚後300日以内に生まれた子どもを、父の「嫡出子」と推定している。この規定は女性を離婚後も拘束しており、離婚が増加している今日、新しいパートナーとの子を「前夫の子」と推定されて困っている女性が多い。この制度を擁護する人々は、「婚姻によって父子関係を確定することで、子どもの権利を守っている」と言っているが、実は時代から乖離した制度で、女性たちを苦しめ、子どもの最善の利益という視点も欠いている。この問題に直面した女性たちの報告を通じて、民法772条の問題点を明らかにしていく。

## ●これからの活動スケジュール●

6月18日(土) 事務局会議

7月16日(土) 17日(日) 18日(月・祝)

合宿

\*前号で「海に遊びに行きたい」とお伝えしましたが、8月のフォーラムにワークショップで参加するための準備の合宿も兼ねます。詳細は右の記事をご覧ください

8月26日(金) 27日(土) 28日(日)

「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」に参加(予定)

会場: 国立女性教育会館(埼玉県)

9月17日(土) つうしん96号発行作業

10月18日(土) 事務局会議

11月19日(土) つうしん97号発行作業

12月10日(土) 事務局会議、あと忘年会

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室(Tel)

。いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel06・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時頃までやっています。

## 婚差会伊勢志摩合宿

目的: 「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」

(8月26・27・28日、埼玉県の国立女性教育会館) ワークショップ

参加のための準備と合宿参加者同士の親睦と交流

月日: 2005年 7月16日(土)~18日(月)

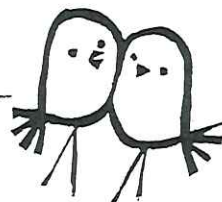
宿泊場所: ひよっこり志摩ハウス(善積さんが友人達と共同所有している別荘)

志摩市磯部町穴川字斧峠508番地90号

\* 林の中に建てた別荘で、近鉄「志摩磯辺」駅から車で10分

\* 20名ほどの宿泊が可能です

\* 食事は自炊を中心に考えています



<集合> 場所 近鉄線「志摩磯辺」駅 改札出口

時間 7月16日(土) 12時30分

\* 列車なら…「賢島」行き特急 「難波」駅10:20発

(上本町10:23、鶴橋10:26)

「志摩磯部」駅12:27到着

\* 昼食は集合までにそれぞれ済ませておくこと

<費用> 宿泊費3000円+シーツ代500円+交通費・食費・入浴費等の実費

\* シーツ代は、自分のものを持っていくと不要です

<スケジュール>

7月16日(土) 午後 ワークショップの準備(その1)

夜 浜島温泉(夕日を観ながら温泉につかる)

7月17日(日) 午前 ワークショップの準備(その2)

午後 大王町(ともやま)で海水浴と天然温泉

\* 「メルパルク伊勢志摩」には、プールだけでなく、ウェルネスゾーン、アスレチックゾーン、アミューズメントゾーンがあり、50種類のアイテムがそろった「癒やしの空間」です。

\* 皆さん、水着をお忘れなく!

7月18日(月) 午前 ワークショップの準備(その3)

午後 昼食後解散

<参加申し込みについて>部分的参加も大歓迎です。

合宿に参加していただける方は、参加人数と連絡先を6月17日(金)までに、善積にFAX( )してください。

今号の目次

|              |     |
|--------------|-----|
| 出生後認知のJFCが   | 2~5 |
| 日本国籍求めた裁判    | 2   |
| 民法改正案参院へ     | 2   |
| 戸籍転載裁判(東京)   | 6   |
| 高裁で審判        | 6   |
| 住民台帳閲覧制度     | 7   |
| 内縁の妻に遺族年金    | 7   |
| 事実婚めぐり記事     | 7   |
| 韓国で戸主制廃止     | 8   |
| エジプトでたがった事実婚 | 8   |
| 婚差会HPからQ&A   | 9   |
| 性同障害者の戸籍     | 9   |
| 子どもが語る親の離婚   | 10  |
| 2004年度会計報告   | 10  |





# 国籍法の規定 違憲

## 父母婚姻 「不合理な区別」

東京地裁判決

2005.4.14  
朝日1面  
トッ70

フィリピン人女性と日本人男性の間に生まれ、両親が法律上結婚していないことを理由に日本国籍取得を拒まれた男児(1)が国籍確認を求めた訴訟の判決が13日、東京地裁であった。鶴岡稔彦裁判長は、3人が家族として共同生活をしている実態を重視し、「父母が婚姻関係にあるかどうかで国籍取得の可否について不合理な区別を設けた国籍法の規定は、法の下の平等を定めた憲法14条に違反する」と述べ、男児に日本国籍を認めさせた。国籍法の規定を違憲とした判決は初めて。28面に関係記事

## 比女性の子日本籍

判決などによると、原告は関東地方で生まれ育った男児。既にフィリピン国籍は持っている。母親は40歳のフィリピン人女性。父親は妻がいない40歳の日本人男性。男児は出生後、父親に認知された。問題となったのは、未婚の男女の間に生まれた子(非嫡出子)の国籍取得をめぐる、「父母の婚姻と認知」を条件とした

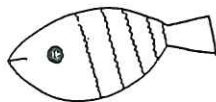
国籍法3条。同法では、婚姻関係がない日本人男性と外国人女性との間に生まれた子供の国籍取得は、出生前に認知するか、出生後に結婚しなければ日本国籍を取得できない。男児は認知はされているものの出生後だったため、父母が婚姻関係にないため法務局に国籍取得届を受領されず、提訴した。

鶴岡裁判長は、父親の

★国籍法のあり方に疑問を投げかけた判決の意義は大まかなものとして「父としての生活実態」を重視し「国籍を与えよう」というのは多くのJFCは救われません。★★

法が、非嫡出子と、父母が婚姻している子(嫡出子)との間で国籍取得について区別している点を違憲と結論づけた。

今、「父母が婚姻関係にある家族」が正常で、内縁関係は正常ではない「など」と言っている。そのうえで、内縁関係にある男女の子について「日本国民を親の一人とする家族の一員として、(父母が婚姻関係にある子と比べて)我が国との結びつきが点で違いないのに、国籍取得が認められないのは何ら合理性がない」と判断。同



「共同生活」前提懸念も  
「僕、日本人」願いに光  
「共同生活」前提懸念も  
「僕、日本人」願いに光  
「共同生活」前提懸念も  
「僕、日本人」願いに光

## 共同生活の実態 重視

この日の判決の解説  
特徴は、国籍法の基本思想を、立法当時の国会審議に立ち返って検討した点だ。

その結果、同法3条の本来の立法趣旨について「子供に国籍を与えるかどうかは、子供が日本との間で国籍取得を認めるに足る『結びつき』を持つているかどうかで決める」と読み解いた。そのうえで、「結びつき」があるのに、両親が法律上の結婚をしていないため

実態がある場合に限定した。それは、鶴岡裁判長が3条の基本思想を「親子関係が希薄な場合は、日本との結びつきが強いとはいえないため、国籍付与の対象から外した」ものだと判断したからだ。

## 国籍法違憲判決

# 僕、日本人「願いに光

## 「共同生活」前提懸念も

2005.4.14 朝日(社会面)

日本国籍を求めた7歳の男の子の願いがかなった。日本人の父親とフィリピン人の母親の間に生まれた男の子が国籍確認を求めた訴訟。東京地裁は、家族としての生活が

月に父親が認知した。しかし、出生後に認知されたため、日本国籍を得られなかった男の子と母親は02年10月、退去強制処分。その後仮放免され、昨年末には、1年間の在留特別許可を得た。法務局は03年2月、国籍取得の届け出を受理とした。母子は国籍確認訴訟を起した。

2005.4.14 毎日 比国籍児に日本国籍認定

# 「結婚を条件」は違憲

## 比国籍児に日本国籍認定

規定で 国籍法 東京地裁初判断

フィリピン人の母親から生まれた後、父親の日本人男性に認知されながら、両親の未婚を理由に日本国籍が認められないのは違憲として、日本に住むフィリピン国籍の男児7人が国籍認定を求めた訴訟の判決が13日、東京地裁であった。鶴岡稔彦裁判長は「両親の内縁関係が成立しているのに、未婚を理由に国籍を認めない国籍法の規定は平等権を定めた憲法に違反する」と判断し、男児に日本国籍を認めた。原告側によると、国籍法をめぐって違憲判決は初めて。男児は日本生まれで、母親とともに関東地方に住む小学2年生。03年2月、法務局に国籍取得を届け出たが、両親が結婚

していないとして認められなかった。判決は、誕生後の認知で両親の結婚を要件として国籍法の規定について「内縁関係でも事実上の婚姻関係を成立させ、家族として共同生活を営む事例が少なくないのは公知の事実」と指摘。「結婚の有無で区別するのは平等権を定めた憲法

14条に反する」と判断。男児の家庭については「夫婦や家族としての交流がある」と内縁関係の成立を認めた。ただし判決は、内縁関係の具体的な家族としての共同生活を認められない場合には、国籍取得を認めなくても「違憲と断ずる根拠はない」と述べ、内縁関係の成立を条件と

して示した。同様の境遇にあるフィリピン国籍の子供9人が12日、国に国籍認定を求めて東京地裁に集団提訴している。男児の弁護士は「父親と母子が家庭として維持されているのを重視した結果で、ただちに他のケースに当てはまるとは言えない」とコメントしている。

判決について、法務省民事局民事第一課は「当方の主張が認められず残念。判決文を検討したうえで今後の対応を考えた」との談話を出した。【井崎寛】

とも約1000〜2000人いると推定されている。この日の判決について、本間浩・法政大教授（国際法）は「婚姻という形式だけで判断せず、子供が両親に保護され育てられているという実態を考慮している」と評価。「同種の訴訟の行方にも影響を与えるのではないか」と語った。

## 国籍法違憲

2005.4.14 読売 30面

# 家族の「実態考慮」

## 全国100〜200人にも影響

「父母が結婚しているか」というか、国籍取得の可否を区別するのは、合理的な理由がない」と、内縁関係にある日本人男性とフィリピン人女性の間で生まれた男児7人が、日本国籍の認定を求めた訴訟で、東京地裁は13日、原告勝訴の判決を言い渡した。男児の代理人弁

●2005年3月19日(土) 参加4名  
・8月26・27・28日、埼玉県の国立女性教育会館(ヌエック)での「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」への参加について検討

●2005年4月16日(土) 参加7名  
・「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」でのワークショップの準備。テーマの検討と情報収集。この日決めた仮テーマは「婚姻届の代償〜えっ!? 子どもの父は前夫?」

### 事務局 会議録

## 夫婦内縁日比 生後認知の子に日本国籍

2005.4.14 読売1面

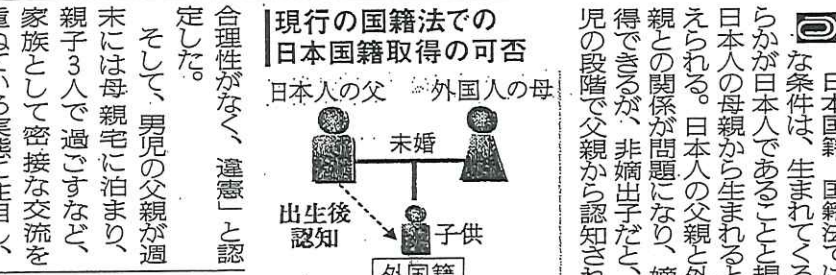
### 東京地裁 判決

# 国籍法は「違憲」

婚姻関係のない日本人の父親とフィリピン人の母親の間で生まれた後、父親から認知されたフィリピン国籍の男児7人が「両親が結婚していないために日本国籍を認めないのは不当」として、日本国籍の認定を求めた訴訟の判決が13日、東京地裁であった。鶴岡稔彦裁判長は「生後に認知された子供について、両親が結婚した場合に限り、日本国籍の取得を認める国籍法は法の下の平等を定めた憲法に違反する」と述べ、日本国籍を認める判決を言い渡した。原告弁護士によると、国籍法を違憲とした判決は初めてという。

現行の国籍法では、結婚 知されれば日本国籍とな 知らない日本人の父親と 外国人の母親の間に生まれ 子供は、生まれる前に認

件として、日本人との共同生活など一定の結びつきを要求したものと解釈。「価値観が多様化している今日、こうした家族としての共同生活は、法律上の婚姻関係がなくても、内縁関係として営まれていることも多い」と指摘した。その上で、「法律上の夫婦の子供(嫡出子)と非嫡出子で差をつけるのは重



合理性がなく、違憲」と認定した。そして、男児の父親が週末には母親宅に泊まり、親子3人で過ごすなど、家族として密接な交流を重んじている実態に注目し、

「男児の両親は内縁関係にあり、日本国籍は認められるべき」と結論づけた。

法務省民事局の話「判決文を検討したうえで今後の対応を考えた」と

# 社説

2005年4月15日

ronsetu@mbx.mainichi.co.jp

## 国籍法違憲判決

### 子の地位を国会が考える番だ

子供の立場や法的地位を重視する画期的な判断だ。国籍法の規定を法の下の平等を定める憲法に違反すると断じて、妻が日本人の男性とフィリピン人の女性との間に生まれた男児に日本国籍を認め、東京地裁判決。嫡出子と非嫡出子の区別に合理的な理由がない、とした指摘は、国籍問題に限らず、最近の社会の要請にもかなった普遍的原理だろう。

国籍について日本は、生地主義の米國などと異なり、血統主義をとっているため両親の一方が外国人の場合にあまりに生じる。

もともと父親が日本人の場合に限って日本国籍を取得させていたが、国際結婚の増加などを背景に84年、母親が日本人の場合も出生と同時に与えられるように改正された。その後、非嫡出子でも妊娠中に日本人の父親が認知した場合

合、誕生後に両親が結婚した場合、誕生後に両親が結婚した場合、日本国籍を認めていた。

判決は非嫡出子の国籍取得の要件に、日本国民との法的な親子関係に加え、親と家族関係や共同生活が成立して日本国籍と一定の結びつきがあること一を掲げた上で、「価値観が多様化している今日、父母が法的に結婚している家族だけが正常と評価するのは困難」と述べ、親の法的関係で国籍取得の可否を区別する国籍法の規定を違憲と結論づけた。最高裁は02年、同種の国籍確認訴訟で原告の訴えを退ける判決を下したが、5人中2人の裁判官が補足意見として同じ規定を「違憲の疑いが濃い」と指摘していた。今回はそれを一歩進めた判断で、社会情勢の変化などを勘案したものだ。

判決には異論の余地もある。重婚的内縁関係を正常な家族関係と同列に論じたとも受け取れる点に

対しては、倫理面や正妻とその子供への配慮の視点を欠く……といった批判が出るかもしれない。両親が結婚しているかどうかで子供の地位を区別するのがおかしいとするなら、両親が共同生活をしていないかどうか、を国籍取得の可否基準にしたことに疑問が残る。現実問題として、共同生活の実情を調査するのは困難だろう。

フィリピン人女性と日本人男性との間に生まれた子供は、両国に数万人もいるという。多くは両親の関係が破たんし、認知も受けていないのが実情だ。男性の不誠実さが悲劇を招くケースも目立ち、日本人全体の責任を論ずる国際世論も軽視できない。せめて認知を受けた子供には、国籍取得の門戸を広げるべきではないか。

もはや司法で解決すべき問題ではない。立法府の国会が、時代の非嫡出子を差別する規定や考え方を変化に対応する改善策を練り、法

整備を進める必要がある。最高裁との間に生まれた子供は、両国に数万人もいるという。多くは両親の関係が破たんし、認知も受けていないのが実情だ。男性の不誠実さが悲劇を招くケースも目立ち、日本人全体の責任を論ずる国際世論も軽視できない。せめて認知を受けた子供には、国籍取得の門戸を広げるべきではないか。

もはや司法で解決すべき問題ではない。立法府の国会が、時代の非嫡出子を差別する規定や考え方を変化に対応する改善策を練り、法

## 天声人語

何人も、国籍を離脱する自由を侵されぬ。この憲法22条に着目したのが、井上ひさしの小説「吉里吉里人」だった。農業問題に不満を持った東北の寒村が、日本国憲法をそっくりもろい日本から分離独立してしまおうという話だ。現実の世界では、国籍の離脱には相当の覚悟や準備が要るだろう。一方で、国際化を反映して、日本の

国籍を求めて訴える人が続いている。両親が法律上の結婚をしているかどうかで子供の国籍取得を区別する国籍法の規定は違憲とする判決を、東京地裁が出した。法の下の平等を定めた14条に違反する、と訴えた男児は7歳、母はフィリピン人、父が日本人だ。「人は、完全同居ではないものの内縁関係にあり、家族としての共同生活と評価できる」とした。「価値観が多様化している今、『父母が婚姻関係にある家族こそが正常で、内縁関係は正常ではない』などと言っていることができない」とも指摘した。国籍認定の幅を広げた判決だ。国籍法は84年に改定された。それまでは条件の一つは「父が日本国民」だった。「父または母が」となると20年ほどにしかならない。日本の社会と時代を映す鏡のような法律だ。「私たちが国籍を、日本人でないことも、選べる。逆に言うところ……日本人であることを選べば直さなきゃだめなんですね」。井上さんが以前、「吉里吉里人」に込めた思いを本紙に語っていた。多くの日本人にとっては、生まれた以来の国籍は、空気のようにならぬ存在だが、選べ直すと考えれば、その重みが少しは実感できる。

### 子どもの権利は平等に

2005.4.15 朝日社説

## 国籍法

国籍って、何だろう。親のどちらかが日本人であれば、日本の国籍を持つことができる。ところが、日本人の親から生まれた子でも日本国籍を持たない場合がある。

そんな法律の不備は憲法違反だ、とする判決が東京地裁であった。訴えていたのは、フィリピン人の母親

と日本人の父親の間に生まれた7歳の男子の子だ。父親は別に妻がおり、男の子はいわゆる婚外子である。生まれて2年後に、自分の子だと父親が認知した。ところが、法務局は日本国籍を認めなかった。

だが、判決にはひとつ疑問がある。内縁関係の実態があるのを国籍を認める理由にしたのだ。この父親は週末に母子の家に泊まり、幼稚園の行事にも参加していた。しかし、例えば、数カ月間1回しか来なかったり、認知しても養育費を払わなかったりした場合、国籍を認めないのか。あまりにきつすぎる。

結論は妥協だ。現代の結婚はさまざまな形がある。事実婚の国会議員カッパルさいる。政府の統計によると、日本で生まれる子の50人に1人は婚外子だ。

だが、判決にはひとつ疑問がある。内縁関係の実態があるのを国籍を認める理由にしたのだ。この父親は週末に母子の家に泊まり、幼稚園の行事にも参加していた。しかし、例えば、数カ月間1回しか来なかったり、認知しても養育費を払わなかったりした場合、国籍を認めないのか。あまりにきつすぎる。

＊ 元来た。元来た、認知か出資だ  
ろく。母親が日本人とフィリピン人の間に生まれた男児に、日本国籍を認め、東京地裁判決。嫡出子と非嫡出子の区別に合理的な理由がない、とした指摘は、国籍問題に限らず、最近の社会の要請にもかなった普遍的原理だろう。

そんな法律の不備は憲法違反だ、とする判決が東京地裁であった。訴えていたのは、フィリピン人の母親

と日本人の父親の間に生まれた7歳の男子の子だ。父親は別に妻がおり、男の子はいわゆる婚外子である。生まれて2年後に、自分の子だと父親が認知した。ところが、法務局は日本国籍を認めなかった。

だが、判決にはひとつ疑問がある。内縁関係の実態があるのを国籍を認める理由にしたのだ。この父親は週末に母子の家に泊まり、幼稚園の行事にも参加していた。しかし、例えば、数カ月間1回しか来なかったり、認知しても養育費を払わなかったりした場合、国籍を認めないのか。あまりにきつすぎる。

結論は妥協だ。現代の結婚はさまざまな形がある。事実婚の国会議員カッパルさいる。政府の統計によると、日本で生まれる子の50人に1人は婚外子だ。

だが、判決にはひとつ疑問がある。内縁関係の実態があるのを国籍を認める理由にしたのだ。この父親は週末に母子の家に泊まり、幼稚園の行事にも参加していた。しかし、例えば、数カ月間1回しか来なかったり、認知しても養育費を払わなかったりした場合、国籍を認めないのか。あまりにきつすぎる。

結論は妥協だ。現代の結婚はさまざまな形がある。事実婚の国会議員カッパルさいる。政府の統計によると、日本で生まれる子の50人に1人は婚外子だ。

だが、判決にはひとつ疑問がある。内縁関係の実態があるのを国籍を認める理由にしたのだ。この父親は週末に母子の家に泊まり、幼稚園の行事にも参加していた。しかし、例えば、数カ月間1回しか来なかったり、認知しても養育費を払わなかったりした場合、国籍を認めないのか。あまりにきつすぎる。

# 戸籍続柄裁判 東京高裁で棄却

## 大阪には新聞報道もなかった! なんぞ!?

■戸籍続柄裁判東京高裁判決 原告の請求を棄却 3月24日

戸籍の続柄欄に嫡出子と非嫡出子を区別して記載するのは憲法違反であるとして、事実婚のカップルが娘の戸籍について訴えていた裁判の東京高裁判決があった。婚内子の続柄が「長女(男)、二

女(男)」となるのに対し、婚外子は昨年11月まで「女、男」だった。「続柄記載がプライバシーの権利を侵害する違法な記載であるとはいえない」とし、昨年3月の地裁判決の「記載はプライバシー侵害」という判断をくつがえした。現行戸籍の続柄記載の更正は昨年11月から申し出により可能となっている。

2005  
4/15  
ふえん

## 遺族年金

# 内縁の妻に受給権利

## 最高裁「戸籍上の婚姻形骸化」

2005.4.21朝日

共済制度に加入していた男性が死亡した場合、同居していた内縁の妻と、別居中の戸籍上の妻のどちらが遺族共済年金を受給する権利があるかが争われた訴訟の上告審判決が21日、あった。最

高裁第一小法廷(泉徳治裁判長)は「男性と戸籍上の妻との婚姻関係は実体を失って形骸化しており、内縁の妻は事実上婚姻関係と同様の事情にある」と述べ、内縁の妻に受給権を認めた。日本私

立学校振興・共済事業団の「内縁の妻には支給しない」とした裁定を取り消した一、二審判決を支持。事業団側の上告を棄却した。

戸籍上の妻を妻として取り扱っていたといえるから、戸籍上の妻との婚姻関係が形骸化していたとはいえない」として、内縁の妻の請求を棄却すべきだとする反対意見を述べた。

一、二審判決による妻は99年までは男性の被扶養者として扱われていた。1996年に結婚。長男をもつけたが78年ごろから20年以上、別居状態となったものの、戸籍上の

JFCの国籍裁判に続き、二の遺族年金の裁判でも「生活実態」がキーワードになっているように思われる。それによっても、最高裁の唯一の女性判事である横尾和子、あなたの反対意見には、げんなりエッセイが読まれます。戸籍上の妻の座を擁護するとは、今や大局的に考えれば、女性全体にはマイナスでは? シングル単位でのびのびと生きられる社会が、やはり理想です。(大田)



## 住民基本台帳閲覧制度

# 民主が原則非公開案

今国会提出へ

民主党は住民基本台帳の閲覧制度を見直し、原則非公開とするための改正法案を今国会に提出する方針を固めた。営利目的で使われたり、犯罪に悪用されたりしていることから、総務省も近く検討会を設置し、今秋までに報告書まとめる予定だが、民主党は「それでは遅い」としている。

現行の住民基本台帳法は氏名、住所、性別、生年月日の4項目は不当な目的でない限り、誰でも閲覧できること定めている。学術調査や世論調査にも利用される一方で、

制わいせつ容疑で逮捕された男が、住民基本台帳から親と2人暮らしの少女の住所を探していたことがわかり、制度への疑

このため、民主党は現在の閲覧制度を「原則非公開」に転換させたいと、閲覧を認めるケースを絞り込むことにした。民主党は来月、インターネットのホームページで意見を募集し、その結果を参考に法案づくりを進めていく方針。他党にも同調を求めたいとしている。(根本理香)

# 閲覧し放題では困る

## 住民台帳

「原則公開」となっている住民基本台帳の閲覧制度が見直されることになった。総務省が有識者で検討会を立ち上げ、この秋までに得る。

きつかけは今年1月に名古屋市で起きた事件だ。区役所で台帳を閲覧した男が、少女と親の2人暮らしの家庭を書き

「原則公開」となっている住民基本台帳の閲覧制度が見直されることになった。総務省が有識者で検討会を立ち上げ、この秋までに得る。

主に想定していたのは、取引や契約のときに、相手が言う通りの住所に住んでいるかどうかを確認することだ。見も知らぬ人が勝手に住所を覗きこんで想像を膨らませることはほとんど想定外だった。まして、これほど大量に書き写される事態は考えられなかった。

いま、閲覧制度を最も利用しているのはダイレクトメール商法だ。特定の年齢層や性別の人々を書き写し、商品や勧誘のチラシを郵送する。全国で年間1,000万件ある閲覧のうち、7~8割はここ

した業者だ。学習塾から勧誘のチラシが届き、「なぜ娘の年齢が分かったのか」といふお母さんも少なくない。今月から全面施行された個人情報保護法では、個人の情報を第三者に渡すには本人の同意が必要とされている。それなのに、役所で本人の了解なしに個人情報や世論調査などを除き、大量の閲覧を拒んでいる。熊本市は昨年同様、全国的に規制を始めた。全国の市町村でいくらかも無差別に大量に閲覧できるようなことは改めざるを得ない。その場合、例外として、どのような分野で閲覧を認めるかを考える必要がある。相手を特定しての閲覧であっても、本人があらかじめ拒否している場合には見せな

だれもが個人情報に敏感な時代である。そうした時代にふさわしい仕組みを検討会で議論してもらいたい。



はりたのぶき 田敦行

政党職員

# 企業も早く家族と認めて

「事実婚」は最近、テレビドラマで取り上げられるほど、注目されるようになった。かかっている夫婦も事実婚だ。

あくまで結婚の一つのあり方だ。私たち夫婦は結婚式も挙げたし、子どももいる。私も職場の理解を得て3カ月の育児休暇をとった。婚姻届を出している夫婦と比べて、家族のまなみが弱く、家庭人としての自覚に欠けるといふ批判はあたらなと思う。それなのに、なぜ婚姻届を出さないのかと問われれば、私たちの場合は、夫婦別姓にしたいからだ。事実婚なら、通称使用と違い、保険証や免許証も本名を使え、その上、本名で様々な契約も結べる。夫婦ともに自分のキャリアを築き、仕事でも結婚生活でもベストをつくしたいと考えたり、現状では事実婚がもっとも自然な選択だった。同じ理由で事実婚を選んだカップルを何組も知っている。

## ◆事実婚

「法律婚」と比べて不利なことが多い。法律における差別もある。だから私たちが、民法が改正されて夫婦別姓が認められ、婚姻届を出すことを待ち望んでいる。

しかし、実をいって、行政のサービスを受ける際に、事実婚であることを意識することはほとんどない。健康保険制度、年金制度のほか、保育所への入園、児童手当の受給の可否の決定でも、事実婚の家庭は、法律婚の家庭と同様に

2005.2.19 朝日

一つの家族として扱われ、日常生活を営むことができ。意外かもしれないが、むしろ日常生活の中で事実婚のデメリットを感じるの

仕事ばかりしていた娘が今度結婚する。喜ばしいことだが、よく聞くと入籍しないので式だけ挙げるという。最近耳にする「事実婚」というやつらしい。法律婚に比べ不利にはならないのか。大事な一人娘。結婚相手には責任を持って幸せにして欲しいのだが。

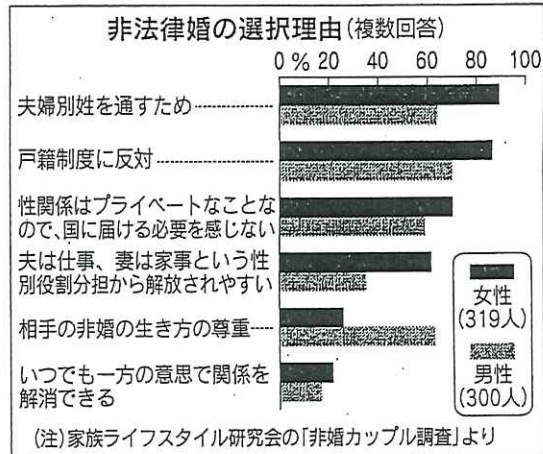
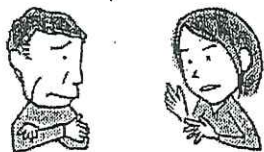
娘「姓を変えるのがどうしても嫌なの」  
父「通称を使えばいいんじゃないか」

法律婚では夫か妻の戸籍にどちらかが入り、入った方は相手の姓が変わる。二〇〇三年の厚生労働省の人口動態統計によると、九六・五％の女性が結婚後に夫の姓に変えている。

仕事を持つ女性が増え、戸籍名は変わっても便宜上職場で旧姓を通称として使う女性が少なくない。だが、使い分けで混乱するほか、業種によっては職場での旧姓使用が困難な場合もある。

## 娘が「事実婚」を宣言

2005.4.3. 日経



## 姓を変えたくないの 子供の親権どうなる

「父」も、結婚生活がうまくいかなかったらどうするんだ」  
娘「覚悟の上よ。お互いの気持ちを大事にしたいの」  
事実婚を選択する理由として「形式ではなく愛情の有無を重視したいから」と説明するカップルも多い。

「昔の内縁と違い、互いの自立や心の自由を保つために事実婚を選んだ」人が相手に慰謝料を請求するのは筋が通らない。早稲田大学法科大学院の梶村太市教授と

戸籍上の表記に関しては、これまでは「男」「女」となっていたのを、二〇〇四年十一月一日からは嫡出子同様「長男」「長女」とするなども、親権では不利だ。事実婚での子供の親権は原則的に母親が単独で持ち、父親が認知すると父親の単独親権にすることもできる。だが、法律婚のように父母が共同親権を持つことはできない。ペーパー離婚した場合も単独親権になる。

石草さん(35)は、事実婚のパートナーであるテレビ局勤務の高垣大輔さん(37)と家事を分担しながら二人の娘を育てている。白石さんは「お互い他に好きな人ができたら場合は結婚生活を続ける必要はない」と言い切る。「戸籍で縛るのではなく結婚生活の中身を重視したい」と思っている。だが、割り切っていたつもりでも夫婦関係の問題が生じてこられる可能性もある。

事実婚についておおよその事情は分かった。夫婦の自覚がより大切になるのは間違いないようだ。二人でよく話し合って決めたようだし、娘はそれだけ相手を信頼しているわけだ。ひとまずは見守るしかないが、折に触れ様子を聞いてやらなければならない。

父「子供が産まれたら差別されたりしないのか」  
娘「一時的に籍を入れる方法もあるわ」  
事実婚の場合、子供は非嫡

出子となる。親に法律婚の元で産まれた別の子供(嫡出子)がいた場合は、財産の相続権が嫡出子の半分になる。厚生省によると非嫡出子は日本では全体の二%未満。遺産相続などで問題が生じない限り普通の生活にはそれほど影響はないが、万が一のことを考えれば子供を産む時だけ一時的に籍を入れて嫡出子にしておく人も

テレビ利用の件で記者が私に連絡して来た、その時に婚外子差別の不当性も述べてほしいと言ったのに「奥の手」の紹介とは

悪質(善積)

### 韓国「男社会」の象徴

## 戸主制廃止

【ソウル＝高槻忠尚】韓国の男性中心の家制度を支えてきた「戸主制」の廃止を柱とする民法改正案が2日、韓国国会本会議で可決された。猶予期間を置いた上で08年から廃止される。廃止を求めてきた女性・市民団体は歓迎する一方、保守派は「伝統的な家族の概念が崩壊する」として反発している。

58年に制定された韓国民法は「一家の系統を継承した者」として戸主を規定。父親が家長として大きな権威を持つと同時に戸主継承は父親から息子、男の孫など男系が優先され、妻や嫁は男性の下で「内助役」を強いられることになった。

女性団体が70年代から廃止を訴えていたが儒教団体など保守派の反対で難航。「旧弊打破」を掲げて03年に発足した盧武鉉政権になって廃止の流れが強まり、先月には憲法裁判所が事実上の違憲決定を出し、法改正を後押しした。

戸主制廃止により「家長」の概念がなくなり、女性の権利が広がる。韓国では従来、子供は父親の姓を名乗ると決められていたが、改正により結婚時の同意があれば妻の姓を継ぐことも可能になった。また、母親が再婚しても子供は新しい父親の姓を名乗ることができず、一家庭に三つの姓が混在する例も少なくなかったが、今後は改姓が認められるようになった。

離婚後6カ月間、女性の再婚を禁じてきた規定も廃止されたほか、姓が同じでその姓の発祥地も同一である（同姓同本）男女の結婚禁止規定もなくなった。

## 子どもの姓は選択制 ■女性の再婚制限撤廃

## 親に知らせず 本人同士が誓約書

## エジプト

## 子供の認知巡り裁判

未婚の男女の交際に厳しいイスラム世界のエジプトで、若者たちの間で本人同士が誓約書を書き、友人を証人として行う「オルフィ（非公式）婚」が広がっている。親たちは知らず、宗教者の立ち会いや行政当局への届け出もない。若者に広がる欧米流の自由恋愛や男女交際の風潮と婚前交渉を禁ずる宗教との妥協の産物にも見える。



ヒンダさん

の認知と、結婚していた事実を認めたと離婚を要求する訴訟を家庭裁判所に起こした。

### 婚前妊娠は恥

ヒンダさんは昨年、月ごう、妊娠を知った。アフマドさんは「父親になるつもりはない」と中絶を求めた。ヒンダさんは拒否し、両親に事情を説明した。昨年12月に娘が誕生。アフマドさんが認知しないため出生届は出せないままだ。

イスラム教の結婚 結 婚には①親など 監督者の同意② 2人以上の証人③結婚の 公表④が条件となる。 公式に届け出をしてい ないが、条件を満たすもの 見方が強い。

結婚前の女性の妊娠

「オルフィ婚」は男女が誓約書を書き、一緒に住

## 自由恋愛を目指す

「オルフィ婚」は男女が誓約書を書き、一緒に住む。ヒンダさんは昨年、月ごう、妊娠を知った。アフマドさんは「父親になるつもりはない」と中絶を求めた。ヒンダさんは拒否し、両親に事情を説明した。昨年12月に娘が誕生。アフマドさんが認知しないため出生届は出せないままだ。

### DNA検査へ

転機は2月下旬。裁判所が初めて、娘の親かどうかを決めるために2人にDNA検査を求めた。親だと診断されたら、裁判所の命令でアフマドさんは結婚もし

マドさんを令親として娘の出生届を出せる。現地紙は「DNA革命が社会に大地震を起す」と書いた。「婚前交渉で、女性だけが死刑宣告に等しい代償を払い、相手の男性は何ら責任を問われない社会の二重基準や偽りの道徳が揺さぶられる。これはヒンダだけの問題ではない」と回答した。

その後、アフマドさんはテレビ番組で関係があったことを認めた。しかし「一回だけの関係で結婚ではない」と語り、逆に大きな批判を受けた。新聞紙上には双方の母親が登場した。アフマドさんの母親は「結婚もしないで、子供を産むことが許されるのか。娘が妊娠4カ月になるまで親が知らなくて済むのか。これが通れば、私たちの宗教も道徳は崩れてしまう」と主張した。

## 欧米流 広がる「事実婚」



2005



ヒンダさん（左）アフマドさんの裁判を報じるエジプトの新聞や雑誌

んでいないが性的関係がある。事実婚、ともいえる。それがエジプトの大半で広がりはじめたのは90年代半ば、とされる。月刊誌「ソウル」によります。同国社会問題省が00年に「オルフィ婚」をしている女子学生は30万人で、全体の約17%と公表した。大学構内で結婚契約書が売られている。互いに指を切って血を混ぜて誓い合う「結婚」などが学生に広がっている。カイロのアイニシヤムス大学のサルワト・イサーク教授（社会学）は「伝統的な結婚への反発だ」と見る。男性は住宅や結婚金を用意する必要があ

らないで、子供を産むことが許されるのか。娘が妊娠4カ月になるまで親が知らなくて済むのか。これが通れば、私たちの宗教も道徳は崩れてしまう」と主張した。これに対してヒンダさんの母親は言った。「娘もアフマドも間違いを犯した。しかし、何の罪もない子供を守るために共に責任を負うべきだ」。ヒンダさんは「結婚は非公式だが契約に基づいて拒否した中絶は宗教も禁じる。真の宗教者は私の側に立つはずだ。私は相手に何も期待しない。裁判を通して自分の権利を回復するだけだ」と語った。

# 婚差会のホームページに寄せられた

## Q&A



婚差会のホームページには、いろんな方からメールで質問が寄せられています。

その内容をまとめたものは、昨年私たちが出版した「非婚の親と婚外子～差別なき明日に向かって」(青木書店)でご紹介していますが、最近も次のような質問が寄せられ、メンバーで検討して回答しました。

① 婚外子も時々のHPのこいて下エいね。

## 婚外子が父の姓に改姓すると

### 親権はどうなるの？

初めまして。以前より、ホームページを読ませていただいております。法律関係で教えていただきたいことがあり、メールを差し上げました。

7年前に結婚(事実婚で、婚姻歴はなし)し、夫婦とも分籍して個人の戸籍をもっています。子が二人おり、ともに出生届と同時に認知届を提出。おのずから、子は母親の姓です。子の戸籍を書きかえたこと(男→長男、等)はありません。

私(妻)自身はこのままの形を望んでいますが、夫は入籍して私が夫の姓になり、子ども夫の姓になることを強く望んでいます。

私自身は、自分の戸籍名をかえたくありませんが、子の姓に関しては、夫の姓になることもあるだろうと思ってきました。

そこで、婚姻はせず、家庭裁判所に申し立てて、子の改姓を考えています。

おうかがいしたいのは、

- ①現在、子の親権は私にしかないのでしょうか。
- ②子の改姓によって、親権は夫に移るのでしょうか。
- ③夫婦共同親権にはできませんでしょうか。

の3点です。これまで、ポリシーをもって事実婚にしてきましたが、私が親権者になれないのであれば、私自身の婚姻も考えています。(東京都・S)

## 子が改姓しても

### 婚外子の親権者は母のまま。

### 親権を父に移すのは

### 別の手続きが必要です。

婚外子で共同親権がいいのね。

子の改姓と親権者の変更は、法的にはリンクしていませんので、回答は下記のとおりとなります。ただし、改姓と親権者の変更を同時に行うと、事実上認められやすいかもしれません。

①「婚外子の親権者は母」なので、現在の子の親権者は母のみです。

②子の改姓後も、婚外子のままなので基本は「親権者は母」です。ただし、改姓と関係なく、親権を「認知した父」とする手続きも取れます(民法819条4項)。

③子の共同親権が取れるのは、婚姻中の夫婦のみ。事実婚では共同親権は取れません。また、離婚時には、どちらか一方を親権者と定めます(私たちは反対しているけど)。

2005.4.22.朝日

東京都世田谷区議 上川 あや



## 私の視点

私の戸籍上の性別が近く、男性から女性へと変わる。昨年7月に施行された「性同一性障害特例法」に基づき、家庭裁判所に性別の変更を申し立て、20日に認められたからだ。30代に入ってから女性として暮らすようになった。戸籍と外見が異なるため、家探しに苦労し、正社員にもなれなかった。健康保険証や選挙の投票所入場券にも性別が記載されており、差別が怖くて病院や選挙にも行

## 性同一性障害 残された課題の解決急げ

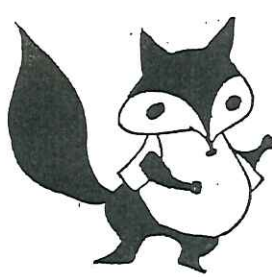
法律は変更の条件として、①複数の医師による性同一性障害との診断②20歳以上③独身④子がいない⑤生殖能力がない⑥外見的に、望む性に似た性器を持つ――などの厳しい条件を課した。しかしこの条件を満たせる当事者は一部に過ぎない。条件は施行から3年をめぐりに見直される予定だ

法律は変更の条件として、①複数の医師による性同一性障害との診断②20歳以上③独身④子がいない⑤生殖能力がない⑥外見的に、望む性に似た性器を持つ――などの厳しい条件を課した。しかしこの条件を満たせる当事者は一部に過ぎない。条件は施行から3年をめぐりに見直される予定だ

「男性から女性」で百数十万円、「女性から男性」では450万円前後の費用が必要だが、健康保険は適用

「男性から女性」で百数十万円、「女性から男性」では450万円前後の費用が必要だが、健康保険は適用

「男性から女性」で百数十万円、「女性から男性」では450万円前後の費用が必要だが、健康保険は適用



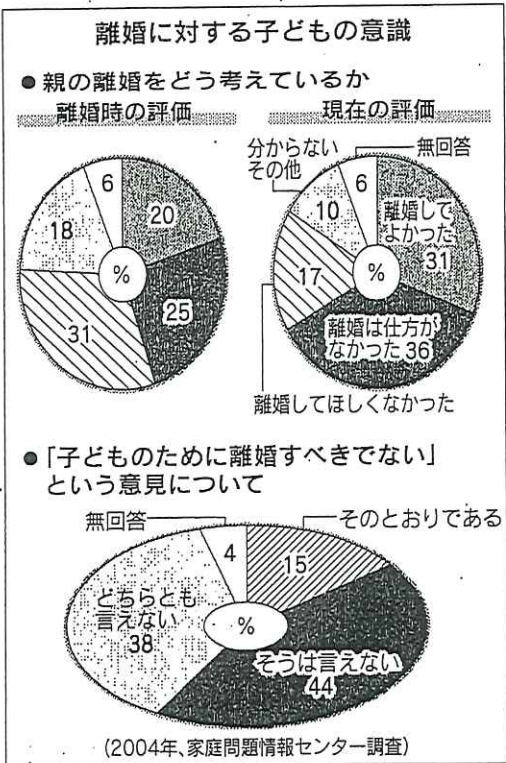
親の離婚を経験した人が、子どもの目線から見た離婚について、インターネットなどで語り始めた。子の立場からの悩みを共有し励まし合

「母は父に逃げられたのだ。だから私も人から好かれる自信がもてない」「短気な父が嫌いだった。でも、母が家を出ると言い出した時、泣いている私を思いやり、私のために家を出た父を見てどうしたらいいかわからなくなった」

佐藤由美子さん(仮名、24)が主宰するインターネットのサイトには、親の離婚を経験した人の言葉が並ぶ。声の主は十一世代が中心だ。「親が離婚した子どもが交流できる場が欲しかった」(佐藤さん)。自身も小学生の時に両親が離婚、母親と暮らした。似た経験をした人たちは親の離婚をどう思っているのか知りたくて、二〇〇〇年、大学生のころサイトを開いた。

2005.4.14. 日本経済新聞(夕刊)

# 親の離婚 子どもが語る



う場としてだけでなく、離婚問題に直面する大人からも注目を集めている。

## ネットで悩み共有◇サポート課題

率。人口動態統計によると、一九九〇年に一・二八(千人あたり)だった八(二〇〇三年は二・二五)となった。経験者の自助グループなども増え、大人同士が悩みを打ち明け、助け合える機会が多い。しかし、渦中に置かれた子どもが、親の離婚をどう考えているのか社会に訴えることは難しい。佐藤さんら経験者はいわば代弁者。こうして「かつての子ども」もや大人に向けて、思いを語り始めている。

「名前が変わったわけじゃないので、友達に親の離婚のことをいうタイミングがつかめない。落ち込むキライじゃないし」「クレヨンしんちゃん」の家族が理想だよ。掲示板の書き込みは十代が多い。「大変だったね。私の場合は……」。佐藤さんは、子どもに共感しつつ、自分の経験を語る。

社団法人家庭問題情報センター(東京・豊島)は三月、離婚した親と子ども(百九十七人)を対象にした意識調査をまとめた。子ども(現在の年齢は十一～三十代が約七割)の意見聴取から、篠田悦和調査研究員は「年月を経ても親の離婚を引きずっている人が予想以上に多い」と話す。親しい友達にも話さず、同じ

ファミリー



親の離婚に対する思いを子どもたちがネットで発信し始めている

サイトはその一歩といえる。子どもたちの声に親の関心も高い。佐藤さんらのサイトには「子どもにどう伝えれば」など相談も増えている。「離婚さえすれば問題は解決する」と思っていたと話したのは、沙緒さんのサイトをよく見ている主婦(36)。夫と一歳の長男と暮らす。結婚以来、夫とはささいなことでもけんかが絶えないと話している。

## 編集後記

例年になく辛い花粉症の真っ只中。小舟になった息子を参加しました。大阪人権博物館より女性差別コーナーのビデオのインタビュー依頼がありました。お役に立てる表現ができれば嬉しいです。やと会計報告サマサマの会計規模は小さいのですが、やはり規程は小さいのです。Y

前夜から編集作業をした。今日はいよいよ早く早く終わらさないと。いや、6月10日×切の月のラムへの申し込み書類作成も同時進行したために、すでに午後8時半を回してしましました。さう、さう印刷だ。(天田)

## 2005年の会費の納入をおりにお願いいたします

繰越金が多くあります。フォーラム参加などで、今年はある程度出費が予想されますので、皆様よりお願いいたします。

### ★ 2004年度 婚外子差別と闘う会会計報告 ★

カンパを下された方ありがとうございました。今年度も会費納入よろしくお願い致します。またカンパもよろしくお願い致します。会費納入の困難な方は会計屋代(tel078-782-1053)までご連絡ください。

会計屋代:

| 収入     | 支出             |
|--------|----------------|
| 前年度繰越金 | アルハ 什料 6590    |
| 会費     | 備用品費 1260      |
| カンパ    | 郵送料 69920      |
| その他    | 集会費 0          |
|        | 会議費 13344      |
|        | 広報費 19836      |
|        | 他団体との交流費 20000 |
|        | 次年度繰越金 376398  |
| 収入合計   | 支出合計 507348    |



# 婚差会つうしん No.96

2005.11.25発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先: 〒655-0046 神戸市垂水区

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail :

郵便振替口座:

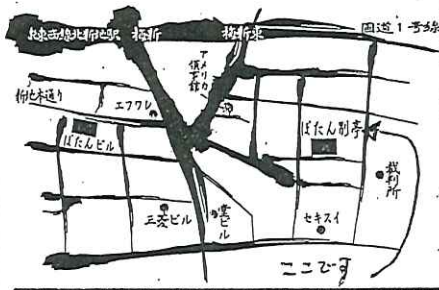
## <お知らせ>

★次回12月10日(土)の事務局  
会議は時間を変更し午後  
2時から信岡法律事務所  
に行きます。そのあと、午後5時から  
から忘年会へ向かいます。  
参加を希望される方は、1週  
間前の12月3日(土)までに  
大田の携帯へTel下さい。  
090-5137-3082

### <忘年会会場>

ぼたん別荘 予算5000円位  
大阪市北区西天満2-2-2 06-6364-0431

ホームページアドレス  
http://diving.co.jp/botan/  
携帯 http://diving.co.jp/botan/i



2004年の  
婚外子出生数  
22,156人  
全出生数1,110,721人に  
対する割合は1.99%  
50人に1人です

## <今号の目次>

- ・ニエックパワフル報告 ..... 2~3
- ・子ども時代の記事 ..... 3
- ・住基ネット特集①~④ ... 4~10
- ・母子世帯調査(2人記事) ... 8
- ・JFC日本国籍について ... 11
- ・見扶手認知後 謝及返答
- ・代理出産-215が2-死後要精 ... 12
- ・「戸籍に記載のない子」高裁判決前 ... 13
- ・「戸籍」関連新聞記事  
・事務局会議録  
・痛撃後言



### 国立女性教育会館(NUEC)の

### ジェンダー・フォーラムに参加して

8月27日、婚差会は初めて国立女性教育会館(NUEC)の「女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」に参加。ワークショップ「婚姻届の代償~えっ!? 子どもの父は前夫?」を行った。準備のために善積さんの伊勢志摩のセミナーハウスで合宿を行い、久しぶりに会えたメンバーたちとも楽しい時間が持てた。

ワークショップでは、女性の生き方を縛る婚姻制度の問題点を、民法772条の「嫡出推定(父性推定)」の問題に直面した2人のメンバーの体験報告をもとに考えた。婚姻中~離婚後300日以内に生まれた子を「(前)夫の子」と推定するこの法律は、出生した子の戸籍にも反映され、離婚して新しい人間関係を結んで生きようとする女性と子どもに理不尽な苦痛を強いている。議員活動で忙しい井戸さんが、30分ばかりの報告のために神戸から駆けつけてくれ、すぐに退出しなければならなかったことは、残念だったけれども、非常にありがたかった。また、進藤さんの心からの訴えは会場の人たちの心にすっしりと届いたと思う。

会場は定員30人程度の小規模な研修室だったため、参加者が発言しやすいようライティングデスク付きのいすを円形に配置。

前夜、宿舎で作った手書きのビラが結構好評でしたよ!!

グループの簡単な紹介の後で、出生届の前に裁判所に訴えて「前夫の子」の推定を外した2つの例(①実父を相手取った強制認知訴訟②親子関係不存在確認の審判)をメンバーの弁護士の解説付きで紹介。その後で約1時間程度のフリーディスカッションを行った。

初参加で、どのくらいの人に来てくれるか予想がつかなかったが、思ったよりたくさんの方が集まってくれた。開始時間にはいすが満席状態だったし、用意したレジュメ60枚はすべてなくなった。始まった後に研修室をのぞいてくれた人もいたが、満員のため入るのをあきらめたようだった。普段は関西を基盤に活動しているため、いつも集まるメンバーとは違う地域の人たちと交流が図ることができたことは、とても有意義だったと思う。民法・戸籍の問題なので、自治体職員が何人か来てくれていたこともよかった。

だが、フェミニズム全体が抱えている問題かもしれないが、20代ぐらいの若い層がもっと来てくれるかと思ったが、意外に少なく、参加者の年齢層は全体的に高かった。

ワークショップのタイトルなどを見て、他のグループがどんな関心を持っているのかがよくわかったが、参加する時間があまりなく、残念だった。



会館の対応は、全体的に丁寧でよかった。宿泊施設も整っていて、気持ちよく過ごせた。カフェテリアの料金設定が多少高いようにも思うが、諸般の事情を考えれば仕方がないかもしれない。最近ジェンダーフリーへのバックラッシュが盛んだが、こういうフォーラムを続けていくことは非常に意義があると思うので、様々な圧力に屈せず、ぜひ続けてほしいと思った。(大田)

<おわび> 今回の婚差会つうしん96号は当初9月発行予定でしたが、作業予定日の直前に、編集担当の大田の実父が亡くなったため、9月発行分は休刊とさせていただきます。ご迷惑をおかけしましたが、ご了解願います。(大田)



(左のページから続く)

思いました。

確かに、こういう場で発言力のある女性たちの、初めて「弱者」としての自分の気づきの報告は、貴重です。でもその方たちが、「ありがとう、がんばります。性暴力の問題は、ありませんでした」と全国に向かって「報告」してしまったら、まだまだ、渦中にいる人たちの声なき声が封じられてしまうのではないかと感じました。

この震災を機会に、自分の思いをことばにして書く(言語化し、発信する)ということが同時多発的に発生し、グループが複数できています(うれしいことですね)。

しかし、以前よりもいっそう困難な状態を強いられる層が増えて、女性の中での格差が大きくなったのでは、と危惧します。

北陸の女性は、本当に黙々としかも手早くよく働きます。身体も動かすし、気働きも徹底しています。雪深い中越は、じっと我慢することも身につけています。

だからこそ、ある程度ステイタスのある女が、もっともっと要求しないと、また、個人的なこととしての解決以上の視点を持たないといけないのでは、と思います。なのに、その立場にある人たちが公の場で言うことが「政府よ、みなさん、ありがとう」ばかりでは……。

女たちの犠牲の上に成り立っているコミュニティなら、私は、そんなコミュニティなら、ない方がいい、と思います。極論です。

シンポジウム終了後、私がぶつぶつ言っていたら、誰だったか忘れてましたが、「彼女たちに期待する方がまちがってる」と、ハハハと笑われてしまいました。私の考えが甘いのでしょうか。

今年2月に、「ウィメンズサポート・にいがた」の友人に会った時、被災者の状況について彼女が言った言葉です。「田んぼを再建するか、町に下りるか。どちらにしても、老いた母と50歳くらいの息子が守ってきた農家が多い。戻る決心したのは、やはり50歳を越えていて独身だったり。農家の長男は、望んでかどうかは別にしても、みな独身だったわ。再建するといってもあと何年やれるかという感じがして、家を建て直しても、仕事を求めて町に下りる。住む人がいなくなるというのは、こういうことなんだって。」

すると、「これからよ。これくらいの歳になって、外国人女性を買ってくるのよ。母親が、息子の世話をするのが体力的におっくうになったり、親の介護のためにようやく息子が嫁探しを始たりしているのだから」「そんなケースがいっぱいなのだから」

……そうでした。そういうことを含めて、知られたくないことはあるし、見ようとしなければ、ないことにできるのです。

★ 婚差会のワークショップに参加して発言しました

参加したみなさん、お疲れさまでした。特にトンボ帰りを余儀なくされた方。突然の解散総選挙で多忙な中、約束とどおり来て下さ

った井戸さんに感謝でした。

私は、婚差会には、ずっと繋がっていたものの、入会前の88年以前の人、関西を離れた91年以降の人とは入れ違いが多いので、顔を合わせるの、初めてだったり。なつかしい人に会えたり。

Aさん曰く、「同窓会みたいだね。日本女性学研究会のワークショップ、モラハラの司会をしていた方も昔の婚差会会員だそうで、本当に悲しいことに狭い「業界？」です。

10年前、「もうこの運動は終わりにできる。」「次は、親子法だ。」と楽観していた頃。

立ち話でしたが、数人で、「最高裁傍聴、議員会館内運動、パレード……あ〜んなこともあったね。」

「やっぱ、我々が甘かったね。弱かった」というのが結論。

当時、婚外子の親である確率が多分一番高く(?)、差別をなくすことに反対の妻、しかも選挙に勝つために必要な妻を持つ議員たちのカベは、厚く、高かった。

そして、こんなに長くなると予想しなかったこと、運動していた親を持つ、一方の当事者である婚外子自身は、「関係ないじゃん」でいることは、共通しているのです。

こうして笑い話にすることはできるのですが、「報告」は、ちょっと整理して「べつもの」としてでない」と書けません。

用語については、詳しくありませんが、昔からのなかまに会うと、つくづく私は「フェミ」でなく「リブ」に馴染んでいたのだと感じます。

バスに乗り遅れたけれど、遠くにバスを見つけていて、排気ガスに咳き込みながらも、追いかけていた。途中休憩していたか、ゆっくり息長いたのに運良く会えた。そのバスに乗って着いたら、他のバスは、からっぽだったり、リニューアルしたりしてた。

めんどろくさがりは、古いバスに乗り続けた。居心地も良かった。そんな感じ。

私自身は、民法親族篇や戸籍法が形骸化するの、むしろ歓迎なのです。元々壊したかったものが、壊れてきているのですから。

別姓「法制化」を求める人たち、「正しい」戸籍をつくりたいと望む人たちとの溝の大きさは、例の「つくる会」との溝の大きさと、たいして変わりはないのです。

では、なぜ続柄差別改正を訴える運動を続けるのか。どうやって、モチベーションを保っているのか。

法が(女性)差別を規定していることは、放置できない。これが、あらゆる差別の形態の言い訳になる。

差別撤廃を訴えることの出来ない人がいる。蹴寄せが、マイノリティ女性や子どもに行く。

差別されても仕方がないと思わされている人もいる。

今回のテーマは、タイトルどおり、「婚姻届の代償」でした。

女が非常に苦しむ(危険でもある)し、子どもに蹴寄せが行くので、現実的に危険や影響を回避する方法があることを伝えること

でした。民法772条の2項については毎年3400を越えるケースがあり、当事者が、子と、子の生物学上の父(現夫である場合もある)と、子の母、そして母の前夫(戸籍実務のいうとおりになると、前夫に結果として知られてしまいます)と4人います。だから、女性と子どもだけでなく、前夫や現夫を「苦しむ当事者」に入ると当事者は倍増します。この少子化の時代に結構な数の人が迷惑しているのです。

報告者の2人は、「非婚の親と婚外子〜差別なき明日に向かって」(婚差会編 2004 青木書店)にも自分の例を書いています。

最初の報告、強制認知による訴えで前夫を関与させずに就籍させたケースは、すでに2例目もあります。

また、訴えによらず、調停で「嫡出の推定の及ばない子」にできたケースもあるようです。その際、子の父とのDNA鑑定を要したか否かは不明です。従来、前夫(現夫の場合もある)が、海外渡航中か服役中だった場合の「嫡出の推定の及ばない子」の準用ですので、必ずしも要るとは限らないのでは、と私は思いますが。

2番目の報告は、前夫の協力を得た上の親子関係不存在確認のケースでした。関係者の同意があっても、「子の父を決めるのは、国です」と言われ、親子関係不存在確認とは、関わりのない子の父である恋人まで裁判所に呼び出されて、「おかしい」と確信し、「親子関係不存在確認が終わったら、当然、認知請求するんですね。」と念を押されて、認知も再婚もせずに、下の子ども生まれて、親子で暮らしています。

10年も前の話です。家裁が、子の法的地位に配慮したのはわかりますが、やりとりを聞くと、今になっても消えない彼女たちの怒りとやりきれなさがありました。

772条のケースでは、かなりの割合でDVか、もしくは、離婚に応じない前夫がいるので、婚差会は「早急に解決しなくては」と訴えました。



2人の報告後、私は一般的な話として、①DV夫とは離婚できにくいこと。②法的な離婚ができないまま別居が続いていたり、夫から避難していたりするうちに、新しい出会いがあっても、すぐに離婚できないこと。③たとえ離婚できても、離婚成立から300日間も前夫の子と推定されてしまうので、離婚が子の出生に間に合わないケースがあること。④離婚できても、できなくても、DV前夫に知られると仕返しのおそれがあるので、子の出生を届けられないこと。⑤実際に、子どもができたことを知って慰謝料を請求するようなどんでもないDV前夫がいること。⑥実際に訴えなくても、脅される危険があること。そして、なにより、現代では、民法のこの条項は、出会いがなくても、妊娠しなくても、女の身体を縛り、女の今の暮らしを脅かすものでしかない。……というようなことを、話しました(だから私の本音は「婚姻制度は、女を保護しない。性的な拘束をするだけ」です)。(まつもと ちえ)



# 住基ネット強制は違憲

## プライバシー侵害

## 情報の削除命じる

### 金沢地裁判決

住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)はプライバシー権を侵害しているとして、石川県内に住む28人が国と県、ネットを管理する財団法人地方自治情報センターを相手取り、自分たちの個人情報削除と、1人あたり22万円の慰謝料を求めた訴訟の判決が30日、金沢地裁であった。井戸謙一裁判長は「住基ネットからの離脱を求めている原告らの本人確認情報を同ネット上で利用することは、プライバシーの保護を保障した憲法13条に違反する」と述べ、本人が同意していない場合には違憲になることを初めて判断を示した。そのうえで、県に原告の氏名、住所、生年月日、性別の4情報と住民票コードを国の機関に提供することを禁止し、同センターなどに住基ネットの磁気ディスクに記載された本人確認情報の削除を命じた。慰謝料の請求は退けた。

住基ネット訴訟で、プライバシー権の侵害を認め、同ネットからの離脱を求める住民を強制参加させることは、個人の尊重を定めた憲法13条に違反すると判断した。同ネット全体の運用停止を求めたものではないが、その存在そのものを揺るがす内容となった。判決は、4つの本人確認情報や住民票コードは、いずれもマイナンバーにかかるとして、同ネットの対象であるとして、同ネットも無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉の

住基ネット訴訟で、プライバシー権の侵害を認め、同ネットからの離脱を求める住民を強制参加させることは、個人の尊重を定めた憲法13条に違反すると判断した。同ネット全体の運用停止を求めたものではないが、その存在そのものを揺るがす内容となった。判決は、4つの本人確認情報や住民票コードは、いずれもマイナンバーにかかるとして、同ネットの対象であるとして、同ネットも無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉の

## 個人の決定権認める

住基ネット訴訟で、プライバシー権の侵害を認め、同ネットからの離脱を求める住民を強制参加させることは、個人の尊重を定めた憲法13条に違反すると判断した。同ネット全体の運用停止を求めたものではないが、その存在そのものを揺るがす内容となった。判決は、4つの本人確認情報や住民票コードは、いずれもマイナンバーにかかるとして、同ネットの対象であるとして、同ネットも無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉の

データマッチングがされるプライバシー侵害は相当に深刻なところがある」と判断した。

## 相次ぐ訴訟原告449人

### 「人格権踏みこむ」

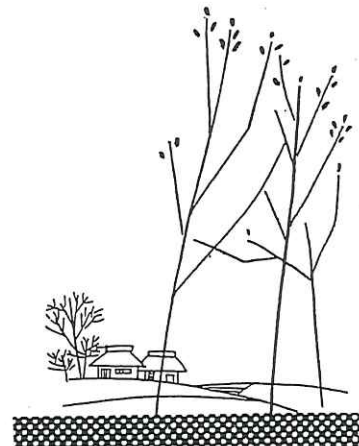
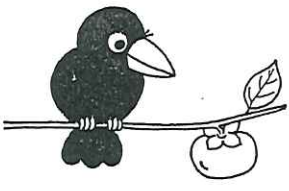
住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)をめぐる訴訟が相次いで起きている。30日朝日7刊。前記の判決は、住基ネットの運用が個人の権利を侵害しているとして、国と県を相手取り、個人情報削除と、1人あたり22万円の慰謝料を求めた訴訟の判決が30日、金沢地裁であった。井戸謙一裁判長は「住基ネットからの離脱を求めている原告らの本人確認情報を同ネット上で利用することは、プライバシーの保護を保障した憲法13条に違反する」と述べ、本人が同意していない場合には違憲になることを初めて判断を示した。そのうえで、県に原告の氏名、住所、生年月日、性別の4情報と住民票コードを国の機関に提供することを禁止し、同センターなどに住基ネットの磁気ディスクに記載された本人確認情報の削除を命じた。慰謝料の請求は退けた。



極めて遺憾  
総務省  
総務省自治行政局市町村課は「判決の詳細については承知していないが、住基ネットシステムについての理解が得られず、石川県などの主張が認められなかった部分があったことは極めて遺憾。関係機関と相談し、しかるべき対応を行うつもり」とコメントを出した。

を優先させるかは、個人が自らの意思で決定すべきもので、行政が住民の押しつけることはできない」と指摘。今回は、その要件に足りていないとして、認めなかった。

為をした場合には、法律が明白に違憲でない限り、賠償の責任が発生しない」と指摘。今回は、その要件に足りていないとして、認めなかった。







住基ネット特集② 毎日夕刊

「120%満足できる」

住基ネット判決

傍聴席喜びはじけ

原告ら「危険性に警報」

「120%満足できる」判決。全国で初めて、住基基本台帳ネットワー...

「200%満足できる」思いがかなった。我々の予想以上の判決だ。

原告の一人、成房恵夫さん(73)が感激の面持ちで話すと、記者会見場には...

原告らは午後、住基ネットに反対して一斉に提訴した全国13地裁の訴訟...

「住基ネットは行政事務の効率化と住民負担の軽減が目的で、全員が入れ...

「住基基本台帳閲覧」見直し論議に警報。これだけ知っておきた個人情報保護の...

「自己情報コントロール」は「自己情報コントロール」を正面から述べた...

「前ページから」(6)個人の人格的自律を脅かす危険の有無...

「(9)住基ネットの必要性」その効果の程度は未知数である。また、電子政...

住基ネット名古屋訴訟

住民側請求を棄却

地裁判決

2005.5.31 毎日夕刊 住民基本台帳ネットワー...

「住基ネット」はプライバシー権を侵害する危険性を有する...

格権も侵害した」となると指摘。情報の漏えいを書き換えるなどの危険性に対...

差し止めの請求は認められなかった。今回の訴訟では、住民側が「裁判長が予告もな...

「住基ネット」は「自己情報コントロール」を正面から述べた...

「前ページから」(6)個人の人格的自律を脅かす危険の有無...

「(9)住基ネットの必要性」その効果の程度は未知数である。また、電子政...

「自己情報コントロール」は「自己情報コントロール」を正面から述べた...

喜びもつかのま 翌日の名古屋地裁は 全く逆の判決か！





# 住基ネット特集③ 1か月後のオピニオン面(朝日朝刊)

opinion news project

個人の離脱をめぐる、裁判で異なる判断が出た住民基本台帳ネットワーク。改めてあり方を考える。

## 住基ネットを考える



**住基基本台帳ネットワーク**  
市町村や都道府県をネットワークでつなぎ、全国民の氏名や住所などの情報を総務省の外郭団体が一元管理する仕組み。

5月30日の金沢地裁判決は、住民票コードによって行政機関の膨大な個人情報名寄せされると、個人の人格的自律が脅かされ、住

民に相当深刻なプライバシーの権利の侵害をもたらすと指摘。住基ネットに全員を強制参加させるほど高度の必要性があるとは認められないとして、個人の離脱を認めないのは違憲だと述べた。一方、翌31日の名古屋地裁判決は、住基ネットは住民の利便性の増進を図ることが可能として住民側の請求をしりぞけた。

横濱市は、02年8月の住基ネットの稼働当初から、システム全体の総合的な安全性が確認できるまでは希望しない人には住基ネットへの参加を強制しない、という「横浜方式」を採用している。

現在、横濱市の住民基本台帳に載っている約353万人の24%にあたる約84万人については、本人の申し出に基づき、本人確認情報のデータを

神奈川県に通知してない。

国は住民基本台帳法で「地方自治体は等しく住基ネットに参加せよ」と求めていた。その一方で、市町村長は同じ法律で、住民票の個人情報の安全性を確保する義務がつけられていた。多くの市町村長は前者の法的義務にのっとって住基ネットに接続した。だが横濱市は、後者のほうの順法精神を重視し、苦心して「横浜方式」をとりあげた。

中田 宏氏  
横浜市



64年生まれ。衆院議員を3期務めた後、02年から現職。著書に「日本の料理法N.Z.風」など。

## 行政効率化に欠かせぬ



住基ネットは、行政の効率化や電子政府の実現を図るうえで必要不可欠なものだ。電子政府が実現されれば、国民はあらゆる行政手続をインターネットで行うことが可能となり、公務員の数を大幅に減らすことができる。そのためにも、国民の氏名や住所などの基本情報をネットワーク化する住基ネットの仕組みが欠かせない。現在の縦割り行政の弊害も大きく改善できるだろう。

住基ネットは、行政の効率化や電子政府の実現を図るうえで必要不可欠なものだ。電子政府が実現されれば、国民はあらゆる行政手続をインターネットで行うことが可能となり、公務員の数を大幅に減らすことができる。そのためにも、国民の氏名や住所などの基本情報をネットワーク化する住基ネットの仕組みが欠かせない。現在の縦割り行政の弊害も大きく改善できるだろう。

柳 武彦氏 国際大学教授(情報社会論)

第一歩に過ぎない。問題はむしろ、現状ではそれが十分に活用されていない点にある。例えば年金問題で考えてみよう。4割に上る国民年金保険料の未納者を放置するのは制度の根幹を揺るがす大問題だが、徴収するためにその額を確定させるには、市町村が持っている個人の課税に関する情報を得る必要がある。しかし現状では、市町村は社会保険庁にそうした情報を任意に提供しているだけで義務はない。社保庁が、市町村にある課税データを直接使うこと

はできないため、税金の徴収の遅れや未納者を追跡して保険料をきちんと納めさせるわけにはいかないのだ。

そこで必要となるのが、各行政機関のデータベースを統合するということだ。その際、番号で個人を整理し、いわば到底結合はできない。つまり、住基ネットの住民票コードを各データベースに共通する一種の識別記号である、ラトマリーキーとして使えばいいことになる。

この点については5月の金沢地裁判決は、住民票コードによって個人情報名寄せされること「住民個人が行政機関の前で丸裸にされる」として苦悶を訴えていると述べた。だが例えは、警察庁運転免許課が管理しているファイルひとつをこめてみても、61項目のデータを記録されている。わざわざ

住基ネットの問題というより、ネットワーク社会全体の課題である。重要なのは、様々なリスクを負ってでも追求する価値があるかどうか。そのリスクをどう減らすことができるのか――を総合的に判断する必要がある。

住基ネットは、そうしたリスクを減らすための有効な手段である。住基ネットは、住所や氏名、住民票コードなどの住基ネット上の情報をプライバシー権の対象にするべきではない。プライバシー権は、本質的には他者との交流を拒否する権利である。プライバシー権は、単なる個人情報保護法で保護して各人がそれを強く主張すれば、円滑な社会生活は成り立たない。豊かな情報化社会に必要なのは、あらゆる個人情報保護法を乗り越えて、個人情報を秘蔵するのではなく、逆にどの程度社会に供出すれば公益につながるのか、という視点なのである。

(聞き手・大野博)

## 国は手順を間違えた

同時に、私は当時の片山総務相に何度も直談判をした。総務省側は当初はたくなかったが、個人情報漏れが出たときに自治体が調査を求める権利を認めると、横濱市側の指摘に対して一定の対応をとった。だが、まだ十分とはいえず、当面、全国での運用の推移を見ていく必要がある。そのうち必要時点での横濱市としての判断だ。

IT(情報技術)をツールとして生かしながら住民の利便性を高め、効率的な行政展開を遂げることは、当然やってもいいと思う。だが、国は明らかに手順を間違え、国民に不安を抱かせる状況を作り出してしまった。

その最大のものは、住基ネット稼働までに個人情報保護法制を整備する、と当時の小淵首相が約束したのを待たずに、個人情報保護法が成立するまで段階で見切りを断ったことだ。しかも最初から全員に参加を強制するから

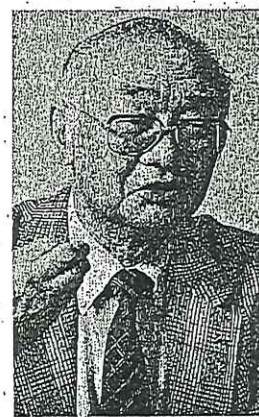
たことは銀行のキャッシュカードが盗まれた当初、人々は印鑑と通帳を突き合わせないでおカネを下ろせるなんて不安に思っていた。それが徐々に信頼性が高まってきて、長い年月をかけてスタンダードになっていった。最初から強制的に印鑑と通帳を取り上げるようなやり方をしたら、反発は必至だっただろう。住基ネットでも、国が発足当初から「多少の不便があってもいいから自分は参加しない」という選択肢を用意するやり方もあったはずだ。

住基ネットは、納税者番号や運転免許証番号とは根本的に違う。納税はその能力のある人にとって義務であり、そのための番号なら理解が得られやすい。任意で免許を取りたいという人に番号を振ることも同様だ。だが、住基ネットは生まれた子でもいじめられ、番号を押しつけていくわけだから、個人情報保護をより厳格に考えるべきだろう。

地裁レベルでいろいろな判決が出ていっているが、賛成派、反対派がそれぞれ都合のいい判決だけを論拠にして言っている。その責任は誰にあるのか。

横濱市は当初、総務省から目の敵にされた。住基ネットそのものに反対する人たちがからからまたに攻撃されている。こうした損な役回りだ。だが、市町村側が不参加の

(聞き手・大野博)



34年生まれ。伊藤忠商事などを経て95年から現職。著書に「ネットワーク戦略」「電子出版」など。

もろくも情報の漏洩や悪用のリスクが高まることは否定しない。それに対する防御をいかに施したとしても、結局は攻撃と防御の間に「情報の流出」を防ぐのは難しい。個人情報を秘蔵するのではなく、逆にどの程度社会に供出すれば公益につながるのか、という視点なのである。

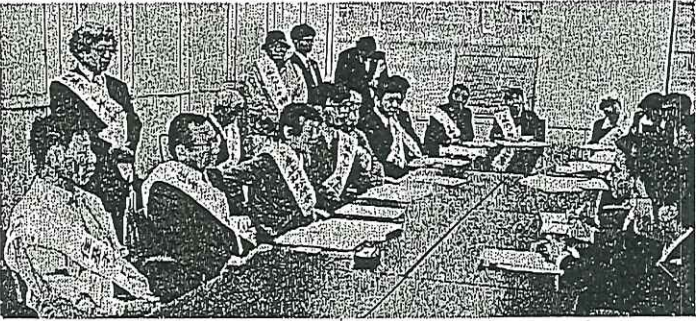


たことは銀行のキャッシュカードが盗まれた当初、人々は印鑑と通帳を突き合わせないでおカネを下ろせるなんて不安に思っていた。それが徐々に信頼性が高まってきて、長い年月をかけてスタンダードになっていった。最初から強制的に印鑑と通帳を取り上げるようなやり方をしたら、反発は必至だっただろう。住基ネットでも、国が発足当初から「多少の不便があってもいいから自分は参加しない」という選択肢を用意するやり方もあったはずだ。

(聞き手・大野博)

住基ネット特集④ 金沢地裁型日の朝日朝刊

「住基」直撃 離脱の自由



地裁 違憲判決

住基本台帳ネットワーク(住基ネット)からの個人の離脱を認めないのは憲法13条に違反する... 30日の金沢地裁判決が、旗振り役である総務省や自治体に戸惑いを書き加えている。

住基ネットの金沢地裁判決後、総務省に運用差し止めを求める原告団ら=30日、同省で

困は強気...普及進まず

時刻刻々

「石川県などが主張していた部分が認められず残念だ」 総務省の香山弘事務次官は30日の記者会見で、金沢地裁判決に遺憾の意を表明した。

同省は「商店街のポイントサービスなど身近で使える多目的利用を支援していく」と話す。

「引き続き従前の形で維持できるように努めたい」と語り、住基ネットの普及を目指す同省の立場に変わりはないという考えを強調して話した。

判決は「(情報技術)の急速な発達により、膨大な個人情報がコンピュータ上の新しい判断が含まれられた。」

2005.5.31 朝日朝刊



この紋所が目に入らぬか 小島 功

新判断「情報コントロール権」

「ネット社会に対応」 「定義含め議論必要」

「個人情報のコントロール権」 憲法上の権利として認められるべきか、プライバシー保護と学術の間で広まっている選考が、プライバシー保護を優先する各個人の意思で決定されるべきだ、なぞに判断した。

困惑の自治体 懐疑派は評価

「ただちに原告の情報の運用差し止めを求めろ」。30日夜、原告の元教員浅野陽子さんは判決後、すぐに東京に行き、同様の訴訟を東京地裁に起こしている原告らとともに総務省を訪れ、申し入れをした。

市民のネットへの不参加を認められている横浜市の中田市長は「個人情報保護の観点からの議論が国会をはじめ各方面で戻ってくるのを期待している」とコメントを発表した。

手に入る権利  
Action E!

# 児童扶養手当 認知後も支給

## 国籍法違憲判決 「内縁」判断基準に戸惑いも

## 「内縁」判断基準に戸惑いも

未婚のフィリピン人の母親から生まれた後、父親の日本人男性が認知した男児（）に日本国籍を認めさせた先月13日の東京地裁判決は、結婚の有無を国籍取得の条件とした国籍法3条を、家族形態の多様化を理由に違憲と判断した。一方で、両親が内縁関係などの共同生活を営んでいない場合には違憲ではないとも指摘。同じ条文が状況により「違憲」と「合憲」に分かれる「玉石色」の判決とされる。

両親の都合で日本国籍が認められなかった子供に救済の道を開いた点は評価されるべきだが、内縁関係の判断基準を巡り関係者から戸惑いの声も上が



井崎 憲

2005.5.14 毎日  
ニュース展望

高裁判決（02年11月）の補正意見を基本に据えた。女児側が付随的に違憲を主張した国籍法3条について、2人の裁判官が補正意見で「家族形態も多様化し、両親が結婚しないと国籍が取得できない差別は違憲の疑いがある」と指摘した。これを踏まえて地裁判決は「3条の本来の趣旨は子供と日本との一定の結びつきを要求したものと解釈。両親が内縁関係にある男児も、日本との結びつきは結婚家庭に劣らない」として、違憲との結論を導いた。

判決後、会見する原告側の山口元一弁護士(中央) 一東京・霞が関の司法記者クラブで井崎写真



しかし、判決は3条について「男児の家族のような内縁関係がない場合、国籍を認めなくてはならない」とも判断したため、「画期的な判決」（原告側）が、同じ境遇の子供らに明報となるかは微妙だ。

原告の山口元一弁護士は、「男児は、両親が内縁関係にありながら、共同生活を営んでおり、国籍法3条の趣旨に照らせば、日本国籍を認めるべきである」と主張する。山口氏は、「判決は、国籍法3条の趣旨を踏まえて、両親が内縁関係にありながら、共同生活を営んでおり、国籍法3条の趣旨に照らせば、日本国籍を認めるべきである」と主張する。

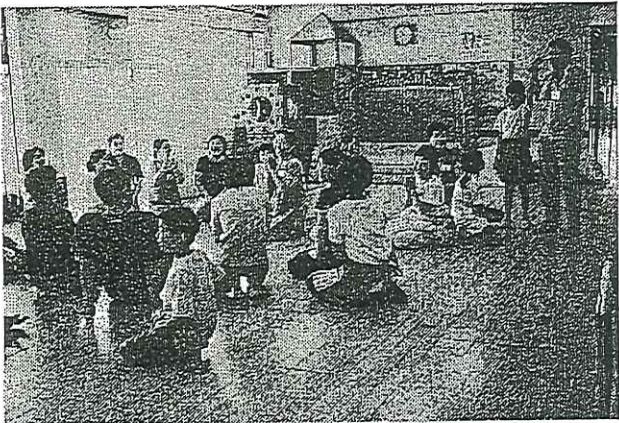
## 周知されない遡及支給

山本昭代

1998年1月、東京都の広報に「児童扶養手当の特例支給を行います」というお知らせが掲載された。この「特例支給」は98年7月以前に認知があるために児童扶養手当を受給できなかった人に、当時どなかのほった支給しようとするものである。しかし、おなじような対応のため実際にはもらえない人が多い。し

2005  
6/5  
3-24h

児童扶養手当(見扶手)は、18歳までの子どもに障害がある場合は20歳まで)を養育する母子家庭などに支給される手当である。この手当は、98年7月以前は、非婚の母の子が父の認知を受けていると、除外規定により支給されなかった(98年8月からは認知にかかわらず支給)。

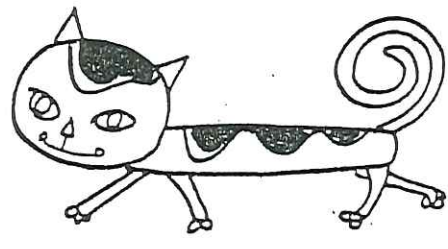


「裁判で勝ったのに」と、特例給付についての対応に不満が募っている (写真と本文は直接関係ありません)

人にも、さかのほった支給されることになった。手当の認定を請求したが却下された人、認知されたことでも資格喪失処分を受けた人のほか、受給資格がないとして申請そのものを行わなかった人も遡及支給の対象としている。

東京都ではこの1月以來、広報を見て多くの該当者が市区の窓口を訪れ、申請者は5月初めの段階で、約140人に達したという。だが申請には、97年以前の所得を証明できる書類が必要である。一方、役所の課税台帳は基本的に5年しか保存されていない。書類がなくなってしまうため申請をめぐり悩まされた人も多かった。認知による見扶手の受

「前々から紹介したJFCの日本国籍取得についての毎日新聞記者の署名入り解説記事(毎月)は基本的に署名記事(署名)のか」



2005年7月あといか月あまり...

# 実の両親はどこに

半世紀近くも人生を共に歩んできた父母が、実は他人と知らされたら...

## 赤ちゃん取り違え DNA鑑定で判明

時から確かに似ていないと、その結果、親子関係と疑われた。思っていたと男性は語る。完全に否定された。鑑定。97年に大きな転機が訪れ、医は一産院で他の赤ちゃんを体調を崩した母親が入ると入れ替わったとしか考えられなかった。父はO型、母はA型だった。父はO型、母はA型だった。あ、誰なのか。墨田区、法務省、得ない組み合わせに、男、社会保険庁などに出向いて、住は「特殊なケースなんだ」と相談したが、まともな対応と自分に言い聞かせてきた。訴訟を起す。男性はその後、仕事のこまかさを思っていた。何り関係を福岡に移り住んだ。を今さらと反対する。面、しかし、気になって仕方。親に「あなたたちが親で、記録は破壊された」とつづいて、九州大学医学研究、あることは変わらない。た、院で昨年、DNA鑑定を受けた。真実を知りたいだけ」を盾に拒み続ける。(坂本高志)

## 47歳男性に個人情報情報の壁

親の思い、子の思い、人はいくらも思いを胸に生きている。

## 代理出産は公序良俗違反

### 兵庫の夫婦の母子関係認めず 抗告を棄却

米国の代理出産で生まれた双子を養子として出した兵庫県内の50歳代夫婦が、不受理とした市役所の処分取り消しを求めた家事審判で、大阪高裁は23日まで、夫婦の申し立てを却下した家裁決定を支持、即時抗告を棄却する決定を出した。田中壯太郎判長は代理母出産について「代理母の契約は公序良俗に反し無効」と厳しく見解を示した。夫婦は在米日本総領事館に出生届を出したが、法務省は1998年の最高裁判例を根拠に「分べんした者が母親である」に移植する代理出産の方

卵子提供・代理母出産情報センターの発行情報代表の話、代理母出産について裁判所が「公序良俗に反する契約」とまで言っている。不妊に悩むカップルにとって大変、酷いことだ。代理母は出産のリスクは承知のうえであり、親権も放棄している。契約としては成立している。日本人の両親に育てられる子どもを認めることは、養子として認めるのは当然だ」と判断。夫婦は「最高裁判例は生殖医療が進歩していない時代の古い判断で適用できない」として即時抗告していた。田中裁判長は代理母出産契約について「人を専ら生殖の手段として扱

2005.10.19 毎日

男性は今春以降、何度も東京に住居基本台帳を基に、区内に住む同じ誕生日の人を一軒一軒訪ね歩いて、護の壁は厚く、区は「約50人の出生届を受け付けた」と数字しか明かさない。この中に自分と入れ替わった人がいる可能性が高い。訴訟は控訴審に移った。最近、父親も「おまえを知らない人生を終わらざるを得ない精神的苦痛を訴えている」と指摘。石原慎一郎と云うようになった。受けている」と指摘。石原慎一郎と云うようになった。太郎知事も情報開示の面で、今回の件で、育ててくれた家族のありがたみを感じ、協力する考えを示した。しかし、判決後に手がかまらずに深まったという男性は静かに語る。「肉親と親子を求め、都庁や区役所を訪ねても、都側は「開院で記録は破壊された」とつづいて、九州大学医学研究、あることは変わらない。た、院で昨年、DNA鑑定を受けた。真実を知りたいだけ」を盾に拒み続ける。(坂本高志)

## 凍結精子で体外受精 夫の死後、認知認めず

東京地裁

夫の死後、凍結精子を採取していた精子を使って体外受精で妊娠した女性が、出産した女児を夫の子と認知するよう求めた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。奥田隆文裁判長は「死者の精子を使った生殖補助医療を受け入れる社会的な共通認識が現時点で確立している」として、女性の請求を棄却した。判決は④4回目の体外受精の時点では夫は死んでいない以上、同意があったと認め、同意があったと認めない⑤夫の死亡時点で胎児でもなかった子とも相続権が生じる余地はない」と指摘した。奥田裁判長は「女児が健康やかに成長していくために国や社会として可能な限りの配慮をしていく必要がある。急速に進展する生殖補助医療について早急な法整備が求められる」と付け加えた。

「産みの親より育ての親」という昔の人の言葉は、本当に真実だと思う。その一方で、自分以外の何かを助けてくれる人間は、誰と誰の子供なのかを知らないと生きていけない。その思いは大切にしたい。(大田)



## 二の訴訟で松山地裁は親子関係を認めず

父死後、体外受精親子関係認めず 凍結精子利用に 東京地裁判決 凍結保存した男性の精子を使い、男性の死後に産まれた体外受精で生まれた女児が、民法上の父子関係の確立(死後認知を国側が求めた訴訟で、東京地裁は29日、請求を棄却する判決を言い渡した。奥田隆文裁判長は「現時点で死後

また、出産の有無による母子関係の基礎に基づいて「生殖補助医療の発展を考慮に入れてもなお維持されるのが相当」と述べた。 【二色昭宏】

# ふえみん

f e m i n

2005年7月25日 第2765号

ごめんください

## 戸籍のない子に パスポートを！と闘う

聞き手 大森順子  
撮影 河 昭子

柴崎 文恵さん

### 戸籍に縛られずに生きたい

子どもが生まれると「出生届」を提出する。ほとんどの人が。柴崎文恵さんは、非婚で娘を生んだ1989年、出生届を前にはたと考えた。

「まず父母との続き柄欄はいつか、と思っただ。父母との続き柄欄は、嫡出子が嫡出でない子がチェックするようになっていた。また、嫡出子は長女、二男などと記入し、嫡出でない子は単に女か男かを選ぶようになっていた(2004年11月から、続き柄表記は長女・二男などに統一)。これが、国連から是正を求められている個所である。柴崎さんは、ここに大きくハッを書いた。

「まず父母との続き柄欄はいつか、と思っただ。父母との続き柄欄は、嫡出子が嫡出でない子がチェックするようになっていた。また、嫡出子は長女、二男などと記入し、嫡出でない子は単に女か男かを選ぶようになっていた(2004年11月から、続き柄表記は長女・二男などに統一)。これが、国連から是正を求められている個所である。柴崎さんは、ここに大きくハッを書いた。

「まず父母との続き柄欄はいつか、と思っただ。父母との続き柄欄は、嫡出子が嫡出でない子がチェックするようになっていた。また、嫡出子は長女、二男などと記入し、嫡出でない子は単に女か男かを選ぶようになっていた(2004年11月から、続き柄表記は長女・二男などに統一)。これが、国連から是正を求められている個所である。柴崎さんは、ここに大きくハッを書いた。

「まず父母との続き柄欄はいつか、と思っただ。父母との続き柄欄は、嫡出子が嫡出でない子がチェックするようになっていた。また、嫡出子は長女、二男などと記入し、嫡出でない子は単に女か男かを選ぶようになっていた(2004年11月から、続き柄表記は長女・二男などに統一)。これが、国連から是正を求められている個所である。柴崎さんは、ここに大きくハッを書いた。



たばこをふかす。ビールをぐいぐい飲み干す。それが一番彼女らしくした。忘れかけていたウーマンリブの闘士が目の前にいた。

知婚外子にも児童扶養手当支給を決定。こうなったら裁判も辞さない。京都府に迫り、02年に支給が認められた。国に直接思いが届かないも、おかしさを8年も味わった末のことだった。時間はかかるけど、こんなふうにも権利を勝ち取っていくことが大事だと思っ。同時に、神戸でも同じ立場の女性に手当が支給された。

「おかしやん、福祉は、困っているすべての人に平等になされるべきなのに。なんでも子どもを差別するん。これって、法の下の平等をうたった憲法違反やん」。怒りに燃えた柴崎さんは、友人たちと「LEMON+C」という会を結成し、戸籍のない子に対する児童扶養手当支給を求め運動に突入する。京都府との交渉、府の請求却下に対する異議申し立て、厚生大臣(当時)に対する要望書提出、審査請求...。ところが98年、厚生省が認

「おかしやん、福祉は、困っているすべての人に平等になされるべきなのに。なんでも子どもを差別するん。これって、法の下の平等をうたった憲法違反やん」。怒りに燃えた柴崎さんは、友人たちと「LEMON+C」という会を結成し、戸籍のない子に対する児童扶養手当支給を求め運動に突入する。京都府との交渉、府の請求却下に対する異議申し立て、厚生大臣(当時)に対する要望書提出、審査請求...。ところが98年、厚生省が認

「おかしやん、福祉は、困っているすべての人に平等になされるべきなのに。なんでも子どもを差別するん。これって、法の下の平等をうたった憲法違反やん」。怒りに燃えた柴崎さんは、友人たちと「LEMON+C」という会を結成し、戸籍のない子に対する児童扶養手当支給を求め運動に突入する。京都府との交渉、府の請求却下に対する異議申し立て、厚生大臣(当時)に対する要望書提出、審査請求...。ところが98年、厚生省が認

ブシちゃんたちのこの新訴訟  
**大阪高裁判決**  
11/25(金) 1:15PM~  
翌日の朝刊各紙に  
ご注目ください!!

しばさき ふみえ  
1964年群馬県生まれ。職業は印刷工場の刷版作業員。趣味は体を動かすこと、しゃべること。朝は「からだであそぼ」(NHK教育)を見ながら体操するのがこのところの日課。夜は「世界ウルルン滞在記」。水泳、ヨガにも挑戦中。週末には自転車近所を旅する。千手観音にあこがれて木彫を始めたが、今は挫折中。

「パスポートが出なければ、楽しみにしている修学旅行に行けないかもと不安な気苦労働を娘にさせていることに、心が痛む。でも、おかしなことには目をつぶれない。いっしょに元気ががんばろうね、と言ってるんや」。今回の裁判では、これまでその効力が発生するかどうかは前例がないから分らない、パスポートの発券拒否は国籍がないためではなく、国籍以外のことも確認するために戸籍が必要等、なんともねじれた内容だった。



下の言葉を読んで、これは非常に落ち込んだりして、その理由を考へてみた!!

録  
子供は親を選んで生まれ、親を選んで生まれる。そんなはずはない。親を持つ子の親には時にこの言葉が重い意味を持つ。あなたなら育てられると神様が選んでくれた。そんな励ましには単なる慰め以上の力が感じられる。それでも納得できないケースはあるだろう。先週、まれな遺伝性疾患を持つ子の両親が起した裁判で最高裁が決定を下した。両親は長男がこの病気にかかり、次の子について相談した。医師は病気が子に生まれる確率は非常に低いと伝えた。次に生まれた二男は健康だったが、三男が同じ病気だった。両親は医師側の説明不足を主張し、慰謝料や介護費用を求めていた。正しい説明を聞いていれば子供は産まなかった。そうした主張に基づく裁判は、「ロングフル・パス」訴訟といわれる。いわば「不当な出生」訴訟だ。障害を持つ子供自身が訴える場合もあり、「ロングフル・ライン」訴訟と呼ばれる。海外の判決はケースによって異なる。米国では訴えを認めない州もある。難しいのは、「障害を持つ命」と「生まれなかった命」を比較するような要素があることだ。今回の日本のケースでも、一審は三男を真の存在と認め、二男がいないという理由で介護費用の請求を認めなかった。これに対し、二審は三男の生存自体を損害と認めるものではない」と介護費用を認めている。最高裁は二審を支持した。判決は確定したが複雑な気持ちも残る。医学が進んでも、障害のある子が生まれる可能性を100%予測することはできない。だからこそ、医師の説明責任とは別に障害者への社会的な支援が重要だ。それこそ親も子も潜在能力を発揮できる。神様が選んでくれたとしても、親に任せ切りのつもりはしないはずだ。

2005.8.14 朝日

# 戸籍簿、原則非公開に

## 法務省 個人情報保護に配慮 改正へ

法務省は、戸籍簿を原則として非公開にし、本人や親族、公務員、弁護士など以外は謄抄本や記載事項証明書を請求できないように戸籍法を改める方針を固めた。運転免許証などで請求者の身分を確認する。従来の原則公開主義について、政府は「婚姻のような身分行為などを予定している人にとっては重要な文書」と説明してきたが、そうした身分関係の公示の要請よりも個人情報に対する意識の高まりへの配慮を重視する考えだ。

法務省は、今秋の法制審議会に諮り、来年の通常国会での改正案提出を目指す。

現行の戸籍法は、謄抄本や記載事項証明書の交付について「理由を明らかにすれば、だれでも請求することができる」と、原則公開主義をとっていた。そのうえで、第三者による離婚歴や出生地の調査・公表など、請求がプライバシーの侵害や差別行為につながる不相当な場合は、市町村長は交付を拒めるとしていた。住民基本台帳と

違い、閲覧はできない。法改正されれば、あつうの人が結婚前に相手の戸籍をとるようなことはできなくなる。

今回、例外的に戸籍へのアクセスを認める専門職としては、弁護士や司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士などが候補だ。ただ、行政書士が戸籍謄本を興信所に不正に横流しする事件が相次いで発覚しており、こうした専門職にも請求理由を問うかどうかなどが論点になりそうだ。また、今回の改正作業

では、婚姻・離婚・養子縁組などの届け出を持参した人に身分確認を義務づけることも併せて検討する。本人に覚えのないその婚姻届や養子縁組届などが提出され、借金やローンの名義に悪用される偽造事件が全国で相

# 戸籍横流し 背景に差別

兵庫県内の行政書士らが戸籍謄本などを不正に取得し、興信所に売るとしていた問題が相次いで明るみに出ている。職務上必要な個人情報を取り寄せることが出来る資格を悪用したもので、県行政書士会は「信用を失墜させた」として、問題の行政書士に廃業を勧告した。背景には、身元調査を必要とする根強い差別意識がある。

（平賀正弘）

### 不正防止の 用紙を悪用

兵庫県行政書士会は4月7日、神戸市の行政書士(株)と宝塚市の行政書士(株)に対し、職務上必要な個人情報と戸籍謄本を住民票を取得し、興信所に横流ししていたとして廃業勧告した。神戸市の行政書士



2005.5.28 朝日

## 行政書士による不正取得

### 調査サポート料金表

|              |                  |         |
|--------------|------------------|---------|
| ★ 公簿 (種別)    | 住民票 (本籍地記載) 世帯全戸 | 10,000円 |
|              | 戸籍 (現在戸籍) 戸籍の地帯  | 10,000円 |
|              | 別居戸籍 (その他)       | 10,000円 |
| ★ 経目自動車 (種別) | 全戸               | 30,000円 |
|              | 約3~7日間 (日曜日含む)   |         |
| ★ 携帯電話 (種別)  | 本                | 20,000円 |
|              | 約1~3日間 (日曜日含む)   |         |
| ★ 携帯電話 (内容)  | 住所、各種人名 (電話番号)   |         |

興信所に同業者からファクスで送られてきたチラシ。住民票や戸籍謄本の取得をうたっている

は自らの廃業。宝塚市の行政書士(株)は、3月30日に廃業届を提出した。神戸市の行政書士(株)は、4月7日に神戸市の行政書士(株)と宝塚市の行政書士(株)の不正取得を告発した。神戸市の行政書士(株)は、4月7日に神戸市の行政書士(株)と宝塚市の行政書士(株)の不正取得を告発した。神戸市の行政書士(株)は、4月7日に神戸市の行政書士(株)と宝塚市の行政書士(株)の不正取得を告発した。



(谷津憲郎)

次いだことを受けた検討課題だ。戸籍と同様に、氏名や生年月日などの個人情報が記載されている住民基本台帳では、ストーカー行為やダイレクトメール業者への対抗策として、閲覧を条例で制限する市町村が増えており、総務省も閲覧制度の検討会を発足させている。

## <編集後記>

★ いまどき、手貼、手書きでシコシコ作っているミニコミの流行は、なにかと思いつ、「手書きの文字があるホッとする」「ついつい月が、いっちゃん」といって、おホメの言葉も書いて。毎号作っている「婚会つうしん」です。でも、今年年波に、エ勝、老眼で見えにくく、おちちやっつりして、「目にいい」と聞くと、フルベリ-入りのヨーグルトを食べたいです。トホホ (大田)

★ 婚会つうしんのホームページが、期間限定でアクセスできる状態になっています。スミセン!! 代わりに72ページのページを開発したら、いろいろのことが使い方が今イチ... ITオンチの私です (大田)

★ 今回、ひびき社に印刷作業を頼みました。ほんと一緒の方がいいですね!! 今年も、できるだけ、がんばります (善精)

### 1件3千円 売り込みも

兵庫県行政書士会などの調べでは、神戸市の行政書士は04年、興信所6業者から依頼を受け、約千枚の「職務上請求書」を使う「と打ち明ける。フマ

### 身元調査で 人権を侵害

横流しされた戸籍謄本は、興信所の身元調査に使われ、重大な人権侵害を助長する恐れがある。宝塚市の行政書士による戸籍謄本の横流しは、身元調査に利用されて、縁談が

### 近畿大学 人権問題研究所

の不正入手も後を絶たない。また、個人情報保護を徹底するためにも、自身の戸籍謄本が誰によって取られたかを本人に知らせ、開始とする差別意識をなくさない限業者も、業種の資格者の、人権や個人情報、差別調査を根絶できず、その手段として、この意識改革も必要だ。

### 近畿大学 人権問題研究所

の不正入手も後を絶たない。また、個人情報保護を徹底するためにも、自身の戸籍謄本が誰によって取られたかを本人に知らせ、開始とする差別意識をなくさない限業者も、業種の資格者の、人権や個人情報、差別調査を根絶できず、その手段として、この意識改革も必要だ。

## <事務局会議録>

- 2005年8月26~28日(金~日) エックの7オ-ラムに参加。月曜日の人たちがいいですね。ご苦労様でした。
- 2005年10月15日(土) 参加5人 フウシ作業についての事務局ほか
- 2005年11月19日(土) 参加4人 フウシNo.96編集... 終山河持列

- 2005年6月18日(土) 参加5人 会館とエックの7-7の2の2の準備
- 2005年7月16~18日(金~日) 参加9人で会館。おしゃべり全開

# 婚差会つうしん No.97

## 2006年3月11日発行 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

★連絡先が  
変わりました

連絡先 / 〒530-0047 大阪市北区

信岡法律事務所内

http://www22.big.or.jp/~konsakai/

E-mail :

### ●これからのスケジュール●

- 2006年3月11日(土) つうしん97発行
- 4月22日(土) 事務局会議
- 5月20日(土) 事務局会議
- 6月17日(土) つうしん98発行
- 7月15日(土) ~17日(月・祝) 合宿
- 8月はお休み
- 9月30日(土) 事務局会議
- 10月28日(土) つうしん99発行
- 11月18日(土) 事務局会議
- 12月9日(土) 事務局会議(忘年会)
- 2007年1月27日(土) 事務局会議
- 2月(日は未定) つうしん100発行
- 3月(日は未定) 100号記念パーティー

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急  
茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大  
学善積研究室

いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は  
途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所  
(TEL 06・6362・0222、地下鉄御堂  
筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)  
で。いつも午後3時頃までやっています。

### 事務局会議録

- 2005年12月10日(参加7名)
- ・2006年の活動スケジュール案、活動方針を  
決める
- ・来年度の会費は徴収しなくても活動に支障は  
なさそう→徴収しないでやってみることに
- ・ホームページ管理人から掲示板をブログに移  
転したとの報告があった。ブログには書き込  
み可・無料・管理が容易という利点がある
- 2006年1月28日(参加5名)
- ・2006年の活動スケジュール案の承認
- ・連絡先変更の承認(屋代さん→信岡事務所)
- ・「非婚の親と婚外子」読者と交流
- ・上野千鶴子さんの国分寺市「人権に関する講  
座」講師拒否問題について、婚差会も抗議活  
動に加わったらどうか?→締め切りに間に合  
わず、抗議団体には入れず
- 2006年2月25日(参加5名)
- ・会計変更の承認(屋代さん→信岡さん)
- ・今年度の「つうしん」で「婚差会と私」をテ  
ーマにした連続企画を掲載することに。初回  
は善積さん。皆さんの投稿も募集中です!

★投稿は上記連絡先へ送ってください

今回の「つうしん」から、「婚差会と私」  
について書くことになった。その一  
番ハッターとして私が書くことにな  
った。それは、事務局メンバー  
の中で最も古くからの婚差会の活動  
に関わってきたことが主な理由で  
ある。思い起こせば27年前に、  
婚差会の前身組織である「グルー  
プ・せきらん(籍乱)」との運命的  
な出会いがあった。大げさな言い  
方になるけれども、それ以来、私  
は婚差会と共に人生を歩んできた。  
家族社会学を専攻する大学院生  
であった時に、新聞や雑誌で「未  
婚の母の増加」という記事を書い  
ば目にした。ところが「人口動  
態統計」で婚外子出生率を調べる  
せきらん(籍乱)として「婚差会」



「この私の考えを揺るがし、18  
0度転換させたのは、グループ・  
せきらん(籍乱)として「婚差会」  
であった。私は短大の教員になっ  
た後も、婚外出生のテーマで研究  
を行っていた。児童相談所や病院  
で非婚の母の調査をしながら、自  
立して生きていく非婚の母に会  
たいと思っていた。そんな時、  
『女・エロス』(1979年)  
で「グループ・せきらん」による  
「婚外子の呪縛を解く」が特集さ  
れ、そこに、結婚の枠にとらわれ  
ずに、あえて積極的に婚外子を産  
んだ女性たちの手記が掲載されて  
いた。私はその時彼女たちの真剣な  
生き方に胸を打たれた。非婚の母  
や婚外子に対する差別をつくって  
いる社会そのものを変えていくこ  
とが必要なのであるという変  
革の思想は、私のこれまでの研究  
姿勢を根本から問い直すものであ  
った。(2ページへ続く)

## 2006年にTF,2初め2のつうしん...お待たせしました!



夫婦別姓法案はバックラッシュ攻撃の最初の  
標的になってきた

また婚外推定  
の問題も解決さ  
れていない。大  
和博さん(仮名)  
は、再婚同士で  
結婚。離婚後2  
91日目にあた  
る2005年11  
月に娘が生まれ  
たが、妻の離婚  
後300日以内  
に生まれると前  
述のとおり、  
この法案を契機に運動  
の盛り上がり期待され  
る。(赤石千衣子)

1996年の法制審議  
会答申から10年たっても  
選択的夫婦別姓制度の導  
入や婚外子の相続差別撤  
廃を盛り込んだ民法改正  
は実現せず、最近の動き  
も目立たなくなってきた。  
2月22日、院内集會  
が開かれ150人が参加  
した。  
仙合から来た「別姓を  
考える会」の樋口典子さ  
んは、「私たちの思いは  
自分の名字を名乗り続け  
たいというだけだ」とい  
う。旧姓使用で会社が混  
乱し、やはり選択的夫婦  
別姓は必要だと。  
また婚外推定  
の問題も解決さ  
れていない。大  
和博さん(仮名)  
は、再婚同士で  
結婚。離婚後2  
91日目にあた  
る2005年11  
月に娘が生まれ  
たが、妻の離婚  
後300日以内  
に生まれると前  
述のとおり、  
この法案を契機に運動  
の盛り上がり期待され  
る。(赤石千衣子)

### 10年待った民法改正

院内集會 東京で

参加するこはひきませんでしはか  
婚差会も賛同団体にもご連絡しました。  
2006.3.5.  
3.22みん

(1) ページからの続き

「グループ・セキライ」のメンバーに会いたかったが、ふとしたきっかけで、子どもを預け出した共同保育所の園児の親がそのメンバーであるのを知った。私は戸惑い不安を覚えずながらも、月一回の例会に参加させてもらい、彼女の話を耳を傾け、彼女たちと「籍制度」について話を交わす中で、私も少しずつ「籍制度」の差別性や婚姻制度の問題点を理解するようになった。婚外子差別をなくす運動に積極的に参加するようになった。そして研究の課題も、「婚外子出生率が国や時代によりなぜ」に変わらぬものか」という婚外出生の発生プロセスの分析から、なぜ非婚の親や婚外子が差別されるのか、またその差別克服のための解放論の構築に向けられるようになった。そしてその成果は、単書の『婚外子の社会学』近代家族を越える・非法律婚の法』や、編纂書『非婚を生きたい』『非婚の親と婚外子』の本の出版につながった。私自身も婚差会に感性を鋭く磨いていく場である。

婚差会活動の私の「ポジション」



「グループ・セキライ」は1988年に「婚外子差別をなくす」という運動団体「組織委員会」24年が経過した。この間、様々な理由・事情で多くの仲間が組織を去っていった。その中で、私が

婚差会のメンバーとして今も存在し続けているのは驚きである。

私は婚差会の活動の中で、常に「黒子」のような存在でありたいと思ってきた。それは理由がある。「グループ・セキライ」に関わった初めから私は「黒子」に結婚の婚外子を確立しており、非婚の親ではなく、婚外子でもない。婚外子差別の問題は女性の解放と深く結びついているという視点から、女性である私も当事者であると言え、直接的な当事者ではないからである。

現在の婚姻制度を批判しながら婚姻制度枠内で安穩と暮らしている私の状態が嫌で、ペーパー離婚を試みたことがあった。今から非婚の母になっても、せめて事実婚の当事者になりたいと考えた。しかし、子どもや夫の合意が得られず、あきらみ挫折してしまいました。当事者だけでなく、それを支援する人たちが増えることで、運動は広がっていく。その意味で、私のような存在も重要であると思いついて、「黒子」の狭い思いがあり、それを完全に公開しきれないことにしています。

そして、私が「黒子」のような存在でありたいと思ってきた理由がある。それは、私が大学教授であることで、マスメディアなど社会の事情を知らない外部の人たちから誤解を受けたくないからである。婚差会がリブの思想的流れを含み、みんな対等な関係で、代表者を置かない組織である。ところが研究者・大学教授はUNIVERSITY

そのプロセスを知りたくて始めたスウェーデン研究であったが、今私が最も関心を抱いている研究テーマは、子どもの人権尊重とジェンダーの解放をいかに両立させるかである。このテーマは、婚差会では議論されてきたものである。婚差会の最初の通信のタイトルも「女の自立と子供の幸福」であった。

スウェーデンでは、離婚後も原則的には共同親権（養育権）が維持され、さらに非婚カップルでも父親の親権があり、「両親」によって育てられる子どもの権利の視点から、離別後も父親に養育にかかわる権利が認められるようになってきている。しかし、フェミニズムの立場からは、暴力を振るう夫で会のリターと誤解されかねない。それが嫌だった。出来る限り、前面にでないようにした。また、発言だけして、具体的な作業をしない人にはなりたくなかった。さらに

戸籍のない子にパスポートを

前号で紹介した柴崎文恵さんたちの裁判の大阪高裁判決は「棄却」でした。子どもたちの日本国籍は認めながら、戸籍以外にはそれを証明するものはない...という国勢に、最高裁の上告は断念したと聞いています。今秋の休学旅行を前に、この夏には外務省交渉などで訴えたい予定とのこと(大田)

に、自分の研究のために、婚差会を利用することも嫌だった。そのために、出来るだけ裏方の作業を分担し、婚差会の活動を下支えするよう心がけてきた。でも実際は、婚差会編の『非婚の親と婚外子』では編集を担当するなど、表舞台に出てしまった時もあった。みんなからは「黒子」ではなく「黒」の子でないと罵られてきた。

このようにしてスウェーデンでは婚外子差別が撤廃されたのか、あっても、父親であるという理由だけで、親権・養育権が認められるのは不当であるという批判がされている。一方、スウェーデンでは、同性愛のカップルにも、人工授精や養子縁組などで、親になる権利が認められているが、「子どもの最善の福祉・利益」という観点から、批判する人もいる。女性解放・



ジェンダー解放と子どもの権利をどのように両立させていくのか、今後の親権のあり方を探究していきたいと思っている。

また、私生活ではこれまで地域とかかわりが希薄であったことを反省している。今春では、団塊の世代の定年退職が話題になっている。私の職場の定年はもっと先ではあるが、今から地域で「黒子」をほたしておかなければ、淋しい者後にならなくて、恐怖だ。仕事中心の男性サラリーマンの生き方が批判されているが、私もそれに匹敵する生き方をしてきた。仕事や社会運動だけでなく、これから、もっと地域に関わっていきたく思っている。

皆さんからの原稿もお待ちしています。ふるっ投稿して下さい。

2006.3.1 朝 男児の国籍、二審認めず 比女性との子「婚姻関係なし」

内縁関係にあるフィリピン人女性と日本人男性との間に生まれ、「両親が法律上結婚していない」との理由で国籍取得を法務局に拒まれた男児(8)が、日本国籍の確立を求めた訴訟の控訴審判決が28日、東京高裁であった。浜野慎裁判長は国籍を認めない一審・東京地裁判決を覆し、請求を棄却する男児側逆転敗訴の判決を言い渡した。男児側は上告する方針。

訴訟で問題となったのは国籍法3条の規定。同条によると、外国人女性と日本人男性の間に生まれ、生後180日以内に日本国籍の認知を受けた子が日本国籍を取得できるためには、「父

母の婚姻」が必要だ。高裁は、出生後に認知されても父母が法律上の結婚をしていない男児のような例について「国籍取得できる対象に含まれていないことは、条の文言、趣旨から考えて明らか」と解釈した。

一審が「父母が内縁の子、婚姻関係にある子



<編集後記>

・職場にたいがいが鳴き始め、山城の子もそろそろおめめ。婚差会の春はいつまでか。 清子

・合計を引継ぎました。よろしく願います。珍しく、つうしんが、行を手伝い(?)ました。 紫

・浪人していた娘が志望校に合格しました。もう1人4月から高3生がいすか。親の役目一段落かな? K早



2006年2月15日 朝日

少子化で世間の関心も呼んでいますが...日本はまだ

# フランスなぜ「子だくさん」?

## 合計特殊出生率1.94

日本や欧州の先進国が少子化に悩むなか、フランスで「子だくさん」社会が復活しつつある。1人の女性が一生に産む子供の数である合計特殊出生率は戦後ずっと減り続けたが、93年と94年の1.86で底打ちし、昨年には欧州最高水準の1.94に達した。日本の数値は95年の1.42から04年の1.29に減り続けている。働く女性にとって子供が負担になりやすい制度や社会、結婚という制約にとられず男女が子供を産み育てやすい新しい家族のあり方が、フランスの変化の背景にありそうだ。

(パリ 沢村 互)

## 雇用につながるぎとめる施策

### 仕事は育児の障害か

【ケース①】大学教授ジャン・ミシェル・ピエテルさん(37)と通訳の妻マリー・ドミニクさん(37)夫婦は2人の子供を育てる。朝は手早く子供を学校に送る。迎えるのはベビーシッター。シッター1代は、月約4000ユーロの家族手当と、夫の職場が支給する月4000ユーロの家族手当でまかなう。

【ケース②】ワイン販売業のマルセル・ドカゼンさん(40)と小学校教師クリスティーヌさん(35)には1人4歳の3人の子供。クリスティーヌさんは第3子出産後は育児休業を取らず、勤務を週3日に変えた。下の子が3歳になるまで、収入が減った分はかなりの手当で補填される。

「仕事と子供のどちらかを選ばない。フランス女性にそんな選択を迫られることはまず、ない。働く女性には子供が1人、2人いても8割を超す。それでも子供が3人になると就業率は7割を切る。一定年齢以上の女性には育児休業のプランクが復職時に大きなハンディになる」と、全国家族協会連合のフォンタール事務局長。

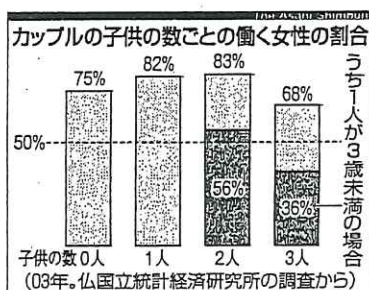
このため、仏政府は今年、第3子の育児休業期間を3年から1年に短縮した制度を新設する。「1年間」を選択すれば、休業補償が月額5割増える。仕事を早く再開しや

く女性は子供が1人、2人いても8割を超す。それでも子供が3人になると就業率は7割を切る。一定年齢以上の女性には育児休業のプランクが復職時に大きなハンディになる」と、全国家族協会連合のフォンタール事務局長。

このため、仏政府は今年、第3子の育児休業期間を3年から1年に短縮した制度を新設する。「1年間」を選択すれば、休業補償が月額5割増える。仕事を早く再開しや

「家族生活と職業生活を両立できるような政策に力を入れている」と、育児支援を担うパリ家族政策担当相。女性が仕事に就いて世帯収入が安定すれば、出産・育児への意欲は自然に高まる、という考え方がその根拠にある。

子供を持つ女性を雇用につながることに主眼を置くフランスの家族



手当など、家族の経済負担を軽減する数々の給付制度が整備された。近年は、男性と同等のポストに進出したり、独立して仕事したりする女性が増えた。昇進や業績に響く懸念から、長期の育児休業を取らない女性も少なくない。このため保育所や託児所だけでなく、認可を受けた保育士が自分の家で乳幼児を預かる「保育ママ」や、働く親同士が保育士を雇って自宅で運営する家庭託児所が普及。その費用にも公的な援助がある。

子供を女性としての生き方を制約する「負担」とみなさない意識も、大きな意味を持ちそうだ。デカゼン夫妻は、立って仕事を預けて外食や観劇を楽しむ。「ドイツのように、子供が幼い時は親はいつもそばにいたべきだ」との考え方が強い国では、出生率は下がっている傾向にある」と国立科学センターのパレルモリオン研究員。

もちろんフランスでも子供が多いほど時間のやりくりは大変になり、出費もかさむ。だが第1子

3子を日本で産んだ妻マリーさんは、「子供が大勢いると日本では『大変ね』と気の毒がられるのに対してフランスでは『すばらしい』と手放し。子供の存在をポジティブなものとして受け止めるという。夫のジャン・ミシェルさんは『上司と同僚もみな子育ての苦労を知っている。子供が病気の時などは早く帰ったら』と声をかけてくれる」。

子供がたくさんいることが当たり前前社会が、より子育てを容易にしているといえる。

思った時、家族を羨し「とマリーヌさん。フランス人が『結婚』の枠組みにとられなくなったのは、68年の『5月革命』を契機にした女性解放の影響が大きい。「男は仕事、女は家庭」といった役割意識が急速に薄れ、家事分担における性差は薄れた。「子供を持つまで男女とも長い独身生活を経験し、自立能力ができています。家事分担がスムーズで、共働きでも無理なく子供を育てられるカップルが増えている」(コフマン氏) 社会も、そうした家族の新しい形を急速に受け入れ始めている。

フランスでは、子供が多い家族を対象に、公共交通機関やスポーツ施設などで大幅な割引料金を設けるところが多い。その申請のためには親子関係を証明すればよく、結婚の有無は関係ない。99年に、共同生活を営んでいれば結婚とほぼ同等の法的権利を与えるPACS(連帯市民協約)ができた。70年代から非嫡出子にも嫡出子と同じ権利が与えられているが、今年からは嫡出子、非嫡出子といった言葉も民法の条文から消える。家族のきずなは日本以上に強固といえる。昨年のクリスマスにフィリッパさんたちの親族17人が集まった。「結婚していたのは私たちの両親だけだった」とマリーヌさんは笑った。

## 半数は婚外子、事実婚定着

### 結婚は出産の前提か

【ケース③】造園業のフィリップさん(41)とフリー編集者マリリンさん(37)は6年前から一緒に暮らす。1歳と5歳の女児2人がいるが、結婚しないのは「必要を感じないから」。それぞれが銀行口座を持ち、家事は分担。子供を医者連れて行き、子供服を買うのはマリリンさん。食料買い出しはフィリップさん。

妊娠がわかって婚姻手続をしない、いわゆる「事実婚」はフランスにはない。05年に生まれた子供の48.3%が結婚していないカップルから生まれた婚外子だったことが、国立統計経済研究所が1月に公表した人口統計で明らかになった。80年代初頭は1割だったが、年々率は上がっている。これを「家族の崩壊」とか「モラルの低下」と見るのは正しくない。子供の9割以上が父親の認知を受け、8割以上が実の父母と一緒に暮らしている。家族の形として事実婚が当たり前のようになった。

「結婚よりも出産が家族の出発点になった」と社会学者のジャンクロード・コフマン氏。フィリップさんともマリリンさんとも、かつて別のパートナーと長く暮らしていた。だが、30歳を過ぎて出会った2人は、一緒に暮らし始めた直後から子供が欲しいという気持ちがあったという。私

「結婚よりも出産が家族の出発点になった」と社会学者のジャンクロード・コフマン氏。フィリップさんともマリリンさんとも、かつて別のパートナーと長く暮らしていた。だが、30歳を過ぎて出会った2人は、一緒に暮らし始めた直後から子供が欲しいという気持ちがあったという。私

### ケララ・ゲマール対仏投資庁長官



7〜18歳の8人の子供を産み育てている。国立行政学院を卒業。会計検査院、在エジプト大使館などを経て03年から現職。46歳。

私は育児休業を取らなかつた。夫は、大いに助けられた。夫が好きた。経済的にも子供を養うのに働く必要があった。だが第一子誕生時にはすでに所得税控除などの育児支援策が充

## 働く母親増えれば 効率・生産性上がる

「1人の子供を産むのは、陰口をたたかれた。出産予定日に報告書の提出を命じられる嫌がらせも受けた。私も負けないよう一生懸命働いたが、たくさん子供がいる私を評価してチャンスを与えてくれた人おいたという。フランスに生まれて良かったと思う。女性が働くことが好意的に見られ、いきいきとした女性とは、仕事と家庭を両立する女性のことをさすからだ。子供と触れ合う時間を作るた性への評価が高まっている。

<2005年度婚差会会計報告>

| 収入     |         | 支出       |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 前年度繰越金 | 376,398 | アルバイト料   | 5,500   |
| 会費     | 168,000 | 備用品費     | 4,267   |
| カンパ    | 16,000  | 郵送料      | 45,015  |
| その他    | 29,925  | 集会費      | 0       |
|        |         | 会議費      | 4,630   |
|        |         | 広報費      | 27,105  |
|        |         | 他団体との交流費 | 20,000  |
|        |         | その他      | 58,380  |
|        |         | 次年度繰越金   | 425,426 |
| 収入合計   | 590,323 | 支出合計     | 590,323 |

皆様さんへお知らせ  
繰越金がたくさんあるので  
今年度(2006年度)は会費の  
徴収はいたしません。

会計 信岡登子 会計監査 進藤清子



■「米国の母子福祉改革から学ぶもの」院内集会  
NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ、NPO法人WINK、ハンド・イン・ハンドの会の共催。  
1996年のアメリカの母子福祉改革は、生活保護のような制度から、就労義務のある制度に変わり受給者が5年後には半減したが、実際には州ごとに制度運用には柔軟性があった。日本の児童扶養手当は、雇用機会を拡大し、生活保護の節減効果もあるので効果的な制度である、と。今後の制度「改正」に注視が必要だ。

(2006.3.5.ふたみん)

公明党が連立政権入りした99年以降、同党の要求を自民党が受け入れる形で、児童手当の支給額が増えている。先週の政府・与党合意により、来年度は予算ベースで当時の5.4倍になる見込みだ。ただ、少子化対策を前面に出した政策も効果のほどは未知数で、実際、少子化傾向には歯止めがかかっている。公明党からは「まだまだ不十分」として一層の拡充を求める声が上がっているが、自民党内には「バラマキと言われかねない」との指摘も出ている。

児童手当の制度は2003年までの第3号、86年に第2号、92年に第1号に始まった。当時は中降を対象にしていたが、1号まで拡大する一方、

児童手当

拡大巡り自公綱引き

5.4倍で少子化対策効果見え

2005.12.18 毎日

◆主要政党の児童手当政策◆

| 政党   | 現行                            | 自公                            | 民主                            | 共産                            | 社民                            |
|------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 給付額  | 3歳まで780万円、4歳以上596万円、6歳以上500万円 | 3歳まで880万円、4歳以上780万円、6歳以上600万円 | 3歳まで780万円、4歳以上596万円、6歳以上500万円 | 3歳まで780万円、4歳以上596万円、6歳以上500万円 | 3歳まで780万円、4歳以上596万円、6歳以上500万円 |
| 所得制限 | なし                            | なし                            | なし                            | なし                            | なし                            |
| 給付対象 | 3歳未満の子                        | 3歳未満の子                        | 3歳未満の子                        | 3歳未満の子                        | 3歳未満の子                        |
| その他  |                               | 所得制限なし、所得制限あり、所得制限あり          |                               |                               |                               |

給付額は自公が最も高く、所得制限も自公が最も厳格だ。自公は3歳未満の子にのみ給付するが、民主、共産、社民は3歳未満の子だけでなく、4歳以上6歳未満の子にも給付する。また、自公は所得制限なしで、民主、共産、社民は所得制限ありだ。

私の視点

2006年 1月18日 朝日  
財団法人・矢野恒太記念会職員 原正和 (統計書籍編集)



私は、「日本国憲法」第26条第2項「児童環境は90年以前より改善されたとはいえず、経済的負担の大きさと依然として厳しい状況に変わりはない」という問題に関心し、多くの適齢期の男女を抱えているが、効果が上がらない原因は、これまでの対策が、夫婦に子どもができた後の施策に重点を置いていたからではないか。少子化の認識が一般化したのは90年代に入ってからだが、以後、児童手当や育児休業給付の拡充、保育サービスなどの対策が講じられてきたにもかかわらず、あまり効果が上がっていない。なぜだろうか。

結婚のうちは現在または過去に同棲した経験がある者は、20歳以上の未婚率は、男性では75年の49.9%から00年には68.2%へ、女性では31.7%から55.5%へ上昇している。そもそも結婚するカップル自体が減っているのだから、子どもが生まれた後の施策だけでは十分な効果をおぼえられないのではないか。

29歳の増加が著しく、男性では3.3%から10.3%へ、女性では4.1%から10.0%にまで増えている。スウェーデンでは70年代から現在まで、2人前後で一定しており、差別はない。

生まれつきの子どもは、法でも健康保険の被扶養者や国民年金の第3号被扶養者になれる。さらに、今は認められていない配偶者控除や扶養控除も受けられるようにしてほしい。

わが国でも同様な生活を送る男女を、こうしたスウェーデンの制度のように法律婚カップルと同等に支援すべきだ。例えば、住民登録の際、男女が「同居人」ではなく、「夫(未婚)」「妻(未婚)」と登録するよう役所で促す。そのようにして事実婚関係の適齢期の男女に法律婚までの試行期間を与えることが出生率の上昇につながることを考える。

◆少子化対策 事実婚にも制度的支援を



# 婚差会つうしん No. 98

2006年6月17日発行  
婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先/〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目10番8号 西天満第11松屋ビル306号 http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
郵便振替口座:( 信岡法律事務所内 E-mail :

## ・シリーズ・ 婚差会と私 vol.2 大田季子

1982年5月、学生生活を送った京都から大阪に出てきたばかりで女性グループを探していた時、日本女性学研究会の例会で善積京子さんに出会い、「私たちがグループに一度来てみない？」と誘われたのが、婚差会と私の出会いだっただ。

最初は、グループせきらんが「婚外子差別と闘う会」と名前を変え、初めて出生届の窓口闘争を始めていたところ。メンバー同士の活発な議論の中で、佐藤文明さんのフオア・ビギナーズ「戸籍」(現代書館)を通じて知っていたことを一つひとつ確かめて、戸籍制度の差別性を改めて目の当たりにしてまっすくな怒りを覚えた(若かったね)。

婚差会はその後、十数人の子ら最初の子の産休中に「大田さん、暇でしょ?」と、当時連絡先を引き受けてくれてくれたM・Mさんに頼まれ、「婚差会つうしん」を一部ワープロを使って発行した。それが「好評だったよ」と言われて気をよくし、以来なんとなく「つうしん」発行を担当したいようになって2006年が過ぎた(長い)。「女性の自立」と「子どもの幸せ」を両輪に、毎月1回の事務局会議(うち年4回はつうしん発行業務)をやってきた。集まった仲間たちと、1カ月の間の出来事や

感じたことなどをおしゃべりしながらの作業は、楽しかった。個性的なメンバーとの出会いは、いろいろの意味で私一人では気づかない様々なことに目を開かせてくれる場でもあった。

自分の根っここのころで「リブ」を感じながら、男と暮らすのに紙切れ一枚の婚姻届を役所にしななきやなんないことに「NO!」を貫いた。その結果、二人の間に生まれる子が婚外子として差別されることが理不尽だと主張してきた。

見た目は「夫婦と子」の典型的な核家族の暮らし。生まれ育った家の「家族」の存在が重くて自由を求めて飛び出したはずの私が、つくってしまった「家族」。

子どもたちは、日々の暮らしの中で婚外子として差別されることを理由に、ただ行政だけが子どもたちを差別している。

フルタイムの仕事しながら、二人の子を育てながら、婚差会の活動をえつちらおつちら支えてきた。活動が世の中に注目されてくると、いろんな相談が舞い込んでくる。限りのことをしたいと思ってきたが、私を含めメンバーたちに時間的な余裕がなく、その多くに不十分な対応しかできなかったことを申し訳ないと思っ



(4ページへ続く)

### ・(お知らせ)・

今年の初めまで婚差会の連絡先を引き受けてくれていた屋代道子さんは、本人の希望により婚差会を退会されました。

それに伴って3月から婚差会の連絡先が上記・信岡法律事務所内になっています。

### ・事務局会議録・

●2006年4月22日(参加5名)  
・しんぐるまざあずふおーらむ関西が主催する「ひとり親家庭相談員養成講座」(7/1・8・15ドーンセンター)に時任さんを派遣する

日頃のストレスおしゃべり祭  
合宿に参加しせんか?

・7月の合宿について=フリートークを主体に時任さんの講座報告とビデオ鑑賞会  
7/15(土)~16(日)アイ・アイ・ランド(四条畷市逢阪458 TEL072・879・1121)  
15日午後7時までに集合。7時半から夕食。プールあります。泳ぎたい人は水着持参で。参加費用は1万円程度。

参加申し込み⇒6月末までに信岡法律事務所に連絡を。電話はスケジュール欄の囲みを見てください。

●2006年5月20日(参加6名)  
・フィフティネット維持会年会費1万円支払い  
・HP掲載の連絡先変更の件〜大田から松田さんに連絡する

### ●これからのスケジュール●

- 2006年7月15日(土)~17日(月・祝) 合宿
- 8月はお休み
- 9月30日(土) 事務局会議
- 10月28日(土) つうしん99発行
- 11月18日(土) 事務局会議
- 12月9日(土) 事務局会議(忘年会)
- 2007年1月27日(土) 事務局会議
- 2月(日は未定) つうしん100発行
- 3月(日は未定) 100号記念パーティー

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室TEL072・641・9691。いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。  
\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel06・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時頃までやっています。

今号の目次 No.98

- ・婚差会と私②...1・4面
- ・婚差会と私①(再掲載)...2面
- ・最近の新聞記事から  
東京地裁 JFCの日本国籍みとめる }...3面
- ・最近の新聞記事から  
でまぢゃた娘はいい? }...4面

# 婚差会と私

Vol.1 (再掲載)

善積京子

【おわび】前号「婚差会つうしん97」でスタートしたシリーズ企画「婚差会と私」の善積京子さんの原稿で組み違い（貼り間違い）がありました。2ページ目の3段目1行目～

19行目は4段目の「これからの生き方」の2行目と3行目の間に入ります。善積さんとみなさんに御迷惑をおかけしました。おわびして再掲載いたします。

## 偶然な出来

今回の号から、「婚差会と私」について書くようになった。その一冊「バスター」として私が書くようになった。それは、事務局長メンバーの中で最も中心から婚差会の活動に関わっていたことが理由である。思い起こせば、2年前に「婚差会の前身組織である「グループ・せむい」(精武)」の運動的な出会いがあった。大げな言い方になるけれども、それ以来、私は婚差会を共に人生を歩んで来た。

家族社会学を専攻する大学院生であった時、「新聞や雑誌で」未婚の母の増加」という記事が目に付いた。それが「人口動態統計」で婚外子出生率を調べると、増加していることがわかった。欧米の婚外子の出生率が急増しているのになぜ日本ではこんなに低い値なのか疑問を抱いた。婚外子出生のテーマの研究がはじまった。

このころの私は、日本の婚外子出生率や未婚の母の増加を、結婚は親になるための資格を与えるものではない、婚姻届を出さなくても父親としての法的責任を明確にするには当然と承知していた。この私の考えを掲げたのは、1980年代後半から90年代前半にかけての「バスター」(精武)「婚差会」

## であった。

私は短大の教員になった後、婚外子のテーマで研究を行っていた。児童相談所や病院で未婚の母の調査をしたり、自立して生活している未婚の母に会ったりしていた。その時「女・ヒロシ」(2001年の年刊)「グループ・せむい」(2002年の年刊)「バスター」(2003年の年刊)「婚差会」の呪縛を解く」が特集された。結婚の枠をこえて、あえて積極的に婚外子を産んだ女性たちの手記が掲載されていた。私はその時彼女たちの真実な生き方に胸を打たれた。非婚の母や婚外子に対する差別をくつぐつと社会そのものを変えていくために必要なのではないかと、この文章の思想は、私のこれまでの研究姿勢を根本から問い直すものであった。

「グループ・せむい」のメンバーに会ったことが、ふと心当たりが、子どもを産み出した共同保育所の園児の親がそのメンバーであることがわかった。私は戸惑いながらも、月一回の例会に参加して、彼女たちの話を耳を傾け、彼女たちの生活について話を聞かされた。私たちがよく聞く「未婚の母の増加」や「婚外子出生率」の数字は、婚外子出生率を高める運動に積極的に参加するようになった。そして研究の課題が、「婚外子出生率が国や時代によって異なる理由」から「異なる理由」の分析から、なぜ非婚の親や婚外子が差別されているのか、またその差別を克服するための解放論の構築に向かうことになった。

「バスター」(精武)「婚差会」

## 果は、単書の『婚外子の社会学』

「近現代家族を越える 非法律婚の母」や「編者書『非婚を生きたい』』『非婚の親と婚外子』の本の出版に生かされた。私にとって婚差会は、感性を鋭く磨いていく場所である。

「グループ・せむい」は、2002年「婚外子差別と闘う会」として運動団体として組織を築き、24年が経過した。この間、様々な事情で多くの仲間が組織を去っていった。その中で、私が婚差会のメンバーとして存在し続けているのは、結婚しない、私に婚差会の活動の中で、常に「黒い」の存在があったこと、思っていた。それは理由がある。「グループ・せむい」に属していた当初から、私は「結婚して、婚外子を産んで、非婚の親は、婚外子ではない。婚外子差別の問題は女性の解放と深く結びついている」という信念をもち、女性である私自身が「非婚の親」であることが、直接的な理由ではないが、ある。

現在の婚外子出生率を批判しながら、婚外子出生率を高める運動は、私の現状を嫌々、スーパー離婚を試みたことがあった。今から非婚の母にならなくても、せめて事実婚の当事者になりたいと考えた。しかし、子どもと夫の合意が得られず、あんなに挫折してしまっていた。

## る人たちが増えるように、運動は広がっていく。

その意味で、私の存在も重要なものである。この「自身の狭い思い」がある、それを完全に払拭できず、今日に至っている。せむい、私が「黒い」の存在である、私に婚差会がある。それは、私が大学教授である、グループ・メンバーである、実情を知らない外部の人たちから誤解を受けたいからである。婚差会はその関係で、代表者を置かなければならない。それが嫌だった。出来の限りの、前向きな姿勢で、また、発言した、具体的な作業をしない人にならなかつた。理由は、自分の研究のため、婚差会を利用する人も嫌だった。そのため、出来の限りの作業を分担し、婚差会の活動を続けることが必要になってきた。でも、実際には、婚差会論の『非婚の親と婚外子』は、婚差会を批判する、表裏のない、は「黒い」の存在である、今から非婚の母にならなくても、せめて事実婚の当事者になりたいと考えた。しかし、子どもと夫の合意が得られず、あんなに挫折してしまっていた。

「バスター」(精武)「婚差会」

## の解放をいっしょに考えていく。

このテーマは、婚差会としては議論されてきたものではない。婚差会の最初の通信のタイトルも「女の自立と子供の幸福」であった。スウェーデンでは、離婚後も原則的には共同親権(養育権)が維持され、その非婚カミングアウトでも父親の親権があり、「両親により育てられたい」の権利の視点から、離婚後も父親に養育権にかかわる権利が認められるようになってきた。しかし、スウェーデンの立場から、暴力を振るう夫であっても、父親であるという理由だけで、親権・養育権が認められるのは不当である。批判されている。一方、スウェーデンでは、同性愛のカップルにも、人工授精や養子縁組など、親になる権利が認められている。が、「子どもの最善の福祉・利益」という観点から、批判する人もある。女性解放のシンクタンク解放センターの権利をめぐって議論されている。今後の親権のあり方を検討していく必要がある。

また、私生活では、地域のかかわりが薄薄であった。この「黒い」の存在である、今から非婚の母にならなくても、せめて事実婚の当事者になりたいと考えた。しかし、子どもと夫の合意が得られず、あんなに挫折してしまっていた。

「バスター」(精武)「婚差会」



(1) ページから読み

この25年間、婚差会の活動にかかわってきたことで、生来急げ者の私が、時折ペースダウンしながらも一貫して私の「リップ」を生きてこれたとは思っています。

でも、その一方で民法改正は進まず、それどころか、シエンターフリーバッシング、監視社会、教育基本法改「正」や共謀罪などが矢継ぎ早にやってくるような世の中になってしまっているのを見ると、本当にこれでよかったのか、という思いも最近ふと胸をよぎる。

婚差会の活動をしていることを言い訳にして私は、この社会に生きる一人として見過ごしてはいけない大切な課題に「ミット」してこなかったのではないかと。もちろん、私一人で何もかもすることはできないのだけれど、子どもたちも大学に入る年になった。これから、私は一体どこへ軸足を置いたらいいのだろう。

そんなことを考えていたら、先日だまたま、今年9月にNPO法人ZUTTOが大阪府のドーンセンターに田中美津さんを招いて公開講座「かけがえのない、大切なことのない私」を開くという案内を目にした。「リップ」を自認する私としては、自分の生き方をもう一度振り返ってみるために、参加してみようと思っ



女性が妊娠を機に結婚する「できちゃった婚」が近年、高い割合を示している。ブライダル産業も特別プランを用意。少子化時代だけに「とにかく子どもがでるの嬉しい」と社会全体も祝福ムードだ。しかし見落とされている問題はなにか。あえて陰の部分にスポットを当てた。

◆相手を知りたい 「できちゃった婚」を機に結婚する女性が増えている。長かったと思っても、もしまだ結婚しなかったら、もう一度結婚しなかつたら、もう一度結婚するのを繰り返していい。大阪でフリーのスタイリストとして働くA子さん(36)は、三年前のおわただしい結婚式を振り返る。妊娠が新生活に入る引き金となった。もちろん後悔はしていない。だが一方で満たされない思いも残る。

結婚式の準備が一月と短く、ばたばたした。ゆっくりと新婚旅行ができず、夫婦二人の思い出が作れなかった。結婚式当日に高級ホテルに泊まり、翌日は「ママパーク」。次の日から夫は仕事に戻った。

「もっと相手の性格や価値観を知り、互いに確認したかった」と語る。夫と知り合ってから妊娠まで半年ほど。スタイリストとして十四年間働いた会社を辞めて出産。やがて子育てに追われ、ストレスから「この子ができなかつたら結婚はしなかつた」と夫に言ってしまった。彼はショックを受けたようだった。一時は号泣した母親も涙が止まら

2006.4.4 日記

「もっと相手の性格や価値観を知り、互いに確認したかった」と語る。夫と知り合ってから妊娠まで半年ほど。スタイリストとして十四年間働いた会社を辞めて出産。やがて子育てに追われ、ストレスから「この子ができなかつたら結婚はしなかつた」と夫に言ってしまった。彼はショックを受けたようだった。一時は号泣した母親も涙が止まら

生活 ライフプラン

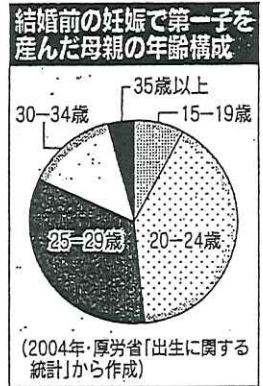
結婚前に妊娠するカップルの比率はどの程度か。リクルートの結婚情報誌「ゼクシィ」の読者調査によると、首都圏では〇四年に九%で、関西は八%。北関東が二%と突出している。一方妊娠が結婚のきっかけとな

できちゃった婚

でいいの？



夫婦の将来 縛る心配も 「20代ママ、キャリア教育を」



「貧困から離婚へと進む危険性も高い」。若年層で結婚前妊娠が目立つ背景には、心の空虚感があるという。「学校とか仕事とかで目的を得られない若者たちの中には、無計画に妊娠して、家族を作ることや後悔を埋めようとする人たちがいる」と小倉さんは分析するのだ。

◆キャリア教育も 原宿カウンスリングセンター(東京・渋谷)所長の信田さゆりさんも十代を中心とした「できちゃった婚」を危惧する。すべてのカップルがそうなるわけではないが、フリーター同士で結婚したものの、子どもを育てられず、やがて児童虐待へと結びついたり(危険性)は否定できないという。地域の保健師らのサポートが欠かせない。

一方、「未婚」「産む」と決められない」を著した出産医療ライター、河合蘭さんは乳児を抱えた十代や二十代前半の母親へのキャリア教育の必要性を説く。「米国では赤ちゃんが自由に動けない母親向けに、将来ビジョンをつくらせる教本がある。将来のキ

膨らむ市場

妊娠初期で旅行保険 娠初期(二十二週未満)の妊婦の旅行先での治療に対する補償を始めた。で

結婚前には「できちゃった婚」という言葉を避け「おめでた婚」「ダブルハピネス」「ますますハッピー」「お急ぎママ」「ティー」など言葉作りに励む。その世界は徐々に奥が深くなっていく。

梅雨時です。二週間ほどと長く雨が降っています。早くも早くに春を告げる気配が、毎朝ヒヤヒヤスリルを味わえます。(時任)

梅雨時です。二週間ほどと長く雨が降っています。早くも早くに春を告げる気配が、毎朝ヒヤヒヤスリルを味わえます。(時任)

梅雨時です。二週間ほどと長く雨が降っています。早くも早くに春を告げる気配が、毎朝ヒヤヒヤスリルを味わえます。(時任)

梅雨時です。二週間ほどと長く雨が降っています。早くも早くに春を告げる気配が、毎朝ヒヤヒヤスリルを味わえます。(時任)

# 婚差会 つうしん No.99

## 婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION  
AGAINST CHILDREN  
BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

連絡先/〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目10番8号  
西天満第11 松屋ビル306号 信岡法律事務所内

郵便振替口座:

http://www22.big.or.jp/~konsakai/  
E-mail:

### 戸籍が出来てしまった・・・

娘 R (17 歳) は、母親である私ブタが出生届の差別記載を拒否したことから、生まれて17 年の間、戸籍に記載なしのまま住民票その他をもって数々の行政手続き等をクリアしてきました。特に2002年8月には児童扶養手当受給もやっとの思いで獲得することができ、残された課題はパスポート取得のみ、というところに2006年10月19日出発の海外研修(修学)旅行がやってきたのです。

国籍確認訴訟(大阪高裁で敗訴確定)、外務省交渉、京都府の各関係当局との交渉など、やれるだけはやった・・・と思いますが、確信犯には譲歩の余地無しということでしょう、外務省旅券課長を超えてさらに上の、大臣官房総務課の指示で、出生届の受理証明書と引き換えのかたちでパスポートができました。戸籍抄本は修学旅行から無事充実して帰ってきた現在でも、提出していないけど(意地)。

わたしは悩み、娘も苦しみある時には覚悟を決めたりもし、二人暮らしの我が家では相当な内戦? 状態の日々がありました。しかし、おととい帰ってきた娘がパッチリ収穫(USA 西海岸5泊ホームステイで興味深いこといろいろ体験)してきたので、やはり、これでよかったのだと、思えます。また、私の課題については、わたしなりにやればよいと思うことができるようになりました(しばらく傷だらけでくやしくて泣けましたが)。

Lemon+Cのメンバーにも、日常的に海外渡航の必要に迫られているともいえる(インターナショナルスクール通学) 戸籍のない子どもがいます。それに、神戸で長年にわたって外務省交渉を続けている「みこれん」のながきさんの格闘もあります。滋賀県のDV被害者の方の子どもさんも、来年秋の修学旅行が海外に決定したという事です。

傷ついたとか言ってる場合ではないのであります。立場はシフトしますが、戸籍のないこの方たちをこれからは全力でサポートして、「戸籍なんかない方が自由でいいじゃん」という社会の実現をめざしてがんばっていきます。今まで、応援していただいてありがとうございました。そしてこれからも、注目とご支援をよろしく願います・・・

2006.10.28. ブンタ(しばさき ふみえ)

### ●チャイナドレスの思い出

初めて婚差会のメンバーとしかに出会えたその時、私は光沢のある水色の地に、白と銀色の刺繍模様が入ったチャイナドレスを着ていた。当時何の肩書きもなく、組織にも所属しない私の、まさしく「チャイナドレス」にかけた夜」だった。

そのタベというのは、フィフティネット(女性議員の数を全体の半数にすることを目指した団体)がNPO法人になったお祝いパーティで、女性運動のただなかにいる人たちが多く出席されるのを見込んで、単身「営業」に乗り込んだのだ。

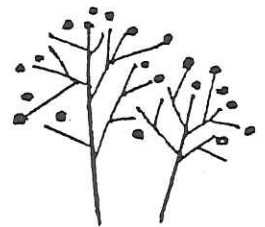
これから起ころうとする、無謀かもしれない裁判をサポートしてもらったこと。

話しかけられやすいように、なんでもいいから目立つ必要を感じた私がそのスタイルを選んだのは、今思い出すことだけで、涙ぐましく、純粹に必死だったのだと感じる。いろいろな方々と少しづつ言葉を交わすことができ、お酒も飲めて嬉しかった。そうしてパーティも終わろうとする頃、婚差会のお二人から「婚外子集まれ! 民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな!」の集会のピラを渡されたのであった。婚外子でもあり非婚の母でもある私にとつて、「つながりたい」

と思った一瞬で、今もそのシーンはありありと脳裏によみがえる。2001年3月15日の夜のことだった。もちろんチャイナドレスを着替えて電車で帰宅したのだが、会場だった大阪天満橋のドーンセンターの着替え室に脱いだまま、酔いがまわったのも手伝ったのだらう、忘れてきてしまった。後でその忘れ物を取りに伺ったとき「大変珍しい忘れ物でした」と言われたオマケつきだった。

(2面へ続く)

## シリーズ 婚差会と私 vol.3 時任玲子



### ●これからのスケジュール●

- 06年11月18日(土) 事務局会議
- 12月9日(土) 事務局会議(忘年会)
- 07年1月27日(土) 事務局会議
- 2月17日(土) つうしん100発行
- 3月(日は未定) 100号記念パーティー

\*つうしん発行日は朝10時30分に阪急茨木市駅改札口集合。作業場所は追手門学院大学善積研究室  
いつも夜9時過ぎまでかかるので、手伝える人は途中からでもご参加ください。

\*事務局会議は朝11時から信岡法律事務所(Tel 06・6362・0222、地下鉄御堂筋線「淀屋橋」下車、裁判所方面へ徒歩8分)で。いつも午後3時頃までやっています。

### 《今号の目次》

- ・婚差会と私 vol.3 時任玲子の回...1~3
- ・原稿下募集および つうしん発行休止のお知らせ...3
- ・生殖医療と親子関係に 考ふ新聞記事
- ★凍結精子最高裁判決...4~6
- ★向井さん代理母出産 高裁判決...7
- ・新聞記事から
- ★日英の出入国管理...8
- ★戸籍をめぐって...9
- ★離婚と母子家庭
- ★少子化対策...10

(1面から続き)

●分籍と氏の変更 私の試み

戸籍というもののあり方に胡散臭さを感じていた私は、二十歳の誕生日を待って分籍の手続きをした。誕生日が祝日で、翌日が日曜日、その次の月曜日だったと思う。市役所の市民課窓口で対応した男性職員は、一瞬私の幼そな顔を見、怪訝そうに面持ちで申請書を受け取り、無言で事務処理を行った。

分籍に関して読んだ本では、「分籍すると二度と親元の戸籍には戻れませんよ」と脅しめいた言葉をかけられると書いてあったが、何のことはない。筆頭者という言葉が当時の私の氏名の上に何でもよいように被さっているのをまじまじと見たものだ。「父親」が筆頭者だった戸籍の重い鎖からは外れたという快感があった。さらびやかな振袖を着るよりよっぽど私らしい、二十歳の小さなイベントだった。

分籍を機に、私は姓を考え始めた。累々たる姓の系譜のなかで、婚姻を境に圧倒的多数の女性が自分の姓を失わされるのは、明らかに女性差別ではないか。新たな戸籍が作成されるたびに繰り返される女性の側の排除に、家制度のいやらしさの名残を感じていた。私の場合、「父親」が母がたまたま結婚した男性であって、その男の家の

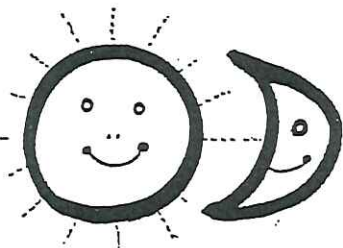
姓を名乗るのは欺瞞めいたものを感じていて、一体感とかいうものはなかったのだ。母をいじめ私に冷淡な暴力男の姓をずっと使うのはとにかくいやだった。

かといって母の旧姓を使う気にもなれなかった。母が結婚のために棄て去った姓をこのご捨いにいくようなことはしたくなかったし、何より母の家のイメージが鮮明にしみついていたので、ノーサンキューだった。すでに会ったことのある人や家のイメージが連想されるものは選べなかった。時任の姓は、当時読んだ志賀直哉の『暗夜行路』の主人公の、時任謙作に由来している。小説の中で、兄は愛されるのに、自分は父から愛されない葛藤にあるとき、自分の出生の秘密を知った彼がつぶやいた「僕の祖先は誰でもない、僕自身だ」という言葉に共鳴したからだ。そのほかにも、渡辺淳一の『阿寒に果つ』に描かれた時任純子にもひそかに憧れを抱いていて、私はこれしかない！という思いでこの姓を自分の姓に選んだのだ。

その後ずっとこの姓で生きてきて、出産前に2度目の氏の変更を家庭裁判所に申し立て、戸籍の氏名も書き換えられた。やっと戸籍に自分の色を塗りこめた感じがした。

分籍や氏の変更など、「普通」の二十歳そこそこの女性がお

よそ手を出しそうにない試みに至った心理的基盤を、婚差会のなかでは普通に話せる。私が感覚で動いたことに、明確に理論でわかってくれる。よく言われた「愛人ぶり」をすんなり受けとめてもらえることが、私にはこの上なく心地いい。戸籍制度や婚姻制度にひとり対峙してきた個を生きたい魂が、ここでは気持ちよく深呼吸できるのだ。共感しあえるって素晴らしい。



●出さなかった手紙

実は子どもを出産して、3カ月くらいたった頃、ようやく子どもとの生活のリズムに慣れてきたのが嬉しくて、私は婚差会に宛てて手紙を書いたことがあった。親もきょうだいもなく非婚で出産した私のことを誰かに伝えたかったのかも知れない。私の周りにはこの出産を批判したり攻撃してくるような人はいなかったが、また家族のように強烈に喜んでくれる人も不在だった。もちろん友人たちや職場関係の人たちはたくさんのお祝いをしてくれ、交代でひっきりなしに子どもの顔をのぞきにきてくれたのだったが、夜にはそれぞれの家族のもとに帰ってしまう。お泊りして世話をしに来てくれた友人もいたが、ずっと一緒にいてくれるわけではない。一段落ついたら新しい誰かに知らせたくなかったのだろう。無心に眠る平和そのもののわが子の寝顔を傍らに、婚差会にすらつらと手紙をしたためたのだ。

ところが、4カ月になる前、最初の職場復帰のための保育園入園のための手続きや、ならし保育から哺乳瓶での人工乳をうけつけない息子のために育児休業を再取得する際のすったもんだで、結局投函する機会を逸してしまい、そのままどこかへ紛れ込んでしまった。その次にやっと出会えたのが、それから5年たったあの「チャイナドレスの夜」だったのである。連なるべきものは時を隔てようともいすれ連なりゆく。

裁判全体で最初の試練の時期だった。裁判をしようと心は決まっているのに、味方の法律家が近くにいないのは、こんなに心細くて不安なものなのか。ぎりぎりの不安に苛まれていながら、文無しになっても断わられ続けても、それでも何かを始める前のエキサイティングな高揚が全身にみなぎっていた。魂はぴかぴかに光っているのを感じていた。5人目に出会った弁護士、雪田樹理さんは、この時のハイになっている私をご覧になって、「この人大丈夫かなあ」と思われたらしい。「裁判を楽しみたい」と語った私は異質な相談者だったのだろう。「奥野京子弁護士とともに担当します」とFAXが届いて、やっと地に足がついた感じがしたのだ。3月の終わりの頃だった。

「婚外子集まれ！民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな！」の集会が4月21日茨木市の男女共生センター・ローズムで開催され、その打ち合わせのテーブルで裁判を全面的に支援しようと言ってくださって、追い風がさらに強まった気がした。

5月に入って報道される立場になった頃も神経をすり減らした時期だった。相手の悪い噂がいっぱい耳に入ってきて、

2006年7月9日 朝日



■姦通罪などの容疑 女性1300人釈放 パキスタンのムシャラフ大統領は7日、収監中の女性の即時釈放を認め、対象は約1300人。このほろが、うち数千人は、イスラムの教えに基づいて79年に施行された国内法「ハット法」により姦通(かんつう)罪に問われた女性だといふ。マリク女性問題相は記者会見で、「イスラムの教えの誤用から女性を守るため」と説明。殺人やテロなどの罪に問われて収監中の女性は、釈放対象に含まれていない。(イスラマバード)

時任さんとの出会いに、今では必然的なものを感ずる。そして、彼等の裁判を全面的に支援してこられた。婚差会の活動の中でも、先を放つすばらしい事の一つである。感無量!! 善植京子



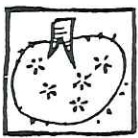
(2面から続き)

ちよっと怖くなってきた。提訴することがテレビでわかったら嫌がらせを受けるのではないかと。住んでいるアパートに石を投げつけられるのではないかと。子どもに危害を加えられたりしないだろうか。さらわれたり、ホームから突き落とされたりしないだろうか…。被害妄想に陥っていた私に、「うちへおいで」と声をかけてくださったのが善積京子さんだった。この時期この支えがなかったら、私と幼い息子はどんなふうになっていただろう。5月24日、訴状提出と記者会見の当日も(ついでに最終面接も)、京子さんの家から出て、京子さんの家に帰った。1週間近くも、まさに子ども二人「かくまってもらった」のだった。

2002年3月、一番敗訴の後、控訴を決めるまでが二番目の試験だった。全面的に退けられた判決に、「もうやめといたらい」という声もたくさん聞かされた。おもしろい、編集の仕事の契約が更新されないことがわかって、敗訴と失業のダブルパンチをくらった気がしていた。無力感にさいなまれ打ちひしがれていた私が、「背中を押してほしい」と心細い声で京子さんに電話をかけたとき、彼女はこう言った。「支援は続けるよ。だけど控訴するかどうかを決めるのは当事者で運動のための裁判じゃないと思う」。この言葉をかみしめて、私は本当に控訴を決意したのだ。そうだ。このまま終わりにするのは自分自身がイヤなのだ。

控訴審がスタートして間もなく、8月31日、最初の出会いの場所であるドーンセンターで、弁護士のお二人を招いて「シングルマザー・セクハラ裁判を考える会」を催してもらった。こういう集会の準備に手馴れた大田季子さんが、タイトルの横断幕と強力マグネットを「ころころと持ってきてください」のには感激した。「冷蔵庫にくっついてるのを今朝とってきたの」。こういった手作りの支援がとてもありがたかった。

「公表はなし。何の意味もない解決金100万」で、到底満足できるものではなかったが、一番のきわめて辛い敗訴経験で、裁判官の心証をよくしておく努力をしなかつた反省から、一度は蹴った和解案をのむと雪田樹理弁護士に自分で連絡をしたのだった。その夜から、相手が和解を蹴って裁判続行の連絡が入るまでがかなりきつい時間だった。ここまで頑張ってきて、最後の最後に私自身の心を裏切つてまで裁判所に「いい子」を演じざるを得なかったことの苦しいことならなかった。「判決が欲しいです。あ



ちらが蹴つてくれますように」。祈りを捧げた数日間のうち、祈りは届いて裁判続行の連絡が入ったのだった。

こんなふうに裁判の道のりにはしんどい時期が用意されていたのだが、婚差会はそのつど手を差し伸べて助けてくれた。裁判を楽しむという賢沢を味わえたのは、いい仲間と素敵な弁護士がいてくださったからこそできたこと。華やかにお祝いなんてしてもらえた経験をもたずには私にとつて、逆転勝訴パーティは生涯でもっともたくさんの人に祝ってもらえたビッグイベントだった。

●これからの私

こんなふうに、出会ってからずっと、物心画面支え続けてもらった私であるが、今はともかくにも、生活基盤をなんとかしてもう少し安定させたい。ハローワークでの私の仕事は、自身の失業経験やカウンセリングの勉強をしてきたことが活きて、とても好きなものではあるのだけれど、何せ非常勤職員という身分で、毎年更新の時期にはクビがつかざるかどうかの不安にさらされ続けている。ボーナスも昇給もない。なのにけっこう特別な仕事を任せられたりして、使われ損な気がしないでもない。ただ、窓口に来られた求職者の方々が、来られたときより少しでもほっとした表情で帰られるのを見るのが嬉しくて、ひとり親の家計の苦しさも顧みず続けている。子どもが小学校入学の年の4月からで、その息子が5年生だから5年目だ。当初はまだ子どものアレルギー疾患で急に休んだりすることもたびたびあって、休みを取りやすいこの仕事は都合がよかったのだが、高学年になって体力的にも精神的にもしっかりしてきたので、そろそろ自身の仕事にシフトしたいと考えている。年齢的にもこころあたりが最終のラストアパート、間に合うかどうかだろう。来年の今頃は、どこか別

の職場で相談業務を中心にした常勤の仕事に就いていきたいと書いていたと思う。こんなことを書いていたら、昨晩、人事院へ「私を常勤にしてください」と手紙を書いている夢を見た。

親を早く失ったのは、それはそれで寂しかったのだけれど、考えようによれば私くらいの年代から浮上してくる、親の介護の心配からはすでにまったく解放されている。子育てに手をとられる時期を過ぎ、あとは精一杯働いて、子どもの教育費を稼ぎ、人並みに税金を納められるようになることが、私に課せられた使命なのではないだろうか。お世話になった人々への恩返しの意味でも、私の子どもに生まれてくれたルイのためにも。

……とつぶやいてみたものの、このまま生真面目に遊び続けているのが私らしい気がしている。

「婚差会と私」

原稿大募集

長らくご愛読いただいている「婚差会つうしん」ですが、来年2月100号の発行を区切り、婚差会では、つうしん発行業務もお休みさせていただきますことになりました。そこで、今回皆さんからの原稿を大募集いたします。「私と婚差会」のテーマで、ご自由に書いてください。

原稿は  EメールとFAX どちらもお送り下さい。  
 ▶ 追手門学院大学 善積研究室 あ2 1月末日×切  
 Eメール:  
 FAX:  
 (メール投稿の方も念のためFAXもお送り下さい)



### 凍結精子で夫の死後妊娠

## 認知求めて母が訴え

2006.7.8 朝日  
最高裁

西日本に住む女性が夫の死後、凍結保存していた精子で体外受精し、出産した男児を夫の子として認知するよう求めた訴訟の上告審で、最高裁判事二小法廷(中川了滋裁判長)は7日、双方の意見を聴く弁論を開いた。認知訴訟で被告となる検察判決期日を指定した。

側は「精子提供者の死後に懐胎された子の認知は否定するべきだ」と主張。一方で、女性側の代理人は「懐胎時に父が生存在していることを認知の要件とする民法の明文規定はない」と反論した。第二小法廷は9月4日に判決期日を指定した。

弁論が開かれたことで、夫の子と認知した一審・高松高裁判決が見直される公算が大きい。この日、女性と、5歳に成長した男児が出廷。女性は「罪のない子から永久に父を取り上げる罰を与えないでください」と涙ながらに訴えた。

7月に最高裁で弁論が開かれ、9月の判決は...

## 父死後、凍結精子で誕生

# 父子関係認めず

## 最高裁「法がない」

2006.9.5 毎日

父親の死後、凍結保存精子を使った体外受精で生まれた男児が、民法上の父子関係の確立(認知)を国に求めた訴訟の上告審で、最高裁判事二小法廷(中川了滋裁判長)は4日、父子関係を認めない判決を出した。現行法が想定していない死後生殖が国内で明らかになった初のケースだったが、判決は「立法がない以上、法的父子関係は認められない」との初判断を示した。生殖補助医療や親子関係を巡る法整備の議論に影響を与えそうだ。(2面に判決の要旨、3面にクローズアップ)

民法などの規定により、なり国に認知を求めると、父母が死亡している場合でも、死後5年以内

### 凍結精子出産

# 夫死後「父子」認めず

## 最高裁「立法で解決」指摘

2006.9.5 朝日

夫に先立たれた西日本在住の女性が凍結保存していた精子による体外受精で出産した男児(5)について、夫の子として認知できるかどうか争われた訴訟の上告審判決が4日、最高裁であった。

第一小法廷(中川了滋裁判長)は「死後生殖について民法は想定していない。親子関係を認めるかどうかは立法によって解決されるべき問題だ」と述べ、立法がない以上父子関係は認められないと

する初めての判断を示し、認知を求めた一審・高松高裁判決を破棄。女性側を敗訴させる判決を言い渡した。

夫の精子を死後に利用して生まれさせた子を法的にどう保護するかは、さまざまに検討が行われているものの法整備に至っていない。

判決は、死後生殖によって生まれた子が認知されることによって、いまの民法の下でどのような法的メリットを得られるかを検討。「父から扶

養育、扶養を父から受け継ぐべきだ」と相続人には「親子関係を認めるかどうかは新たな立法によって解決されるべき問題」と指摘し、現行法では父子関係は認められないと結論付けた。

判決は4人の裁判官全員一致の意見。滝井繁男、今井功高裁判官は「法整備

松山地裁は03年11月に請求を棄却したが、高松高裁は04年7月に「認知には血縁的親子関係と父の生前同意が必要」との基準を示し、今回のケースはこの要件を満たしているとして、同種訴訟で初めて請求を認めた。

これに対し、第二小法

備が望まれる」との補足意見を付けた。

父親は精子を凍結保存して99年に病死、体外受精で01年に男児が生まれた。母親は結婚している夫婦間の子供(嫡出子)として出生を届け出たが、父親の死から3000日経過した後だったため、嫡出子と認められなかった。非嫡出子としての出生届は受理され、男児は亡父の戸籍に入っているが、父親欄は空欄になっている。逆転敗訴判決で、法的には父親不在が確定した。【木戸哲



死後生殖 精液を保存液と混ぜ、零下196度の液体窒素の中で保存した「凍結精子」を利用して人工授精や体外受精をする。「父」の死後に凍結精子を利用することの是非や、懐胎した場合に父子関係を認められるかどうか問題になってきた。

死後利用については、日本不妊学会(現・日本生殖医学会)が男性が死亡したら凍結精子を廃棄するとの見解をまとめているが、強制力はない。海外では、仏・独は死後生殖を法律で禁じる一方、英米などは条件付きで認めている。日本の法制化作業は遅れている。

死後生殖によって生まれた子どもの認知などを求める訴訟では、今回以外に2件の高裁レベルの判断が出ている。大阪高裁(05年12月)と東京高裁(06年2月)のいずれも、社会的な合意・認識が形成されていないとして法律上の親子関係を認めなかった。

養を受けることはあり得ず、父の相続人にもなり得ない」と指摘した。

法律上の親子であれば存在するこうした「基本的な法律関係」がないことを踏まえ、「立法がない以上、死後生殖による父子には、法律上の親子関係の形成は認められない」と結論づけた。

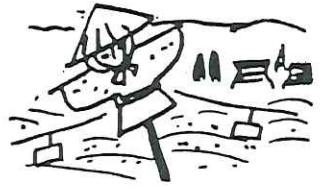
第一小法廷は、今回のような例で父子関係を認めるべきかどうかは「生命倫理、子の福祉、社会一般の考え方など多角的な観点から検討を行った上、立法によって解決されるべき問題だ」と法整備の必要性を指摘した。

女性の夫は白血病で、放射線治療で無精子症になる恐れがあった精子を保存。99年に死亡した。

女性は「この子に父親がたれかを教えてやりたい」と訴えていた。

一審は、認知を認める要件として、①子と父の間に自然血縁的な親子関係がある②懐胎について父の同意がある——との基準を打ち出したが、第二小法廷はこの判断は是認できないと述べた。

4裁判官全員一致の判決。滝井繁男、今井功高裁判官は補足意見で、生殖補助医療により生まれる子に関する法整備を速やかに行うよう求めた。滝井裁判官は「すでに生まれている子の福祉の名の下に親子関係を肯定すれば、懐胎時に父のいない子の出生を法が放任する結果となりかねない」と指摘した。



生殖医療技術の進歩に  
法が追いつかない... 当り前か?  
婚外子の平等化だ... もう10年以上も  
相対的に状態は同じだ...

# 進歩する医療技術

# 進まぬ法整備

## クロニクル

2006  
9.5 毎日

## 凍結精子児認知訴訟

「凍結精子の取り扱い」  
生殖補助医療をどこまで認め、どんな規制が必要なのか。父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

## 戸籍の父不在で不利益

死後生殖の是非とは別に、訴訟では生まれた子供の権利や利益をどう保護するかが問われた。  
民法が想定する典型的な認知の訴えは、結婚していない男女間に生まれたい子供が父親を相手に起こすケースだ。認知によって父親の扶養を受ける権利が認められる。死後生殖の場合には、父親に代わって祖父からの遺産を相続する権利(代襲相続権)を子供に認めるかどうかで議論が分かれる。  
民法が想定する典型的な認知の訴えは、結婚していない男女間に生まれたい子供が父親を相手に起こすケースだ。認知によって父親の扶養を受ける権利が認められる。死後生殖の場合には、父親に代わって祖父からの遺産を相続する権利(代襲相続権)を子供に認めるかどうかで議論が分かれる。

## 凍結精子児認知訴訟の主な争点

|         | 松山地裁<br>(03年11月)   | 高松高裁<br>(04年7月)  | 最高裁<br>(06年9月)   |
|---------|--|--|--|
| 父を要する   | 子の福祉を考慮し、父の存在が子の利益に資する場合は、父を要する。   | 血縁関係が認められる限り、父を要する。  | 父の存在が子の利益に資する場合は、父を要する。  |
| 死後生殖の是非 | 死後生殖は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。 | 死後生殖は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。 | 死後生殖は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。 |
| 認知の是非   | 認知は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。                                   | 認知は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。   | 認知は、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為であり、父の死後に精子を採取し、凍結保存し、その後受精させる行為である。   |

## 「たった一人の父親」

「何の罪もない子供が父親を取り上げないで下さい」。今年7月の最高裁の弁論で、男児の母親は涙を流しながら訴えた。白血病を患っていた夫と97年に結婚。半年後に骨髄移植を受けられることになった。夫は「君に再婚する気がないのなら、僕の子供を産んで両親の老後を見てほしい」。夫の言葉が響いた。男児の成長を毎日見守る。毎朝、仏前に食事を持ち、パパ食べてねと話しかける。父の目には「たった一人の父親」の影が写っていた。

## 凍結精子児認知訴訟

凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

「凍結精子の取り扱い」  
生殖補助医療をどこまで認め、どんな規制が必要なのか。父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

「凍結精子の取り扱い」  
生殖補助医療をどこまで認め、どんな規制が必要なのか。父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

「凍結精子の取り扱い」  
生殖補助医療をどこまで認め、どんな規制が必要なのか。父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

「凍結精子の取り扱い」  
生殖補助医療をどこまで認め、どんな規制が必要なのか。父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

民法の美観に関する  
凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

民法の美観に関する  
凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

民法の美観に関する  
凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

民法の美観に関する  
凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

民法の美観に関する  
凍結精子児認知訴訟は、父親の死後に凍結精子を使った体外受精をめぐる4日の最高裁判決は、進歩する医療技術に法整備が追いついていない現状を改めて示した。学会は父親の生存を条件とする方向だが、賛否両論ある中で国は明確な指針をまとめられず、法制化は宙に浮いている。【根本毅、木戸哲】

ローマ法王スペイン訪問

「家族の役割」強調

同性婚合法化に苦言



【バレンシア(スペイン東部)＝専永格】ローマ法王ベネディクト16世は8日、「第5回世界家庭大会」に出席するためバレンシアに到着した。法王は空港での歓迎式典

で「社会と教会のため、婚姻に基づく家族が中心の役割を担うべきだ」と述べた。スペインでは1年前に同性婚が合法化されておき、法王はカトリック的価値観を改めて国民に求めた形だ。

現法王の外遊は母国ドイツ、ポーランドに続き3回目。空港ではファンカルロス国王夫妻やサパテロ首相夫妻が出迎えた。首相の到着時には、バチカン旗を手にした信者たちから一斉にブライニングが起きた。

法王は、死者42人を出した地下鉄事故(3日)の現場で祈った後、国内の司教たちが待つバレンシア大聖堂に向かった。沿道は多数の信者で埋まり、法王の特別車に「バ・エル・パパ(法王万歳)！」の声があふんだ。法王は同日夕、国王夫妻、首相とそれぞれ会談する。

スペインでは04年春に登場したサパテロ左派政権が、同性間の結婚と養子縁組の容認、離婚手続きの簡素化といった「脱カトリック」的な改革を表現。ローマ法王庁との関係が冷え込んだ。

世界的に保守反動が元氣に起きているのが、とちとちしん No.99

死後受精

2006.9.6 毎日

生殖技術に国のルールを

凍結保存しておいた精子を使って夫の死後に子供をもうける。技術的には難しくはないが、法律上の問題や社会的・倫理的問題として考えると、頭を抱えざるを得ない。

実際にこの方法で生まれた子供の認知を争う裁判で、最高裁は民法上の父子関係を認めなかった。民法が死後の生殖を前提としていない以上、判決で父子関係を認めるのは難しいというところだろう。

しかし、同種の訴訟は他にも起きている。今回の判決には法整備を求める裁判官の補足意見も付けられた。生殖技術の進歩に法律が追いつかない現状を表すものであり、このまま放置はできない。

子供の父親は白血病の治療に立ち、精子を保存した。治療後に子供をもうけるためだが、「死亡後でも夫との間に子供がほしい」という心持はわかる気がする。すでに生まれた子供の福祉を考えると、はならないのも当然で、判決に反論があるのは理解できる。

だが、一方で、死後の受精を広く社会が認めているとはいえない。いったん夫が同意していたとしても、死後生殖では同意を撤回する機会が保障されない。死後、何年もたってから受精することも可能で、そこには不自然な面もある。

法の谷間で子を泣かすな

2006.9.6 朝日



凍結精子という心持はわかる気がする。すでに生まれた子供の福祉を考えると、はならないのも当然で、判決に反論があるのは理解できる。だが、一方で、死後の受精を広く社会が認めているとはいえない。いったん夫が同意していたとしても、死後生殖では同意を撤回する機会が保障されない。死後、何年もたってから受精することも可能で、そこには不自然な面もある。

生殖技術の進歩で、精子や卵子、胚は、凍結保存したり、個別にやり取りすることができるようになった。第三者の精子や卵子を使う「妊娠・出産したり、胚をカプセルとは別の女性に着床させ、産んでもらう代理出産も技術的には可能だ。こうした技術は、親子関係

を非常に複雑にする。子供が自分

父子と認めるかどうかを決め、認める場合には要件を定めるべきだ。そうした法律がない以上、父子と認めることはできない。これが最高裁の理屈だった。確かに、人工的な生殖技術をどこまで認めるかは、国民の間で意見が大きく分かれる。最高裁がひとたびお墨付きを与えれば、野放図にならざるを得ない。生殖医療を認めることになりかねない。最高裁が慎重な態度を取り、国会にげたを預けたのも理解できる。

しかし、今回のケースでは、裁判の間に子どもは5歳になった。遠からず自らの出自を確認できる年齢になるのに、戸籍の父親欄は空欄のままだ。

一審判決は「血縁上の父親が生前に同意していれば」と述べて、父子関係を認めた。どういふ生まれ方であって

も、子どもに責任はないという考えからだろう。最高裁もこの子に限るといった条件で、何とか救済できなかったらどうか。そんな思いも残る。

最高裁は判決で、生命科学の進歩に対応できる「速やかな法整備」を強く求めている。死後の精子の利用を禁じる

のか、認めるのか。もはや先送りするとはいえない。それにしても、生殖医療の進歩は驚くばかりだ。多くの子どもたちが父母以外

の精子や卵子によって生まれ、代理母からも生まれている。第三者から提供された精子で生まれた子はすでに1万人を超える。生殖医療はこれまでになく様々な親子関係を生み出している。

そんな中で、生まれてくる子どもを不幸にしないためには、前もって基本的な法の枠組みを整える必要がある。

厚生労働省と法務省はこうした法案を検討したことがある。精子や卵子の提供などに厳しい制限を設ける内容だった。しかし、国会でまとまる見通しがなく、

昨年初めに法案提出が見送られた。生命の誕生に、どこまで人の手を加えてよいか。この難しい問題は医療の世界だけでは解決できない。国民が幅広く議論し、早く国会で合意を得る努力が欠かせない。

凍結精子

夫は白血病を患い、放射線の治療を受けた。無精子症になることを恐れたため、精子を保存した。生前、妻に「自分

の死後、再婚しないなら自分の子を産んでほしい」と話していた。夫はまた両親が男児を出産した。しかし、その弟らに対しても、生まれる子に家を継

がせたいとの意向を伝えた。法律は今回のようなケースを想定して

いない。死んだ人の精子を使うことについて、生命倫理や子どもの幸せ、親子

関係となる人たちの意識、社会一般の考えなどを多角的に検討しようとして、

め、精子を保存した。生前、妻に「自分

の死後、再婚しないなら自分の子を産んでほしい」と話していた。夫はまた両親

が男児を出産した。しかし、その弟らに対しても、生まれる子に家を継

がせたいとの意向を伝えた。法律は今回のようなケースを想定して

いない。死んだ人の精子を使うことについて、生命倫理や子どもの幸せ、親子

10月28日付の朝刊で最高裁上告が受理されたと報道あり

### 代理出産

# 出生届の受理命令

2006.9.30. 毎日

品川区に  
東京高裁

## 向井さん訴え認め



タレントの向井亜紀さん(41)と元プロレスラーの高田延彦さん(44)夫妻が、米国女性に代理出産を依頼し生まれた双子の男児(2)について、出生届を不受理とした東京都品川区長を相手取り、処分取り消しを求めた家事審判の即時抗告審で、東

京高裁(南敏文裁判長)は29日、「夫妻の子である」と確認されるとして、区長に出生届を受理するよう命じる決定をした。(13面に関連記事)

法務省は民法の解釈に沿って「出産者を母とする」との立場で、代理出産で生まれた子供の出生届を受理しない姿勢をとっており、今回の決定は波紋を呼びそうだ。

向井さん夫妻は米国の裁判所で親子関係を認められており、日本でも効力があるかが争点だった。決定は「民法制定時に想定されていないから」といって、人為的操作による妊娠、出生すべてが法秩序に受け入れられない理由にはならない」と指摘した。現状では子供たちは日米両国の法制度のほごまに立たされてお

り、「向井さん夫妻に養育されるのが最も子供の福祉にかなう」と柔軟に判断し、国内でも米国の裁判結果の効果が生じると結論づけた。

向井さんは00年、子宮がんが見つかったため子宮を摘出。夫妻の精子と卵子を体外受精した受精卵を別の女性に移植して出産してもらった代理出産をめぐって、3度目の移植で、米国人女性が妊娠し03年11月に双子の男児を産んだ。

向井さん夫妻は米国の裁判所で確定した子供ら夫妻の子とする出生証明書を受け品川区に出生届を提出したが、同区は法務省の回答に従い受理しなかった。夫妻は不受理処分分の取り消しを求め東京家裁に家事審判を申し立てたが、昨年11月に却下され、同高裁に即時抗告していた。

子供たちは、夫妻が養育しているが、パスポートは米国籍で発行されている。このため、「保護者同居人が日本人である」という在留資格で日本で生活している。

が昨年11月、法律上の母子関係を認めず、審判が確定している。しかし、この夫妻の場合、米国人女性から卵子の提供を受けて夫の精子と体外受精させ、その受精卵を別の米国人女性の子宮に移植して出産していた。精子、卵子が夫妻のものである向井さんのケースとは異なっている。

【北村和巳、奥山智巳】品川区「判断不能」中川原史恵・品川区広報課長は30日、「不受理は法務省の指示に基づき対応した結果であり、今後対応を聞かれても、区だけで判断できる問題ではない」と話した。

法務省も困惑 法務省の幹部は「決定の全文を読んでみないと何とも言えない」と話し、予想していなかった事態に困惑気味だ。

理出産をあっせんする業者も現れた。こうした現実の中、厚生科学審議会生殖補助医療部会は03年の報告書で、代理出産について罰則付きで禁止すべきだとした。代理母を生産の手段として利用することの懸念と、子を巡る争いを回避すべきだとの判断が

らた。さらに日本産科婦人科学会も、家族関係を複雑にし、社会秩序に混乱をもたらす代理出産契約を社会が許容してはならないと認められ、代理出産を理由に、代理出産を禁じた。

一方、不妊治療に携わる医師らから、「代理出産は不妊カップルにとっての救いの道であり、一律に禁止すべきではない」との批判も出ている。政府は混乱を避けるため、代理出産の禁止を含む生殖補助医療の新法制定を目指したが、自民党から「子どもを産む権利を国が規制するのはおかしい」との反発を受け、宙に浮いたまま。今回、東京高裁の判断は、法制化も含めた国内の議論に影響を与えるのは必至だ。【永山悦子】

### 代理出産認定

# 「主文読み涙が止まらなくなった」

## 向井さんブログで喜び

## 番組関係者も祝福

「主文を読み、涙が止まらなくなりました。ブログには、激励の書き込みが殺到。向井さんは30日朝、大阪の民放の情報番組に司会者として出演、共演者に声をかけられ感謝の言葉を口にした。

「本当に本当にうれしいうことが起こりました。言葉が見つかりません。ブログは書き出しから抑えきれない思いがにじむ。29日夕にファクスで受け取ったというA4判43枚の決定文について、

「子宮を持たない女性や、救いの手を差し伸べてくれた代理母への温かい視線が感じられ、宝物にして棺おけまで持って行きたい気持ち」と記した。幼稚園の願書に「続柄」の欄があるのに気づいた

とき、生命保険の受取人として身分証明を求められたとき、それから、夫の高田延彦さん(44)と2人きりの戸籍謄本を見たときなどに、「強い孤独感を感じた」といふ。一緒に暮らしながら、法的に認

められない「愛意」への切ない思いを吐露した。ブログは「司法という場にも、理解を示してくださった方がいたことを大切な支えとし、より丁寧に暮らしていきたいと思えます」と、友人や支援者への感謝の言葉で結ばれている。

また、高田さんは自身

のブログに「息子たちの寝顔を見ながら今回の結果はまだひとつの大きな通過点であると自分自身に言い聞かせている。うれしい気持ちに偽りはないが、これが今の素直な思い」と記した。

向井さんは無言のまま30日朝、朝日放送(大阪市)のテレビ番組に司会者として生出演した。番組内で共演した俳優の神田正輝さんから「うれしいことがあ

りましたね」と声をかけられると、「ありがとうございます」と笑顔を見せた。同社の受付には「(取材に訪れた報道陣に)何もお話しすることはありません」と伝言があったという。放送終了後の午前9時50分ごろ、ハイヤーで同社を後にした。後部座席の向井さんは集まっていた報道陣に会釈しただけで、何も話らなかった。

【日本泰代】

### 国内の議論影響必至

た。国内では、長野県の諏訪マタニティークリニックで01年、夫婦の受精卵を他の女性に移植して

出産に成功。夫婦の受精卵を義姉に移植して出産させたケースも明らかになっている。米国など海外へ渡るカップルや、代

理出産をめぐって、国内の議論は、法制化も含めた国内の議論に影響を与えるのは必至だ。【永山悦子】

# 出入国管理 日英、審議に差

## 指紋、顔写真・生体情報を提供

2006.6.21 朝日

### 法案修正、否決繰り返す

米国が推進する「対テロ戦争」に呼応する形で、日本や英国で出入国管理を強化する動きが急だ。日本では、入国する外国人に指紋や顔写真の提供を義務づける「改正出入国管理法」が、米国に続いて世界で2番目の制度として成立。英国も、虹彩（「キーワード」）を使った「入国審査システム」を試験的に導入した。ただ、日本では法案がほとんど注目を集めなかったのに対し、英国では議会で激しい議論が巻き起こった。英国と日本では、何が共通し、何が違っていたのか。

（菅野雄介、佐々木孝、ロンドン＝稲田信司）

### 英国

ロンドン郊外のヒースロー空港に降り立つ人は、今、英国人外国人を問わず、2通りの入国方法を選ぶことができる。従来通り旅券審査の通路を通るか。虹彩審査を通り過ぎるか。虹彩を使った入国審査システムは今年3月、新たに導入された。名目は「迅速な手続き。確かに、何十分も行列をつくる旅券審査に比べると、虹彩審査に要する時間はほんの一瞬だ。ただ、新システムの真の狙いが、テロ容疑者の出入り食い止めにあるのは、関係者の中で今や常識となっている。



### 野党一斉反対

英政府は虹彩や指紋を含む生体情報を組み込んだIDカード（身分証明書）の導入も狙う。写真、ロイター。旅券を申請する16歳以上が保持を義務づけられる。だが01年の9・11テロ後間もなく、当時の内相がカード導入を示唆して以降、激しい議論が続いてきた。反対したのは、左派の自由民主党と、右派の保守党。与党の労働党から見ると、左右の反対側にいる両野党が「IDカード反対」の一点で共闘した形だ。

### テロ法案でも

与野党がおつかり合う構図は、他のテロ関連法案にも残っている。

## 議論低調、政府案通り

### 日本

外国人への規制や生体認証の活用を盛り込む点で、日本の入管法改正には、英国の制度と共通する面が少なくない。だが、英国と違って、法案の是非をめぐる国会の議論は低調で、市民の関心も低いままだった。

一方、以前から人権重視の立場を取る自由民主党はむしろ「警察がテロ対策や不法移民の取り締まりのためにIDカードを使うようになり、人種差別を助長する」と主張。法案の修正、否決が繰り返されて今年3月に成立した。

法改正では、旅券を申請する際、指紋や虹彩など、生体情報の登録が8年から義務化され、10年にIDカードが発行される。その前の09年に予想される総選挙で、野党はIDカード廃止を掲げて臨むため、結果次第では制度が廃止される可能性

虹彩 眼球の角膜と水晶体との間にある環状の模様組織。いわゆる「黒目」の左右でも違うため本人認証に使われる。

案に同じ。昨年7月7日のロンドン同時テロの約1カ月後、ブレア首相は「ゲームのルールは変わった」と主張。犯罪を重ねる可能性のある外国人を積極的に強制送還する方針を発表した。5月には、強硬な立場を打ち出している。自由民主党が持つのは、きた人権保護法を修正する意向を示唆した。しかし、自由民主党はこれにも反対。同党の内相クレグ氏は「送還された受刑者が本國で迫害されない、という覚悟を送還先の国と結ぶ必要がある」と主張した。自由民主党が持つのは、

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

や、仮に彼らを対象に含めれば反対運動が盛り上がりかねないことを総合的に考えたと思われる。「外国との共生を目指すべき日本にとって、指紋採取は国益に反する」との思いから、元東京入国管理局長の水上洋一郎さん(64)は法案に異を唱えた。可決前、動きの鈍い日本大韓国民団(民団)の幹部に「あなたたちは名譽日人扱いでいいの」と尋ねてみた。返ってきたのは困ったような表情だった。

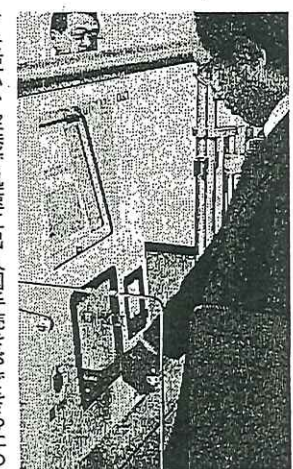
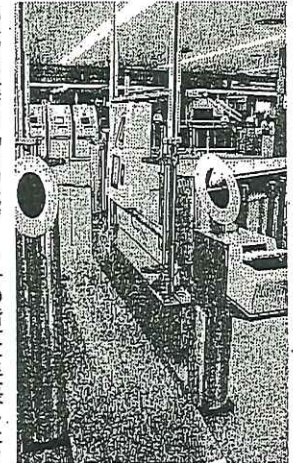
80年代、外国人登録証への指紋押捺拒否の牽引役になったのは在日2世、3世だった。在日3世の金尚司さん(34)は「3月になって法案の中身がわかってから動き出したが情報不足で時間がなかった」と悔しが

外国人を管理 16歳で指紋押捺をし、その後拒否した経験がある在日2世の姜尚中・東京大大学院教授は「世界的には9・11のショックから立ち直りつつあるのに、日本では不安定な状況にある」と話している。

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落

「日本に無縁」議論が乏しかったのは「日本人には無縁の問題」と受け止められたことが大きい。改正入管法は、日本人だけでなく、国内に約47万人いる特別永住者も、指紋採取のターゲットから外された。改正法成立で、指紋を事前登録したIDカードで日本への出入国手続きができる「自動化ゲート」が導入される。アクセンチュア社は昨秋、その実証実験を10万円で落



成田空港の「自動化ゲート」指紋を登録したカードを使い、空港で迅速に出入国手続きができるため実験が成田空港で進んでいる。法務省提供

### 英…橋渡し役の移民、身近日…経験浅く共有されず

欧州の社会事情に詳しい宮島喬・法政大学院教授(社会学)の話。英国には移民出身で国籍を取得した人が国民の約1割を占め、外国が絡む問題が生じた際に、自国民との橋渡し役として働き機能している。その結果、外国人の問題は、国民にとって抽象的ではなく、身近な問題と映る。逆に、外国人受け入れの経験が浅い日本では、外国人の訴えが共有されず、外国人を「自分たちと直接関係ない存在」として扱われてきた。

# 亡き子の名 戸籍に残して

2006.9.7 朝日

電算化で除籍者省略、死別者の記載まで...

2歳5カ月で亡くなった息子の生きた証として、戸籍に名前を残して—川崎市の菟淵直枝さん(41)が、戸籍の電算化に伴い、除籍者の名前が消えてしまう現行のシステムを変更してほしいと訴えている。法務省には、死別したばかりの妻の名が戸籍から消えた、などの問い合わせが年に数件あるというが、担当者は「個人の希望に合わせて、記載を復活させるのは、簡明化の原則に反し、難しい」。菟淵さんは「家族の痕跡が消えてしまうショックは大きい。同じ体験をした人と意見を交換したい」と話している。(阿久保悦子)

菟淵さんの長男葉ちゃん(4)は、04年10月2日、ウイルス性脳炎による急性脳症で短い人生を終えた。9月26日、菟淵さん

の美家がある富士県でお祭りの出店を見て、屋敷飯を食べて、午後7時ごろにけいれんを起した。心停止まであった。息が止まった。すぐに入院



長男葉ちゃんのパスポートと母子手帳を手に、「息子が生きた証はこれだけ。せめて戸籍に名前を残してやりたい」と話す菟淵直枝さん(川崎市内で)

## 「痕跡消えてショック」改善訴え

したが、意識が戻ることはなかった。

幼稚園に通い始める以前の死。まもなく、住居票や保険証から名前が消えた。葉ちゃんがこの世にいたことを示す書類は、母子手帳と作ったばかりのパスポートだけになった。「葉の記録を集めておきた、考えた菟淵さんは、死亡時の、ソレを病院から取り寄せるため、05年10月、本籍がある東京都世田谷区で戸籍簿本を請求した。ところが、区役所の戸籍係は「葉さんのお名前はありませんよ。なぜですか。なぜ名前がないのですか?」。問いながら、涙が止まらなくなった。同区は05年7月に戸籍の電算化を終えたばかり。それまでに死して除籍された人の名は、新しい横書きの戸籍には転記されなかった。電算化の原簿にあたる平成改訂原戸籍を取り寄せ、親子関係は証明できたが、「わが子が消えていると知った時のショックを忘れることができせん。せめて親が生きている間は、同じ戸籍に名前を残してほしい」。

法務省によると、戸籍の電算化は04年に始まり、これまでに全自治体の約6割で完了

した。原簿から転記する内容については、戸籍法施行規則第37条で、戸籍の事項に記載した者以外に除籍された者に関する事項「などは書くことができない」とされている。同省民事第1課は「電算化の目的は簡便性を高めること。このため転記事項はできるだけ少なくした。除籍者の身分を証明する必要があっても、改訂原戸籍を取り寄せれば足りる」と説明する。

戸籍法に詳しい立命館大学の三宮周平教授は「たしかに、戸籍は個人の身分関係を証明する手段で、死亡除籍の人を載せる必要はない。だが、同じ戸籍に載っている人が『家族』という感覚が日本人には根強く、死した子や妻が戸籍から消えてしまった時の遺族の心情には配慮が必要だろう」と話している。

菟淵さんは今春から、SI(乳幼児突然死症候群)の国際会議などの場で、「戸籍から消えてしまった我が子たち」というスローを配っている。「まずは同じような立場の人に一緒に考えてもらい、システム変更につなげたい」といふ。菟淵さんの連絡先は yohyo@ka2.so-net.ne.jp

戸籍をめぐっての思い... フクザシ

私の視点 dai-siten@asahi.com  
 立命館大学法科大学院教授(家族法) 三宮 周平  
 2006.8.25.朝日

## ◆戸籍法改正 不正利用防ぐ仕組み作れ



法務省の法制審議会戸籍法部会が、戸籍の公開制度の見直しに向けた「中間試案」をまとめ、28日まで意見を募っている。個人情報を守るかどうか、国民に直接かかわる改革だが、受け付け終了が目前に迫り、今も議論は盛り上がり、おろす、このままでは、ほとんどの人が内容を知らずに終わってしまうのではないかと危惧している。

◆ ◆ 戸籍は、個人の氏名、出

生・死亡、国籍、家族関係などを証明する制度だ。多くの国は、個人の出生や死亡、婚姻などを記録する登録・証明制度を設けているだけで、日本のように未婚字という家族単位で編成し、「公開の原則」のもと第三者の情報取得を保証している国は例外的である。公開の原則は、79年に一部が見直されている。閲覧制度が廃止されたほか、家族全員の情報載る戸籍簿本などの交付を求める場合は、請求事由を明記することとされ、自治体の交付拒否も認められた。だが、この時の改正では、弁護士や司法書士などが専用の「職務上請求書」

で請求する場合は、従来通り請求事由を示す必要がないとされたため、請求書を濫用し、勝手に身元調査などをやる事件は今もって後を絶たない。昨年4月には行政書士が興信所、社から依頼を受け、約1千枚の職務上請求書を使って戸籍簿本や住民票などを取得していた事件も発覚している。

◆ ◆ 昨年4月に全面施行された個人情報保護法は、自分の情報は自分で管理することなどを基本的な理念としている。個人情報を第三者に提供する場合は、必ず本人の同意が必要で、情報がどのように利用されたかを知る権利も認めている。

今回、公表された中間試案では、こうした理念に沿って、①戸籍簿本などの請求は、主として自己の権利・権限の行使と、国や地方公共団体に提出する必要がある場合に限定する②理由を示さないで請求できる者は本人に限る③弁護士などが職務上請求する場合も、依頼者名や必要とする理由を明記させる④自らの戸籍簿本を交付請求した者の氏名を明らかにするよう求める「開示請求」には、全面開示に対応する—といった改正案が示されている。だが、一方で現状と大差ない案も併記されており、どのような形で収束するかは字断を許さない。

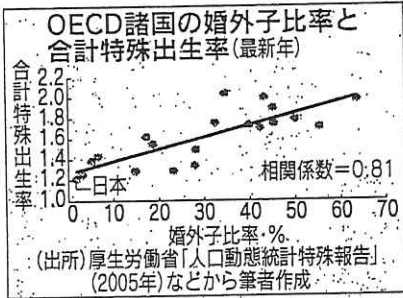
戸籍はこれまで、結婚や就職などの身元調査に使われ、差別や人権侵害の原因となってきた。個人情報保護法の理念は戸籍制度にも適用されるべきだし、専門資格者によるプライバシーの侵害事案がなくなる現状を踏まえると、少なくとも、先ほどの①④のような改正は必要である。

第三者が戸籍を取得した際に、本人に取得者の氏名などを通知する制度の検討も求めたい。多少の不便が生じても、個人情報や人権の保護を優先すべきであろう。安心して利用できる戸籍制度を築くため、多くの人が中間試案に関心をもちたいことを望みたい。

◆ 51年生まれ。シエント法学会事務局長。著書に「新版・戸籍と人権」。

やさしい経済学 論争に迫る

少子化対策



かかわらず、出生率が回復している国と、日本のように低下し続ける国がある。やはり結婚後の状況が問題ではないのか、という主張である。

ポイントには結婚と出産の関係である。日本では婚外子(嫡出でない子)の比率が2%と極めて低く、結婚なしの出産は珍しい。いわゆる「きちぎや」の広がりは、そうした社会的規範の強さを逆に物語る。

2006年8月30日 神戸大学教授 小塩 隆士

出生率が回復したフランス

前回、少子化は結婚後より結婚前の要因、つまり晩婚化・非婚化でかなり説明できることに触れた。しかし、これには強い反論があり得る。晩婚化・非婚化は日本だけではなく、各国で共通してみられる現象であるからだ。

女性の平均初婚年齢をみて、日本の二十七・八歳(二〇〇四年)が他国より特に高いわけではない。にも

4 嫡出子と婚外子

は、同様など事実婚のケースが目立つ。しかも、婚外子でも嫡出子と法的にほぼ同じ権利が認められ、子育て支援策についても、同じように適用されるのが一般的だ。そのため、晩婚化・非婚化は少子化に必ずしもつながらないのである。これに対して日本では、婚外子をめぐる社会的規範の制約から、晩婚化・非婚化は出産の時期の遅れや機会そのものの減少を意味し、少子化に直結しやすい。

スウェーデンなどでは婚外子の比率が四割を上回るまで上昇し、スウェーデンのように五割を超える国もある。実際、婚外子の比率と合計特殊出生率の関数(図)をみると、前に説明した女性労働力率と出生率の間以上に明確な正の相関が確認できる。

婚外子の比率が高い国でも、日本の二十七・八歳(二〇〇四年)が他国より特に高いわけではない。

晩婚化・非婚化の要因は多いが、日本の女性の場合、自分と同等かそれ以上の学歴の男性と結婚する傾向が相対的に強く、女性の高学歴化が結婚を成立しにくくしている面もある。また、いわゆる「ニート」やフリーターなど経済的に不安定な若年層にとって結婚はかなりの縁遠いものになっている。

いずれにせよ日本では、事実婚や婚外子に関する社会的規範が急速に変わらないうちは、まず若者の結婚が増えるかどうかが、出生率を大きく左右しやすくなるであろう。

汚いといじめられ少年自殺 掃除せぬ母 逆転無罪

米州最高裁 2006.8.30 朝日

【ニューヨーク=江木 眞吾】米コネチカット州の学校で「汚い」「くさい」といじめにあっていた12歳の少年が自殺した事件で、掃除や衛生状態に関心を払わずが子を危険な状態に陥れたとして州地裁から有罪判決を受けて控訴していた母親に対し、州最高裁は28日、無罪の逆転判決を出した。

自殺事件があったのは02年。母親は家の掃除や少年の衛生状態に関心を払わないで子どもを危険な状態に追いやって

たとして起訴され、州地裁が03年、有罪判決を言い渡した。母親は家を掃除しないことは罪にあたり、有罪の根拠があまりで憲法違反だとして控訴していた。州最高裁は母親の主張を認め、少年州地裁の陪審は、少年

が身を守るためのナイフや手製のやりを持って自宅のクローゼットで眠るほどの精神状態に追い込まれていたこと、家の床に服やゴミ袋が散乱して足の踏み場もなく異様な臭気がたがっていたこととする警察官らの証言などをとら、母親に有罪の判決を出した。地裁判事も追認した。

母親はシングルマザーで子ども2人と暮らし、二つの仕事を掛け持ちして週60時間働いていた。

親の主張に沿ったうえで、家の環境によって子どもの精神状態に悪影響が及ぶことはあるとしても、この家の状態が子どもの精神状態に異常をきたすほどだと、母親が明らかに判断できたままであると言えないとして、地裁判決を覆した。

1日平均8時間以上(休めなく働いて)の上、かつ手先の仕事の通勤時間を思うと、この母には本当に時間がなかったのだらう。自助努力の行き着く先かもしれないと思う。世の中の流儀に穿たしていかねばと思ひます。(大田)



ルポライター 氷室 かな

2006.10.25 朝日

離婚 子どものための接点持つ努力を

今年8月に北海道稚内市で病院パート職員の女性が刺殺される事件が起こった。高校1年の長男が30万円で母親の殺害を友人に依頼したとき、少年2人は旭川家庭裁判所に送致された。メディアは両親がともに離婚していたという彼らの共通項に注目したが、「離婚後の親子のあり方」が論議されないことに私は不満を覚えている。

2年前の4月、私は本欄で「共同親権 離婚後も認める選択肢を」と訴えた。子どもはどちらか一方の親

のものと離婚後の制度が、離婚をめぐる親子心中や児童虐待を誘発しているのではないかと、だからこそ別れた夫婦は、子どもへの愛情を軸に、協力して子育てする新しい関係を構築すべきだと考えたからだ。

今回の稚内の事件で、殺害は送られていたのではないかと、親が親としての義務を全く

大切にしている。1994年に日本が批准している「児童の権利に関する条約」に照らしても、子どもの希望、子どもの思いに現行の離婚後のあり方はのっとっていない。親からの分断禁止、子どもの意見表明権が明記されているこの条約に、離婚を考える大人はしっかりと向きあ

私の視点 dai-siten@asahi.com

離婚後、親権をめぐって争うケースは、離婚後に父親と暮らしていたが、母親と北海道へ移住して生活は激変。父親はその後再婚し、新しい家庭を営んでいたから母親の元に子どもを戻すを得なかつたといわれるが、別の選択肢はなかったのだろうか。連れ子を含めた再婚家庭(ステップファミリー)は

殺害を執行した少年は、離婚後に父親と暮らしていたが、父親は「母さん」として暮らす子どもの接点をもつ努力をする(こと)なら、手紙や電話で間接的にやり取りすれば、勉強をみる直接の交流もあ

る。おのおの子どもに別や年齢に応じた、非監護親(非親権親)との交流が

必要なのは、離婚を考えたとき、子どもたちの権利を熱く守らなければならない。

そして国も、虐待や暴力など明らかなき要因がある場合を除いて、元夫婦がともに親としてかわる義務を継続して持つ(こと)に、制度的な保障を明確にするべきだと思ふ。





婚外子差別と闘う会

GROUP TO FIGHT DISCRIMINATION AGAINST CHILDREN BORN OUTSIDE OF MARRIAGE

婚差会つうしん No.100

連絡先/〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目10番8号 西天満第11松屋ビル306号 信岡法律事務所内

http://blog.livedoor.jp/konsakai/

http://www22.big.or.jp/~konsakai/

婚差会と私 島津良子

1979年から事実婚生活を始めていた私は、82年10月、婚差会が開いた集会に参加し、その場で会員となりました。私たちが生きていく間に出生届や住民票、戸籍の一部を変えられるとは思えない、そのくらい気の遠くなるような先をめぐした運動でした。25年たった今、振り返ってみれば、少しは変えられた事もあると思いますが、運動への評価は後の人たちがくだすでしょう。婚差会の活動休止にあたって私が書くこととする事は、運動の具体的成果の多い、少ないとは少し違う事柄です。

●出生届を出した頃 私が自分の子どもの出生届を父母との続き柄欄(嫡出、非嫡出のチェックを親自身に強要する)を無記入で提出したのは、84年7月、入会して2年ほどたった頃です。私は、婚姻届を出していない私のつれあい、子どもの父親にも自分が親であると、父親に名を記入して出生届の窓口闘争に参加して欲しいと思っていました。つれあいもそれを了承し、彼と婚差会

メンバーが出生届を持って市役所の窓口に行きました。後で聞けば、実は父欄に記入のある出生届を出すのは会としては初めてのケースでした。会のメンバーには、男性には何の役目も演じて欲しくない、父親が出て来るなんて父系の強化であるという気持ちのメンバーも多かったのです。

●私たちの関係性のあり方 婚差会は一枚岩ではまったくありませんでした。婚姻届を出している人、いない人、男性と同居している人、いない人、仕事を持つ人、専業主婦の人、事実婚カップルで生活している人、つきあった人が別に婚姻関係を持っていない人、子どものいる人、いない人、ア72条にひっかかった人、婚外子として生まれた人、婚外子を産むことを選択した親である人、実にさまざまなたった立場からの主張、感じ方があり、時には誰かが疎外感や違和感を感じて、衝突は何度もくりかえされました。

●活動を通じて得たもの 個々の出生届の窓口闘争から裁判支援、外務省交渉やジュネーブでの国連のロビイ活動まで、婚差会の活動は多岐にわたりました。

私にとって会の活動はルーティンワークそのものだったし、合宿や会合のたびに連れて行った私の子どもたちは、会のメンバーの子ともたちと幼なじみ意識を持って育ち、会のメンバーたちは私がどんな状況にいてもその状況を認め、思うように活動に時間を避けてくても、責めめせず見守ってくれる、複数の大切な人生の同伴者となりました。

婚外子差別撤廃という目標と共に、運動の中で立場や感じ方、主張の違う人と人がつながり続ける事、これがいかに困難な事であるか、問題のあるたびに痛感しながらも、それでもつながり続けるようにする努力の大切さを主張し続けた事、それが婚差会のめざしたもう一つの目標であったと思います。

傷つき、傷つけた事は無数にあつたし、その目標が十全に達せられたとは言わないけれど、それが言葉だけだった事、婚差会の運動の大きな特質であったし、値打ちであったと、少なくとも私は思っています。このことを、通信の最後に書き記しておきたいと思つたのです。

★長い間のつうしん二購読、ありがとうございます!!

■「婚差会つうしん」100号発行感謝パーティー  
これまでの活動を振り返りながら、楽しく交流しましょう。  
参加は無料です。  
日時：3月17日(土) 17:30~19:30  
会場：紫微星(シビセイ)  
(JR環状線天満駅北口から徒歩1分)  
参加ご希望の方は2月28日(土)までに信岡事務所まで名前と連絡先を明記してFAXで送信してください。

たくしん FAX 06-6362-0221  
来て下さい!

100号の目次

- ・婚差会と私(島津・M・進藤・アイト・信岡) 1~3
- ・会計報告/日本のSMを英語圏に紹介する本... 3
- ・事務局会議録/別姓などの世論調査Mネット分析... 4
- ・戸籍のない子のパスポート(新聞刊)/婚差会略年表... 5
- ・働か始めた民法72条(新聞記事から)... 6~9
- ・生活保護の母子加算3年廃止/産後幼児手当加算戸籍のない子、20年たつて終算(新聞記事から)... 10
- ・別姓の闘争/代理出産/海外の重婚( )... 11
- ・内閣府の世論調査/子の親を認知権利( )... 12
- ・住基ネット大阪高裁違憲、石川訴訟不当判決... 13~14

# 婚差会と私

M M



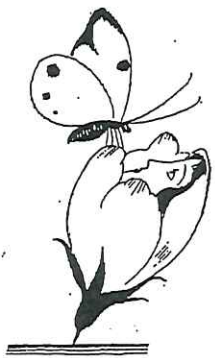
「婚差会772」が100号を数えることになったんですね。善積さん、大田さんはじめ編集に最後まで関わって来られたスタッフの方々に、本当にお疲れ様でした。今後はインターネット、ホームページで、ということになるのでしょうかね。私も何年か前に婚差会のホームページに載せてもらったことがありますが、その後はウィルスに悩まされ、経済的なこともあって、現在はつないでいません。これを機にまた挑戦しようかなと思います。

いろいろなことがあって小豆島に引っ越してからは、ほとんど活動に参加できず、申し訳ない限りですが、思い出すままに少し書いてみます。

●つうじくと活動の思い出  
「つうじ」と言えば、子どもがまだ赤ちゃんだったとき、子どもを寝かしつけたら、ふとの上の小さな机を置いて、婚差会の原稿を書いたこともありました。まだワープロでも、ましてパソコンでもなく、手書きの「つうじ」の時代でした。

また、種々のパンフ発行、ことに「ちょ・ちよっと待つて夫婦別姓、婚外子差別はどうなるの?」は、もう少しで夫婦別姓の法律が通りそうということ、必死で作った覚えがあります。  
児童扶養手当の改悪阻止も大きな課題でした。私もこの手当がなかったら、子どもを育てることはできませんでした。しかし、改悪は止まることを知らず、生活保護などでも母子加算は切られる方向にあり、この国は「少子化」の理由を少しも「わかっています」。その頃も冗談っぽく口にしていましたが、母子家庭、ひとりの親家庭は、表彰状(副賞付き)をもらっても間違っていないと今でも思っています。

●最近の暮らしぶり  
その後、同居人(子どもの父親ではない)と婚姻届を出し、子どももその人と養子縁組をしました。子どもが非嫡出子であることに変わりはありません。子どもの戸籍の父親欄は認知をしないので空白のままです。同居人は認知をしたかったようですが、それはできません。子どもには事情(自分が非嫡出子であること)を話し



●気がかりなこと  
気がかりと言えば、最近も新聞などで取り上げられている民法772条のことです。20年以上前、この法律を知ったとき、本当に驚きました。私の記憶では、北川れん子さんのことが婚差会で最初だったと思います。彼女は幸いに300日を過ぎて出産し安堵したことでし

た。しかし、ながきさんや滋賀県の女性のことなど、法律が改正されず、未だ解決せず、今も申し訳なく思っています。  
子どもは進学して家を出しましたが、偶然にもインターネットでお世話になってる兵庫県の女性県議がこの問題に引っかかっている。そして、わたし自身は、その後別姓で名のり続けていますが、子どもは養親の父の姓を使っています。学校での部活のこともあり「使い分けるのが面倒だから、もういい」と言っていますが、使い分けている私に「お母さんはする」と言ったこともありました。

非嫡出の子を産んだことで、私は婚差会が関わってきた問題と縁が切れることはありません。問題が何ら根本的には解決していないことを、今回つうじを書いて改めて突きつけられた気がします。何年か、全く活動せず、発信せずでしたが、何かしないと、という気持ちになりました。  
書かせてもらってありがとうございました。

私が婚差会に出会ってもう18年も経ちました。今新聞を賑している772条に引っかかって途方に暮れていた時、大げさでなくこの先どうなるのだろうと不安一杯の私を婚差会の仲間が温かく迎え入れてくれました。それがどんなに私を勇気付けてくれた事か、だからこそ今日まで仲間たちとここまでやってこられた。このことは私の人生のかけがえのない宝ものとなりました。婚差会が一つの区切りをつける今、772条が法改正に向けて動き出した事に何か因縁めいたものを感じてしまいます。婚差会の活動が私にとってライフワークになっていたのですが、ホームページは今後5年間続くものの規模が小さくなり今までのような活動はできません。でも私の気持ちは永遠に婚差会メンバーです。少しずつでも活動を続け、仲間たちとの?がりを保ちたいと願っています。みなさん今までありがとう!そしてこれからも手を携えて行きましょう。  
進藤 清子

【みどりさんへ】原稿を送ってくださいありがとうございます。今後はインターネット、ホームページで、ということになるのでしょうかね」と期待していただいています。今回のつうじん発行停止を決めたのは、メンバーの本業が多忙を極めることになったためです。  
ですから今後、会としての十分な活動をしていく自信は今のところありません。別のところに書いたように婚差会のホームページは当面維持していきませんが更新はあまりできないでしょう。ゲストブックはブログになっていきますので、皆さんなるべく利用してくださいね。  
私自身はあと十数年たつて仕事を離れたら、私のリブの仕上げをじっくり考えたと思っています。(大田)

信岡 登紫子

数年前から婚差会の事務局会議にうちの事務所を提  
供するようになった。

それまでは、つうしんの一  
読者であり、1、2度勉強会  
で話をさせてもらった程度  
のおつき合いだったが、つう  
しんに「何か手伝ってもらえ  
ることがないか」と問い合わせ  
せが掲載されていたので、事  
務所ならOA機器もあるし、  
事務局会議に便利だろうと、  
何となく「よければ」と手を  
あげたのだった。3か月に2  
回ほど土曜の午前11時から  
夕方まで事務所にいるこ  
とは思いの外仕事との折り  
合いが大変な面もあったが、  
「非婚の親と婚外子」の出版  
など、実りも多かった。

それでも一番しんどいつ  
うしん発行作業は、全く手伝  
わすのんきに参加させても  
らえてありがたかった。

私の場合は、自身が婚外子  
を持つシングルマザーであ  
るという立場の他に、弁護士  
として、メンバーから法的見  
解を求められたり、法律相談  
に発展することもあり、不確  
かな知識を確認したり、新判  
例に気をつけたりする好機  
にもなった。何よりも様々な  
仕事に就いている戸籍にと  
らわれない生き方をしてい

る個性豊かなメンバーとの  
おしゃべりが、楽しかった。  
娘も21歳、自分が婚外子で  
あることをどのように考え  
ているのか、未だ真剣に話し  
合えていない。何だかこのま  
ま世の中で婚外子が珍しく  
なくなり、私と娘の間で永遠  
に話題にのぼらないのかも  
しれない。772条問題が連  
日のように報道されている  
この時期に活動を休止する  
婚差会は、とことんマイナー  
志向だったのか？！  
これからも、事務所にお茶  
でも飲みに来して下さい。  
では、また。

婚差会会計報告 (単位:円)  
(2005. 12. 1~2007. 1. 31)

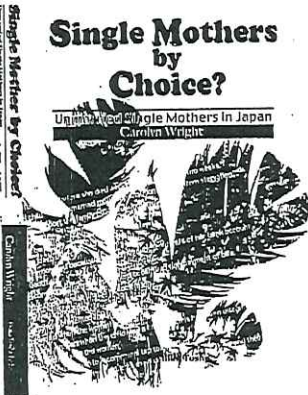
|      |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|
| 【収入】 | 0       | 【支出】    |         |
|      |         | つうしん郵送料 | 66,500  |
|      |         | 会費・購読料  | 15,000  |
|      |         | 合宿補助    | 13,473  |
|      |         | HP代     | 9,800   |
|      |         | 振込料・その他 | 30,690  |
| 繰越金  | 451,666 | 支出合計    | 135,463 |
|      |         | 残金      | 316,203 |



★婚差会では活動の縮小を検討していたため、  
2006年度の会費を集めませんでした。現在残って  
いる会費は、3面の会計報告のとおり。残金は

- ① つうしん100号発行経費
- ② 3月17日パーティー代
- ③ フィーフティネット(年額10000円)、  
HP代(年額10010円)に使います。

婚差会と私



日本のシングルマザーを

英語圏の人たちに紹介する本を書きました!

インタビュー調査で得た情報を「Single Mothers by Choice? Unmarried Single Mothers in Japan」(大阪教育図書、定価2,300円、ISBN978-4-271-11764-1)という英語の本にまとめました。3月上旬に出版されます(100号発行感謝パーティにも持って行きます)。

まず、英語圏にあまり知られていない日本の家族史や社会的な背景と規範、特に戸籍制度のさまざまな問題点を考察しました。そして、非婚シングルマザーや婚外子に対する差別の構成について述べました。また日本の非婚シングルマザーの生活実態について調査・分析しました。さまざまな「サポート」(支援)の種類に焦点を当ててみました。

そして、タイトルが表しているメインテーマとして、非婚シングルマザーになるまでのプロセスの中に、「チョイス」(選択)の意味と非婚シングルマザーの主体性(アイデンティティ)について論じました。大きく分けると、3パターンがみられます。まず、婚姻制度を拒否するなどの理由で、積極的に非婚シングルマザーになる場合。次に、結婚を希望しながら状況が許さず、子どもがほしくて、非婚シングルマザーになる場合。そして、計画せずに「偶然」に非婚シングルマザーになる場合があります。

執筆した私自身をふりかえってみても、差別の中に生きている非婚シングルマザーたちには辛い経験がありますが、社会規範を変革していく個性になると思います。それぞれの人が自分らしく生きていける社会になることを祈って、この本を執筆しました。「英語でも読んでやろう」と思う人は、ぜひ読んでください。  
(ライト・キャロリン)

13年前にイギリスから日本に来ました。すぐにメンバーの善積京子様に出会いました。日本の家族のあり方や婚外子差別などについて教えてもらいました。そして婚差会のメンバーになりました。日常生活においてなかなか同様の非婚シングルマザーと出会うチャンスがなく、私にとって居心地がよくて、仲間作りの機会になりました。

婚差会の面白いところであると思いますが、参加する人たちは統一した問題意識をもつとは決して言えないです。それぞれの独自の立場から婚外子差別について考えていますから、会議中に議論が盛り上がり過ぎて刺激になりました。正直で自分らしく発言できる空間でした。

予定より長く日本に残り、研究を続けました。婚差会のメンバー何人かが調査に協力してくれました。お蔭様で、無事に博士学位を取得できました。この場を借りて、心から感謝を申し上げたいと思います。

長年にわたり、御世話になりました。ありがとうございます。活動を中止することになりまして、ちょっと心細いと思います。何らかの形でメンバーの皆様は自分なりに運動を続けられることでしょうか。ご健康とご多幸を心よりお祈りいたします。



mネット通信 vol. 143  
(2007年2月8日) から

★

【GO】内閣府が別姓などの世論調査の結果を発表 1月27日

内閣府は1月27日、「家族の法制に関する世論調査」の結果を発表しました。調査は昨年11月から12月に、全国の20歳以上の5,000人を対象に行われ、2,766人が回答しました(回収率56.3%)。

この調査は、法制審議会から民法改正案要綱が答申された1996年から、2001年、2006年と5年ごとに行われ、夫婦別姓に関しては同じ質問をしています。mネットによる調査結果の分析をお知らせします。

●分析1 選択的夫婦別姓制度、賛成が僅差で反対を上回るが、60歳未満では賛成多数

96年からの調査年次順に次のとおりに移っています。

- ・「同姓強制を維持し別姓に反対」が[39.8→29.9→35.0]%
- ・「戸籍上の別姓に賛成」が[32.5→42.1→36.6]%
- ・「通称使用の別姓に賛成」が[22.5→23.0→25.1]%

すでに報道されているように「賛成と反対が拮抗」とも見えますが、60歳未満に限れば別姓賛成45%、通称使用の別姓賛成30%で、実に75%の男女がなんらかの形で別姓に賛成しています。しかし、回答者総数の中で60歳以上の占める割合が増えたことも影響して(後述)、反対が上昇した数値となっています。

●分析2 事実婚夫婦は、全年齢層が正式な夫婦と同等視

結婚改姓を避けて事実婚にしている夫婦を「正式な夫婦と同じような生活ならば正式な夫婦と変わらない」と考える人が[69.8→69.6→72.0]と上昇しました。

●分析3 別姓は、全年齢層で家族の一体感・配偶者の父母との関係に影響しない

別姓が「家族の一体感には影響がない」と考える人は[48.7→52.0→56.0]と上昇し、「配偶者の父母との関係に影響がない」と考える人も[69.1→70.4→77.2]と上昇しています。この傾向は全年齢層に共通しています。夫婦別姓に反対の理由に挙げられてきた「家族の一体感が損なわれる」や「配偶者の父母との関係に悪影響」などは実際に思っている人は少なく、別姓に反対する理由として根拠がないことがわかります。

●分析4 婚外子の法律上の取扱い、全年齢層で不利益扱いを禁じる考え

「子どもに責任はないから不利益な取扱いをしてはならない」は96年と比較して(01年は調査していない)[54.5→58.3]と上昇し、不利益を肯定する[21.9→18.5]が低下しています。この傾向も全年齢層に共通しています。

●分析5 01年と比べ有効回答数で高齢層が増加

調査対象者を年齢別にみると、次のとおり高齢層が増加したうえに、若年層の回答率が悪かったため、回答者に占める高齢者数は前回より増えています。20~39歳では、依頼数[1,681→1,466]回収数[1,069→655]で、60歳以上では依頼[1,419→1,620]、回収[1,072→1,025]となり、依頼段階で若年層を減らしたことで、回収結果では高齢層が若年層の1.6倍になっていることなど、高齢層の考えを反映しやすく、婚姻の当事者年齢層の考えを反映していない調査と言わざるを得ません。

法務省は「国民の意見が割れており、直ちに改正案を提出する必要はない」と慎重な姿勢を示しています。しかし、そもそも人権問題について、賛否が拮抗していることを法改正しない理由に挙げることは許されません。日本が唯一の夫婦同姓強制国であること、婚外子差別の撤廃を何度も国連の機関から勧告されていることなど、人権侵害を放置していることが問題です。

【事務局会議録】

12月~2月の会議で、次のことを決めました。  
★「婚差会つうしん」は今号をもって発行を当分の間お休みし、定期的な事務局会議も停止します。  
★婚差会として活動する必要がある場合は、事務局メンバーで協議して決めます。

★事務局メンバーは、ここ数年の事務局会議参加者から相互推薦で決めました。ご了解願います。

★3月17日以降の各種着信の取り扱いについて  
連絡先の信岡事務所に届いたもののうち、検討の必要があるものは事務局メンバーに連絡する。  
★婚差会の会員各自が「婚差会」の名称を使いたい時は、必ず信岡事務所まで郵便で連絡してください。事務局メンバーで内容を検討します。

★婚差会では活動の縮小を検討していたため、2006年度の会費を集めませんでした。現在残っている会費は、3面の会計報告のとおり。残金は

- ① つうしん100号発行経費
- ② 3月17日パーティー代
- ③ フィフティネット(年額10000円)、HP代(年額10010円)に使います。

※③については、5年間は支払える見通しです。なくなれば事務局メンバーで話し合います

長い間のつうしんご購読および活動へのご支援、本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。



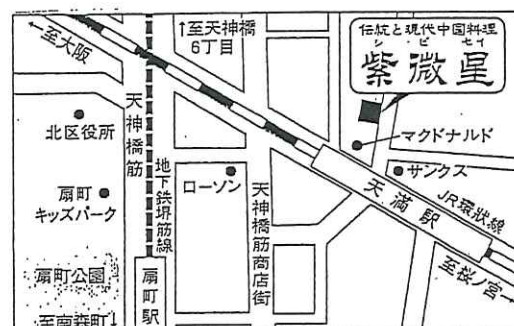
■「婚差会つうしん」100号発行感謝パーティー

これまでの活動を振り返りながら、楽しく交流しましょう。参加は無料です。

日時：3月17日(土) 17:30~19:30

会場：紫微星(シビセイ)

(JR環状線天満駅北口から徒歩1分)



ACCESS: JR環状線「天満駅」北口より徒歩1分

参加ご希望の方は2月28日(土)までに信岡事務所まで名前と連絡先を明記してFAXで送信してください。

FAX 06-6362-0221

京都支局 太田 裕之

編集記者から

この時代、日本国籍があるのは明らかでも、パスポート(旅券)を取得できない人たちがいる。申請の際に必要な戸籍謄抄本を取

夫婦親の多様化やさまざまな事情から、婚姻届を出さない事実夫婦や一人の子を産み育てる母親は少なくない。

京都府の高校2年、柴崎ルウさん(17)の母文恵さん(42)は、彼女が生まれた89年に出生届を出した。しかし、法的に婚姻していなかったことから、「差別につながる」と悩んだ。



現場で考える

旅券取れぬ「日本人」



「戸籍抄本が出来次第提出する」との誓約書を提出させられた上で旅券を受け取った柴崎ルウさん—京都府旅券事務所10月

「戸籍なし」事情見よ

籍の有無で子どもの権利を制限しないで」と訴えたが、発給を拒否された。翌年、旅券取得のため国に国籍確認を求め提訴。05年の1審判決では「国は国籍保有を認めており、訴えの利益がない」と却下(控訴審判決でも棄却)された。この訴訟で、国はルウさんの国籍を認めた。

10月2日。文恵さんは、やむを得ず区役所に出生届を再提出した。「非嫡出」とした戸籍が作られ、13日、旅券事務所が旅券が発給された。立ち会った私は安堵したが、文恵さんは「戸籍制度と17年間闘ってきたのに……」

は旅券を取得できない。背景には、母親が前夫から受けた家庭内暴力(DV)がある。身元が分かるため具体的に書けないが、自宅から遠く離れた街で、彼女が語ってくれた体験は凄惨だった。前夫から逃げ出し、女性相談所に保護されたものの突き止められてさらに避難。その際助けてくれた男性との間に生まれたのがルウさんだ。実の父母である2人が、男性の姓で出生届を出した。しかし、受理されなかった。

こうした境遇をルウさんは知らない。「いつか話さなければと思うけど」。口ごもる母に、私は言葉がなかった。「親の事情で子どもの人権が制限されるのは不当」と、市民団体「民法と戸籍を考える女たちの連絡会」代表、ながきのりこさんは話す。立命館大学法科大学院の二宮周平教授(家族法)は「戸籍は、国民が国籍や家族関係などを証明するための手段にすぎず、必要条件とするのは本末転倒」と指摘する。

- 一九七七 昭和五二 神戸市で「リブ合宿でグループせきりん」結成
一九七九 昭和五四 『女エロス』(社会評論社)1-2号特集「婚姻制度の呪縛を解け」をグループせきりんが担当
一九八二 昭和五七 5月 堺市で出生届の窓口闘争開始「グループせきりん」は「婚外子差別と闘う会」に改称。パンフ『婚外子差別のたたかい』(出生届の「父母との関係欄」は「いらん!」)発行
一九八七 昭和六二 大阪で「女にとっての戸籍を考えよう」集券パンフ『出生届のミニガイドブック』(出生届を出す前にちょっと考えてみませんか)発行
一九八八 昭和六三 神戸で「トク&ティスカッション」こんなものいらない! 婚姻届 認知届として戸籍「開帳」パンフ『こんなものいらない』(こ・せ・き「戸籍」)発行
一九八九 平成二 浜名湖で「私生子差別をなくす会」と合同合宿大阪で討論集会「ちよ・ちよと待つて! 夫婦別姓! 婚外子差別はどうなるの?」後にパンフ発行
一九九〇 平成三 神戸市で「戸籍が奪つた子どもの人権2・12集会」父性の押しつけと子どもの人権を考える。『民法と戸籍を考える女たちの連絡会』発行。4団体で法務大臣に「婚外子差別撤廃」要請提出
一九九一 平成四 住民票簿裁判原告らを招き大阪で集会「非嫡出子権利裁判不判決に抗議する」『夫婦別姓』裁判だったの?!
一九九二 平成五 『非婚を生きたい』(倉本書店)発行。初の全国集会「婚外子差別をなくそう東京集会」子どもの権利条約が泣いている」に参加。「婚外子差別撤廃」の国会議員活動およびユニエーブの国連規約人権委員会でのロビー活動に参加
一九九三 平成六 京都でシンポ「天皇の軍隊に犯された女達」(従軍慰安婦問題)性生を奪つた戸籍制度。記録パンフ作成
一九九五 平成七 最高裁判決「婚外子相続差別は合憲」原告を大阪に招き集会「それでも婚外子差別撤廃法は違憲だ!」(法定相続分の差別撤廃に向けて)
一九九七 平成九 「子どもの権利条約 市民・NGO報告書を作る会」に婚外子差別についての基調報告書提出
一九九九 平成一一 大阪で佐藤隆夫氏の講演会「これからの親子法」血縁原理を超えて。記録パンフ作成
二〇〇〇 平成一二 ホームページ立ち上げ
二〇〇一 平成一三 大阪で集会「婚外子集まれ! 民法改正から婚外子差別を消すな!」。小冊子を全国各議員に送付。シングルマザー・セクハラ裁判原告「時任玲子さんを支援する会」結成
二〇〇二 平成一四 大阪で「支援する会」と共催で「いよいよ控訴審! 当事者の声にもう一度耳を傾けよう!」シングルマザー・セクハラ裁判を考える会 開催
二〇〇四 平成一六 『非婚の親と婚外子: 差別なき明日に向かって!』(倉本書店) 出版
二〇〇五 平成一七 国立女性教育会館(NUEC) シェンター・フォーラムでワークショップ「婚姻届の代償は?」子どもの父は前夫?」

前夫とされてしまうのだ。母は後に前夫と離婚できたが、今でも、ルウさんの戸籍を作るために出生届を出し直す。まず前夫の籍に入る。前夫と親戚関係がないと裁判所で確認する審判も可能だが、前夫が争えば容易ではない。極めて不条理だが、これが現実だ。戸籍を得ようとするルウさんの存在や居場所を前夫に知られてしまう。母は前夫から殴られるの暴力を受けて障害を負い、離婚裁判の際には警護がついた。今も隠れて暮らしており「見つければ殺される」とおびえている。子どものために、前夫を殺して自分も死のうか」と真顔で話す。

うになった。運転免許証も取得できる。だが、旅券は20年以上前から指摘されながら、いまだに大きな壁のままで。戸籍や旅券を拒否する外務、総務、法務各省はいずれも「戸籍がない人は想定していない」と口をそろえる。現行制度を崩さないために例外に寛容になれず、現実を無視する姿勢に見える。DVや離婚後のストーカー行為、児童虐待など家族をめぐるさまざまなトラブルが顕在化している中、戸籍がない人は相当数いるはずだ。「私のように隠れ住む立場では声を上げられない」。ルウさんの母の言葉が、今も私の胸に突き刺さっている。

# 何って戸籍

2007.2.9 朝日

## DV恐れ 出生届出せず 旅券なし 修学旅行宙に

「戸籍って何」。母親が夫の家庭内暴力(DV)を避けて別居中に、新しいパートナーとの間に生まれた滋賀県の女子高校生。戸籍がないために旅券(パスポート)をとれず、海外への修学旅行に参加する道を閉ざされていることをきっかけに、戸籍の意味を考え出した。このまま戸籍がない状態が続けば、将来結婚した時に婚姻届も出せず、生まれた子どもも無戸籍になる恐れがある。女子高校生は支援者の民法改正を訴える運動を始めている。

### 滋賀の高校生「法改正を」

「あなたには戸籍がないの」。滋賀県内に住む高校1年の坂上クミさん(16)は仮名は今年の元旦、自宅で母親からそう打ち明けられた。「あなたが問題を理解できるまで待っていた」と母親は言ったが、クミさんはびんとこなかった。今夏の海外への修学旅行に備えて、大津市の県パスポートセンターに旅券の申請に行ったのは、その3日後。母親と支援者も一緒に、報道陣の取材を受け、その場でクミさんに「坂上クミ」という仮名を名乗った。

母親はクミさんや支援者らと今月1日、外務省や法務省を訪ねた。A4の紙3枚につづった陳情書を読み上げ、「親の事情で子どもを差別しないで」と涙ながらに訴えた。しかし外務省旅券課の対応は変わらなかった。「戸籍の提出がない限り発給はできません」。クミさんと同じ境遇の人は他にもいる。母親がDVを受け、戸籍がない神戸市の女性(23)は、高校生だった約7年前、海

外でホームステイをしよるという旅券を申請したが、受理されなかった。ストレスから不登校になり、高校を辞めた。今年1月にも旅券を申請したが、結果は同じだった。結婚しても婚姻届が受理されない、子どもが生まれても出生届を出せない、相続人にもなれない……。不安は尽きない。「戸籍制度をさげなかつたらどれだけ幸せに暮らせるか」。戸籍の問題で困っている人は私以外にもいる。

### 法改正求め 母ら訴え

「離婚から300日以内に誕生した子は前夫の子」とする民法772条のため、今の夫の子と証明できても子供を戸籍に入れられないという両親が25日、法務省や各政党に法改正を求め、会見を訴えた。会見したのは、NPO法人親子法改正研究会(大阪市)の代表理事、井戸正枝さん(41)ら約10人。井戸さんは離婚成立から265日目の02年11月、現在の夫との息子海如くん(4)を出産。ところが、市役所に前夫を父とする出生届を提出するように言われ、驚いた。別居から何年もたつ元夫がなぜ父になるのか。結局、今の夫を相手にした「強制認知」の裁判を経て03年11月、やっと戸籍を登録した。

**離婚後300日問題 法相見直し示唆**  
離婚後300日以内に生まれた子供が「前夫の子」とされる民法772条をめぐり、今の夫の戸籍に入れたいと望む親たちが法改正を求めている問題で、長勢法相は26日の閣議後会見で「家族についての意識も変わってきているのか」とも述べた。医療技術の発展も影響しているのかもしれない。考えなければならないのは「見直しも含めて検討していく考えを示した」。

民法772条 民法772条は、婚姻中に生まれた子どもは夫の子と推定する。と定めている。このため、法的に婚姻関係が解消されない状態で、ほかの男性との間に生まれた子どもも夫の子と推定される。同居をめぐっては「離婚後300日問題」も浮上。法的な離婚の日から300日以内に生まれた子は前夫との間に生まれたものと推定される。戸籍の考えを示している。

DV問題に詳しい長谷川京子弁護士の話 現行の戸籍制度では、離婚後も一定期間、前妻が子どもを産んで届け出れば、前夫にわかるようになっているが、女性やその子をかえって苦しめるだけだ。戸籍を夫婦単位から個人単位に改め、親子関係は科学判定で決定できるように「個人単位」へ改めよ。

### 離婚300日以内出産→前夫の子

離婚後343日目の出産はすが292日目に切迫早産したため、今の夫の子としての出生届を認められず、無戸籍で集中治療室での治療を続けている赤ちゃんの母親は「戸籍がないため、子供の健康不安に加え、医療費の不安も強い」と話した。



2006.12.5.3.27  
子のいる性同一性障害の男性 戸籍変更申し立て  
性同一性障害の男性2人が11月13日、戸籍の性別を女性に変更するよう、奈良地裁と神戸家裁尼崎支部に申し立てた。2人はいずれも子どもがおり、2004年に制定された性同一性障害特例法ではそのことで性別変更ができない。この法律は施行から3年後に必要と認められるときには見直しをする、とある。2人の訴えをきっかけに議論の活性化が期待される。



生れて2年たつのに戸籍に  
登録されていない女の子が  
いる。女児は母親(23)の離婚成立  
から226日後に誕生した。離  
婚から300日以内に誕生した  
子は前夫の子とする民法の規  
定により「前夫の戸籍に」とする  
役所に対し、父親(24)は「わが子  
であり、自分の戸籍に」と主張。  
女児はこのままでは保育園や学  
校にも通えない。健康保険が適  
用されないため、父親は医療費  
の全額負担を強いられている。  
父親と母親は03年10月末に知  
り合い翌月から同居を始めた。  
父親はその後、母親に夫がいて  
離婚が成立していないと知っ  
た。04年5月17日に離婚が成立

# もうすぐ2歳に 戸籍のない女の子

2006  
12/24  
毎日

同12月24日に新たに婚姻届を提  
出。5日後に女児が生まれた。  
当時住んでいた埼玉県蕨市役所  
に出生届を出したが、民法を理  
由に受理されなかったという。  
母親は今年3月に家を出たま  
ま行方が分からなくなったた

離婚を伴った親子関係  
民法772条は、離婚  
後226日以内  
に生まれた子  
は前夫の子と  
する。最高裁  
は99年(明  
治31)年に  
施行された  
民法は度々改  
正されてきた  
が、772条は  
実質的に変わ  
っていない。  
最高裁は99  
年に、離婚  
から300日  
以内生まれ  
た子供でも  
離婚前から  
夫婦として  
実態が失わ  
れていない  
場合、前夫  
の子と推定  
を受けると  
の判断を示  
している。

## 「前夫の子」民法の壁

め、女児は今さいたま市内にあ  
る父親の実家で育てられてい  
る。岩槻区役所は、女児を前夫の  
戸籍に入れた後で養子縁組する  
ことや前夫に親子関係不存在を  
確認する裁判を起してもう  
ことなどを提案。しかし、父親は  
「自分の娘を一時的にでも他人  
の戸籍に入れることは納得がい  
かないし、前夫とほかかわりを  
持ちたくない」と話している。  
区役所は「女児の将来を考え  
ると気がかりだが、法の原則は  
曲げられない」と頭を抱える。  
支援に当たる市民団体事務局長  
の山中幸男さんは「母親は、父  
親と同居を始めた時点で前夫と  
は接点がなく、女児が父親の子

## 母が離婚後 226日で誕生

二宮周平・立命館大法学大  
院教授(家族法)の話 今の法  
律は、男女関係がこれほど多様  
化するのを想定しておらず、  
見直す時期に来ている。最高裁  
判例をもとにすれば、前夫と母  
親が離婚前は同居していなかっ  
たとする上申書を父親が出せ  
ば、役所が配慮して認めるとい  
う柔軟な対応ができればいい。

## 離婚から300日以内誕生—前夫の子

「離婚から300日以  
内に誕生した子は前夫の  
子」との民法の規定が各  
地で問題となっている。  
が、多くの夫婦が婚姻や  
出生を届け出た時に規定  
を知らされていない。喜び  
もつかの間、「法の壁」が  
重くのしかかる。今の夫  
の子」として戸籍に登録  
するためには「前夫に親  
子関係はない」と裁判で  
証言してもうかがうことが原  
則として必要となる。前  
夫との再会を拒む女性だ  
けでなく、当事者たちは  
負担を強いられている。  
■暴力振るう前夫避け  
東京都世田谷区の女性  
(22)は03年8月、前夫と  
別居。離婚は04年6月だ  
った。新たな相手との出  
会いは別居から4カ月  
後。1年間の交際を経て、  
離婚から半年後の04年12  
月に結婚。05年1月に女  
児が生まれた。  
女性が規定の存在を知  
ったのは、04年12月に役  
所に婚姻を届け出た時  
だ。妊娠10カ月と告げる

## 届け出時「えっ、どうして」

## 法の壁…当事者に負担

と、窓口で「生まれたく  
いことをしたみたい」。  
る子は現夫の戸籍に入れ  
盛岡市に住む女性(39)  
は、昨年10月に産んだ女  
児がまだ戸籍に登録さ  
インターネットなどで  
調べたところ、前夫の家  
庭裁判所での証言が必要  
と分かった。前夫は毎晩  
のように飲み歩き、女性  
を殴り、家具を壊すなど  
した。「また嫌がらせに  
耐えなければならぬ。ど  
か」。衝撃で一週間寝込  
んだ。  
女性には、DNAによる  
親子鑑定書などの資料を  
もって、娘の親権者とし  
て今の夫を相手に認知を  
求める調停にこぎつけ  
た。前夫の証言がいらな  
い手続きで、家裁からは  
「特別に事情を考慮した  
と言われたという。  
05年4月から3回の調  
停で、6月に娘と現夫と  
の父子関係が認められ  
た。女性は「短期に正し  
い戸籍が取れるルールを  
整えて」と訴える。  
■前夫の協力は得たが  
「裁判所とは無縁と思  
い出せば済むようにして  
っていたのに、まるで悪  
規定を巡っては、前夫  
の子となるのを拒んだこ  
とによる無戸籍の子供の  
存在や、今の夫の子とす  
るために前夫を巻き込ん  
だ裁判などが必要にな  
るなどの問題点が明らかにな  
っている。【工藤哲】

2007.1.26  
離婚後出生児規定  
法務省が実態調査  
「離婚から300日以  
内に誕生した子は前夫の  
子」とする民法772条  
の規定について、法務省  
は26日、実態把握のため

この写真に「パパ」とママの子に「ママ」という言葉が  
ついてたけど、あなたは最初から両親の子だよ。  
さいたま市  
【工藤哲】撮影・野田武

### 法改正を求め 親の会が会見

「えっ」と訴えた。  
なるといふ都内の男性会  
員に臨んだのは、離  
婚成立後265日、男児  
を出産した体験からNPP  
O「親子法改正研究会」  
(大阪市)を発足させ、同  
様のケースの相談に応じ  
ている井戸正枝さん(41)  
「神戸市東灘区」の7  
人。約2カ月早産だった  
ため役所で出生届が受理  
されなかった東京都墨田  
区の夫妻や2歳になるの  
公明、共産、市民各派の  
議員事務所などを回り、  
要請書を提出して、法律  
の改正を求めた。

4 2007.1.26 毎日朝刊  
「離婚から300日以内  
に誕生した子は前夫の  
子」とする民法772条  
により、我が子を今の夫  
を振り返り、「再婚する  
の戸籍に登録するため裁  
判などをした経緯を持つ  
親たちが25日、東京・永  
田町で、法律の見直しを  
求めて記者会見した。親  
たちは「生まれた子供に  
罪はない。前夫を巻き込  
んで法的手続きを取らな  
ければならない法律を納  
得できるものにしてほし  
離婚から300日以内に

# DVから逃れ、戸籍ない高校生 修学旅行の旅券申請保留

2007/1/5 朝日

母親が前夫の暴力(DV)で離婚できなかったために出生届が出せず、戸籍のない滋賀県内在住の高校1年の女子生徒(16)が4日、修学旅行で海外へ行くため県パスポートセンター(大津市におの浜1丁目)で旅券の発給を申請した。しかし、同センターは「戸籍抄本がない」として申請書類を保留にした。

女子生徒の母親は、前夫のDVから避難し、その時に助けてくれた男性との間に女子生徒が生まれた。翌年、裁判で離婚が成立したが、民法上、婚姻解消から300日以内に生まれた子は婚姻相手の子とみなされ、男性の姓で提出した出生届は受理されなかった。女子生徒の戸籍をつくるには前夫の協力が必要だが、母親は今も前夫の暴力におびえ、住所を知られたくない状況という。

この日、女子生徒は両親や支援者らと同センターを訪れ、申請書や戸籍作成の資料にされる病院の出生証明書などを提出した。同センターは「外務省など対応を協議したい」と書類は受理しなかつた。

支援団体「民法と戸籍を考える女たちの連絡会」(神戸市)は「修学旅行という自ら選択できない事情なのに、親の事情から海外渡航や人権を制限されるのは不当」とし、今後でも受理を訴えるという。

## 続報

2007/1/17 朝日

戸籍ない生徒の旅券申請不受理  
滋賀県が通知

母親が前夫の暴力(DV)で離婚できなかったために出生届を出せず、戸籍のない滋賀県内の高校1年の女子生徒(16)が旅券の発給を申請し、県が保留していた問題で、県は16日、戸籍抄本が提出されていないことを理由に申請を受理しないことを決めた。女子生徒に文書で通知した。

女子生徒は今年4日、海外への修学旅行に参加するため、県パスポートセンターに戸籍抄本を除く必要書類を提出したが、県側は「対応を協議したい」と保留していた。外務省と協議した結果、旅券法で定められていた戸籍抄本の提出がない限り、受理できないとの結論になったという。

ブンちゃんの時より後退している...

## 離婚後300日以内に出生

2006/12/31 毎日

離婚後300日以内に生まれた子は「前夫の子」とする民法の規定を覆し、神戸市東灘区の井戸正枝さん(41)兵庫県議は、裁判を経て我が子を「現夫の子」にした。さいたま市で生まれて2年たつのに戸籍に登録されていない女兒の存在が明らかになったが、このケースでも午後1年間、男児が登録されなかった。井戸さんは、その間を「生後間もない子を抱えており、精神的、肉体的に大きな負担」と振り返り、法改正の必要性を訴える。

井戸さんは01年11月から前夫と別居、02年3月に調停離婚が成立した。団体職員(智樹さん(47))とは02年1月から同居を始め、同11月に結婚、海如君が生まれたのは、離婚成立から265日後だった。芦屋市役所に提出

# 「強制認知」で現夫の子に

### 神戸の男児 1歳でやっと戸籍

離婚後300日以内に生まれた子は「前夫の子」とする民法の規定を覆し、神戸市東灘区の井戸正枝さん(41)兵庫県議は、裁判を経て我が子を「現夫の子」にした。さいたま市で生まれて2年たつのに戸籍に登録されていない女兒の存在が明らかになったが、このケースでも午後1年間、男児が登録されなかった。井戸さんは、その間を「生後間もない子を抱えており、精神的、肉体的に大きな負担」と振り返り、法改正の必要性を訴える。

戸籍登録のためには、前夫が自分の子であることを否認する「嫡出否認」とを家庭裁判所で認めてもらうなどの方法がある。そのためには、前夫の証言が必要だが、井戸さんは、前夫の証言を必要と

# 「出生」届けたら「死亡」

## 両親が奈良市提訴へ

市役所に長男の出生届を提出したら戸籍に「死亡」と書かれ、著しい精神的苦痛を受けたとして、奈良市在住の両親と長男が27日、同市に100万円の損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こす。市は「戸籍を電算化し、本来の状態に戻す」との約束文を両親に渡しながらか、放置していた。原告側は「一連の対応はその場しのぎで、不法行為にあたる」と指摘している。

原告側によると、長男は90年6月に生まれ、父親(48)が同市役所に出生届を提出。02年1月、長男の戸籍を確認したところ、生まれた日付で「奈良市で死亡」と記載されていたのに気づいた。市は直後に修正したが、「再製の文字が残り、不自然な戸籍になった」という。

当時の担当者は「2、3年後に戸籍を電算化するので、再製の文字は消える」と記した約束文を両親に渡した。現在、両親は「出生届を提出した時点で、長男は死亡した」と主張する。

原告側弁護士は「ミスを問うから問う目的」と主張する。市によると、戸籍の電算化に必要な機器の設置費用などを来年度予算案に盛り込むことを検討中という。林啓文・市民生活部長は「戸籍の誤記や文書が引き継がれなかった点は市側のミス。現在は誠意を持って対応している」と話す。

だが、担当部署内での文書は引き継がれず、戸籍の電算化もされていない。原告側弁護士は「ミスを問うから問う目的」と主張する。

## 「対応不誠実 姿勢ただす」

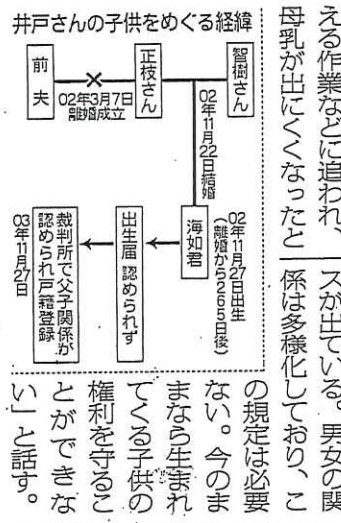


海如君は今4歳になり保育園に通っている(後ろは正枝さん)。

「強制認知」の裁判による判決で法的な保障を得ることができた。03年9月に神戸市役所に出生届を提出したが、戸籍登録のためには、前夫が自分の子であることを否認する「嫡出否認」とを家庭裁判所で認めてもらうなどの方法がある。そのためには、前夫の証言が必要だが、井戸さんは、前夫の証言を必要と

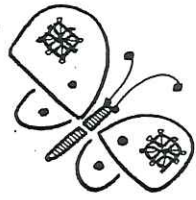
で、智樹さんを相手に海如君を我が子と認めてもらう「強制認知」の裁判による判決で法的な保障を得ることができた。03年9月に神戸市役所に出生届を提出したが、戸籍登録のためには、前夫が自分の子であることを否認する「嫡出否認」とを家庭裁判所で認めてもらうなどの方法がある。そのためには、前夫の証言が必要だが、井戸さんは、前夫の証言を必要と

地裁尼崎支部に提訴した。争いはないため、同日には海如君が智樹さんの子と認められた。当時フリーライターだった井戸さんは、子育てと並行して国会議員や弁護士に相談するため奔走、裁判をするを決めた。からも必要な書類をそろえる作業などに追われ、母乳が出なくなると、この規定は必要ない。今のままなら生まれつつある子供の権利を守ることができない」と話す。



2006.12.27 朝日





m ネット通信 vol.143  
(2007年2月8日) から

★  
【国会】衆議院予算委員会  
で枝野議員が嫡出推定  
について質問 2月7日  
衆議院予算委員会で民

主党の枝野幸男議員が2  
月7日、離婚後300日  
以内に生まれた子どもを  
前夫の子どもとみなす  
嫡出推定規定について  
質問しました。

枝野議員は「前夫の子  
と推定されたことを覆  
そうと思ったら裁判す  
るしかない。実態と合  
っていない規定は改善  
の必要性があるのでは  
ないか」と質しました。

これに対し長勢基遠法務大臣は  
「できるものがあれば  
早急に検討したい」と  
答えました。また、自  
治体の戸籍窓口の担当  
者でつくる「全国連合  
戸籍事務協議会」が、  
2002年に法改正

や運用改善を法務省に  
要望していたことにつ  
いて、枝野議員は「要  
望があったのに法務省  
がほったらかしにして  
いるのは怠慢」と厳しく  
指摘しました。さらに、  
この規定が離婚届を提  
出するまで性交渉があ  
ることを前提にして

「離婚の話合いや調停  
のプロセスで夫婦関係  
はないと考えるのが社  
会通念。離婚から300  
日を前の夫の子と推定  
するのは、推定の前提  
になる根拠が明らかに  
社会常識、社会通念か  
らずれている。これは  
調査以前の問題」と  
批判しました。

「前夫の子」となるのを拒んだことにより、  
戸籍のない子供が存在する  
▷今の夫の子とするため前夫を巻き込んだ裁判が必要  
▷DNA鑑定など科学的証明があっても、規定が優先  
▷裁判で現夫の子と戸籍登録できても前夫の名が残る  
▷離婚後に妊娠しても、早産などで300日以内に誕生するケースがある  
▷規定が周知されていない

# 「離婚後300日以内に誕生なら前夫の子」

## ■「300日規定」の主な問題点■

- ▷「前夫の子」となるのを拒んだことにより、戸籍のない子供が存在する
- ▷今の夫の子とするため前夫を巻き込んだ裁判が必要
- ▷DNA鑑定など科学的証明があっても、規定が優先
- ▷裁判で現夫の子と戸籍登録できても前夫の名が残る
- ▷離婚後に妊娠しても、早産などで300日以内に誕生するケースがある
- ▷規定が周知されていない

# 時代遅れ？ 民法772条

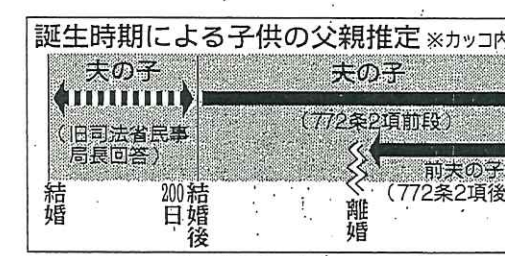
## 再婚激増

民法772条—1898（明治31）年施行—  
①妻が婚姻中に妊娠した子は、夫の子と推定する②婚姻成立の日から200日を過ぎた後、または婚姻解消・取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に妊娠したものと推定する。

## 早産傾向

組に1組が再婚カップルで、75年の12・7%の倍になっている。  
また、毎日新聞が先月、都道府県庁所在地の市区を対象に行った調査では、過去5年間で規定に基づいて出生届の受理・修正があった市区は全体の8割を超えた。多くの自治体で、こうしたケースに直面している実態が浮かび上がる。

また、毎日新聞が先月、都道府県庁所在地の市区を対象に行った調査では、過去5年間で規定に基づいて出生届の受理・修正があった市区は全体の8割を超えた。多くの自治体で、こうしたケースに直面している実態が浮かび上がる。



「前夫の子」以外の子に  
する方法には、夫側から  
裁判に訴える「嫡出子否  
認」がある。手続きを取  
れるのは、子の誕生を知  
ってから1年以内。期間  
出産が早期化する傾向  
にあることも、300日  
規定に抵触する可能性を  
高める。厚労省の人口動  
態統計は、妊娠期間を▽37  
週未満（早期）▽37〜41  
週（正期）▽42週以上（過  
期）に分け、80年に全体  
の4・1%だった早期が  
04年に5・7%に増え、  
逆に過期は4・4%から  
5・6%に減ったことを  
分析する。

# クロアツ

2007 2.7.毎日

「離婚後300日以内に誕生した子は前夫の子」と規定する民法772条を巡り「今の夫の子なのに」と疑問の声が広がっている。離婚・再婚の増加など、法律ができた当時は予想しなかった社会の変化が背景にある。5年前、自治体側の改正要望に応じたいと答えた法務省も、ここへ来てようやく実態調査に乗り出した。規定に触れるケースは一般化しているのか、それとも特異なのか。そこが法改正や運用見直しの方を決めるポイントになりそうだ。

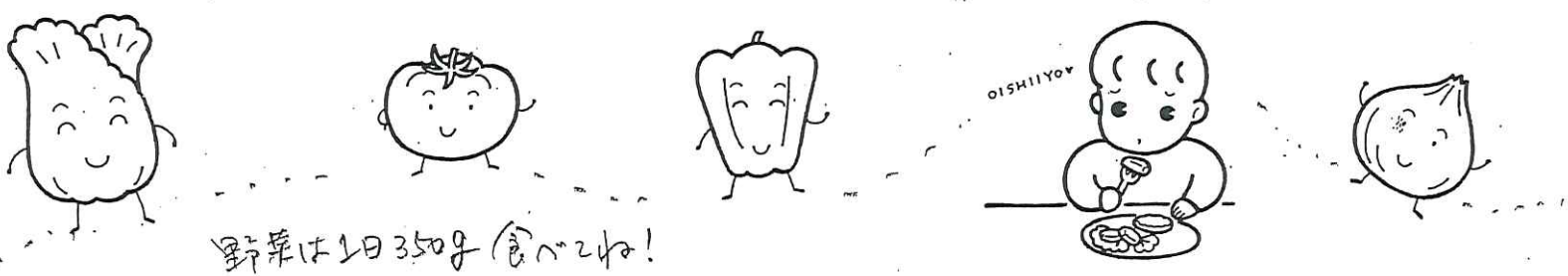
「実態が分かっている場合には、夫婦関係いかに着目する」。法務省の姿勢を批判するのに対し、規定は離婚直後は、枝野幸男・衆議院議員の妊娠でも前夫の子だ。（民主）。弁護士でもあり、否定的には、前夫の協力を得て裁判をしなければならぬ。枝野議員は昨年3月15日、法務委員会での問題をとりあげていた。結め寄る枝野議員に、「離婚に至る大部分のケースで、別居が先行し」「指摘のような事情は特異なケースだと思ふ。」

誰が父親になるかは相違などの問題に直結するため、300日規定は、父親を法的に明確にする目的で設けられた。婚姻中に妊娠したことがはっきりしていれば夫が父親で、離婚前の妊娠なら前夫を父親とするという「親子推定」を明文化したものだ。ただ、現代では、離婚前に夫婦が長く別居していたり、離婚後に新たな男女関係が生じることが珍しくない。ところが規定では、妻が夫以外の男性の子を出産したことが明確でも「夫の子」とされてしまうケースが起る。

「DNA鑑定で、親子関係がはっきりしていれば、早産だった。当事者がそう訴えても、裁判を勧める」「しゃべり定規な自治体の対応に、多く

自治体対応に疑問の声  
誰が父親になるかは相違などの問題に直結するため、300日規定は、父親を法的に明確にする目的で設けられた。婚姻中に妊娠したことがはっきりしていれば夫が父親で、離婚前の妊娠なら前夫を父親とするという「親子推定」を明文化したものだ。ただ、現代では、離婚前に夫婦が長く別居していたり、離婚後に新たな男女関係が生じることが珍しくない。ところが規定では、妻が夫以外の男性の子を出産したことが明確でも「夫の子」とされてしまうケースが起る。

「DNA鑑定で、親子関係がはっきりしていれば、早産だった。当事者がそう訴えても、裁判を勧める」「しゃべり定規な自治体の対応に、多く



野菜は1日350g食べよう!

### 生活保護費

2006  
11.30 朝日

# 母子加算3年で廃止

## 総額400億円削減

厚生労働省は29日、国費ベースで約2兆円の生活保護費を来年度予算で400億円削減する方針を固めた。一人親の家庭の給付に一律上乗せしている「母子加算」を3年で段階的に廃止する。また、持ち家に住んで生活保護を受けているお年寄りに対する支給をやめ、自宅を担保に生活資金を貸し付ける「リバースモーゲージ」制度を導入するなどして、国庫負担を削減する。04年度から段階的に廃止された高齢加算に続き、母子加算も廃止されることになり、「最後のセーフティーネット」のあり方が問われてきた。

社会保障費は07年度予算の概算要求基準（シーリング）で、7700億円の自然増を2200億円の抑制することが決まっている。同省は生活保護で400億円削減し、失業給付に充てる雇用保険の国庫負担の半減で1800億円削減（そのうち1000億円削減）を計2200億円の減額の達成を見込んでいる。

「加算は必ずしも妥当である」とは言えないと判断。母子加算は現在、約9万1千世帯に支給されている収入減になる影響を避けるために、3年かけて段階的に減らす方針だ。母子加算は現在、約9万1千世帯に支給されている収入減になる影響を避けるために、3年かけて段階的に減らす方針だ。

「加算は必ずしも妥当である」とは言えないと判断。母子加算は現在、約9万1千世帯に支給されている収入減になる影響を避けるために、3年かけて段階的に減らす方針だ。

「加算は必ずしも妥当である」とは言えないと判断。母子加算は現在、約9万1千世帯に支給されている収入減になる影響を避けるために、3年かけて段階的に減らす方針だ。

厚生労働省は29日、国費ベースで約2兆円の生活保護費を来年度予算で400億円削減する方針を固めた。一人親の家庭の給付に一律上乗せしている「母子加算」を3年で段階的に廃止する。また、持ち家に住んで生活保護を受けているお年寄りに対する支給をやめ、自宅を担保に生活資金を貸し付ける「リバースモーゲージ」制度を導入するなどして、国庫負担を削減する。04年度から段階的に廃止された高齢加算に続き、母子加算も廃止されることになり、「最後のセーフティーネット」のあり方が問われてきた。

### 豊島区の事件を思い出します。あれから約20年...

## その男を20年「誰も知らない」

埼玉県鳩ヶ谷市で窃盗などの疑いで逮捕された公判中の男(20)が、戸籍がないまま20年間過ごし、小中学校にも通っていないことが分かった。市は慌てて戸籍を取らせ、教育の機会を与えようと動き始めた。

埼玉県鳩ヶ谷市で窃盗などの疑いで逮捕された公判中の男(20)が、戸籍がないまま20年間過ごし、小中学校にも通っていないことが分かった。市は慌てて戸籍を取らせ、教育の機会を与えようと動き始めた。

20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

肩が出ていないことが発覚した。20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

肩が出ていないことが発覚した。20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

肩が出ていないことが発覚した。20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

肩が出ていないことが発覚した。20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

肩が出ていないことが発覚した。20歳なのに難しい漢字が読めない。友だちもいない。近所の人は、漫画雑誌を脇に挟んで歩く姿をよく見かけたという。男は求職中の父(64)とパート勤めの母(51)、無職の姉(32)の4人家族。アニメが好きで、調べに対し「小さい子が好

### アメリカ、二人は社会で産めるの?

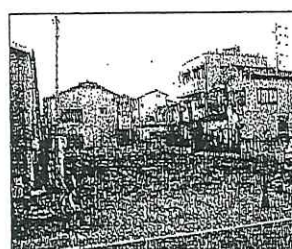
2006.12.12 朝日

## 乳幼児手当一律1万円

政府は11日、「新しい少子化対策」の目玉となる乳幼児(0〜2歳)への児童手当の加算について、第1子と第2子の支給額を、現在の月5千円から1万円に引き上げる方針を固めた。07年度から実施する。第3子以降は現行の月1万円のままである。中高年の離職者を受け付けている障害者の医療費について、国庫負担の少ない障害者自立支援法による自立支援医療からの支給を優先させることで、国費を軽減することになる。このほか、生活保護を

## 母「借金に追われ 出生届断念」

母「借金に追われ 出生届断念」 逮捕で判明



鳩ヶ谷市で、渡辺亨す。

母「借金に追われ 出生届断念」 逮捕で判明

鳩ヶ谷市で、渡辺亨す。

鳩ヶ谷市で、渡辺亨す。

鳩ヶ谷市で、渡辺亨す。

# 論

態の中、職場などでは旧姓を用いる通称使用の普及が進んだ。今、改めて法制化の是非について聞いた。

【構成・望月麻紀】  
(題字は書家・貞政少登氏)

## 日本学術会議が代理出産議論へ

### 政府要請を受けて

政府は30日、代理出産を中心とする生殖補助医療のあり方について、日本学術会議(金沢一郎会長)に審議を要請した。同会議は、代理出産の是非などについて幅広く議論する予定で、年内に委員会の設置を目指し、1年をめどに見解をとりま

とめたい考えだ。政府はこうした議論などを踏まえ、法制化が必要かどうか検討する。生殖補助医療をめぐる技術の急速な進歩にルール作りが追いつかず、混乱が広がっている。タレントの向井亜紀さん夫婦が米国人女性に

依頼した代理出産で生まれた双子について、東京都品川区が出生届を受理するかが最高裁で審理されているほか、10月には、長野県の50代後半の女性が「孫」を代理出産していたことも判明した。

のものは是非や、生まれた子供の法的な取り扱いなどが議論される見通し。医療や法律の専門家だけでなく、法学や哲学、生命倫理や産科医、小児科医らの学識経験者で幅広く議論する。

2006/1/1 朝日

## 同性愛パートナーも母

カナダの判決 画期的判決

【ニューヨーク時事】カナダ・オンタリオ州の控訴裁判所(州最高裁)は、男児(5)の実母の同性愛パートナーにも母親としての地位を認める判決を出した。これにより男児は、実母とそのパートナーの女性、実父の計3人を同時に法律上の親に持つことになった。

カナダでは、女性の同性ボクの親は3人愛カップルと、カップルの片方に精子を提供した男性の3人が共同で養育に当たるとする新たな「家庭」が現れ始めている。今回の判決は、こうした関係にある3人全員の親権を認める画期的な守判例となった。ただ、保守派からは、法律上の親が際限なく増える恐れがあると、非難する声が上がっている。



## 夫婦別姓の法制化

東北大学教授 沼崎 一郎氏



—手塚耕一郎写す

## 格差解消に絶対必要

企業の正社員といった一部の特権と化している。夫婦別姓でも格差問題が生じているわけで、非正規雇用の増加とともに拡大傾向にある。これは法制化を避けてきた政治家の責任だ。格差解消には民法改正が

ない。これも差別だ。「家族が崩壊する」という反対意見は減っている。01年の内閣府の調査では、過半数の人が「夫婦別姓は家族の一体感に影響しない」と答えた。一人っ子同士の結婚の場合など、親の姓や位はいを継ぐ必要から

## 進む通称使用特権化

夫婦別姓の戸籍を求めるカップルも多い。「家と先祖を大事にする」ためにも民法改正が必要なのだ。子供への影響を心配する声はあるが、姓の違いで親子の情が薄れるわけではなく、「子供がかわいそう」というのは、違いを認めない日本社会の「いじめ」の発想そのもので、夫婦別姓を選ばないカップルへの脅しであり、人権侵害だ。氏名は個人の基本的権利なのだから、子供の姓は出生時に決め、15歳で子供自身が

ぬまざき・いちろう 文化人類学者。95年以来、夫婦別姓選択制と婚外子差別撤廃を求め民法改正運動に参加。

法制審議会が1996年に夫婦別姓導入の民法改正案を答申して11年。自党内の根強い反対で政府案提出は見送られ、超党派議員による立法も繰り返し廃案となっている。こうした棚上げ状

夫婦別姓に賛成するかどうかは、法が理想とする家族像をどのようなものとするべきかという価値観の違いによるだろう。現行の家族法が予定する家族とは「同じ姓、そして法的手続きにより夫婦となったもの」とその間にできた子供」である。私が夫婦別姓に反対する理由は、夫婦別姓は家族としてのきずなや一体感を弱め、法律婚と事実婚の違いを表面的になくし、ひいて

自民党衆院議員 稲田 朋美氏



—馬場理沙写す

## 家族の一体感弱める

は「夫一人の婚姻制度を破壊することにつながるからだ。法律婚と事実婚としての内縁と重層的なうちに違法な内縁」の垣根が失われれば、現行の婚姻制度そのものが崩壊する。これは法が理想とする家族像の破壊である。

社会生活上の不便については通称使用の拡大で解決すればよい。

私も5年間弁護士活動をしていた後に結婚した。当時、通称を使わずに夫の姓に変な家族の姿に価値を見いだ

## 例外の法的保護不要

してはいない。夫婦別姓を推進している人は「すべての人に別姓を強いるものではない」というが、例外のために原則論を曲げることが問題なのである。「氏名は人格権」という主張はつまるところ、カナダであろうが、ローマ字であろうが、自分勝手に姓を登録できることに行き着く。子供が親の姓に拘束されるのも、「人格権」の侵害だといえる。多様な価値観を突き詰めて、同性婚、一夫多妻、

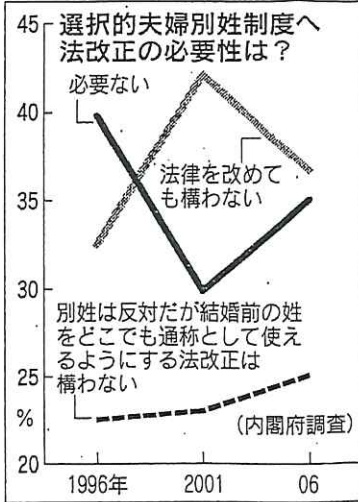
いなだ・ともみ 早大卒。弁護士。05年福井1区で初当選。党新人議員でつくる「伝統と創造の会」会長。47歳。

# 夫婦別姓 反対派増える

夫婦が希望すれば結婚前の姓を名乗れる「選択的夫婦別姓」をめぐる内閣府の世論調査で、制度導入のための法改正は「必要ない」とする反対派は三五・〇%で、五年前の前回調査より増えたことが二十七日、明らかになった。「構わない」と答えた容認派は逆に三六・六%まで減り、賛否がほぼ拮抗(きっこう)した。二十一歳代を中心に慎重論が増えた。

## 法改正に賛否拮抗

2007 1.28 日程  
内閣府が世論調査



法務省、改正に慎重  
選択的夫婦別姓の導入は、前回調査で容認が反対を逆転。その差も一〇%以上あったが、反対派が今回五・一%増え、容認派は五・五%減ったため一気之差が縮まった。世論はまだ大きく分かれている状況をつかがわせた調査結果に、法務省は「直ちに夫婦別姓を導入する民法改正案を提出する状況ではない」との見解を表明した。

内閣府がこの日発表した「家族の法制に関する世論調査」は昨年十一月二十三日～十二月十日に、全国の成人男女五千人を対象に実施した。回収率は五五・三%。調査は選択的夫婦別姓について①夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきで法改正の必要はない②希望すれば結婚前の姓を名乗れるよう法改正しても構わない③夫婦は同じ姓を名乗るべきだが、結婚前の姓を通称としてどこでも使えるようにする法改正は構わない④わからないの四項目から一つ選んでもらった。

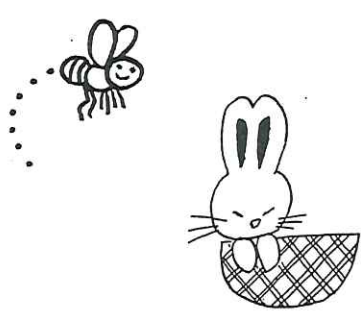
●「子に悪影響」懸念  
①の反対派と②の容認派の差が縮む一方、③の反対だが通称として広く使える法改正は容認する人は二五・一%と二・一%増加。少しずつだが増加傾向にある。夫婦別姓については六六・二%が「子どもに好ましくない影響がある」と回答、「影響ない」の三〇・三%を上回った。容認派のなかで、実際に制度が導入されたら別姓を希望すると回答したのは二〇・九%だった。

●30代女性、容認急落  
年代別にみると二十歳代では容認派が四四・四%。反対派が二一・三%と差があるが、前回調査と比べると、容認が七・四%減り、反対が七・七%増えた。この傾向は三十歳代も同様。特に三十代女性が相対できる金額を嫡出子の二分の一とする現行制度は「変えない方がよい」が四一・一%と同額にすべきの二四・五%を大幅に上回った。

一方、非嫡出子に関する質問で、「法制度面で不利な取り扱いをしてはならない」と答えた人が五八・三%と、同じ質問をした前回より三・八%増えた。だが非嫡出子が相続できる金額を嫡出子の二分の一とする現行制度は「変えない方がよい」が四一・一%と同額にすべきの二四・五%を大幅に上回った。

調査結果について、久慈講師は「親を知りたいという子どもの気持ちに理解を示すものの、(遺伝上の親を知らせたくないとする)親や、精子・卵子の提供者の立場で考える意見が目立つ」と話している。日本では第三者が提供する精子で人工授精が行われることが多く、日本産科婦人科学会の指針で提供者は匿名扱い。二〇〇三年に厚労省の生殖補助医療部会がまとめた報告書は、子どもに親を知る権利を認めている。英国などでは、第三者提供の精子・卵子を使って生まれた子どもにも遺伝上の親を知る権利を法律で認めている。

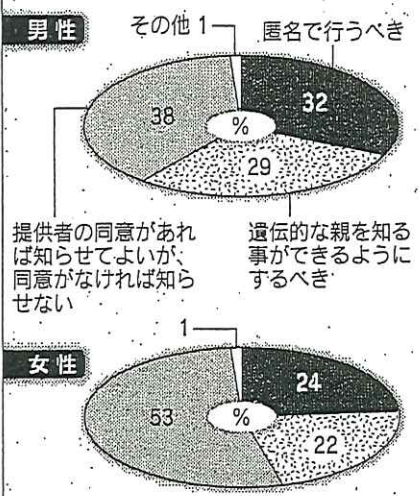
4ページのMネットの分析を讀めば、なぜこんな数字になったかわかります。生活実感からは別姓にも賛否あり



第三者の精子や卵子を使った不妊治療に対する意識調査を、厚生労働省の研究班がまとめた。自分がこの治療で生まれた子どもなら、遺伝的な親を知りたいとの回答は男女とも六〇%を超え、一方、子どもに無条件で遺伝上の親を知る権利を認めるべきだとの意見は男女とも二〇%以下で、複雑な心境をつかがわせる結果となった。

## 第三者の精子・卵子で不妊治療

不妊治療での精子・卵子提供は匿名がよいか(厚生労働省研究班の調査結果)



「自分が提供精子の子どものなら遺伝的な親を知りたい」との質問に、「知りたい」と答えた男性は六六%、女性は六五%で、提供

「精子・卵子提供は匿名がよいか」との質問では、「提供者の同意があれば知っても男性三二%、女性二四%を知らせたくないとする」が、同意がなければ「子どもが遺伝的

「子に親知る権利を」20%台

調査結果について、久慈講師は「親を知りたいという子どもの気持ちに理解を示すものの、(遺伝上の親を知らせたくないとする)親や、精子・卵子の提供者の立場で考える意見が目立つ」と話している。日本では第三者が提供する精子で人工授精が行われることが多く、日本産科婦人科学会の指針で提供者は匿名扱い。二〇〇三年に厚労省の生殖補助医療部会がまとめた報告書は、子どもに親を知る権利を認めている。英国などでは、第三者提供の精子・卵子を使って生まれた子どもにも遺伝上の親を知る権利を法律で認めている。



# 住基ネット個人選択

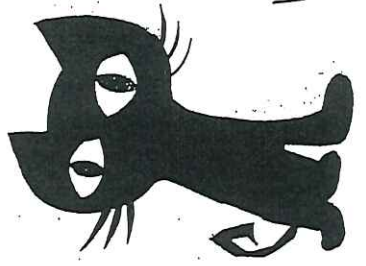
2006.12.12 朝日

## 上告断念の箕面市検討

住基基本台帳ネットワーク(住基ネット)を巡る訴訟で、原告住民の住基ネットの削除を命じた大阪高裁判決を受け、上告断念を決めた大阪府箕面市の藤原純一市長は11日、ネットの参加を断念する個人と異なる「選択制」の導入に向け、前向きに検討する意向を明らかにした。原告以外の市民からネット削除を求められた場合に実現できるよう、法律などの専門家による検討会を設け、不参加を個人と異なる「選択制」の導入に向け、前向きに検討する意向を明らかにした。原告以外の市民からネット削除を求められた場合に実現できるよう、法律などの専門家による検討会を設け、不参加を個人と異なる「選択制」の導入に向け、前向きに検討する意向を明らかにした。原告以外の市民からネット削除を求められた場合に実現できるよう、法律などの専門家による検討会を設け、不参加を個人と異なる「選択制」の導入に向け、前向きに検討する意向を明らかにした。

ネットシステムの専門識者らから構成、年内の立ち上げを目指し、月10回以上のペースで会議を重ねる。同市では、大阪高裁判決以降、住基ネットが窓口で自らネット削除を求めているという。住基ネットを巡っては、箕面市が02年8月、移働時に本人確認情報を通知する市民選択制(通称・横浜方式)を導入した。しかし、今年6月には金銭参加を決め、88万人分のデータを送信している。(木田慶夫)

DO-naru  
noka  
nyan?



住基基本台帳ネットワーク(住基ネット)は、どこまで安全なのか。11日あった名古屋高裁金沢支部判決は、住基ネットを巡るトラブルの具体例を示しながら、同ネット自体の危険性を否定した。一方、11日の大阪高裁判決は、差別を禁じた上で危険性を認めた。判断は分かれたが、住基基本台帳カード(住基カード)の不正取得など同ネットをめぐる被害が相次いでいる事態は否定されなかった。国の使途が一方的に拡大し、市民は透視されない同ネットの現状が問われている。

## 続く流出・悪用の危険

今年3月、北海道斜里町の町職員の私有パソコンから、住基ネット端末の接続パスワードなどがファイル交換ソフト「ワイイー」を通じてネットに流出した。昨年4月、12月、北海道帯広市の嘱託職員が、住基基本台帳の情報が入ったパソコンを業務以外で閲覧した。各県高裁金沢支部判決は、これらの例を取り上げたら、一端で、末端での例外的な事例で、制度的欠陥を不手ぬかりなく(住基ネットに)具体的危険性があるとはいえないと判断した。一方、11日の大阪高裁判決は、防衛庁が個人情報に利用するため、一部自治体から同ネットに登録された本人確認情報以外の健康状態「職業」などの情報も受け取る取り決めをしていた例を挙げた。金沢支部判決とは逆に「住基ネットが際限なく悪用される危険性が具体的に存在すること」をめぐり、住基ネット自体の危険性を指摘した。いずれの判決も、同ネットを巡るトラブルが全国で相次いでいることを認めているが、個々の事例の危険性をどう評価するか判断が分かれた。今年10月、兵庫県三田市に住む女性になりすました別の女が、女性の住基カードを盗み、住基ネットを巡るトラブルが全国で相次いでいることを認めているが、個々の事例の危険性をどう評価するか判断が分かれた。今年10月、兵庫県三田市に住む女性になりすました別の女が、女性の住基カードを盗み、住基ネットを巡るトラブルが全国で相次いでいることを認めているが、個々の事例の危険性をどう評価するか判断が分かれた。

所を勝手に大阪市に移して同市から住基カードを取得。カードで女性名義の銀行口座が解約され、現金約10万円が引き出された。総務省によれば、住基カードが発行された03年8月の翌年の04年末時点で窓口で転入・転出届が出される際、運転免許や旅券など写真付きの証明書で身分確認をしていない市区町村が全国で約7割に上った。事態を憂ぐみた同省は05年2月、写真付き証明書を提示させるよう指示。だが、高齢者や女性は写真付きを持っていない人が多く、現金通帳や社印証などの代用を認めている。三田市では写真がない証明書の場合は、2歳以上の書類を本人確認をしているが、女は診察券やクレジットカードなどのシットカードでごまかされた。「書きかかれたら身元確認は難しい」と同市担当者は困惑する。05年3月の大阪府大東市のケースでは、同市内の男性が、現金通帳を通じて親類によって身分確認として使われ、だまされられた住基カードで消費者金融から現金を引き出された。カード1枚で他人になりすますることもできるネット社会。被害は後を絶たない。

## 割れた司法評価

# 住基ネット問う安全

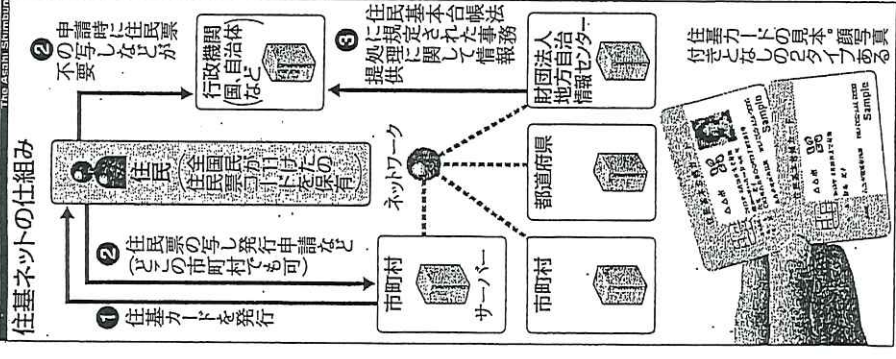
## 時時刻刻

住基ネットは国の事務の効率化と市民の利便性を目的に導入され、03年8月から住基カードの交付が始まった。「身分証に使える」「全国どこでも住基票が取得できる」などが総務省のうたい文句だった。年間費用140億~180億円、初期費用として39億円がかかっている。一方、総務省所管の財団法人「社会経済生産性本部」の専門委員会は今年5月、住基ネットの効用をまとめ、「国民・行政に年間188億円のペネタット(利益)」として発表している。住基票の写しの省略、郵送のオンライン化、住基票の広域交付などで行政事務が簡素化され、市民・行政双方の削減効果は年間計188億円、節約できる時間は1.1万時間になると試算した。

住基基本台帳ネットワーク 住基ネットに付いた住基票コードを付いた氏名・生年月日・性別・住所これらの最新履歴情報や全国すべての自治体で取り出せるようネットワークをつないだシステム。住基票の写しが全国どの自治体でも取れるなどの住基サービスの向上と行政事務の効率化が主目的で、02年8月から稼働している。

利用が順調に拡大すれば、数年後には9.1億戸になり、うち64.9億戸を市民に還元できるという。「現在でも費用はほぼまかなえている」と専門委員は誇りの数字を並べている。しかし、住基カードを取得する数は伸び悩んでいる。06年5月現在の発行枚数は15万枚と全国民の0.7%に過ぎない。当初、住基カードの初年度発行率は1%程度、その後毎年2%ずつ増えることを想定していた長野県は03年12月の本人確認情報保護委員会、初年度0.3%、その後の伸びも年0.3%に下方修正する再試算を示した。政府の試算通りに利用が拡大するかどうかは未知数だ。ネットに登録された個人情報を使う事務の数は拡大している。風や自治体がどんな事務で使うかは住基基本台帳法(住基法)で定められている。住基法が改正され、住基ネットの導入が決まった99年、想定していた事務数は約90万だった。今年6月現在では299に増えた。今年10月からは、社会保険庁が同ネットを年金支給書の「現況確認」に使った。これまでは年約2600万枚のはがきを送り、返信者に送り返してもらうことで確認していたが、同ネットを活用することで戸籍や住基票が採集された直後に市区町村を通じて把握でき、時間差による漏れがなくなる。一方、中止に追い込まれた例もある。今年10月末、外務省が導入していた旅券のオンライン申請のシステムがストップした。

住基カードがあれば自宅でも申請可能とのふれこみで、04年3月から運用が始まり、約40億戸が使われた。しかし、カード読み取り機などの購入が必要だったため、05年度末の申請件数は延べ1333件にとどまった。1件あたり1千円以上かかった計算となり、財務省から「無駄遣い」と指摘された。大阪高裁判決は、行政機関が扱う事務が増えるほど個人情報や住基票コードに合わせて集積する「データマッチング」の危険性が高まることを指摘した。名古屋高裁金沢支部判決はこの点について、住基法などが個人情報の目的外利用や不正目的での取集を禁じているとして、データマッチングの具体的な危険性はないとの判断を示した。住基ネットは安全なのか。判断は最高裁に委ねられた。



| 住基ネットをめぐる主な訴訟の結果 | (A) | (B) |
|------------------|-----|-----|
| 04年2月27日 大阪地裁    | ×   | ○   |
| 05年5月30日 金沢地裁    | ×   | ○   |
| 06年2月3日 名古屋地裁    | ×   | ○   |
| 10月14日 福岡地裁      | ×   | ○   |
| 06年2月9日 大阪地裁     | ×   | ○   |
| 3月20日 千葉地裁       | ×   | ○   |
| 4月11日 東京地裁       | ×   | ○   |
| 7月26日 和歌山地裁      | ×   | ○   |
| 9月29日 東京地裁       | ×   | ○   |
| 10月26日 名古屋地裁     | ×   | ○   |
| 11月9日 宇都宮地裁      | ×   | ○   |
| 11月30日 大阪高裁      | ×   | ○   |
| 12月1日 名古屋高裁      | ×   | ○   |
| 12月1日 名古屋高裁      | ×   | ○   |

○は原告勝訴、×は敗訴。(A)は(A)、(B)は(B)の控訴審

06/12/11  
12/7  
12/11  
あーさん 投稿された。

# 住基ネット訴訟大阪高裁判決 (要旨)

住基ネットを強制することに對し、憲法判断を示した30日の大阪高裁の判決要旨は次の通り。

●本人確認情報のプライバシー権性  
住基ネットの対象となる本人確認情報は、氏名・「生年月日」・「男女」の別及び「住所」の4情報に「住民票コード」を加え、及び「審査情報」を加えた情報である。

●行政目的の正当性及び必要性  
住基ネットは、本人確認情報や、市町村、都道府県及び国の機関等が共有することにより、住民基本台帳事務の広域化による住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを主要な行政目的とするものである。

●住基ネットによる憲法上の権利侵害の有無  
個人情報保護法は、当該個人情報を利用することについて「相当な理由がある」とは、本人の同意がなくとも、本人の目的以外の目的のために個人情報を利用した場合は、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、その限りでない。

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●本人確認情報のプライバシー権性  
住基ネットの対象となる本人確認情報は、氏名・「生年月日」・「男女」の別及び「住所」の4情報に「住民票コード」を加え、及び「審査情報」を加えた情報である。

●行政目的の正当性及び必要性  
住基ネットは、本人確認情報や、市町村、都道府県及び国の機関等が共有することにより、住民基本台帳事務の広域化による住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを主要な行政目的とするものである。

●住基ネットによる憲法上の権利侵害の有無  
個人情報保護法は、当該個人情報を利用することについて「相当な理由がある」とは、本人の同意がなくとも、本人の目的以外の目的のために個人情報を利用した場合は、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、その限りでない。

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

# 住基ネット石川訴訟控訴審判決 (要旨)

住基ネット石川訴訟で、住居側に逆転敗訴を言い渡した11日の名古屋高裁控訴部の判決要旨は次の通り。

●プライバシー権の侵害の有無  
本人確認情報に関して、事務処理を行うことは、住基法の規定に基づき、本人確認情報処理を定めた同法の改正法が有効なものであるかまぎら運法である。

●本人確認情報の濫用  
住基ネットとその変更情報を除いた氏名、住所、生年月日及び性別の4情報とこれらの変更情報は、それ自体では個人の人格、思想、信条、良心等の内心に對する尊厳に對する侵害、表見、集会等の私生活上の行動に關する情報ともいえない。

●感謝請求権の有無  
普通地方公共団体の長は、当該団体の事務を管理し執行する権限を有し、地方自治法147条、148条、それら執行例等に基づいて行うべき職務を負っているものである。

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●本人確認情報の濫用  
住基ネットとその変更情報を除いた氏名、住所、生年月日及び性別の4情報とこれらの変更情報は、それ自体では個人の人格、思想、信条、良心等の内心に對する尊厳に對する侵害、表見、集会等の私生活上の行動に關する情報ともいえない。

●感謝請求権の有無  
普通地方公共団体の長は、当該団体の事務を管理し執行する権限を有し、地方自治法147条、148条、それら執行例等に基づいて行うべき職務を負っているものである。

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

●必要限度「相当な理由」等の要件の有無  
行政機関が自ら判断するのであるから、実際には、実効性のある利用

## 大阪高裁の違憲判決と名古屋高裁金沢支部の不当判決

◆住基ネット石川訴訟の主な争点と認定

| 争点              | 住民側  | 県側   | 高裁判決                                     | 1審判決                                     | 控訴審判決                                    |
|-----------------|--|--|--|--|--|
| 自己情報コントロール権     | 憲法13条に基づき、個人情報をコントロールする権利は、重要な権利として認められるべきである。 | 住基ネットの運用は、行政目的の達成に必要であり、個人の権利を過度に侵害するものではない。 | 自己情報コントロール権は、憲法13条に保障される権利として認められるべきである。 | 自己情報コントロール権は、憲法13条に保障される権利として認められるべきである。 | 自己情報コントロール権は、憲法13条に保障される権利として認められるべきである。 |
| 本人確認情報の重要性      | 本人確認情報は、個人の権利利益を保護するために必要である。                  | 本人確認情報は、行政事務の効率化を図るために必要である。                 | 本人確認情報は、個人の権利利益を保護するために必要である。            | 本人確認情報は、個人の権利利益を保護するために必要である。            | 本人確認情報は、個人の権利利益を保護するために必要である。            |
| プライバシー権の侵害      | 住基ネットの運用は、個人のプライバシー権を侵害するものである。                | 住基ネットの運用は、個人のプライバシー権を侵害するものではない。             | 住基ネットの運用は、個人のプライバシー権を侵害するものである。          | 住基ネットの運用は、個人のプライバシー権を侵害するものである。          | 住基ネットの運用は、個人のプライバシー権を侵害するものである。          |
| 行政目的の正当性        | 行政目的の正当性は、個人の権利利益を保護するために必要である。                | 行政目的の正当性は、行政事務の効率化を図るために必要である。               | 行政目的の正当性は、個人の権利利益を保護するために必要である。          | 行政目的の正当性は、個人の権利利益を保護するために必要である。          | 行政目的の正当性は、個人の権利利益を保護するために必要である。          |
| 必要限度「相当な理由」等の要件 | 必要限度「相当な理由」等の要件は、個人の権利利益を保護するために必要である。         | 必要限度「相当な理由」等の要件は、行政事務の効率化を図るために必要である。        | 必要限度「相当な理由」等の要件は、個人の権利利益を保護するために必要である。   | 必要限度「相当な理由」等の要件は、個人の権利利益を保護するために必要である。   | 必要限度「相当な理由」等の要件は、個人の権利利益を保護するために必要である。   |

# 婚差会の主な歩み

1979年 3月31日 グループせきらん『女エロスNo.12 婚姻制度の呪縛を解け』（社会評論社）発行

1982年 春 婚外子差別と闘う会（婚差会）発足

1982年10月31日 抗議集会「知っていますか？『非嫡出子』差別」 大阪市立労働会館（主催・婚差会）

1983年 5月29日 集会「結婚を考える～戸籍にあらわれた子どもの差別」  
大阪府立婦人会館（主催・婚差会、子どもの人権を考える会）

1984年11月25日 女の祭り コント上演「出生届の窓口闘争」 大阪市港区民ホール

1987年 5月10日 集会「女にとっての戸籍を考えよう」 大阪市立婦人会館（主催・婚差会）

1988年 3月 6日 国際婦人デー第3回あなたが作る女のフェスティバル分科会（4グループ共催）  
討論「婚姻制度・戸籍・国籍」 京都市社会教育総合センター

1988年 5月28日 「養子と里親を考える会」の例会で報告 東京・本郷

1988年 9月23日 トーク&ディスカッション「こんなものいらない！ 婚姻届，認知届そして戸籍」  
神戸市立生田文化会館（主催・婚差会神戸グループ）

1989年 3月 5日 国際婦人デー第4回あなたが作る女のフェスティバル分科会（婚差会）  
話しあい会「こんなものいらない・戸籍」 京都市社会教育総合センター

1989年11月 3日 討論集会「ちょ・ちょっと待って！夫婦別姓 婚外子差別はどうなるの？」  
大阪市立労働会館（主催・婚差会）

1990年 2月12日 「戸籍が奪う子どもの人権 2・12集会～父性の押しつけと子どもの人権を考える」  
神戸六甲青年学生センター  
→この後、婚差会神戸グループは「民法と戸籍を考える女たちの連絡会(みこれん)」に

1990年 3月11日 国際婦人デー第5回あなたが作る女のフェスティバル分科会（婚差会）  
ビデオ上映と講演・討論会「スウェーデンの婚外子と“婚姻”」京都市社会教育総合センター

1991年 7月 6日 集会「非嫡出子続柄裁判不当判決に抗議する—『夫婦別姓』裁判だったの?!」  
大阪市立労働会館（主催・婚差会）

1992年 2月 婚差会メンバーが中心となり『非婚を生きたい』（青木書店）発行

1992年 3月8日 国際婦人デー第7回あなたが作る女のフェスティバル分科会（婚差会）  
報告学習討論集会「子どもの権利条約完全批准を！～民法はこのままでいいのか、  
非嫡出子差別の完全撤廃に向けて」 京都市社会教育総合センター

1993年3月28日 国際婦人デー第8回あなたが作る女のフェスティバル  
メインシンポジウム「天皇の軍隊に犯された女達 “従軍慰安婦問題”  
——性と生を奪う戸籍制度」（婚差会） 京都市社会教育総合センター

1994年3月6日 国際婦人デー第9回あなたが作る女のフェスティバル分科会  
「非婚の母・婚外子の差別のいま—国際状況と日本政府の対応—」  
(婚差会・児扶連大阪・みこれん共催) 京都市生涯学習総合センター

1994年5月29日 学習会「戸籍コンピュータ化を考える—佐藤文明さんを迎えて」  
大阪市立女性いきいきセンター「クレオ大阪北」

1995年3月 国際婦人デー第10回あなたが作る女のフェスティバル分科会（婚差会）  
「『認知』と子どもの親を知る権利～現行認知制度の問題点と改正の方向」  
京都市生涯学習総合センター

1995年9月16日 「それでも婚外子差別相続法は違憲だ！—法定相続分の差別撤廃に向けて」集会  
大阪府立女性総合センター「ドーンセンター」

1995年12月10日 「12・10集会—児童扶養手当の差別の重層性—  
『認知』で子どもを分けるな！児童扶養手当は生存権保障です。」  
阿倍野市民学習センター（児扶連大阪・婚差会・SMF・永井訴訟ら4団体共催）

1997年7月27日～  
1999年12月4日 「21世紀親子法へ」読書会を皮切りに、親子法連続学習会（計21回）

1999年6月19日 佐藤隆夫氏講演会「これからの親子法～血縁原理を超えて」  
阿倍野市民学習センター（主催・婚差会）

1999年9月23日 民法改正ネットワーク「夫婦別姓・婚外子差別ホットライン」に参加（大阪市内）

2000年8月 婚差会ホームページを立ち上げる

2001年4月21日 緊急集会「婚外子生まれ！ 民法改正から婚外子差別撤廃を落とすな！！」  
茨木市立男女共生センター ローズWAM（主催・婚差会）  
→集会で集めたメッセージを小冊子にして全国会議員に送付

2001年5月末 シングルマザー・セクハラ裁判原告「時任玲子さんを支援する会」を婚差会中心に結成

2002年8月31日 「いよいよ控訴審！ 当事者の声にもう一度耳を傾けよう！  
シングルマザー・セクハラ裁判を考える会」ドーンセンター（支援する会・婚差会主催）